

パブリックコメント用

(案)

阿賀野市地域防災計画

令和2年 月全部改定

阿賀野市防災会議

目 次

風水害対策編	1
第1章 総則	3
第1節 計画策定の趣旨等	3
第2節 住民及び企業等、地域、市、県並びに防災関係機関の責務と処理すべき 事務又は業務の大綱	6
第3節 阿賀野市の自然条件	15
第4節 阿賀野市の社会的条件	18
第5節 阿賀野市の既往の主な災害	23
第2章 災害予防	27
第1節 防災教育計画	27
第2節 防災訓練計画	30
第3節 自主防災組織育成計画	32
第4節 防災都市計画	34
第5節 集落孤立対策計画	36
第6節 建築物等災害予防計画	38
第7節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策	41
第8節 鉄道事業者の風水害対策	43
第9節 土砂災害予防計画	44
第10節 河川災害予防計画	46
第11節 農地・農業用施設等の災害予防計画	48
第12節 防災通信施設の整備と風水害対策	50
第13節 放送事業者の風水害対策	51
第14節 電気通信事業者の風水害対策	51
第15節 電力供給事業者の風水害対策	51
第16節 ガス事業者等の風水害対策	52
第17節 上水道事業者の風水害対策	53
第18節 下水道事業者の風水害対策	55
第19節 危険物等施設の風水害対策	58
第20節 火災予防計画	59
第21節 水防管理団体の体制整備	61

第 22 節	災害廃棄物処理体制の整備	63
第 23 節	救急・救助体制の整備	65
第 24 節	医療救護体制の整備	68
第 25 節	避難体制の整備	70
第 26 節	要配慮者の安全確保計画	78
第 27 節	食料・生活必需品等の確保計画	84
第 28 節	学校の風水害対策	87
第 29 節	文化財の風水害対策	91
第 30 節	ボランティアの受入体制の整備	93
第 31 節	企業等の事業継続	95
第 32 節	行政機関等の業務継続計画	97
第 3 章	災害応急対策	99
第 1 節	災害対策本部の組織・運営計画	99
第 2 節	職員の配備体制及び動員計画	111
第 3 節	防災関係機関の相互協力体制	116
第 4 節	気象情報等伝達計画	120
第 5 節	洪水予報、水防警報伝達計画	125
第 6 節	土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画	129
第 7 節	災害時の通信確保	131
第 8 節	被災状況等収集伝達計画	135
第 9 節	広報計画	137
第 10 節	住民等避難計画	142
第 11 節	避難所運営計画	147
第 12 節	避難所外避難者の支援計画	152
第 13 節	自衛隊の災害派遣計画	154
第 14 節	輸送計画	157
第 15 節	警備・保安及び交通規制計画	161
第 16 節	消火活動計画	164
第 17 節	救急・救助活動計画	167
第 18 節	医療救護活動計画	171
第 19 節	防疫及び保健衛生計画	174
第 20 節	こころのケア対策計画	177

第 21 節	児童・生徒等に対するこころのケア対策計画	178
第 22 節	災害廃棄物処理計画	180
第 23 節	トイレ対策計画	184
第 24 節	入浴対策計画	187
第 25 節	食料・生活必需品等供給計画	189
第 26 節	要配慮者の応急対策	193
第 27 節	学校における応急対策	197
第 28 節	文化財応急対策	203
第 29 節	障害物の処理計画	205
第 30 節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	208
第 31 節	愛玩動物の保護対策	211
第 32 節	災害時の放送	212
第 33 節	公衆通信の確保	213
第 34 節	電力供給応急対策	213
第 35 節	ガスの安全、供給対策	214
第 36 節	給水・上水道施設の応急対策	216
第 37 節	下水道施設の応急対策	221
第 38 節	危険物等施設の応急対策	224
第 39 節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	227
第 40 節	鉄道事業者の応急対策	229
第 41 節	土砂災害の応急対策	230
第 42 節	河川施設の応急対策	233
第 43 節	農地・農業用施設等の応急対策	236
第 44 節	農林水産業応急対策	239
第 45 節	商工業応急対策	243
第 46 節	応急住宅対策	245
第 47 節	ボランティアの受入計画	251
第 48 節	義援金の受入れ・配分計画	254
第 49 節	義援物資対策	255
第 50 節	災害救助法による救助	258
第 4 章	復旧・復興	265
第 1 節	民生安定化対策	265

第2節 融資・貸付・その他資金等による支援計画	267
第3節 公共施設等災害復旧対策	270
第4節 災害復興対策	272
震災対策編	277
第1章 総 則	279
第1節 計画策定の趣旨等	279
第2節 住民及び企業等、地域、市、県並びに防災関係機関の責務と処理すべき 事務又は業務の大綱	280
第3節 阿賀野市の自然条件と過去の地震災害	281
第4節 複合災害時の対策	283
第5節 地震被害の想定	285
第6節 緊急地震速報と地震情報	290
第2章 地震災害予防	293
第1節 防災教育計画	293
第2節 防災訓練計画	293
第3節 自主防災組織育成計画	293
第4節 防災都市計画	294
第5節 集落孤立対策計画	297
第6節 地盤災害予防計画	298
第7節 建築物等災害予防計画	301
第8節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策	305
第9節 鉄道事業者の地震対策	307
第10節 土砂災害予防計画	307
第11節 河川施設の地震対策	308
第12節 農地・農業用施設等の地震対策	310
第13節 防災通信施設の整備と地震対策	312
第14節 放送事業者の地震対策	313
第15節 電気通信事業者の地震対策	313
第16節 電力供給事業者の地震対策	313
第17節 ガス事業者等の地震対策	313
第18節 上水道事業者の地震対策	313

第 19 節	下水道事業者の地震対策.....	313
第 20 節	危険物等施設の地震対策.....	313
第 21 節	地震火災予防計画.....	314
第 22 節	災害廃棄物処理体制の整備.....	316
第 23 節	救急・救助体制の整備.....	317
第 24 節	医療救護体制の整備.....	317
第 25 節	避難体制の整備.....	317
第 26 節	要配慮者の安全確保計画.....	317
第 27 節	食料・生活必需品等の確保計画.....	317
第 28 節	学校の地震対策.....	317
第 29 節	文化財の地震防災対策.....	317
第 30 節	ボランティアの受入体制の整備.....	317
第 31 節	企業等の事業継続.....	319
第 32 節	行政機関等の業務継続計画.....	319
第 3 章	災害応急対策.....	321
第 1 節	災害対策本部の組織・運営計画.....	322
第 2 節	職員の配備体制及び動員計画.....	325
第 3 節	防災関係機関の相互協力体制.....	328
第 4 節	災害時の通信確保.....	328
第 5 節	被災状況等収集伝達計画.....	328
第 6 節	広報計画.....	329
第 7 節	住民等避難計画.....	331
第 8 節	避難所運営計画.....	334
第 9 節	避難所外避難者の支援計画.....	335
第 10 節	自衛隊の災害派遣計画.....	335
第 11 節	輸送計画.....	336
第 12 節	警備・保安及び交通規制計画.....	337
第 13 節	消火活動計画.....	337
第 14 節	救急・救助活動計画.....	337
第 15 節	医療救護活動計画.....	337
第 16 節	防疫及び保健衛生計画.....	337
第 17 節	こころのケア対策計画.....	337

第 18 節	児童・生徒等に対するこころのケア対策計画	337
第 19 節	災害廃棄物処理計画	338
第 20 節	トイレ対策計画	338
第 21 節	入浴対策計画	338
第 22 節	食料・生活必需品等供給計画	338
第 23 節	要配慮者の応急対策	338
第 24 節	建物の応急危険度判定計画	339
第 25 節	宅地等の応急危険度判定計画	342
第 26 節	学校における応急対策	344
第 27 節	文化財応急対策	348
第 28 節	障害物の処理計画	349
第 29 節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	350
第 30 節	愛玩動物の保護対策	350
第 31 節	災害時の放送	350
第 32 節	公衆通信の確保	350
第 33 節	電力供給応急対策	350
第 34 節	ガスの安全、供給対策	350
第 35 節	給水・上水道施設の応急対策	350
第 36 節	下水道施設の応急対策	351
第 37 節	危険物等施設の応急対策	351
第 38 節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	351
第 39 節	鉄道事業者の応急対策	351
第 40 節	土砂災害の応急対策	352
第 41 節	河川施設の応急対策	354
第 42 節	農地・農業用施設等の応急対策	354
第 43 節	農林水産業応急対策	354
第 44 節	商工業応急対策	354
第 45 節	応急住宅対策	354
第 46 節	ボランティアの受入計画	355
第 47 節	義援金の受入れ・配分計画	356
第 48 節	義援物資対策	356
第 49 節	災害救助法による救助	356

第4章 災害復旧・復興計画.....	357
第1節 民生安定化対策.....	357
第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	357
第3節 公共施設等災害復旧対策.....	357
第4節 災害復興対策.....	357

個別災害対策編

原子力災害対策	359
---------------	-----

第1章 総則	361
第1節 計画策定の趣旨等.....	361
第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	362
第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	364
第4節 用語の解説.....	368
第2章 災害事前計画.....	371
第1節 情報の収集・連絡体制の整備	371
第2節 緊急事態応急体制の整備.....	373
第3節 原子力災害に関する知識の普及啓発及び人材育成	374
第4節 屋内退避・避難体制の整備	375
第5節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	376
第3章 緊急事態応急対策.....	377
第1節 情報の収集・連絡・緊急連絡体制及び通信の確保	377
第2節 緊急事態応急対応.....	378
第3節 住民等への的確な情報伝達活動	379
第4節 屋内退避、避難、受入れ等の防護活動	381
第5節 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の採取、出荷制限.....	383
第6節 防災業務関係者の安全確保.....	384
第7節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	385
第4章 災害中長期対策.....	387
第1節 復旧・復興対応.....	387
第2節 被災者等の生活再建等の支援	388
第3節 産業等への支援.....	389

雪害対策	391
第1節 雪害対策総則.....	393
第2節 降雪等に関する特別警報・警報・注意報及び予報	396
第3節 職員の配備体制及び動員計画	397
第4節 建築物の雪害予防計画.....	398
第5節 電力・通信の確保計画.....	400
第6節 積雪期の交通確保計画.....	401
第7節 雪崩防止施設等の整備.....	403
第8節 雪崩事故の防止と応急対策.....	404
津波災害対策	407
第1節 総則	408
第2節 避難計画.....	410
第3節 災害応急対策.....	411
航空機事故災害対策	413
第1節 航空機事故災害予防計画.....	415
第2節 航空機事故災害応急対策.....	416
鉄道事故災害対策	419
第1節 鉄道事故災害予防計画.....	421
第2節 鉄道事故災害応急対策.....	422
道路事故災害対策	425
第1節 道路事故災害予防計画.....	427
第2節 道路事故災害応急対策.....	428
大規模火災対策	431
第1節 大規模火災予防計画.....	433
第2節 大規模火災応急対策.....	433
その他の災害対策	435
第1節 危険物等事故災害予防計画.....	437
第2節 危険物等事故災害応急対策.....	438

風水害対策編

第 1 章 総則

第 1 節 計画策定の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下本編において「法」という。）第 42 条の規定に基づき阿賀野市防災会議が策定する阿賀野市地域防災計画のうち、風水害に関する計画であり、本市地域における風水害の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

なお、阿賀野市地域防災計画は、本編の「風水害対策編」、「震災対策編」、「個別災害対策編」及び「資料編」で構成する。

3 関連計画との整合

この計画は、本市地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、県の策定する「新潟県地域防災計画風水害対策編」や「新発田地域振興局地域整備部水防計画」、指定行政機関の長又は指定公共機関が策定する「防災業務計画」等の他の計画との整合を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

5 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整えるものとする。

6 複合災害への配慮

(1) 複合災害への備えの充実

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること。）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。更に、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

(4) その他

本編に定めのない複合災害時の対策は、「震災対策編」の定めることによる。

7 共通用語

本計画において用語の定義は、次のとおりである。

用語	定義
企業等	市内に事務所、事業所及び店舗等を有する事業者
防災関係機関	警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織
要配慮者	高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
地区防災計画	地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの
避難勧告等	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令を総称したもの

用語	定義
避難施設	避難場所、避難所、福祉避難所を総称したもの
避難場所	災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設
指定緊急避難場所	避難場所のうち市が指定したもの
避難所	避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設
指定避難所	避難所のうち市が指定したもの
地域避難場所	自治会集会施設や地域の公園など、自治会等が独自で定めた地域の避難場所
罹災証明書	災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明するもの
被災者台帳	被災者の援護を実施するための基礎とする台帳

第2節 住民及び企業等、地域、市、県並びに防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本理念

- (1) 住民及び企業等、地域、市、県並びに防災関係機関による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組合せて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって住民及び企業等、地域、市、県並びに防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市、県を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や企業等が連携して行う防災活動を促進することで、住民及び企業等、地域、市、県並びに防災関係機関が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、住民及び企業等、地域、市、県並びに防災関係機関の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

ア 住民及び企業等に求められる役割

- (ア) 住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。
- (イ) 住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。
- (ウ) 市内の一定の地区内の住民及び企業等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を策定し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区と市が連携して防災活動を行う。

イ 地域に求められる役割

- (ア) 住民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。
- (イ) 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- (ウ) 企業等は、その立地地域において、住民が行う防災活動への協力に努める。

- (エ) 市は、住民及び企業等の安全を確保するための地域における取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ 市、県及び防災関係機関に求められる役割

- (ア) 市、県及び防災関係機関は、災害時の住民の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、次により災害対応能力の維持・向上に努める。
- a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備及び庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - c 職員の教育・研修・訓練による習熟
 - d 市の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みの構築
 - e ハザードマップの作成、避難勧告等発令の判断基準等の明確化
 - f 災害対応業務のプログラム化、標準化
 - g 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築
 - h 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に係る公共用地の有効活用
- (イ) 市、県及び防災関係機関は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
- (ロ) 市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
- (ハ) 市、県及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。
- (ニ) 市及び県は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (ホ) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区の企業等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

エ 支援と協力による補完体制の整備

市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策

- ア 各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。
また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人の行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努める。
- イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点からみて妥当なものであるよう配慮する。

(3) 複合災害への配慮

積雪期に発生する風水害では、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害などが発生することを踏まえ、積雪期などの複合災害に備え、各業務においてあらかじめ考慮する。

(4) 計画の実効性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に食い違いを来さないよう「顔の見える関係」を構築し、信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

(5) 市全体の防災力の計画的な向上

市は、県及び防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、住民及び企業等にも広く参画を求めて、市全体の総合的な防災力向上を市民運動として推進する。

2 防災関係機関及び住民の責務

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本市地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から当該地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため次の対策を講じる。

- ア 政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。
- イ 市の防災活動を支援し、かつその調整を行う。
- ウ 平常時から自主防災組織やNPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図る。

エ この計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から当該地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 住民及び企業等

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

住民及び企業等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関が実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

3 各機関の事務又は業務の大綱

市の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれの事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
市	1 市防災会議に関すること 2 市内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること 3 災害予警報等の情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報及び避難勧告等に関すること 6 被災者の救助に関すること 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 8 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 9 消防活動及び浸水対策活動に関すること 10 被災児童・生徒等に対する応急対策に関すること 11 要配慮者に対する相談及び援護に関すること 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること 15 水道事業等の災害対策に関すること
県	1 県防災会議に関すること 2 市、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること 3 災害予警報等の情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報に関すること 6 避難の勧告及び指示に関すること 7 市が実施する避難準備・高齢者等避難開始の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること 8 市が実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 11 市が実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関すること 12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 13 要配慮者に対する相談、援護に関すること 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16 緊急通行車両の確保に関すること 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること 18 自衛隊の災害派遣要請に関すること 19 他の都道府県に対する応援要請に関すること
県警察本部 (阿賀野警察署)	1 避難誘導、被災者の救出その他人命救助に関すること 2 交通規制及び緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 3 行方不明者調査及び死体の検視に関すること 4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	関東管区警察局	1 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 警察庁及び他管区警察局との連絡に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること 5 津波、火山警報の伝達に関すること
	関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資に関すること 2 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請に関すること 3 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関すること 4 災害時における地方公共団体等に対する普通財産の無償貸付に関すること
	関東信越厚生局	1 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること 2 関係機関との連絡調整に関すること
	北陸農政局	1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること 2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること 3 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること
	関東森林管理局	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること 2 民有林直轄治山事業の実施に関すること 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
	関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興のための各種援助措置に関すること
	東北経済産業局	1 電気の安定供給に関すること
	関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること
	関東東北産業保安監督部 東北支部	1 電気施設の保安に関すること
	北陸信越運輸局	1 災害時における船艇、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船艇及び自動車による輸送及び港湾荷役作業の確保に関すること

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	東京管区気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する こと 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震 動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及 び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する こと 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関するこ と
	信越総合通信局	1 災害時における通信・放送の確保に関すること 2 災害時における非常通信に関すること 3 非常災害時における臨時災害放送局等の臨機の措置に関す ること 4 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時 災害放送局用機器の貸出に関すること
	新潟労働局	1 災害時における産業安全確保に関すること
	北陸地方整備局	1 一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修 繕、災害復旧等の工事の実施に関すること 2 洪水予報指定河川（信濃川、阿賀野川、関川、荒川、姫川） の洪水予報業務に関すること 3 国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防警報に関する こと 4 国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内においての砂 防の実施及び災害復旧に関すること 5 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復 旧工事に関すること 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する こと
	関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量 の情報収集 3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染 等の除去への支援 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況 等に関する情報収集、提供等
	北陸地方測量部	1 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の 活用の支援・協力に関すること 2 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用の支 援・協力に関すること 3 地理情報システムの活用支援・協力に関すること 4 災害復旧・復興のための公共測量の技術的助言に関するこ と

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊		1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関する こと 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関する こと 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とし た応急救援活動の実施に関する こと
指定 公共 機関	東日本旅客鉄道株式会社	1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関する こと
	東日本電信電話株式会社 株式会社N T T ドコモ K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関する こと 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に 関 する こと
	日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関する こと 2 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持に資する た めの措置に関する こと 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する こと 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関 する こと 5 各種措置に関する広報に関する こと
	日本赤十字社	1 災害時における医療救護に関する こと 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関する こと 3 災害時の輸血用血液の供給に関する こと 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関する こと 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に 関 する こと
	日本放送協会	1 津波予警報、気象警報等の放送に関する こと 2 災害時における広報活動に関する こと
	東日本高速道路株式会社	1 高速自動車国道の防災管理に関する こと 2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関 する こと 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関する こと
	東北電力株式会社	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関する こと 2 災害時における電力の供給の確保に関する こと
	日本通運株式会社	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する こと
	日本郵便株式会社	1 災害時における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害対策 特別事務取扱い及び援護対策に関する こと
指定 地方 公共 機関	土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に 関 する こと
	新潟県土地改良事業団体 連合会	1 各土地改良区との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整に 関 する こと
	水防事務組合	1 水防施設、資機材の整備と管理及び水災の警戒防御に関 する こと
	一般社団法人 新潟県L P ガス協会	1 L P ガス施設等の防災管理に関する こと 2 災害時におけるL P ガスの安定的供給に関する こと

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 公共 機関	新潟交通観光バス 株式会社	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	株式会社新潟放送 株式会社NST新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送株式会社 株式会社エフエム新津	1 津波予警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	株式会社新潟日報社	1 災害時における広報活動に関すること
	一般社団法人新潟県医師会 一般社団法人新潟県歯科医師会 公益社団法人新潟県薬剤師会	1 災害時における医療救護に関すること
	一般社団法人新潟県 商工会議所連合会 新潟県商工会連合会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関する こと 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに 関すること
	公益社団法人新潟県看護協会	1 災害支援ナースの派遣に関すること
	公益社団法人新潟県助産師会	1 災害時における助産及び妊産婦、新生児等の保健指導に 関すること
その 他の 公共 的団 体及 び防 災上 重要 な施 設の 管理 者	全国農業協同組合連合会 新潟県本部	1 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の 確保に関すること
	森林組合、 農業協同組合等	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること 3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の 確保に関すること
	病院、診療所	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	一般運輸事業者	1 災害時における緊急輸送の確保に関すること
	危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関すること
	新潟県災害ボランティア 調整会議	1 県災害ボランティアセンターの設置・運営の支援協力に 関すること 2 市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること
	新潟県災害福祉広域支援 ネットワーク協議会	1 災害福祉支援チームの派遣に関すること

第3節 阿賀野市の自然条件

1 地形・地質の概要

(1) 市の位置

市は、新潟平野のほぼ中央に位置し、南側に大河阿賀野川が流れ、東側に標高 1,000 m級の山々が連なる五頭連峰を背にして形成された扇状地に 6,500ha 余りの水田が広がる穀倉地帯である。

県都新潟市から南東へ約 20km、東は東蒲原郡阿賀町、西は新潟市、南は五泉市、北は新発田市にそれぞれ接している。磐越自動車道と国道 49 号が南北に、国道 290 号及び 460 号と J R 羽越本線が東西に走り、大都市に近い自然環境豊かな地域となっている。

東西約 18.5km、南北約 15.3 kmで、192.7 km²の面積を有し、地目別にみると、農地が 73.2 km²、宅地が 12.1 km²、山林が 64.8 km²となっている。

(2) 地形及び地質

市は、市の南側に流れる阿賀野川の堆積物によって形成された三角州性低地、氾濫原性低地及び自然堤防・砂州の点在する低地が広がるとともに、東側には標高 1,000m級の山々によって傾斜度 30°以上の起伏のある五頭連峰が連なっている。

平野部の表層地質は、砂・泥からなる三角州性堆積物及び砂・泥・礫からなる氾濫性堆積物によって形成され、東端部には油田・ガス田の地質が確認されている。

また、村杉低地帯西部丘陵は主に砂・泥・礫、五頭山麓は主に花崗岩及び花崗閃緑岩によって形成された地質となっている。

更に、五頭連峰の西裾部には村杉低地帯を挟み、長さ 20 kmにわたり、月岡断層が南北に縦貫し、これに沿って新潟平野の扇状地が形成されている。月岡断層に並行し長さ 2 kmにわたり庵地断層が確認されている。

2 気象の概要

市の気温は、夏期（6月～8月）は、平均すると東部五頭山麓で22℃、平野部で23℃の気温界に位置し、冬期（11月～3月）は、東部で1℃～2℃、平野部では2℃～3℃の気温界で、降水量（主として雪）が多くなっている。

冬型の気圧配置による北西の季節風のため、11月には、「時雨（しぐれ）」と呼ばれるぐずついた天気となり、降雪の季節を迎えると東部の山沿い・山間部を中心に、平均最深積雪値は100cm～150cmの積雪分布域に属す地域である。

こうした気候から月別の平均湿度は、梅雨期の6月～7月に80%と最も湿度が高くなるが、冬期も降雪による湿度から、春先の3月を除く全ての月で70%を超える高湿地域となっている。また、春から夏にかけて、阿賀野川の水面をわたるように、時折強い東南（ダシ）の風がこの地域を吹きぬける。

第4節 阿賀野市の社会的条件

1 人口

(1) 人口・世帯の推移

市の人口は43,415人（平成27年国勢調査）で、平成7年に比べ5,413人の減少となっており、昭和50年以降、平成7年までの微増傾向が止まり、少子高齢化の傾向が示されている。

世帯数は13,390世帯（平成27年国勢調査）で、平成7年に比べ1,252世帯の増加となっており、その中で、65歳以上の親族のいる世帯、いわゆる高齢者世帯は44.4%であり、全体の5割近くになる。

【総人口及び年齢階層別人口】

			平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口（人）			48,465	48,828	48,456	47,043	45,560	43,415
人口密度（人/km ² ）			254.5	253.4	251.4	244.1	236.5	225.3
世帯数（世帯）			11,480	12,138	12,632	12,847	13,154	13,390
世帯当たり人員（人/世帯）			4.22	4.02	3.84	3.66	3.46	3.24
年齢 構成	0～14歳	人	9,735	8,661	7,589	6,611	5,831	5,079
		人口	%	20.1	17.7	14.1	12.8	11.7
	15～64歳	人	30,895	30,636	29,981	28,859	27,746	25,235
		人口	%	63.7	62.7	61.9	60.9	58.2
	65歳以上	人	7,833	9,531	10,886	11,573	11,958	13,067
		人口	%	16.2	19.5	24.6	26.3	30.1
	計	人	48,463	48,828	48,456	47,043	45,560	43,415
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（国勢調査）

(2) 人口動態

市の人口動態は、自然動態が社会動態を大きく上回り、出生に対する死亡が上回っている。社会動態については、従来、新潟市近郊のベッドタウン化が進み人口増加が進むとする見解もあったが、実際には転出が転入を上回っており、市の人口増にはつながっていない。自然動態、社会動態ともに、減少しており、ここから市の人口減少傾向をみることができる。

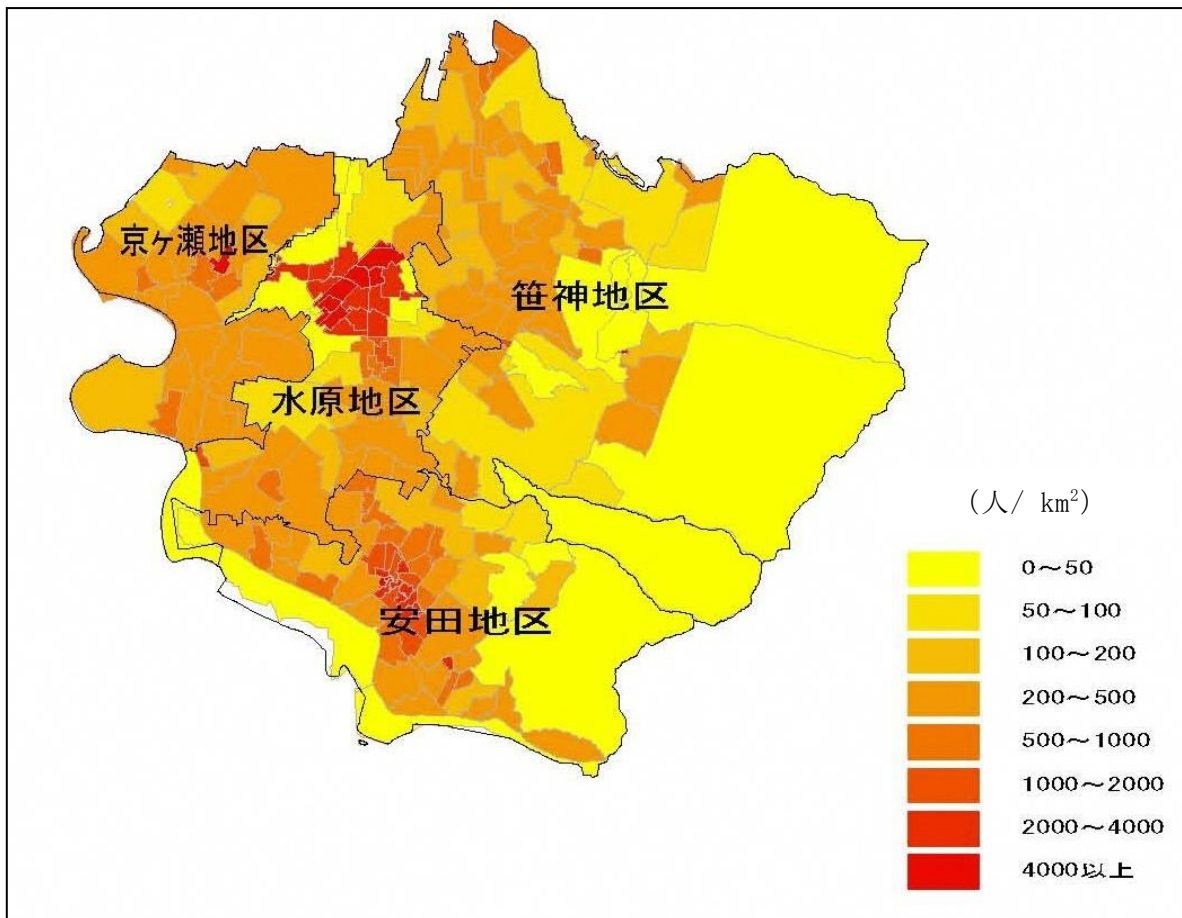
市の昼夜間人口比率（昼間人口指数）は89.5%で、昼間人口と夜間人口の差は4,566人で夜間人口の方が多く、通勤通学等による昼間の人口流出傾向を読み取ることができる。

【昼間・夜間人口（比較）】

	夜間人口 (常住人口)	昼間人口	差 引 (夜間人口－昼間人口)	昼夜間人口比率 (昼間人口指数)
市	43,415	38,849	4,566	89.5
県	2,304,264	2,302,236	2,028	99.9

(単位：人、%) (平成 27 年国勢調査)

【人口分布】



2 土地利用の状況

市の土地利用状況は、田畑などの農地系の土地利用が約 37%、宅地などの都市的土地利用が約 7%、山林・原野・池沼などの自然的土地利用が約 19%の構成となっており、このうち、農地系の土地利用となる「田」（32.88%）と、自然系の土地利用となる「山林」（17.32%）が突出した土地利用構成となっている。

【地目別面積】

	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地・他
面積（ha）	19,274.0	6,337.8	656.4	1,417.7	4.8	3,338.6	301.7	7,217.0
割合（%）	100.00	32.88	3.41	7.36	0.02	17.32	1.57	37.44

※平成 30 年 1 月 1 日現在の固定資産評価地積と評価外地積の合計（新潟県統計年鑑）

3 道路・交通

（1）道路

市の主要幹線道路としては、磐越自動車道と国道 49 号が南北に、国道 290 号と 460 号が東西に延びている。

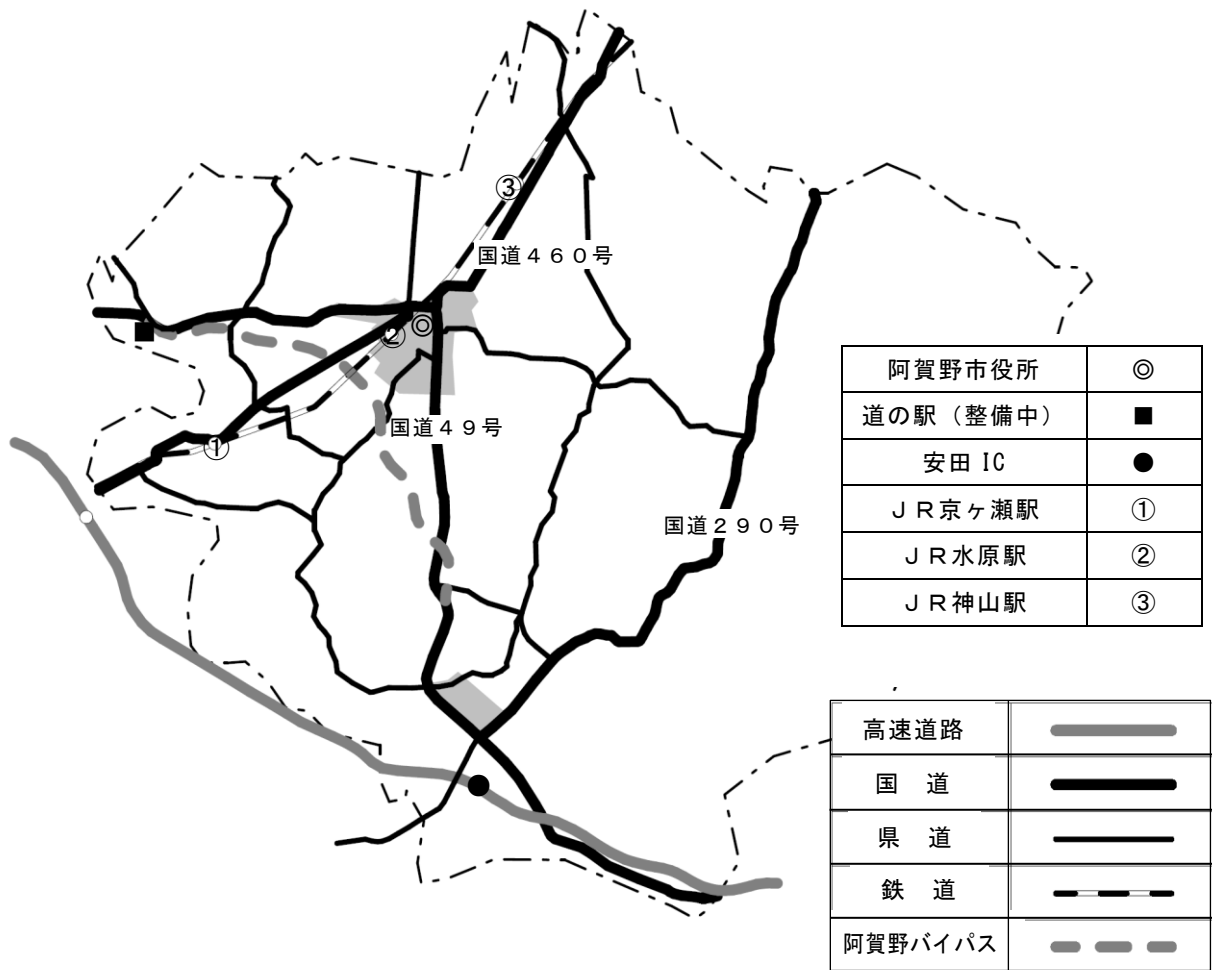
都市計画道路としては、安田都市計画区域における都市計画道路 7 路線、水原都市計画区域における都市計画道路 12 路線が指定（国道 49 号阿賀野バイパスは両方で指定）されており、その中でも国道 49 号阿賀野バスパスは、令和 4 年に暫定 2 車線での供用開始が国土交通省から発表されている。これに合わせて、現在市では、地域の活性化や防災につながる拠点となる「道の駅」を開駅する予定で整備している。

また、J R 羽越本線水原駅のアクセス道路である都市計画道路水原停車場線に合わせて、駅前広場 3,500 m²が都市計画決定されている。

【道路状況（平成 31 年）】

道路	実延長（m）	660,828
	面積（m ² ）	3,697,254
農道延長（m）		51,135
林道延長（m）		36,513
道路改良率（%）		81.0
道路舗装率（%）		87.2

【主要道路・鉄道網図】



（２）バス路線

バス路線は、市営バスが 11 路線で運行しており、平成 29 年度からは、デマンド方式による試験運行を開始し、現在 4 路線で行っている。

また、市営バス以外では、新潟交通観光バス株式会社が路線バスを市内に乗り入れており、亀田・横越線、保田車庫前線、五泉営業所線、石間中線の 4 路線を運行し、高速バスでは、安田インター前を乗降場所として、新潟交通観光バス株式会社が新潟・会津若松線を、蒲原鉄道株式会社が村松・新潟線を運行している。

（３）鉄道

鉄道は、東日本旅客鉄道株式会社の羽越本線が、市内を南北方向に縦貫しており、乗降駅は京ヶ瀬駅、水原駅、神山駅の 3 駅がある。

4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。

市は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図る。

(1) 危険地域への居住地の拡大

都市化の進展に伴い、人口の集中する地域、危険地域へ居住地が拡大する地域等がみられる。

防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開等を講じる必要がある。

(2) 要配慮者の増加

高齢者（とりわけ単身高齢者世帯）、障がい者等いわゆる要配慮者の増加がみられる。

これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救急対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を、他の福祉施策との連携により行う必要がある。この一環として、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、平常時から要配慮者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

(3) ライフラインなどへの依存度増加

ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増加がみられる。

これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐震化を進めるとともに、補完的機能の充実を図る必要がある。

(4) 近隣扶助の意識の低下

住民意識及び生活環境として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。更に、障がい者、高齢者、子ども、妊産婦等の要配慮者を含めた多くの住民参加による防災訓練の実施、防災意識の向上を図る必要がある。

(5) 地域防災力の向上

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域防災力の向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第5節 阿賀野市の既往の主な災害

1 地震災害履歴

日 付	種類名称	被災内容
昭和39年6月16日	新潟地震	京ヶ瀬地区北部で被害大
平成7年4月1日	新潟県北部地震	北浦直下型地震、住宅全・半壊、水道断水、災害救助法適用

2 水害履歴

日 付	種類名称	被災内容
昭和41年7月17日	7.17水害	下越地方に集中豪雨、床上浸水、床下浸水、田流埋、田冠水、災害救助法適用
昭和42年8月28日	8.28水害 (羽越水害)	五頭山系の集中豪雨、ツベタ川・安野川の氾濫、安野川排水幹線百津地先と山口駒林川合流地点の破堤、全壊住宅、流出住宅、半壊住宅、床上浸水、床下浸水、田流埋、田冠水、災害救助法適用
昭和53年6月26日	6.26水害 (梅雨前線水害)	集中豪雨により中小河川の氾濫、床上浸水、床下浸水、田流埋、田冠水
昭和56年6月22日	6.22水害	笹神地区で床上浸水、床下浸水、田流埋、田冠水
平成7年8月2日	8.2水害	床上浸水13世帯、床下浸水59世帯、田流埋、田冠水
平成10年8月4日	8.4水害 (集中豪雨水害)	駒林川の溢水、安野川に流れ込む用水の溢れ、七浦川の溢水、安野川護岸欠損、京ヶ瀬村道路肩流出、床上浸水、床下浸水、田冠水、災害救助法適用
平成16年7月12日	7.13新潟豪雨災害	床下浸水5棟、田流埋、田冠水
平成23年7月17日	平成23年7月新潟・福島豪雨災害	避難勧告発令、避難所開設9箇所、床上浸水3棟、床下浸水76棟、田冠水、災害救助法適用、激甚災害指定

3 雪害履歴

日付	種類名称	被災内容
昭和42年2月24日	雪 害	水原地区で非住家全・半壊
昭和59年12月 ～60年3月	雪 害 (60年豪雪)	京ヶ瀬地区で住家一部破損、非住家全壊・一部破損ほか
平成23年12月 ～24年2月	平成23年度 の豪雪	水原、笹神地区で非住家全壊

4 火災履歴

日付	内 容
昭和 49 年 3 月 16 日	建物火災（住宅）安野町 全半焼 8 棟（504 m ² ） 死者 1 名 出動台数 9 台（近隣から、新津市ポンプ 1 台、新発田市ポンプ 1 台応援）
昭和 51 年 5 月 13 日	建物火災（工場）南沖山 全焼 1 棟（656 m ² ） 出動台数 18 台
昭和 52 年 2 月 17 日	建物火災（店舗、住宅）北本町 全焼 1 棟（346 m ² ） 出動台数 11 台 出動人員 111 名
昭和 52 年 10 月 14 日	建物火災（寺院）嘉瀬島 全焼 1 棟（173 m ² ） 出動人員 94 名
昭和 57 年 12 月 11 日	建物火災（集会場）野地城 全焼 1 棟（820 m ² ） 出動台数 22 台 出動人員 197 名
昭和 59 年 3 月 14 日	建物火災（店舗）中央町 全焼 1 棟（357 m ² ）、部分焼 1 棟 負傷者 1 名 出動台数 23 台 出動人員 130 名
昭和 59 年 6 月 17 日	建物火災（店舗）中央町 全焼 2 棟（924 m ² ）、部分焼 1 棟 負傷者 1 名 出動台数 24 台 出動人員 185 名
昭和 59 年 7 月 18 日	建物火災（寺院）山口町 全焼（644 m ² ） 出動台数 20 台 出動人員 133 名
昭和 60 年 4 月 4 日	建物火災（寺院）寺社 全焼（134 m ² ） 出動台数 18 台 出動人員 162 名
平成 4 年 11 月 13 日	建物火災（店舗）中央町（中島町） 全焼 2 棟（637 m ² ）、部分焼 2 棟 出動台数 6 台 出動人員 49 名
平成 5 年 12 月 9 日	建物火災（店舗、住宅）中央町 全焼 6 棟（1,496 m ² ）、部分焼 3 棟 傷者 1 名 出動台数 10 台 出動人員 250 名
平成 8 年 7 月 30 日	建物火災（工場、住宅）外城町 全焼 1 棟（537 m ² ） 出動台数 14 台 出動人員 84 名
平成 12 年 7 月 6 日	建物火災（工場）久保 全焼（1,919 m ² ） 死者 1 名 出動台数 16 台 出動人員 182 名
平成 14 年 1 月 29 日	建物火災（工場）六野瀬 全焼（857 m ² ） 出動台数 18 台 出動人員 124 名
平成 15 年 6 月 26 日	建物火災（製材工場）大字保田 全焼 2 棟（911 m ² ）、半焼 1 棟 部分焼 1 棟 出動台数 21 台 出動人員 190 名
平成 15 年 9 月 26 日	建物火災（倉庫）学校町 全焼 1 棟（248 m ² ） 出動台数 6 台 出動人員 35 名
平成 15 年 10 月 21 日	建物火災（住宅）勝屋 全焼 1 棟（109 m ² ） 死者 1 名 出動台数 8 台 出動人員 44 名
平成 15 年 12 月 6 日	建物火災（工場）下黒瀬 半焼 1 棟（537 m ² ） 出動台数 9 台 出動人員 55 名
平成 16 年 2 月 4 日	建物火災（住宅）京ヶ島 全焼 1 棟（249 m ² ） 出動台数 7 台 出動人員 54 名
平成 16 年 11 月 5 日	建物火災（住宅）北本町 全焼 1 棟（263.5 m ² ）、部分焼 1 棟、ぼや 1 棟 出動台数 11 台 出動人員 67 名
平成 16 年 11 月 25 日	建物火災（浴場）畑江 全焼 1 棟（368 m ² ） 出動台数 9 台 出動人員 48 名
平成 17 年 3 月 18 日	建物火災（工場）寺社 全焼 1 棟（205 m ² ） 出動台数 21 台 出動人員 144 名

日付	内 容
平成 18 年 4 月 22 日	建物火災（住宅）沖 全焼 1 棟（164 m ² ） 出動台数 10 台 出動人員 36 名
平成 18 年 11 月 21 日	建物火災（住宅）大室 全焼 2 棟（234 m ² ）、部分焼 2 棟 出動台数 10 台 出動人員 43 名
平成 19 年 3 月 21 日	建物火災（住宅）百津 全焼 1 棟（212 m ² ）、ぼや 2 棟 出動台数 10 台 出動人員 50 名
平成 19 年 6 月 23 日	建物火災（住宅）新保 全焼 1 棟（141 m ² ） 出動台数 19 台 出動人員 160 名 死者 2 名
平成 19 年 10 月 4 日	建物火災（畜舎）箆田 全焼 2 棟（586 m ² ）、部分焼 2 棟（21 m ² ） 出動台数 5 台 出動人員 88 名
平成 20 年 1 月 28 日	建物火災（住宅）下黒瀬 全焼 1 棟（139 m ² ） 出動台数 10 台うち 1 台新潟 出動人員 37 名
平成 20 年 6 月 20 日	建物火災（住宅）大室 全焼 1 棟（185 m ² ） 出動台数 6 台 出動人員 33 名
平成 20 年 10 月 19 日	建物火災（作業場）切梅新田 全焼 2 棟（317 m ² ）、部分焼 1 棟、ぼや 1 棟 出動台数 21 台 出動人員 117 名
平成 21 年 9 月 22 日	建物火災（廃業したホテル）笹岡 部分焼 1 棟（707 m ² ） 負傷者 1 名 出動台数 6 台 出動人員 79 名
平成 21 年 11 月 8 日	建物火災（住宅）緑町 全焼 1 棟（169 m ² ）、部分焼 1 棟 出動台数 9 台 出動人員 51 名
平成 22 年 1 月 8 日	建物火災（理容所）保田 全焼 1 棟（186 m ² ）、部分焼 1 棟 死者 1 名 負傷者 4 名 出動台数 9 台 出動人員 68 名
平成 22 年 3 月 5 日	建物火災（住宅）笹岡 全焼 1 棟（126 m ² ） 死者 1 名 出動台数 9 台 出動人員 42 名
平成 22 年 4 月 12 日	建物火災（住宅）下黒瀬 全焼 1 棟（200 m ² ） 死者 1 名 出動台数 7 台 出動人員 34 名
平成 23 年 3 月 18 日	建物火災（倉庫）笹岡 全焼 1 棟（440 m ² ） 出動台数 11 台 出動人員 61 名
平成 24 年 8 月 20 日	建物火災（住宅）法柳 全焼 1 棟（167 m ² ） 出動台数 9 台 出動人員 55 名
平成 24 年 8 月 30 日	建物火災（住宅兼倉庫）岡山町 半焼 1 棟（146 m ² ）、部分焼 1 棟 ぼや 1 棟 出動台数 8 台 出動人員 53 名
平成 24 年 9 月 15 日	建物火災（住宅兼作業場）緑町 全焼 1 棟（298 m ² ）、部分焼 1 棟 ぼや 3 棟 出動台数 12 台 出動人員 79 名
平成 24 年 9 月 18 日	建物火災（倉庫）姥ヶ橋 全焼 2 棟（797 m ² ）、半焼 1 棟、ぼや 1 棟 出動台数 12 台 出動人員 63 名
平成 25 年 2 月 10 日	建物火災（住宅兼物置）笹岡 全焼 1 棟（227 m ² ） 出動台数 15 台 出動人員 73 名
平成 25 年 2 月 13 日	建物火災（住宅）福永 全焼 1 棟（96 m ² ） 負傷者 1 名 出動台数 7 台 出動人員 39 名
平成 25 年 7 月 4 日	建物火災（住宅）保田 全焼 1 棟（140 m ² ） 出動台数 6 台 出動人員 83 名
平成 25 年 10 月 10 日	建物火災（住宅）百津町 全焼 1 棟（159 m ² ） 出動台数 7 台 出動人員 67 名

日付	内 容
平成 26 年 3 月 25 日	建物火災（共同住宅）荒屋 半焼 1 棟（74 m ² ） 出動台数 5 台 出動人員 22 名
平成 26 年 4 月 23 日	建物火災（倉庫）寺社 全焼 1 棟（432 m ² ）、部分焼 2 棟 出動台数 18 台 出動人員 40 名
平成 26 年 9 月 17 日	建物火災（住宅）駒林 全焼 1 棟（187 m ² ）、部分焼 1 棟、ぼや 1 棟 死者 1 名 負傷者 1 名 出動台数 7 台 出動人員 61 名
平成 27 年 9 月 11 日	建物火災（作業場）水ヶ曾根 全焼 4 棟（791 m ² ） 出動台数 15 台 出動人員 89 名
平成 28 年 3 月 19 日	建物火災（住宅）中央町 全焼 1 棟（188 m ² ）、部分焼 2 棟、ぼや 1 棟 出動台数 6 台 出動人員 43 名
平成 28 年 4 月 3 日	建物火災（住宅）若葉町 全焼 1 棟（73 m ² ）、ぼや 2 棟 負傷者 2 名 出動台数 6 台 出動人員 70 名
平成 28 年 7 月 29 日	建物火災（物置）分田 全焼 1 棟（159 m ² ） 出動台数 5 台 出動人員 64 名
平成 28 年 8 月 8 日	建物火災（置き場）保田 全焼 1 棟（39 m ² ）、半焼 1 棟、部分焼 1 棟 出動台数 19 台 出動人員 112 名
平成 28 年 11 月 18 日	建物火災（住宅）山崎 全焼 1 棟（179 m ² ） ぼや 1 棟 出動台数 8 台 出動人員 44 名
平成 29 年 5 月 19 日	建物火災（倉庫）中島町 全焼 1 棟（154 m ² ）、半焼 1 棟、部分焼 3 棟 負傷者 1 名 出動台数 10 台 出動人員 43 名
平成 29 年 8 月 9 日	建物火災（住宅）湯沢 全焼 1 棟（148 m ² ）、ぼや 2 棟 死者 1 名 出動台数 11 台 出動人員 43 名
平成 30 年 1 月 26 日	建物火災（住宅）堀越 全焼 1 棟（151 m ² ）、半焼 1 棟 負傷者 1 名 出動台数 9 台 出動人員 35 名
平成 30 年 8 月 5 日	建物火災（住宅）安野町 全焼 1 棟（90 m ² ）、部分焼 1 棟 出動台数 16 台 出動人員 75 名
平成 30 年 12 月 28 日	建物火災（住宅）曾郷 全焼 1 棟（111 m ² ） 負傷者 1 名 出動台数 10 台 出動人員 34 名

第2章 災害予防

第1節 防災教育計画

1 計画の方針

学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる住民及び企業等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

また、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 住民、自主防災組織、企業等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。

(イ) 市は、住民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、市立学校における児童・生徒等の防災教育を行う。

イ 達成目標

(ア) 児童・生徒等が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。

(イ) 住民が、災害に関する一般的な知識及び居住地等で災害時に発生する可能性の高い被害の様相についての知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージできる。

(ウ) 住民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得するとともに、社会の一員としてとるべき行動を心得ている。

(エ) 市において、全ての職員が災害に関する基礎知識を持ち、かつ、住民が行うべき事前の災害対策を自ら率先して実行できる。

(オ) 市において、防災に関する専門研修を受けた男女の職員が防災担当部門に配置されている。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ 住民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるようにする。

(3) 積雪地域での対応

冬期の季節風・積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、またその対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮する。

2 住民及び企業等の役割

(1) 住民の役割

- ア 自治体の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的な参加
- ウ 次世代への被災経験の伝承
- エ 各家庭での、いざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い

(2) 地域の役割

- ア 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- イ 地域住民による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認
- ウ 次世代への被災経験の伝承

(3) 企業等の役割

- ア 自治体の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 災害時に果たす役割を十分に認識し、災害発生時にも事業が継続できるよう、事前対策及び災害発生時の行動に関する検討

3 市の役割

国、県、消防本部並びに関係者、学校、福祉関係者、企業、NPO、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 市立学校における防災教育の推進

児童・生徒等の発達段階に応じ、学校教育全体を通じて防災教育を行う。

(2) 社会教育における防災学習の推進

住民向けに、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

(3) 水害時の浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等についての普及啓発

(4) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

(5) 災害教訓の伝承の重要性についての啓発のほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等による、住民が災害教訓を伝承する取組支援

(6) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

ア 要配慮者本人及び家族の防災学習

イ 民生委員・児童委員等地域の福祉関係者の防災学習

ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

エ 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習

(7) 市職員の防災教育、防災部門の人材育成

(8) 消防署員・消防団員の防災教育・研修

第2節 防災訓練計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、防災活動を的確に実施できるよう平常時から防災訓練を実施する。

訓練実施については、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な内容とするとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努める。また、地域、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

更に、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、地理空間情報（GIS・GPS）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、要配慮者の安全確保計画に基づく避難誘導計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪地域での対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪地域においては、積雪期を想定した訓練を検討する。

(4) 複合災害を想定した訓練

様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。更に、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 住民及び企業等の役割

(1) 住民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、住民一人一人が、冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、市や地域、自主防災組織、企業等が行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網をあらかじめ把握しておく。

(2) 地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、地域コミュニティの役割は特に重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組が地域の明暗を分ける結果となる。

このため、自治会等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者の所在や避難所の運営、情報伝達体制、避難誘導体制などの確認に努める。特に水防活動等

の防災活動は、平常時の訓練が実践に大きく影響することから、防災活動内容に応じて適切な時期に訓練の実施に努める。

(3) 企業等及び学校などの役割

企業等及び学校などは初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。また、大規模災害時には指定避難所とは別に避難場所のような機能が求められる場合や、一時的な地域活動の拠点となることも想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努める。

また、病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多いことから、施設の管理者は、施設入所者の状況を常に把握しておくとともに、職員及び関係者に対し、避難誘導訓練を行い、避難行動要支援者の支援体制を整備する。

3 市の役割

各種防災訓練の実施及び他市町村、防災関係機関と協調した総合的な防災訓練を実施する。

(1) 市地域防災訓練

(2) 無線通信訓練

(3) 避難行動要支援者の参加を重点に置く住民避難誘導訓練

(4) 地域の実情に応じた、情報伝達訓練や積雪期を想定した図上訓練、自主防災組織や消防団などの防災訓練の支援

(5) 学校等における防災訓練

(6) 避難所運営訓練

第3節 自主防災組織育成計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては公的機関による活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な活動が極めて重要であり、市及び住民は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及並びに防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災資機材等の備蓄及び管理
- (オ) 危険箇所の点検把握
- (カ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集
- (ウ) 救出救護の実施及び協力
- (エ) 地域住民に対する避難勧告等の情報伝達
- (オ) 地域住民に対する呼び掛け避難、率先避難及び避難誘導
- (カ) 避難行動要支援者の避難支援
- (キ) 給食給水及び救助物資等の配分

2 住民の役割

住民は、「自分たちの地域の安全は自分たちで守る」との意識を持ち、自治会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日頃から防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

3 市の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働き掛けるとともに、一般財団法人自治総合センター等の各種助成事業、市及び県単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を支援する。

(2) 訓練の支援

自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

(3) 自主防災リーダーの養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが多いことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、自主防災リーダーを養成する。その際、女性の参画の促進に努める。

4 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

第4節 防災都市計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強い「防災まちづくり」を推進するためには、市、県及び国等の都市整備に関係する各種機関が協力して、総合的なまちづくりの施策を展開する。

ア 災害に強い「防災まちづくり」の計画的な推進

イ 計画的な土地利用の規制・誘導

ウ 防災上危険な市街地の解消

エ 積極的な緑化の推進と緑地の保全

オ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせる「防災まちづくり」を推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

(3) 積雪地域での対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 住民及び企業等の役割

(1) 住民の役割

効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア 地域の防災上の課題等の把握

イ 災害に強い、「防災まちづくり」を実現するためのアイデアを、住民一人一人が出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2) 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強い、「防災まちづくり」を推進する。

(3) 企業等の役割

ア 宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

イ 企業等は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

ウ 土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適合でない区域は開発計画に含めないようにする。ただし、やむを得ず含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

3 市の役割

(1) 災害に強い「防災まちづくり」の計画的な推進

災害に強い「防災まちづくり」を進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、都市防災に配慮した総合計画や都市計画マスタープラン等との整合を図り、公園・広場と物資等の備蓄、緊急時の避難など総合的な対応を推進する。

(2) 計画的な土地利用への誘導

ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、県とともに総合的な治水対策を推進する。また、無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、風水害対策に配慮した計画的な土地利用に努める。

(3) 防災上危険な市街地の解消

県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(4) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア 避難路等ネットワークの形成

ハザードマップ等を十分考慮して、避難路及び避難場所のネットワークを形成する。

イ 避難場所等の整備

県の協力を得て、災害時の地域住民の安全で円滑な避難方法を確保するため、公共施設の整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

ウ 公園緑地等の整備

物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難場所や広域避難場所となる公園（防災公園）及び防災活動の拠点となる「道の駅」について、関係機関と連携を図りながらその整備を行う。

第5節 集落孤立対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

中山間地域など、土砂崩れによる交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備などを行う。

ア 各主体の責務

(ア) 孤立予想集落の住民は、自ら孤立に備えて食料・物資等の備蓄に努めるとともに、自主防災活動に積極的に参加する。

(イ) 市は、孤立予想集落の通信手段の確保、施設・資機材（電源、熱源等）の整備、物資（食料、水、生活用品）の備蓄等を行う。

(ウ) 消防本部は、孤立予想集落の消防団と直接会話できる通信手段を確保する。

イ 達成目標

(ア) 集落が孤立状態でも通信が確保されている。

(イ) 住民が、安全を確保しながら、最低1週間は外部からの補給なしで生活できる。

(ウ) 消防団及び自主防災組織等により最低限の初動対応と避難生活ができる。

(エ) 危険が迫った場合は、速やかに住民が安全な場所に避難できる。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入先を確保する。

(3) 積雪地域での対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に配慮する。

2 住民の役割

(1) 住民の役割

孤立予想集落の住民は、最低1週間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

災害発生時に、住民の安否確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施する。

(3) 企業等の役割

孤立予想集落の企業等は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。

3 市の役割

- (1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知
- (2) 防災行政無線、緊急告知F Mラジオ及び衛星携帯電話等の通信手段の確保
- (3) 集落防災拠点施設の確保
- (4) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置
- (5) 地域住民の自治組織を自主防災組織として整備
- (6) 集落内のヘリポート適地の確保（積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。）

第6節 建築物等災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。

ア 指定避難所又は復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(ア) 防災上重要な建築物を次のとおり位置づける。

- a 災害対策本部が設置される施設（市役所本庁、安田交流センター）
- b 医療救護活動の施設（あがの市民病院等）
- c 応急対策活動の施設（消防本部、警察、市の出先機関）
- d 避難収容の施設（小・中学校、体育館、公民館等）
- e 社会福祉施設等（特別養護老人ホームはぐろの里等）

(イ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を次のとおり実施する。

a 建築物及び建造物の安全確保

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりに努める。

b 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (a) 飲料水の基本水量の確保
- (b) 非常用電源の基本能力の確保
- (c) 配管設備類の固定強化
- (d) 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備
- (e) 防災設備の充実

c 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

- (a) 法令に基づく点検等の台帳
- (b) 建設時の図面及び防災関連図面
- (c) 施設の維持管理の手引き

イ 市及び県は一般建築物の安全を確保するため次の指導等を行う。

(ア) 不特定多数の者が使用する建築物の安全確保

必要により防災査察を行い、その結果に応じた指導、助言を行う。

(イ) 著しく劣化している建築物の安全確保

防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。

(ウ) 落下物等による災害防止

建物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導、啓発を行う。

(エ) 水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水以上の盛土、基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。

(オ) がけ地等における安全立地

建築基準法等の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身体障がい者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

イ 避難行動要支援者の収容施設や、利用施設、避難行動要支援者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助のために必要な措置を講じる。

(3) 積雪地域での対応

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期の利用の利便を確保するよう努める。

イ 住宅等、一般建築物においては積雪期の風水害による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

2 住民及び企業等の役割

(1) 住民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

地域内で著しく劣化している建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物等を把握するとともに、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言する。

(3) 企業等、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

3 市の役割

(1) 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

ア 市が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 企業等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

(3) 老朽化した建築物の長寿命化計画

老朽化した建築物について、長寿命化計画の策定・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第7節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路などその意義は極めて重要である。

道路管理者は、風水害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互の協力のもと道路機能の確保に当たる体制を整備する。

(2) 計画の重点

ア 緊急輸送道路ネットワークの形成

高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と県知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路を、1次から3次の緊急輸送道路として指定する。

(ア) 1次緊急輸送道路

高速自動車国道と次の防災拠点（県庁所在地、地方中心都市等）を連絡する一般国道

(イ) 2次緊急輸送道路

1次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、次の主要な防災拠点（市役所、行政機関、公共機関、主要駅、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

(ウ) 3次緊急輸送道路

1次、2次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

イ 道路施設の防災性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

(ア) 道路管理者等は法面や盛土等の「斜面」の強化や横断樋管等の十分な通水能力の確保など、道路施設の風水害に対する防災性を計画的に強化・維持する。

(イ) 緊急輸送道路は特に重点的に強化する。

(ウ) 被災時の救急活動や輸送が円滑に行われるよう、平常時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

2 市が行う風水害対策

(1) 道路施設の整備・強化

市が管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のために必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

災害や道路情報の収集・伝達・提供のための通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 道路通行規制

異常気象時、被災時の道路通行規制に関する基準等（路線又は区間ごと）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

ウ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平常時から防災知識の啓発活動を推進する。

第8節 鉄道事業者の風水害対策

1 計画の方針

鉄道事業者は、風水害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、鉄道施設の災害予防計画に沿った防災体制等の確立を図る。

2 市の役割

市はあらかじめ鉄道事業者に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

第9節 土砂災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。本市は、山間地や急傾斜地周辺にも集落が散在するため、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が存在する。

ア 住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、関係機関に連絡する。また、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

イ 市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市は、平常時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定する際には、積極的に支援を行う。

避難確保計画の策定・変更に伴い、施設管理者等から避難確保計画作成の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。

2 住民及び企業等の役割

(1) 住民の役割

住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、消防本部又は警察等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・避難場所の位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる関係の構築に努める。更に、土砂災害警戒情報の発表に伴い、その内容を理解し自主避難等、自ら避難行動ができるように努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3) 企業等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないようにする。

また、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保計画を策定し、それに基づき、避難訓練を実施する。

3 市の役割

(1) 住民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

風水害等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅の移転促進を図る。

(4) 避難勧告等の発令基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直す。

(5) 情報伝達体制の整備

ア 住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の情報伝達媒体である防災行政無線等の適切な維持管理及び運用に努める

ウ 土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難勧告等の判断に活用する。

(6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

イ 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布することなどにより、住民の円滑な警戒避難に必要な措置を講じる。

第10節 河川災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。

ア 住民は、平常時から、洪水ハザードマップ等に基づき、避難経路や指定緊急避難場所・指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

イ 市は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。

ウ 洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、防災関係機関で、密接な連携体制を構築する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。

2 住民及び企業等の役割

(1) 住民及び企業等の役割

住民及び企業等は、平常時より堤防や護岸などの河川管理施設に漏水や亀裂などの前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、消防本部及び警察等へ連絡する。また、洪水ハザードマップ等により避難経路や指定緊急避難場所・指定避難所について確認しておく。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難確保計画を策定する等、警戒避難体制の整備を図る。

(2) 地域の役割

住民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる関係の構築に努める。

また、豪雨、洪水を想定した避難訓練等の実施に努め、豪雨、洪水時において、消防団等からの要請により、水防活動に従事する。

3 市の役割

(1) 洪水への防災対策

ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(ア) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。

(イ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水氾濫対策について検討する。

イ 河川管理施設の整備

必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。

ウ 下水道施設による雨水排除対策

市街地においては、少なくとも5年に1回程度の大雨に対する浸水被害の解消を図るため、総合的な雨水排除計画を策定し、下水道雨水排除施設の整備を計画的に推進する。

(2) 減災対策

ア 水防体制の整備

(ア) 市は、水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有することから、当該区域における水防計画を策定し、消防団及び水防管理団体の水防組織を整備する。

(イ) 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保、応援要請先及びその手続に関する資料を掲載する。

イ 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

要配慮者が利用する施設については、当該施設利用者等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。

ウ 警戒避難体制の整備

(ア) ハザードマップ等により避難路や指定緊急避難場所・指定避難所を住民に周知するとともに、住民の避難のための連絡体制の確保をはじめ、必要な警戒避難体制を構築する。

(イ) 緊急時の情報伝達媒体である防災行政無線を整備するなど情報伝達体制を確保する。

エ 住民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法やハザードマップ等の活用方法等について広報し、住民の防災意識の向上を図るとともに要配慮者利用施設を含む避難訓練を実施する。

第 11 節 農地・農業用施設等の災害予防計画

1 計画の方針

農地・農業用施設の災害の未然防止と被害解消のため、湛水防除、ため池等整備、中山間地域における農地の保全等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備、強化を図る。

(1) 基本方針

ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 頭首工、樋門、樋管等の農業用施設の管理については、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の策定・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(イ) 常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう、平常時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うため、点検のルートや手順などマニュアル等の作成を行う。

(ウ) 基幹農道、頭首工、樋門、樋管、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ 用排水施設の災害予防

地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業等による農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止に努める。

また、頭首工、樋門、樋管など農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努める。

ウ ため池施設の災害予防

ため池の管理者は、平常時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努める。出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、貯水制限等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路とともに、計画的な施設の整備に努める。

決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図る。

(2) 応急措置の実施

豪雨により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施す。

2 市の役割

(1) 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等及び農業協同組合への情報等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象の収集・連絡

最大時間雨量、最大 24 時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され、災害が発生するおそれがある場合は、パトロール等により現状把握に努め、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きを取り、災害査定前に復旧工事に着手する。

第 12 節 防災通信施設の整備と風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 市は、災害発生時の通信手段の確保のため、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散等の防災対策を推進する。
- イ 防災関係機関相互の情報伝達方法について対策を講じる。

2 市の役割

(1) 市防災行政無線設備の整備

ア 同報系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市から住民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うための通信設備を整備する。

イ 移動系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためのデジタル移動通信システムを整備する。

(2) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等を整備する。

(3) 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

(4) 県・市防災行政無線設備の運用

- ア 勤務時間外においても、非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。
- イ 実践的な非常通信訓練を定期的を実施し、無線運用の習熟を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
- ウ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

(5) 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(6) 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

第 13 節 放送事業者の風水害対策

放送事業者の定めるところによる。

第 14 節 電気通信事業者の風水害対策

電気通信事業者の定めるところによる。

第 15 節 電力供給事業者の風水害対策

電力供給事業者の定めるところによる。

第 16 節 ガス事業者等の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア ガス事業者は、次の対策を行う。

(ア) ガス供給設備の風水害に対する安全対策を講じる。

(イ) 消費者に対して風水害発生時にとるべき安全措置を広報等により周知する。

(ウ) 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

イ 住民は、風水害発生時にとるべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水害対策に努める。

ウ 市は、風水害発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

(2) 積雪地域での対応

住民は、ガスメーター・配管及びL P ガス容器周辺の除雪に努める。

ガス事業者は、ガスメーター及びL P ガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2 住民及び企業等の役割

(1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、風水害対策を行う。

(2) 風水害発生時にとるべき安全措置の重要性について、ガス事業者からの周知等を通じてあらかじめ理解しておく。

(3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を家庭で準備する。

(4) 積雪時における風水害発生時の事故防止と緊急点検・安全確認点検のため、L P ガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

3 市の役割

(1) 一般家庭・企業等に対して、風水害発生時にとるべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。また、要配慮者等と接する機会の多い、介護保険事業者、民生委員・児童委員等の福祉関係者に対して、風水害時の安全措置等の重要性について、普及・啓発を図る。

(2) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

第 17 節 上水道事業者の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、風水害による水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するために必要な措置を講じる。

ア 各主体の責務

(ア) 上水道事業者の責務

災害時における上水道の断減水を最小限に抑えるため、上水道施設の防災対策を強化する。また、上水道施設被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

(イ) 市の責務

市は、上水道事業者と連絡を取り、被災状況等の情報を一元化し、市全域にわたる総合的な応急体制を確立する。また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

(ウ) 住民の責務

最低 3 日間分（推奨 1 週間分）必要な飲料水は、自ら備蓄するよう努める。

イ 達成目標（応急給水目標水量）

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む。）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの 1 人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、風水害による被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

(ア) 応急復旧期間

a 被災後、おおむね 3 週間を目途に応急復旧

(イ) 応急給水の目標（被災直後から応急復旧までの 1 人当たりの供給量）

a 被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ／日）

b 1 週間以内には炊事、洗面等最低生活水量（20～30 ℓ／日）

c 2 週間以内には生活水量の確保（100 ℓ／日）

d 3 週間以内には、平常時の生活用水の平均使用水量（240 ℓ／日）

(2) 積雪地域（中山間地）での対応

ア 中山間地での配慮

(ア) 孤立集落の発生が懸念されるため、当該集落に対する応急対策を確立する。

(イ) 地域全体の大規模な復旧・復興が必要である場合、防災関係機関等と連携し、効率的な復旧・復興を図る。

イ 積雪期の対応

市は、積雪期は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

2 上水道事業者及び市の役割

(1) 飲料水等の確保

飲料水等の確保対策として、仮設給水栓の接続可能な配水池、貯水槽を整備し、給水車、給水タンク搭載車等により、飲料水を給水拠点に輸送し、給水できる対策を講じる。

(2) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講じる。

(3) 防災広報活動

災害時の活動を円滑に行うため、住民、自治会等に対し、平常時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

第 18 節 下水道事業者の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

下水道施設は、ライフライン施設として住民生活の基盤の一翼を担うのもであるが、被災時には多くの場合に補修・復旧が困難であり、住民に与える影響は大きい。

市は災害時の被災を最小限にとどめ、下水の排除と安定した処理を速やかに確保すべく、平常時において災害予防の向上のため施設等の点検整備による被災予防の推進と災害対策資機材の確保や他機関との連絡体制など応急活動の推進を図る。

ア 住民（各家庭、企業等）

風水害により、下水道の処理場、ポンプ場、管渠等が被災し、下水処理機能及び下水流下機能が停止又は機能低下した場合は、下水道事業者から下水道の使用の自粛を求められることを日頃から認識する。

下水道施設の被災時においては、下水道に流入する水の量を少なくするため、入浴等をできる限り自粛する。

風水害発生から、最低 3 日間分（推奨 1 週間分）必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うよう努める。

イ 市

あらかじめ、風水害から住民を守るために、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転管理マニュアルを作成しておく。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、浸水想定区域図、ハザードマップ等を考慮する。また、必要に応じ、自らの管理する施設の浸水対策マニュアルを作成する。

近年の集中豪雨による浸水被害に対応するため、常習的な浸水地域については、河川管理者等と協力して、ハード・ソフトを含めた雨水計画を立て、雨水対策を進める。特に、減災計画の観点からの検討を加える。

施設が被害を受けた場合に、直ちに、被災状況調査及び復旧工事に着手できるように、あらかじめ、組織体制を整備する。

下水道施設が被災を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途を立て、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報できるように準備する。

携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等、災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアルの作成等により災害に備えるように努める。

ウ 下水道施設復旧は、おおむね次の表を目安にする。

風水害後～3日目程度	・ 風水害対応運転、施設の浸水対策 ・ 住民への情報提供、使用制限の広報 ・ 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
------------	--

〃 3日目程度～ 1週間程度	・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1か月程度	・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
〃 1か月程度～	・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

エ 被災施設の復旧計画を立て、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。

オ 老朽化した下水道施設について、ストックマネジメント計画の策定・実施等により、その適切な維持管理を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない、又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮する。

イ 被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被災を受けないように配慮する。

(3) 積雪地域での対応

積雪地域における下水道施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備する。

2 住民及び企業等の役割

(1) 住民及び地域の役割

ア 各家庭において、風水害発生から最低3日間分（推奨1週間分）必要な携帯トイレ、簡易トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道施設に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ 住民は、指定避難所における携帯トイレ、簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる関係の構築に努める。

エ 下水道施設の復旧に協力するように努める。

(2) 企業等の役割

ア 企業等において、風水害発生から最低3日間分（推奨1週間分）必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道施設に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ 下水道施設の復旧に協力するように努める。

3 市の役割

(1) 緊急体制の整備

- ア 企業等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- エ 応急対策マニュアルの作成（下水道BCP計画の策定）

(2) 災害時における下水道の使用に関する住民への普及啓発

- ア 一般家庭及び企業等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道使用について普及啓発に努める。
- イ マンホールトイレの整備に努めるとともに、災害時の活用について普及啓発に努める。

(3) 下水道施設の管理

- ア 下水道施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。
- イ 県と協力して、早期に機能回復できるように努める。
- ウ 下水道施設の被災に関する情報を関係市町村、関係機関、住民及び企業等に周知する。
- エ 仮設用資材等災害時に必要な資材を備蓄又は調達できるように努める。

第 19 節 危険物等施設の風水害対策

1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、有害物質（石綿を含む。）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講じるとともに、風水害等による災害の未然防止を図るため、事業者及び消防本部は、必要な対策を講じる。

（１）基本方針

ア 事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、風水害による災害発生の未然防止を図る。

イ 市、消防本部は、危険物等を取扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図る。

（２）積雪地域での対応

事業者は、積雪、雪崩又は融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講じる。市及び事業者は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 市の役割

危険物等施設の設置状況を把握する。

第 20 節 火災予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

防火に関する知識の普及に努めるとともに、風水害発生時の火災の発生を防止するため、住民（各家庭）、地域、企業等、学校並びに市は異常乾燥及び強風時における防火管理に努める等必要な対策を講じる。

ア 住民（各家庭）、地域、企業等並びに学校は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意し、また、安全装置付火気器具を使用する等、風水害発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ 市は、住民の防火に関する知識の普及に努め、消防署員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ 市及び県は、木造建物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導體制の整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者と接する機会の多い、介護保険事業者、民生委員・児童委員等の福祉関係者等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働き掛ける。

イ 避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

(3) 積雪地域での対応

積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握する。

2 住民及び企業等の役割

(1) 住民の役割

ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。

イ 安全装置付火気器具の使用に努める。

ウ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器を設置する。

エ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

オ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。

カ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。

キ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

ク 自治会や市等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

ケ ハザードマップを十分に理解し、避難場所を把握しておく。

(2) 地域の役割

自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から防火意識の高揚に努める。

(3) 企業等の役割

ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務がある企業等は、自衛消防組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。

ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講じる。

エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3 市の役割

(1) 消防力の整備充実

消防署員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(2) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び貯水槽の整備など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

(3) 消防団の充実強化

ア 地域住民及び企業等の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する企業等との情報交換等により協調体制を強化する。

イ 迅速かつ効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(4) 自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

(5) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、駐車場等のうち、指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

第 21 節 水防管理団体の体制整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

市及び水防事務組合（以下「水防管理団体」という。）は、当該区域における水防を十分に果たすため、水防計画の策定や組織体制の構築等を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者利用施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報や水防警報等の伝達体制の整備を図る。

(3) 積雪地域での対応

雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても水防管理団体の体制を整備する。

2 住民及び企業等の役割

(1) 住民の役割

ア 日頃から、自分の住んでいる地域の浸水履歴及び浸水の可能性について認識を深める。

イ 風水害時、水防管理者、消防長又は消防団長から水防の協力要請があった場合は、水防に従事する。

(2) 地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。また、避難時には、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動する。

(3) 企業等の役割

災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、（一社）県建設業協会は、日頃から応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

(4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

3 市の役割

(1) 水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者は、県水防計画に応じて当該区域における水防計画又は地域防災計画を策定し、消防団等の水防組織を整備する。

(2) 水防協力団体の指定

水防管理者は、公益法人又は特定非営利活動法人で水防活動への協力等の業務を行うことができると認められるものを水防協力団体として指定することができる。

(3) 消防団の育成強化

ア 水防管理者は、平常時から消防団の研修や訓練の計画を定め、消防団組織の充実と習熟に努める。

イ 水防管理者は、自主防災組織のリーダーに対する研修や訓練を定期的実施して、自主防災組織の強化に努める。

ウ 水防管理団体は、毎年出水期に1回以上水防訓練を行う。

(4) 水防施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる防災施設や自主防災組織の研修施設の整備に努める。

(5) 地下空間の浸水被害軽減

地下空間における浸水被害軽減のため、地下施設管理者と連帯した情報伝達及び避難体制の整備を図る。

(6) 災害発生時の処置

水防管理団体は、堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。

なお、危険が伴う場合は、水防活動に従事する者の安全の確保を図る。

(7) 予想される水災の危険の周知等

洪水予報河川等に指定されない河川のうち、市長が必要と認める河川について、過去の浸水実績の把握に努めるとともに、これを把握したとき、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知する。

第 22 節 災害廃棄物処理体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 住民（各家庭）は、市の広報、防災訓練等を通じて、水害により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。
- イ 住民（各家庭）は、豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を2階へ上げるなど、浸水被害の軽減を図り、併せて水害ごみの発生防止に努める。ただし、市の避難勧告等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、当然のことながら早期の避難を心掛ける。
- ウ 市は、水害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。
- エ 市は、一般廃棄物処理施設の浸水対策及び応急復旧対策の整備に努める。

2 住民の役割

- (1) 各家庭において、宅地の嵩上げなど住宅の浸水対策に努める。
- (2) 市が周知する水害時の廃棄物の排出方法等を理解し、水害時の廃棄物処理に協力できるよう努める。

3 市の役割

(1) 災害廃棄物の適正な処理

- ア 阿賀野市災害廃棄物処理計画に基づき、水害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、適切なごみ・し尿の収集・処理に努める。
- イ 住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

(2) 一般廃棄物処理施設の浸水対策等

- ア 施設の浸水対策を図るとともに、水害時の廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。併せて、災害時の稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

(3) 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等との災害時応援協定等により、水害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

第 23 節 救急・救助体制の整備

1 計画の方針

風水害等大規模災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要な不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの地域住民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。
- (イ) 市及び消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。
- (ウ) 医療機関及び医療関係団体は、それぞれ関係機関・業者の協力を得て、医療従事者及び医療器材等を確保する体制を整備する。
- (エ) 住民は、大規模災害発生時にあっては、一人でも多くの地域住民が消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

イ 達成目標

市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき自ら定める計画に基づき、車両等の資機材、消防署員及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲になるケースが多いことから、市は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

(3) 積雪期の対応

ア 市は、地域の実情に応じ、積雪期の災害等発生時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への住民の避難誘導に努める。

イ 消防本部は、無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備える。

2 住民及び医療機関等の役割

(1) 住民の役割

住民は、平常時から地域・学区・自治会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に消防団員や警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 医療機関等の役割

ア 医療機関

医療機関は、市、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策に努める。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、市及び県と災害時における医療従事者及び医療器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

3 市及び消防本部の役割

(1) 消防団員の確保及び充実

市及び消防本部は、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。

(2) 消防団員と消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

(3) 消防力の整備

市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定められた整備計画により、消防署における資機材及び人員等の整備充実を図る。

(4) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

市及び消防本部は、県、警察、消防団並びに医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

(5) 住民等に対する防災意識の啓発

市、消防本部及び消防団は、救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。

また、要配慮者が災害発生時に犠牲になるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行えるよう努める。

(6) 救急・救助活動における交通確保

市は、洪水、浸水等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、消防本部及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講じる。

(7) 民間等による救急・救助体制の確保

消防本部等は、同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、船艇等及び操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(8) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入体制の確立

消防本部は、同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、広域災害・救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報共有、連絡体制の確立を図る。

(9) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

医療機関は、救急活動を円滑に行うために、郡市医師会との連携により、各医療機関における医師及び看護師の緊急招集体制を確立し、受入体制の確保を図る。

(10) 医療資器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、郡市医師会、関係業者等と協定を締結し、医療資器材等の供給支援体制の整備を図る。

(11) 広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、県広域消防相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(12) 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

第 24 節 医療救護体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護活動を行うための体制を、あらかじめ構築する。

ア 各主体の責務

(ア) 市、医療機関及び医療関係団体は、風水害等の災害から住民の生命及び健康を守るため、それぞれ地域の実情に合わせた医療救護体制の整備を行う。

(イ) 市、医療機関及び医療関係団体は、災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保を図る体制を整備する。

イ 達成目標

市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護活動を行うための体制整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲になるケースが多いことから、市、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 積雪地域での対応

積雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策に留意する。

2 住民及び医療機関等の役割

(1) 住民の役割

住民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平常時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努める。

(2) 医療機関等の役割

ア 病院

病院は、本計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づいた実践的な訓練を行う。

イ 診療所等

診療所等は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院の防災マニュアルに準じて、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行う。

ウ 医療関係団体

医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、DMAT、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平常時から体制を整えておく。

3 市の役割

- (1) 救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所）

ア 救護所設置予定施設の指定

指定避難所に指定した施設の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定する。

イ 救護所のスタッフの編成

郡市医師会等の医療関係団体と協議の上、救護所設置に係る医療救護班（医師 1 人、看護師 2 人、薬剤師 1 人及び補助者 1 人）及び歯科医療救護班（歯科医師 1 人、歯科衛生士 2 人及び補助者 1 人）の編成計画を定める。

ウ 救護所設置予定施設の点検

災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平常時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

- (2) 救護所等の医療資器材等の確保

救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定める。

第 25 節 避難体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害による人的被害を最小限に抑えるため、適切な事前避難並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市及び住民は、次の事項に留意して各自の責任で災害に備える。

- ア 浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知・確認
- イ 警報、避難勧告等の情報伝達体制の整備
- ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難勧告等の発令
- エ 避難誘導體制の整備
- オ 指定緊急避難場所・避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難勧告等の伝達
- ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- エ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 当該地区の避難者を収容できる指定避難所の確保
- イ 指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底
- ウ 雪崩危険箇所等冬期特有の危険箇所の住民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 市及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
- イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の確保
- ウ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2 住民等の役割

(1) 住民等に求められる役割

ア 住民及び企業等の役割

自らの責任において自身及び自身が保護する人の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努める。

- (ア) ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を知っておくこと。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間（地域避難場所を定めている自治会等においては、その利用方法及びそこからの安全な避難経路並びに避難に要する時間）をあらかじめ確認しておくこと。
- (ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。
- (エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を用意しておくこと。
- (オ) 避難勧告等の意味を正しく理解しておくこと。

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

次の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

- (ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒等や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じること。
 - b 気象官署や行政が発表する情報の入手手段を用意すること。
 - c 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
 - d 近隣の企業等や住民組織などから避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
 - e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。
- (イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じること。
 - b 気象官署や行政が発表する情報の入手手段を用意すること。
 - c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導體制を整備すること。

(2) 地域に求められる役割

ア 住民の役割

相互の協力のもと、地域避難場所を利用するなど自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、次により平常時から努める。

- (ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。なお、地域避難場所を定めている自治会等においては、その利用方法及びそこからの安全な避難経路並びに避難に要する時間を確認し地域で共有すること。
- (イ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。
- (ウ) 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

イ 企業等の役割

地域社会の一員として次により地域の避難対策への協力に努める。

(ア) 避難行動要支援者等の避難を支援すること。

(イ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

3 市の役割

危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受入れられるよう、危険情報の事前周知、避難勧告等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。

その際、水害と土砂災害、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 住民及び企業等に対し、地域の特性を踏まえた風水害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 国や県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績をもとに、洪水、雨水出水による浸水、土砂災害警戒区域等の危険箇所や指定緊急避難所、指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するよう努める。なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(2) 避難勧告等の情報伝達体制の整備

ア 気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線等、住民及び企業等へ避難勧告等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者利用施設の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した情報伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における連絡・連携体制を構築する。

エ 在宅の要配慮者に対する避難勧告等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を定める。

オ 避難勧告等の伝達に、コミュニティ放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

カ 避難勧告等の意味及び自主的な避難等を含む住民等のとるべき行動について、正しい知識の普及を図る。

キ 避難勧告等についてはそれらの解除を行う際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

ク 躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制を構築する。

(3) 避難勧告等の発令の客観的基準の設定

市長は、遅滞なく避難勧告等を発令できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び住民等に周知する。

ア 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、降水量、洪水警報などの気象情報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。

イ その他の中小河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に危険を及ぼすと判断したものについては、河川に関する情報、気象情報、過去の浸水害実績等から具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。

ウ 避難勧告等の発令対象区域については、洪水等により避難が必要となる範囲をまとめて発令できるよう、浸水想定区域図等をもとに発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

エ 土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

オ 避難勧告等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告又は避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

(4) 避難誘導體制の整備

ア 避難勧告等が発令された際、住民が集団で避難できるよう地域避難場所を利用するなど、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制を、地区別にあらかじめ定める。

イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して避難支援個別計画の作成を支援する。

ウ 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。

エ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

オ 避難勧告等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の暴雨の場合であっても、躊躇なく避難勧告等が発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

(5) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

ア 指定と周知

(ア) 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校など公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。なお、地域避難場所は、自治会等が独自で定めるものであるが、その地域の防災力向上に資するよう、利用方法及び安全性について助言を行う。

(イ) 避難所等を指定したときは標識、広報紙、ハザードマップ・防災マップ、防災訓練などにより住民にその位置等の周知徹底を図る。

(ウ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(エ) 指定緊急避難所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示し、標識の見方に関する周知に努める。

(オ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 指定に当たっての注意点

(ア) 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定する。また、災害に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とするように努める。

- (イ) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (ウ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう努める。
- (エ) 避難経路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険にさらされないよう配慮する。
- (オ) 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保すること。面積の目安は、指定緊急避難場所は1人当たり1.0㎡、指定避難所は1人当たり2.0㎡とする。
- (カ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (キ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮した滞在場所の運営に努める。
- (ク) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。
- (ケ) 避難所施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建築物とすること。なお、浸水想定区域内にあるなど、安全な避難所の確保が困難な地域にあつては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図る。
- (コ) 避難所施設には、貯水槽、防災井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める。また、テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図る。
- (サ) 避難所施設においては、停電・断水・電話の不通等の事態を想定し、これらに備えた設備を整備するよう努める。
- (シ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養に配慮する。
- (ス) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に市教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (セ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

- (7) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

ウ 即応体制の整備

- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ地域住民等に鍵の管理を委託する。
- (イ) 指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- (ウ) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- (エ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- (オ) 避難所施設には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
- (カ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。
- (キ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

エ 福祉避難所の指定

- (ア) 障がい者等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のための福祉避難所の施設をあらかじめ指定する。
- (イ) 福祉避難所施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。
- (ウ) 福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- (ア) 避難の際に必要な住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- (イ) 県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備に努める。
- (ウ) 災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるよう努める。

イ 広域避難の受入れに備えた体制整備

(ア) 避難所等を指定する際に併せて、広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておく。

(イ) 避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことができる体制の整備に努める。

(7) 住民避難誘導訓練の実施

ア 避難誘導體制に従い、避難勧告等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、学校などと協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、ハザードマップや防災マップを活用した訓練を行う。

エ 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れた方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

第 26 節 要配慮者の安全確保計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じることができるよう、市と日頃から要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）とが協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

〔要配慮者の安全確保計画の体系〕※以下「避難所」には福祉避難所を含む。

大項目	中項目	小項目
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		・避難行動要支援者の把握とその情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等の確保 ・避難行動要支援者とその支援者対象の防災訓練
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	・避難勧告等の情報提供 ・避難誘導 ・移送
	避難所の設置・運営	・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		・公的宿泊施設の確保 ・応急仮設住宅での配慮 ・公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	・巡回相談・栄養指導等 ・こころのケア ・訪問看護等
	福祉対策	・要配慮者のニーズ把握等 ・福祉サービスの提供 ・情報提供 ・生活資金等貸与（特別）
	社会福祉施設等の支援	・入所者等の安全確保 ・要配慮者の受入れ
	保健・福祉対策の実施体制の確保	・市の実施体制 ・県等の支援体制

大項目	中項目	小項目
外国人支援	防災教育	・外国人への防災知識の普及啓発 ・外国人を含めた防災訓練の実施
	多言語支援体制の構築	・多言語支援窓口の設置・運営体制の整備 ・通訳・翻訳ボランティア等の確保

ア 市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を作成し、避難勧告等の判断・伝達マニュアルや避難行動要支援者避難支援全体計画等を策定するとともに、自治会等に対し避難行動要支援者一人一人の避難支援個別計画の作成を支援する。また、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害に関する避難確保計画を作成するに当たっては、県と連携して積極的に支援を行うとともに、施設管理者等から作成・変更に伴う報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

なお、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。

また、職員、住民等の災害への意識醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

イ 介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。また、市から要請を受けた避難行動要支援者を受け入れる体制づくりに努めるとともに、介護保険法等関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を作成し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

ウ 外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、外国人の防災知識の普及啓発に努めるとともに、市及び県が行う災害時の多言語支援体制の構築を支援する。

エ 地域住民、自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得ながら、地域社会全体で避難行動要支援者一人一人の避難支援個別計画を作成する等安全確保を図る体制づくりに努める。

オ 避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことがあれば、市、地域住民等に対して情報発信に努める。

カ 避難行動要支援者名簿を整備するとともに避難行動要支援者マップの整備にも努める。また、地理空間情報（GIS・GPS）を活用し、情報共有に努める。

（２）積雪期の対応

関係機関の協力を得て、必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

避難行動要支援者が入所している施設管理者は、市と協力して、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

２ 住民及び企業等の役割

（１）住民等の役割

在宅の避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日頃から地域全体で取組む意識を持ち、市、自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会等と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

（２）民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、要配慮者の状況把握や地域全体で取組む意識の醸成を図ることにより、市及び防災関係機関と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

（３）介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者及び防災関係機関と協力して、在宅の避難行動要支援者の中で治療、看護、介護等が必要な人の受入体制の整備を図る。

（４）外国人関係団体の役割

外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）に所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

（５）企業等の役割

障がい者を雇用している企業等は、障がい者の安全を最優先した災害対策を図るとともに、関係機関の協力を得ながら避難所まで円滑に避難できるように努める。

３ 市の役割

（１）避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難行動要支援者避難支援全体計画の策定や避難勧告等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。

作成した避難行動要支援者名簿は、消防本部、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

情報の伝わりにくい要配慮者への避難勧告等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、避難誘導に際し、消防本部、警察、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ 避難所の設置・運営

指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や防災関係機関の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

- (ア) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。
- (イ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、身体障がい者用の仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚・聴覚障がい者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図る。
- (ウ) 避難所において、車椅子やミルク、食事制限者向けの特製食品等要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うとともに、ボランティア等の協力も得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。
- (エ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある人のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先としての確保に努める。

(4) 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスを提供できるように体制整備を図る。また、県や他の市町村、災害福祉支援チーム等応援の受入れ、災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

イ 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市の保健師は、避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ア) 巡回相談・栄養指導

(イ) こころのケア

(ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ 福祉対策

(ア) 要配慮者の把握等

災害発生直後に、避難行動要支援者避難支援全体計画等に基づき、自主防災組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、FAX、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送等の利用を行う体制整備を図る。

情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急一時受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援

ア 現状・ニーズ把握、普及啓発等

日頃から、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

地域に住む外国人や訪日外国人旅行者に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活

用して、日頃から外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化を行う。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校などに対し、防災教育等の実施を働き掛ける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

エ 情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ 災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

第 27 節 食料・生活必需品等の確保計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 災害発生から、交通状況を含む流通機能の回復が見込まれるまでの最低 3 日間分（推奨 1 週間分）必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下、「物資等」という。）は、住民（各家庭）及び企業等が自らの備蓄で賄うことを原則とする。
- イ 住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない住民や一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。
- ウ 民間事業者に委託可能な業務（支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく。また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等摂食上配慮を要する人を特定し、必要な食料及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。
- イ 高齢者、乳幼児、女性、障がい者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要な物資及び数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。

(3) 積雪地域での対応

- ア 輸送の困難を想定し、備蓄物資等を可能な限り各地区の避難所施設に事前配備する。
- イ 避難所施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。
- ウ 避難所施設において停電時でも災害状況を把握できるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

(4) 夏期における対応

夏期においては、避難所施設が高温多湿となることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒等の発生を防止する等、万全な衛生対策を整備する。

2 住民及び企業等の役割

(1) 住民の役割

- ア 各家庭においては、平常時から家族の最低 3 日間分（推奨 1 週間分）必要な物資等の備蓄に努める。

イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮を要する人は、平常時から最低3日間分（推奨1週間分）必要な分量を自ら確保するよう努める。

ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。

エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。

オ 車両の燃料を常に半分以上としておくよう心掛けるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。

カ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

（2）企業等の役割

ア 企業等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる人の把握に努め、これらの人が1～3日間程度泊まり込むのに必要な量の物資等の備蓄に努める。

イ 企業等は、災害時においても業務継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資等の備蓄に努める。

ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする最低3日間分（推奨1週間分）必要な物資等の備蓄に努める。また、非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。

3 市の役割

（1）物資等の備蓄

ア 市は災害備蓄計画を策定し、計画に基づき物資等を備蓄する。

イ 災害時の必需品で、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での備蓄に努める。

ウ 備蓄物資等は、極力避難所施設等にあらかじめ配備し、災害時に直ちに使用・配布できるようにする。

（2）物資拠点の選定

県及び関係機関等から物資を受入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

（3）物資等の緊急供給体制の確立

ア 企業等・事業者団体などとの協定による緊急調達体制を整備する。

イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配布体制を整備する。

ウ 地域の住民組織及び災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

（4）住民への普及啓発

ア 家庭、企業等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の物資等の供給計画について、普及啓発する。

イ 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所の備蓄物資等の確認及び使用・配布の訓練を行う。

ウ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第 28 節 学校の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 各学校は、本計画や市教育委員会が示すモデル等を参考に、学校防災計画を策定するとともに、児童・生徒等及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。
- イ 学校設置者は、学校の施設について、風水害の被害を最小限にとどめるとともに、ライフラインの途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。
- ウ 市は、学校設置者としての役割のほか、本計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。

(2) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、学校防災計画の策定や災害に備えた施設・設備の整備に当たり、本章第 26 節「要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する児童・生徒等の安全にも十分配慮する。

(3) 積雪地域での対応

各学校や学校設置者は、学校防災計画の策定や防災訓練の実施、施設・設備の整備等に当たり、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

2 学校の役割

(1) 学校防災計画の策定

学校は、市が示すハザードマップ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、市教育委員会が示す学校防災計画のモデル等を参考に、次の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を策定する。

ア 予防対策

- (ア) 学校防災組織の編成
- (イ) 施設・設備等の点検・整備
- (ウ) 防災用具等の整備
- (エ) 防災教育の実施
- (オ) 教職員の緊急出動体制の整備
- (カ) 家庭との連絡体制の整備等

イ 応急対策

- (ア) 災害発生が予想されるとき の事前休校、授業短縮措置等
- (イ) 災害発生直後の児童・生徒等の安全確保
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 児童・生徒等の安全確認

- (オ) 気象情報の収集
- (カ) 被害状況の把握と報告
- (キ) 下校又は保護継続
- (ク) 避難所開設・運営協力
- (ケ) 教育活動の再開
- (コ) 児童・生徒等のこころのケア 等

(2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、学校防災計画の策定や見直しについて検討し、防災計画に定められた事項等について教職員の共通理解と周知徹底を図る。

また、災害発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

(3) 施設・設備等の点検・整備

学校の施設等は、定期的に有資格者による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童・生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止、屋外設備・物品の破損・飛散防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努める。防火扉、スプリンクラー、防災井戸（市内全中学校及び安田小学校、水原小学校に設置）等の設備の機能点検も定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲いが倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不能になることを想定し、避難路は複数考えておく。

(4) 防災用具、非常持出品等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、拡声器、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整理し、教職員等に周知しておく。

児童・生徒等、教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整理し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(5) 教職員等の緊急出動体制

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め教職員等に周知しておく。

(6) 家庭との連絡

保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」をあらかじめ作成し、教職員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童・生徒等の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておく。

携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報漏えいしないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(7) 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童・生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 児童・生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

- (ア) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止方法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにする。
- (イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。
- (ウ) 自他の生命を尊重し安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにする。なお、防災教育の実施に当たっては、児童・生徒等の発達段階に応じて、副読本、ビデオ、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。また、自然体験、福祉体験、ボランティア活動等の実施により「命の大切さ」、「家族の絆」、「生きるたくましさ」、「勇気」等について指導する。

(8) 防災訓練の実施

校長は、学校防災計画等に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

- ア 形式的な内容に終わることなく、災害発生時に沉着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。
- イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。
なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、児童・生徒等に周知する。
- ウ 地域社会の一員として、児童・生徒等を地域の防災訓練に積極的に参加させる。
(なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。)

3 学校設置者の役割

(1) 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、災害に伴う停電、断水、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(2) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

本計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。

なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b 生活用水確保のための防災井戸等の整備

イ 設備整備

(ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ 情報連絡体制

(ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

(イ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

(ウ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

4 市の役割

(1) 学校の設置者としての役割

「3 学校設置者の役割」に記載のとおり

(2) 学校に対する支援及び助言

本計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

第 29 節 文化財の風水害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ 市は、適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた風水害への予防措置を講じるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別ごとの対策

ア 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限に抑える工夫をしておく。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は、定期的な巡視によって現状を把握し、暴風・洪水による倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生じることのないよう、事前の措置を講じておく。市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 住民・地域等の役割

(1) 住民の役割

文化財の愛護を心掛け、文化財に異変がみられた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理を心掛けるとともに、暴風・洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて市教育委員会に報告する。
また、災害時の修理・修復に係る対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・助言とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての指導・助言を行う。

第 30 節 ボランティアの受入体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たすボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう関係機関の支援・協力体制を整備する。

(2) 事前体制整備

ア 市社会福祉協議会は、市等の協力を得ながら災害ボランティアを受け入れる災害ボランティアセンターの体制を整備する。

イ 災害ボランティアの受入計画は、おおむね次の表による。

災害発生中	情報の受発信
災害発生後 24 時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握
災害発生後 2 日以内	災害ボランティアの受入広報

2 市社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、市災害対策本部と協議して災害ボランティアセンターを設置する。

(1) 災害ボランティアの受入れのための計画の作成

ア 災害ボランティアの受入れに伴う災害ボランティアセンターの運営計画を作成する。

イ 災害ボランティアセンターの運営計画の作成において市との協議を行う。

(2) 災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及び災害ボランティアセンターの体制整備を支援する。

3 市の役割

(1) 災害ボランティアの受入れ体制の整備

ア 災害ボランティアを受け入れる公共施設を事前に指定する。

イ 災害ボランティアセンターの体制整備については、市社会福祉協議会と協議する。

(2) 災害ボランティアセンターの運営支援

ア 災害ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、運営を支援する体制整備を図る。

イ 災害ボランティアセンターと市災害対策本部との情報を共有するための体制整備を図る。

(3) 災害ボランティア活動に対する住民への普及啓発

防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。普及啓発の実施に当たっては、ボランティアとの協働に努める。

第 31 節 企業等の事業継続

1 計画の方針

企業等は、災害時の企業等が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組合せによるリスクマネジメントを実施することで、各企業等において防災活動の推進に努める。

2 市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、企業等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）作成を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

（１）実態の把握

企業等の事業継続計画作成状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

（２）事業継続計画作成など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

災害に強い企業等になるよう、防災や事業継続計画の作成等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

（３）地域防災訓練等への参加の呼び掛け

企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼び掛け、防災に関するアドバイスを行う。

3 企業等の役割

企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

（１）災害時に企業等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内にとどまったりすることが想定される企業等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる人の安全確保に努める。

イ 二次災害の防止

企業等は、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏えい防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や市との協調の下、企業等の特色を生かした活動による地域貢献に努める。

(2) 平常時の防災対策

ア 事業継続計画の作成

企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を作成するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を作成した企業等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保を実施するなど、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

第 32 節 行政機関等の業務継続計画

1 計画の方針

風水害発生時における市の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、市は、業務継続計画（BCP）策定に努めるとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 市の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保に努める。

災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

なお、業務継続計画の策定に当たっては、内閣府の「市町村のための業務継続計画作成ガイド」及び「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」等を参考とする。

実効性のある業務継続体制を確保するため、想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の確保や定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

1 計画の方針

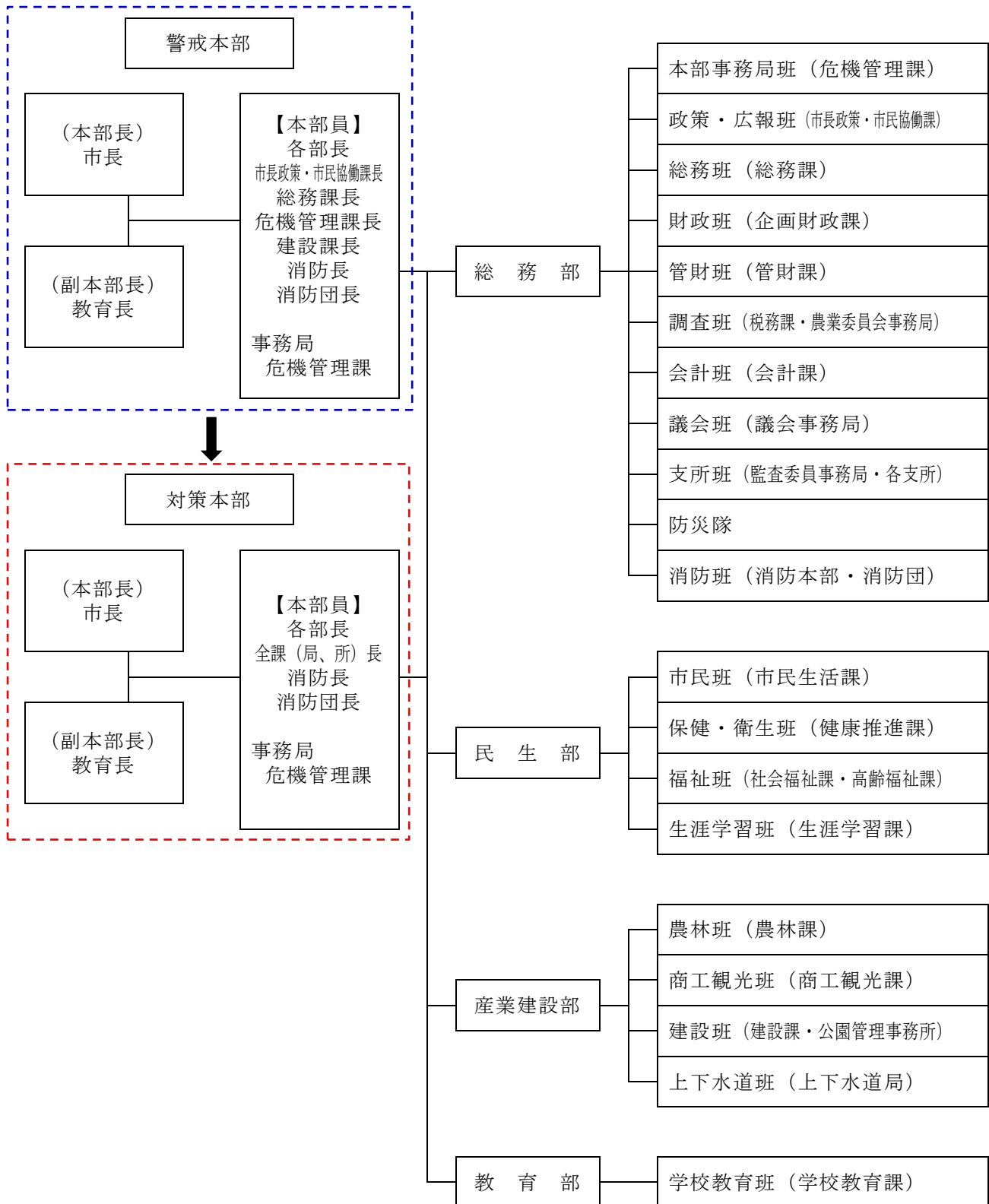
市内に大規模な風水害等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、市は、法第23条の2に基づき市災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、災害の応急対策業務の迅速かつ的確な推進を図るとともに、県及び防災関係機関と連携し被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

災害に対処する当面の災害応急対策責任者又は県及び防災関係機関が、災害対策を総合的に実施し、併せてその他の関係機関との連絡調整に当たるため、対策本部を設置したときは、県知事その他関係機関に通知するものとする。

本節では市の対策本部の組織及び運営計画について定める。

なお、本章において「市」は、対策本部設置後においては、「対策本部」と読み替えるものとする。

2 対策本部等全体組織図



3 対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次のいずれかに該当する場合に、対策本部を設置する。

ア 次のいずれかに該当する場合で、市長が必要と認めるとき。

(ア) 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

(イ) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。

(ウ) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 市長が特に必要であると認めるとき。

(2) 解散基準

本部長は、当該災害に係る応急対策がおおむね完了した場合又は予想された災害の危険性が解消されたと認めた場合は、対策本部を解散する。

(3) 対策本部設置場所

対策本部は、市役所本庁 402 会議室に設置する。

対策本部を設置しようとするとき又は対策本部が設置された場合の本部員に対する連絡は、以下の伝達方法による。

ア 対策本部設置の庁内周知

対策本部を設置しようとするとき、又は対策本部が設置された場合の各課（局、所）への周知は、庁内放送及びメール若しくは電話により行う。

イ 対策本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関等への通知等

危機管理課長は、対策本部が設置された場合又は廃止された場合は、直ちにその旨を次に掲げる機関に連絡し、また住民に対して通知する。

(ア) 新潟県防災局

新潟県総合防災情報システム

(イ) 新潟県新発田地域振興局

県防災行政無線、電話、FAX、メール

(ウ) 阿賀野警察署

電話、FAX

(エ) 国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所

電話、FAX

(オ) 住民及び企業等

市防災行政無線、緊急告知FMラジオ、安全安心メール、市ホームページ、その他

4 本部の組織、運営等

(1) 本部長（市長）

本部長は、対策本部の事務を総括し、対策本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（教育長）

ア 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

イ 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

(ア) 第一順位 教育長

(イ) 第二順位 総務部長

(3) 本部員

ア 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

イ 本部員の構成は次のとおりとする。

- ・ 総務部長
- ・ 民生部長
- ・ 産業建設部長
- ・ 市長政策・市民協働課長
- ・ 総務課長
- ・ 危機管理課長
- ・ 企画財政課長
- ・ 管財課長
- ・ 税務課長
- ・ 市民生活課長
- ・ 健康推進課長
- ・ 社会福祉課長
- ・ 高齢福祉課長
- ・ 生涯学習課長
- ・ 農林課長
- ・ 商工観光課長
- ・ 公園管理事務所長
- ・ 建設課長
- ・ 会計課長
- ・ 議会事務局長
- ・ 農業委員会事務局長
- ・ 監査委員事務局長

- ・学校教育課長
- ・上下水道局長
- ・消防長
- ・消防団長
- ・防災隊長

(4) 部

対策本部に部を置く。

ア 部長

(ア) 部長は、次の者を充てる。

部	部 長	備 考
総務部	総務部長	
民生部	民生部長	
産業建設部	産業建設部長	
教育部	教育長	副本部長との兼務

(イ) 部長は本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

なお、部長に事故あるときは、当該部内の課長若しくは課長補佐等の職にあるものがその職務を代理する。

イ 各部の組織等

(ア) 班

部に班を置き、班には班長を置く。

班長は、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

班長及び班員並びに所掌事務は、次の「8 本部組織の整備と所掌事務」、「(2) 所掌事務」のとおりとする。

(5) 対策本部事務局

対策本部に事務局を置く。

ア 構成

対策本部事務局に事務局長を置き、危機管理課長をもって充てる。

事務局員は、危機管理課職員及び事務局長が指名する職員をもって充てる。

イ 所掌事務

対策本部の運営の総括に関すること。

5 会議の開催

(1) 本部会議

ア 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じて本部会議を招集する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

ウ 協議事項等は、次のとおりとする。

(ア) 災害状況及び災害応急対策実施状況

(イ) 対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項

(ウ) 対策本部内各部との連絡調整

(エ) 防災関係機関との連携推進に関する事項

(オ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項

(カ) 公共機関に対する応援要請に関する事項

(キ) その他災害対策上重要な事項

6 職員の服務基準

災害時における職員の防災服務心得を次のとおり定める。

(1) 災害時における職員の防災服務心得

ア 災害時における職員の対応

災害時においては、被災者に不安を抱かせることのないよう親切、丁寧に接し、住民の信頼を得るよう努める。

イ 災害時の参集及び業務の履行

災害時において職員は指定された場所に参加し、自己の分担業務を定められた基準に従い、関係機関と連絡調整しながら的確に履行する。

7 現地災害対策本部

土砂崩れ、雪崩等による局地的な災害等で、人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合、必要に応じ災害現場で本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」（以下「現地本部」という。）を置く。

(1) 現地本部の設置期間

現地本部は、現地での主要な災害応急対策がおおむね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなつたと認められるまでの間設置する。

(2) 現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場等に設置する。

(3) 現地本部の組織

ア 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置く。

イ 現地本部長及び現地本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

ウ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

8 本部組織の整備と所掌事務

本部の組織機構に基づき、常に災害時に対処し得る体制の整備強化を図る。

(1) 組織の整備

本部長は、各班に所属する者の職氏名と任務分担を明確にしておかなければならない。

消防団は、責任担当区域ごとに組織及び人員を明確にして、災害時における配置分担、集合場所等を定めておかなければならない。

(2) 所掌事務

部	班	班長（班員）	所掌事務
総務部（部長 総務部長）	本部事務局班	危機管理課長 （危機管理課）	1 本部の運営、記録 2 県その他防災関係機関との連絡調整 3 地震、気象、河川情報等の授受と報告、伝達 4 避難情報の発令 5 防災行政無線、MCA無線等の管理、運用 6 通信手段の確保 7 避難所の設置発令 8 県に対する各種報告 9 災害救助法の事務 10 避難情報の解除及び避難所の閉鎖 11 その他本部運営の総括
	政策・広報班	市長政策・市民協働課長 （市長政策・市民協働課）	1 広報、ホームページ等住民への広報広聴 2 災害情報の収集及び撮影等による記録整理、保存 3 マスコミ等への報道要請及び報道機関との連絡調整 4 災害情報の報道発表及び資料提供等報道機関対応 5 激甚災害の指定等、県に対する要望・陳情 6 災害対策等に関する国・県への要望 7 調査団、視察団等の受入れ及び対応 8 災害復興方針、計画の策定
	総 務 班	総務課長 （総務課）	1 各部からの災害、被害状況、対策状況の取りまとめと報告 2 支所及び避難所に対する災害関連情報の提供 3 自衛隊に対する派遣要請及び受入れ 4 県及び他市町村に対する応援要請及び受入れ 5 ライフライン情報の取りまとめと報告 6 公共交通機関の運行状況の取りまとめと報告 7 自治会との連絡調整及び要望の取りまとめと報告 8 庁内システム、情報システムの機能確保 9 職員の動員、配置、人員管理 10 職員の被災状況の確認 11 各部との連絡調整 12 他班への応援
	財 政 班	企画財政課長 （企画財政課）	1 配車状況の掌握と記録 2 物資輸送及び応援車両の確保と配車調整 3 必要物品の出納 4 災害関係予算の編成 5 災害関係経費の総括 6 他班への応援
	管 財 班	管財課長 （管財課）	1 市有財産の被害状況調査の取りまとめと報告、機能確保 2 所管施設である避難所の開設 3 他班への応援
	調 査 班	税務課長 （税務課、農業委員会事務局）	1 市内全域の第1次被害状況調査の実施と集約、報告 2 家屋、構築物等の被害状況調査の実施と集約、報告 3 被災者台帳の作成 4 各種統一申請窓口の設置 5 罹災証明書の交付 6 被災者に対する税の減免措置等

部	班	班長（班員）	所掌事務
総務部（部長 総務部長）	会 計 班	会計管理者 （会計課）	1 災害対策事務の現金支払い 2 義援金等の受入れ、保管 3 災害関係経費の支出 4 他班への応援
	議 会 班	議会事務局長 （議会事務局）	1 議会議員との連絡調整
	支 所 班	監査委員事務局長 （監査委員事務局、各支所）	1 管内避難所施設の被害状況調査、報告及び機能確保 2 所管施設の被害状況調査、報告及び機能確保 3 管内避難所の情報収集及び避難者情報の取りまとめと報告 4 管内避難所の応援要請への対応 5 本部との連絡調整 6 危険箇所の応急初期対応 7 災害情報の収集及び撮影等による記録整理 8 応援車両の要請及び配車調整 9 他班への応援
	防 災 隊	防災隊長 （防災隊員）	1 市内各地のパトロールによる被害情報収集、報告 2 危険箇所の応急初期対応 3 家屋等の被害概況調査、報告 4 各所属に復帰又は機動対応、救援物資の仕分け
	消 防 班	消防長 （消防本部、消防団）	1 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 2 災害予防、警戒、防御対策活動 3 被害状況の把握と情報収集、報告 4 災害情報、避難情報等の伝達 5 害情報の受理及び出動命令 6 避難住民の誘導 7 地震、気象及び河川情報等の収集 8 消防署員及び消防団員の召集、配置、現場活動の指揮 9 消火、救助、救出、救急活動 10 消防相互応援協定市町村との連絡、応援要請 11 消防防災ヘリコプターの出動要請 12 ドクターヘリコプターの出動要請 13 搬送者名簿、死者・行方不明者名簿の作成と報告 14 消防資機材の調達 15 危険物施設等の事故調査 16 消防団員の被災調査 17 関係機関との連絡調整

部	班	班長（班員）	所掌事務
民生部（部長 民生部長）	市 民 班	市民生活課長 （市民生活課）	1 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 2 避難所の開設及び運営の総括 3 避難者状況の記録及び報告 4 全被災者の安否確認 5 住民からの相談の受付及び処理 6 外国人被災者の状況調査及び支援 7 し尿、ごみ（災害ごみ含む）、死亡獣畜等の収集及び処理 8 被災地の環境対策 9 死体の埋火葬許可 10 関係機関との連絡調整
	保健・衛生班	健康推進課長 （健康推進課）	1 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 2 所管施設である避難所の開設 3 医療救護所の開設 4 救急医薬品、保健衛生用資器材の調達、管理 5 負傷者の名簿作成と報告 6 医師会、医療機関との連絡、協力要請 7 避難所の巡回訪問 8 医療情報の収集及び保健指導 9 職員の健康管理 10 被災地及び避難所の防疫 11 被災者への入浴支援 12 後期高齢者医療保険料の減免措置等 13 他班への応援
	福 祉 班	社会福祉課長 （社会福祉課、高齢福祉課）	1 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 2 所管施設である避難所の開設 3 要配慮者世帯、生活保護世帯の被害状況調査及び支援 4 要配慮者（障がい者、高齢者等）への支援 5 社会福祉協議会との連絡調整 6 食料、生活必需品の調達及び供給 7 救援物資、救助物資の受入れ、管理、搬出 8 炊き出しの実施及び提供 9 ボランティアの受入れ（社会福祉協議会） 10 福祉避難所の開設及び運営の総括 11 被災者に対する福祉相談 12 遺体の収容及び埋葬 13 災害弔慰金、義援金、被災者生活再建支援金の申請受付 14 介護保険料の減免措置等 15 各部との連絡調整 16 他班への応援
	生涯学習班	生涯学習課長 （生涯学習課）	1 施設利用者の安全確保 2 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 3 所管施設である避難所の開設 4 避難所等への食料、生活必需品等必要物資の配送 5 文化財の被害状況調査及び応急対策

部	班	班長（班員）	所掌事務
産業建設部（部長 産業建設部長）	農 林 班	農林課長 （農林課）	1 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 2 所管施設である避難所の開設 3 農林業関係施設及び農地、林地等の被害調査、集約及び報告 4 主食の応急調達 5 農林業施設の災害対策、応急復旧 6 被災農家への災害融資 7 農林業関係機関、団体との連絡調整
	商工観光班	商工観光課長 （商工観光課）	1 観光客の安全確保 2 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 3 所管施設である避難所の開設 4 電気、ガス、通信機関の情報の取りまとめと報告 5 商工観光関係諸団体の被害調査、集約及び報告 6 被災商工業者に対する災害融資 7 災害復興住宅資金融資 8 商工観光関係諸団体との連絡調整 9 他班への応援
	建 設 班	建設課長 （建設課、公園管理事務所）	1 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 2 所管施設である避難所の開設 3 道路、河川、橋梁、がけ地等の災害危険箇所の警戒、予防、防御 4 道路、河川、橋梁、がけ地等の災害対策、被害調査と報告及び応急対策 5 市街地の湛水排除 6 交通規制 7 緊急輸送道路の確保のための関係機関等への要請 8 路上障害物（降積雪含む）の撤去 9 公園施設及び街路樹の応急対策 10 応急対策用資機材の調達、確保及び管理 11 道路交通情報（高速道路含む）の収集及び報告 12 避難所の応急危険度調査 13 公営住宅の災害対策、被害調査及び応急復旧 14 公共施設の応急復旧 15 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定 16 復興融資に係る被害住宅査定の促進 17 関係機関等との連絡調整 18 建設業協会等との連絡調整 19 各部との連絡調整

部	班	班長（班員）	所掌事務
産業建設部（部長 産業建設部長）	上下水道班	上下水道局長（上下水道局）	1 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 2 管工事業協同組合に対する被害状況調査と報告 3 取水、導水、送水及び配水計画の総合統制 4 上水道又は下水道に起因する市街地の湛水排除 5 給水車の確保及び運行と飲料水の確保及び応急給水 6 仮設トイレの確保及び設置 7 応急対策用資機材の調達、確保及び管理 8 上水道管及び仮設給水装置の設置 9 応急用水道管、仮設給水装置及び移動式浄水装置の看守 10 導水管、送水管、配水管の応急復旧 11 下水道管渠の緊急点検・調査 12 下水道施設の応急復旧 13 関係機関との連絡調整
教育部（部長 教育長）	学校教育班	学校教育課長（学校教育課）	1 児童・生徒等の安全確保 2 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 3 所管施設である避難所の開設 4 炊き出しの実施及び提供 5 児童・生徒等の被災状況の調査 6 P T A連合会への協力要請、連絡調整 7 教育関係義援金品の受入れ、管理、配布 8 応急教育と教科書及び学用品の調達、あっせん 9 関係機関等との連絡調整

9 被害の発生及び拡大防止体制

（１）第１段階（当事者体制）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生を防御するために必要な処置は、それぞれ当面の災害応急対策責任者が、その機能をあげて所要の措置を講じる。

（２）第２段階（相互応援体制）

被害の発生又は拡大防止に当たり、災害の規模が大きく第１段階たる当事者体制のみによっては所期の目的を達しがたい場合は、当面の災害応急対策責任者は災害対策基本法第 67 条又は第 80 条の規定により応援を求めて、被害の発生及び拡大の防止を図る。

資料編 ○災害時における相互応援協定

（３）第３段階（災害派遣体制）

災害の規模が拡大し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、市長は県知事に対し新潟県地域防災計画の定めるところによりその内容を明らかにして、自衛隊などの派遣を要請する。

第2節 職員の配備体制及び動員計画

1 計画の方針

災害が発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合の市の災害配備体制について定める。

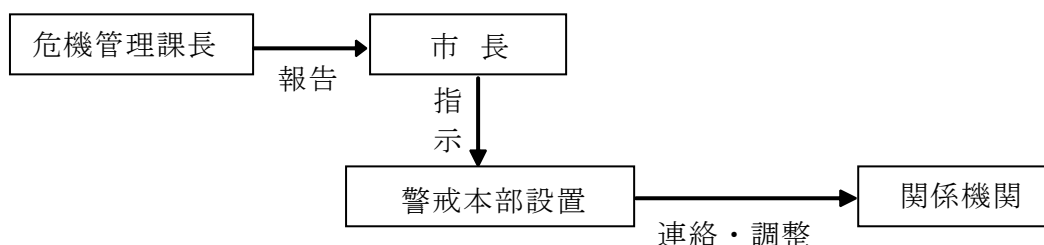
2 警戒本部

(1) 警戒本部の設置

災害が発生するおそれのある気象注意報・警報の発令等により、市警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

情報収集並びに来る災害に準備することにより、対策本部が設置された際に迅速に災害に対処することを図っていく。

(2) 警戒本部の体系図



(3) 警戒本部の設置基準及び設置場所

ア 警戒本部設置及び廃止基準

市長は次の場合に警戒本部を設置し、又は廃止する。

(ア) 設置基準

災害が発生するおそれのある気象注意報・警報の発令、長期の降雪等により、各種の災害が予想されるときは、危機管理課長は市長に報告し、その指示により設置する。

(イ) 廃止基準

- a 対策本部が設置された場合
- b 当該災害に対する応急救助等の措置が終了したとき
- c 災害の発生のおそれがなくなったとき

イ 設置場所

警戒本部は、市役所本庁応接室に設置する。

(4) 組織

警戒本部員は、市長、教育長、総務部長、民生部長、産業建設部長、市長政策・市民協働課長、総務課長、危機管理課長、建設課長、消防長、消防団長で構成し、必要に応じて招集する。

(5) 所掌事務

警戒本部の事務局は危機管理課が行い、所掌事務は次に掲げるものとする。

- ア 情報の収集及び伝達に関すること
- イ 警戒活動の調整に関すること
- ウ 関係機関との連絡調整に関すること
- エ その他必要な事項

3 配備体制

(1) 配備基準

ア 風水害

区 分	配 備 基 準	職員配備体制	主な活動内容
警戒体制	大雨、洪水、強風等の警報が発令され、今後の気象情報の推移に注意する必要があるとき 【警報発令基準】 ・大雨(浸水害):表面雨量指数=13 ・大雨(土砂災害):土壌雨量指数=120 ・洪水:阿賀野川流域=表面雨量指数=6 流域雨量指数=87.5 ・安野川流域=表面雨量指数=6 流域雨量指数=10.8 ・暴風:平均風速 20m/s 【警戒体制】 ・阿賀野川水防団待機水位(馬下 19.65m/満願寺 5.80m) ・安野川水防団待機水位(大室 11.64m/金田町 6.27m) 【警戒レベル1】水防団待機の目安となる水位	・危機管理課担当職員	1 関係機関等への情報収集、伝達及び処理 2 気象、河川情報等の収集 3 必要に応じ第1配備体制に移行
警戒本部	大雨、洪水、強風等の警報が発令され、阿賀野川及び市内中小河川の水位の上昇により、氾濫のおそれがあるとき ・阿賀野川氾濫注意水位(馬下 20.15m/満願寺 6.50m) ・安野川氾濫注意水位(大室 12.03m/金田町 7.21m) 【警戒レベル2】水防団出動の目安となる水位	警戒配備体制に加えて ・全部長 ・危機管理課全職員 ・建設課であらかじめ指定された職員 ・防災隊全隊員	1 状況の把握 2 災害の警戒及び応急対策上必要な活動 3 必要な職員の配備 4 必要に応じ第2配備体制に移行

区 分		配 備 基 準	職員配備体制	主な活動内容
警戒本部	第2配備体制	大雨、洪水、強風等の警報が発令され、阿賀野川及び市内中小河川の水位の上昇により、氾濫のおそれが高まったとき ・阿賀野川避難判断水位（馬下 22.00m/満願寺 7.80m） ・安野川避難判断水位（大室 12.28m/金田町 7.48m） 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位	第1配備体制に加えて ・市長 ・教育長 ・全課（局、所）長 ・総務課全職員 ・建設課全職員 ・応急対策が必要な課（局、所）で、あらかじめ指定された職員 ・指定する避難所担当職員	1 必要に応じた避難者の受入れ準備 2 必要な職員の配備 3 市有施設等の緊急点検及び被害状況の把握 4 必要に応じた応急活動 5 必要に応じた広報活動 6 必要に応じ第3配備体制に移行
		風水害等が発生し又は発生するおそれが高く、強力な組織をもって災害応急対策を実施する必要があるとき ・阿賀野川氾濫危険水位（馬下 22.80m/満願寺 8.30m） ・安野川氾濫危険水位（大室 12.79m/金田町 8.40m） 【警戒レベル4】避難勧告、避難指示（緊急）発令の目安となる水位	対象河川：阿賀野川 第2配備体制に加えて ・新たに必要な応急対策を行う指定する職員	1 対象河川別及び状況に応じた職員の配備 2 災害への応急対策が最大限機能する体制の確立 3 各種マニュアルに基づいた応急対策
対策本部	第3配備体制	風水害が発生した場合 【警戒レベル5】災害発生情報	対象河川：安野川 ・全職員	
			・全職員	

イ 土砂災害

区 分		気 象 情 報	避難勧告等	職員配備体制	主な活動内容
警戒体制	警戒配備体制	・大雨警報（土砂災害） ・土壌雨量指数=120		・ア 風水害に準ずる	1 関係機関等への情報収集、伝達及び処理 2 気象、警戒区域の情報等の収集 3 必要に応じ第1備体制に移行

区 分		気 象 情 報	避難 勧告等	職員配備体制	主な活動内容
警戒本部	第1 配備体制	土砂災害前ぶれ注意情報（大雨による重大な土砂災害が発生するおそれのあるレベル。危険地域内で避難行動要支援者の避難を開始する目安）の発表	避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	・ア 風水害に準ずる	1 状況の把握 2 災害の警戒及び応急対策上必要な活動 3 必要な職員の配備 4 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始発令の検討が必要に状況になったときは、即時第2配備体制に移行
	第2 配備体制	土砂災害警戒情報（今後2時間以内に危険レベルとなる可能性があるレベル。危険地域内の住民が避難を開始する目安）の発表	避難勧告 【警戒レベル4】	・ア 風水害に準ずる	1 必要に応じた避難者の受入準備 2 必要な職員の配備 3 市有施設等の緊急点検及び被害状況の把握 4 必要に応じた応急活動 5 必要に応じた広報活動 6 必要に応じ第3配備体制に移行
対策本部	第3 配備体制	土砂災害警戒情報（今後2時間以内に危険レベルとなる可能性があるレベル。危険地域内の住民が避難を開始する目安）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報に到達」した場合	避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	第2配備体制に加えて ・新たに必要な応急対策を行う指定する職員	1 状況に応じた職員の配備 2 災害への応急対策が最大限機能する体制の確立 3 各種マニュアルに基づいた応急対策
		土砂災害が発生した場合	災害発生情報 【警戒レベル5】	・全職員	

(2) 職員の対応

ア 勤務時間内における対応

危機管理課から災害発生のおそれがある、又は災害発生の情報を得たときは、その状況により、該当する職員は直ちに配備体制に基づく配置につき、危機管理課の指示の下、速やかに活動を行う。

イ 勤務時間外における対応

(ア) 指定登庁職員の指定

- a 勤務時間外に災害が発生した場合に応急対策が必要となる課（局、所）長は、登庁させる職員（以下「指定登庁職員」という。）をあらかじめ指定しておく。
- b 指定登庁職員については、大規模な災害が発生した場合における交通の混乱・途絶等においても迅速な配備体制が確立できるよう、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して指定する。

(イ) 指定登庁職員の登庁

- a 指定登庁職員は、勤務時間外（夜間休日等）における伝達経路により災害の発生があったとき、若しくはテレビ、ラジオ等により災害の発生に関する情報を知ったときは、速やかに登庁する。
- b 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、電話等で所属長へ報告し、その後の指示を受ける。

(ウ) 指定登庁職員による応急対策の実施

指定登庁職員等は、所属長が不在の場合には、臨時の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を所属長に報告する。

ウ 消防団に対する伝達及び出動

- (ア) 市長は、対策本部を設置した場合、その配備体制についての消防団への伝達を、あらかじめ定めた伝達系統に従い行う。
- (イ) 消防団長は、市長から対策本部設置に伴う配備体制の指示を受けたとき、直ちに出動できる体制を確立するよう配下の分団長に対し、電話、口頭その他方法により指示する。
- (ウ) 出動命令を受けた各分団は、災害現場に出動し、指揮者のもとに活動する。

第3節 防災関係機関の相互協力体制

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市の責務

- (ア) 災害が発生した場合、市は、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。
- (イ) 被災市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。
- (ウ) 市は、被害を免れた場合は、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。
- (エ) 市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- (オ) 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。
- (カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に他の市町村等から応援を受けることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制などの必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。
- (キ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

イ 達成目標

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

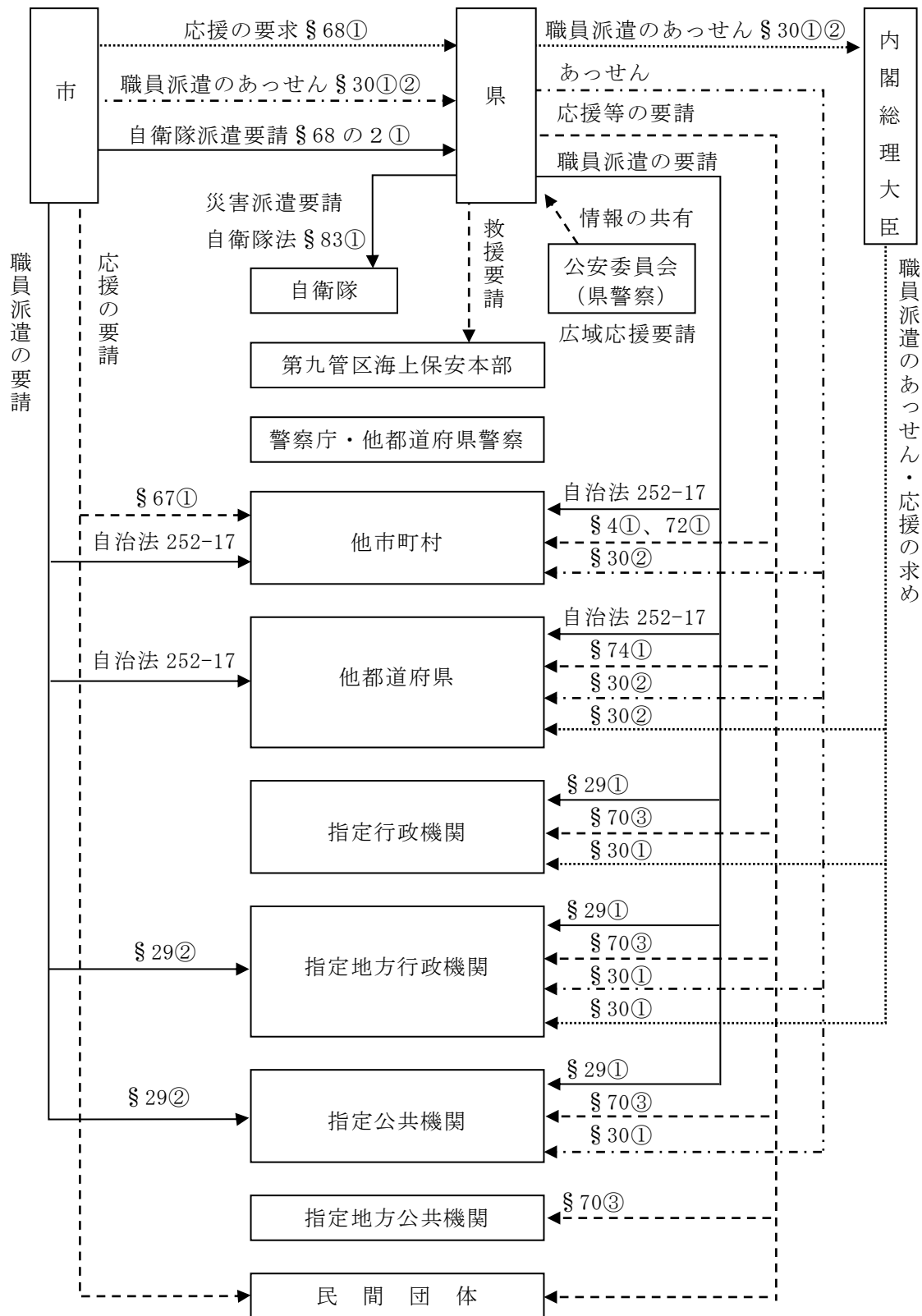
- (ア) 災害時相互応援に関する協定の締結
- (イ) 災害時の情報収集及び連絡体制の確立
- (ウ) 受援計画の整備など応援受入体制の確立
- (エ) 応援計画の整備など応援体制の確立

(2) 積雪期の対応

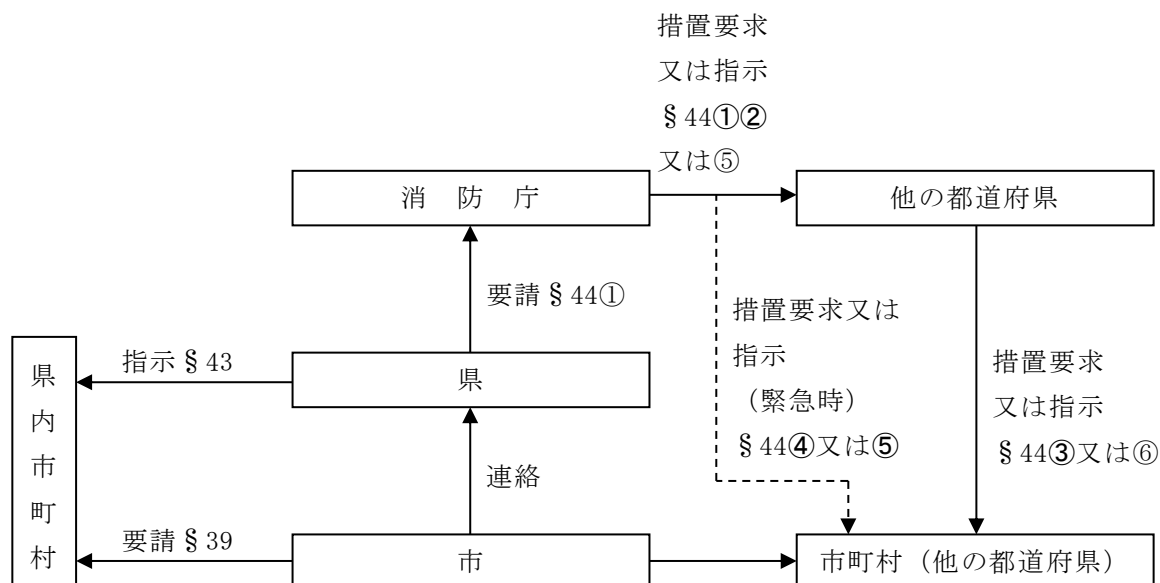
積雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した応援の受入体制を確立するものとする。

2 情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



【消防組織法に基づく応援要請等】



3 業務の内容

(1) 応急対策に関する応援等の要請

実施主体	内 容	協力依頼先
市（被災した場合）	○他市町村への応援要請 災害応急対策実施のために必要があるときは、他の市町村長に対し応援を求める。 ○県への応援又は災害応急対策実施の要請 災害応急対策実施のため必要があるときは、県知事に対し応援又は県が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。 ○自衛隊の災害派遣要請の依頼 （第3章第13節） ○民間団体への応援要請 災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、民間団体に応援を要請する。 ○消防の広域応援の要請 （第3章第16節）	他の市町村長 県知事 民間団体 県、地域代表消防本部

※ 応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行う。ただし、文書によるいとまのない場合は、電話等により要請を行い、その後速やかに文書を送付する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする場所
- ウ 応援を必要とする期間
- エ その他応援に関し必要な事項

(2) 職員の派遣（あっせん）等に関する応援

実施主体	内 容	協力依頼先
市（被災した場合）	○職員の派遣要請 災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、市は、特定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 ○職員派遣のあっせんの要請 災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県知事に対し、指定地方行政機関若しくは特定地方公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員派遣について要請する。	都道府県知事、他の市町村長、指定地方行政機関の長、特定公共機関、県知事

※ 職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 応援受入体制の確立

実施主体	内 容	協力依頼先
市（被災した場合）	○情報の収集・伝達・交換 応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県等に通報するほか、必要な情報交換を行う。 ○受入体制の確立 県等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。	

第4節 気象情報等伝達計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民の責務

市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、自治会や地域住民等と連絡を密にして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

イ 市の責務

気象等の特別警報・警報・注意報について、県、消防庁、東日本電信電話㈱から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に連絡するとともに、住民へ周知するよう努める。

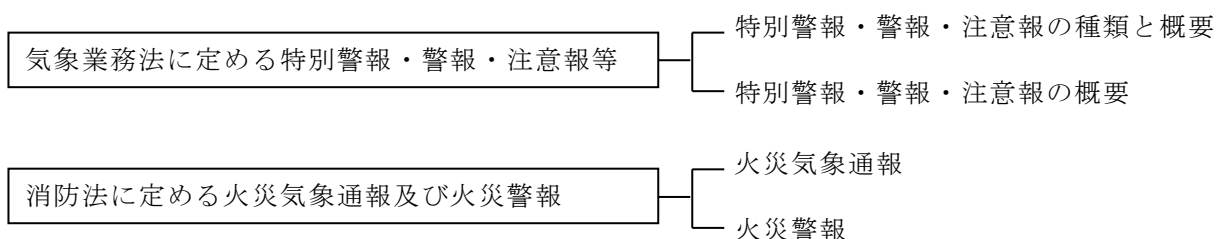
気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民へ周知する。

特に、気象等の特別警報の通知を受けた場合は、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知する措置をとらなければならない。

ウ 達成目標

気象等の警報や災害関係予報、災害関係情報を関係機関及び住民に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報等

新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報等の発表を行い、関係機関に通知し住民に周知させる。

その際、早期から警戒を呼び掛ける情報、危険度及びその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

ア 特別警報・警報・注意報の種類

種 類	概 要
特別警報	大雨（浸水害、土砂災害）、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨（浸水害、土砂災害）、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

イ 気象情報等

(ア) 全般気象情報、北陸地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(イ) 土砂災害警戒情報

県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表される。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組合せた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

(エ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、府県予報区単位で発表される。この情報の有効期間は発表から1時間である。

(オ) 阿賀野川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。

(カ) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

a 土砂災害警戒判定メッシュ情報

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

b 大雨警報（浸水害）の危険度分布情報

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

c 洪水警報の危険度分布情報

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予想を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

(キ) 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予想されているときに、その可能性を「高」（警報級の現象の可能性が高い。）、「中」（警報級の現象の可能性は高くはないが、一定程度認められる。）の2段階の確度を付して発表される情報。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（下越、中越、上越、佐渡）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報対象地域と同じ発表単位（新潟県）で発表される。

ウ 市の業務

関係機関から警報等の伝達を受けたときは、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災及び避難対策等の必要な措置を講じるとともに、適切な方法によって、所在官公庁及び住民に周知する。

エ 異常現象発見時における措置

(ア) 異常現象の種別

- a 竜巻：農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- b 強い降ひょう：農作物等に被害を与える程度以上のもの
- c 雪崩：建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
- d その他異常なもの

(イ) 通報手続

- a 異常現象を発見した者は、速やかに市、消防本部又は警察に通報する。
- b 通報を受けた場合は、市は、直ちに次の機関に通報する。
 - (a) 新潟地方気象台
 - (b) その地域を管轄する県地域機関その他関係機関
 - (c) 当該災害に関係する隣接市町村

(2) 火災気象通報

通報を行う基準は、当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたときとする。

ア 実効湿度が65%以下になる見込みのとき

イ 平均風速 15m/s 以上の風が 1 時間以上続いて吹く見込みのとき。（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

ウ 出火危険度 5 以上になる見込みのとき。

※「出火危険度」とは、その日の最小湿度及び最大風速から計算される指数

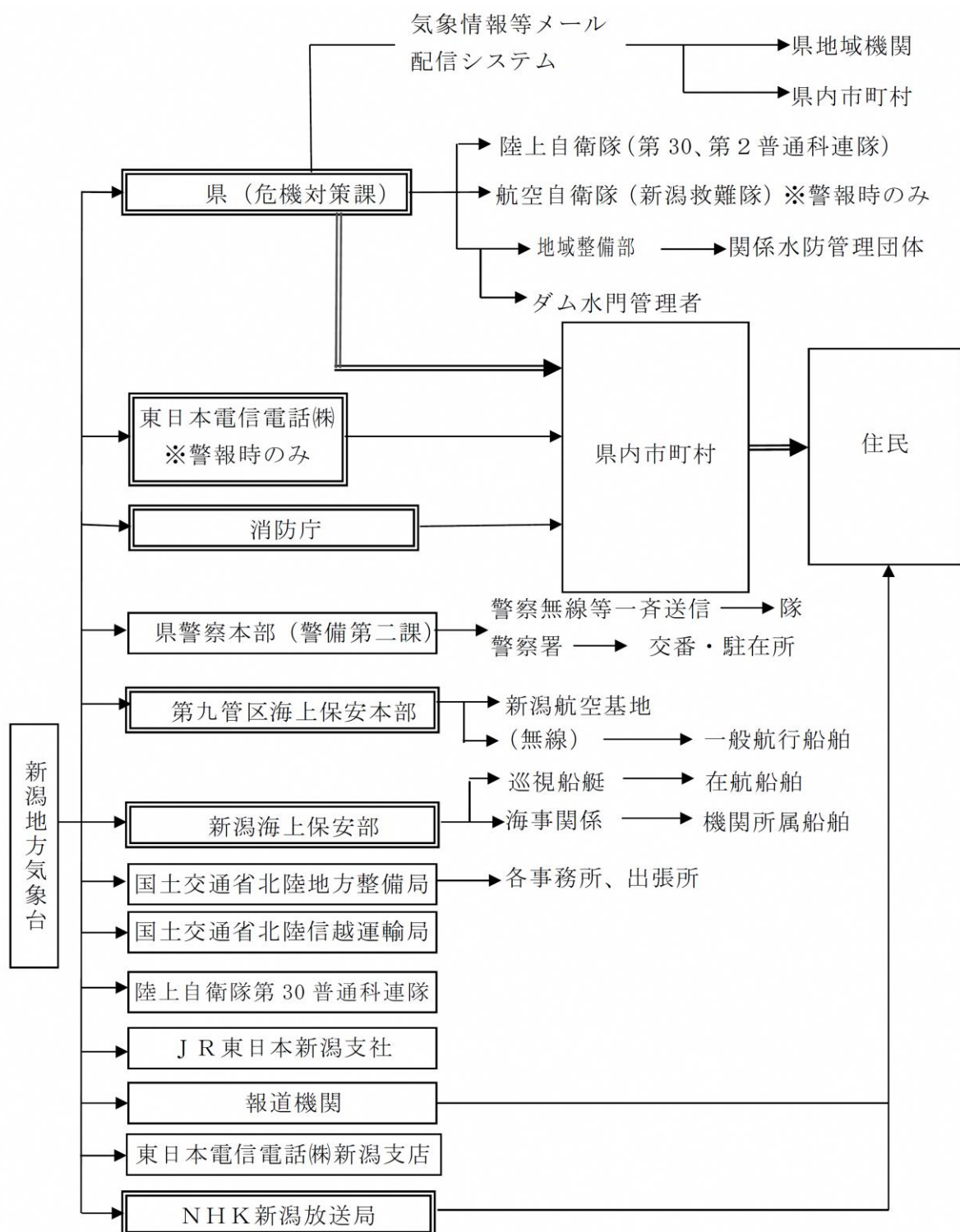
（3）火災警報

市は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報の発令等火災予防上適切な措置を講じる。

火災警報が発せられたときは、その区域の住民は、市の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

市は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車等による呼び掛け等、住民及び所在の官公署・企業等に周知するとともに、県消防課に通報する。

【気象警報等の伝達系統図】



二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

第5節 洪水予報、水防警報伝達計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民の責務

市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、自治会や地域住民等と連絡を密にして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

イ 市の責務

国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、住民への避難勧告等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

水防管理者として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位を超えるときは水防計画で定める関係者に通報し、水防上必要があるときは水防団（消防団）及び消防本部を準備又は出動させる。

ウ 達成目標

洪水予報、水防警報及び水位周知を行う河川を拡充し、水防活動及び住民避難に役立つ防災情報を迅速かつ的確に伝達する。

(2) 要配慮者に対する配慮

国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、高齢者等避難に時間を要する人への避難準備・高齢者等避難開始等発令の時機を迅速かつ的確に判断し、伝達する。

(3) 積雪地域での対応

積雪期と出水期が重ならないため、特段の対応は不要であるが、積雪期・融雪期に発生する河川の埋塞への対応は、本計画に準じて行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市	関係行政機関	河川の水位の状況

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市	住民、水防従事者	避難情報
県（地域機関）	市、住民、報道機関	河川の水位又は流量
国（河川事務所）	〃	〃

3 設定水位の種類

水防団待機水位

【警戒レベル1】通常の水位から上昇し、水防団（消防団）の出動準備の目安となる水位



氾濫注意水位（警戒水位）

【警戒レベル2】水防団（消防団）の出動の目安となる水位



避難判断水位

【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始発令の目安で、避難に時間を要する人が避難を開始するための参考となる水位



氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

【警戒レベル4】避難勧告発令の目安で、通常の避難行動をできる人が避難を開始するための参考となる水位

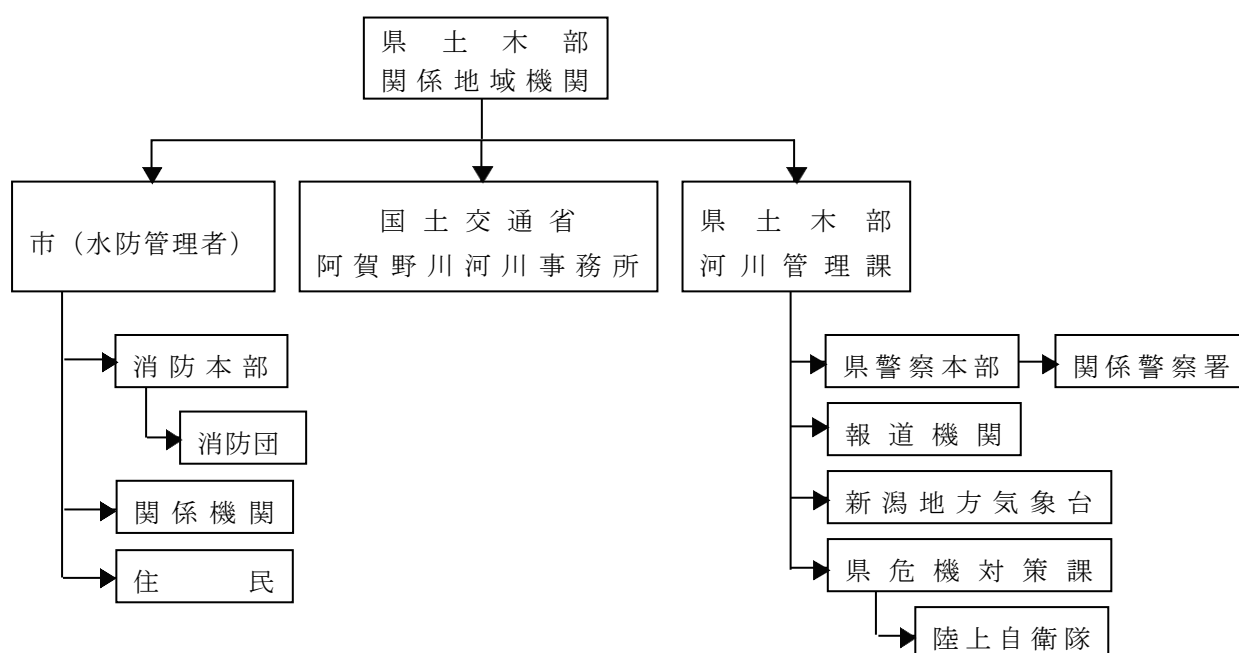
【警戒レベル4】避難指示（緊急）発令の目安で、災害発生又は災害発生のおそれが高まり、命を守るための最善の行動をとる水位

※災害発生：【警戒レベル5】災害発生情報

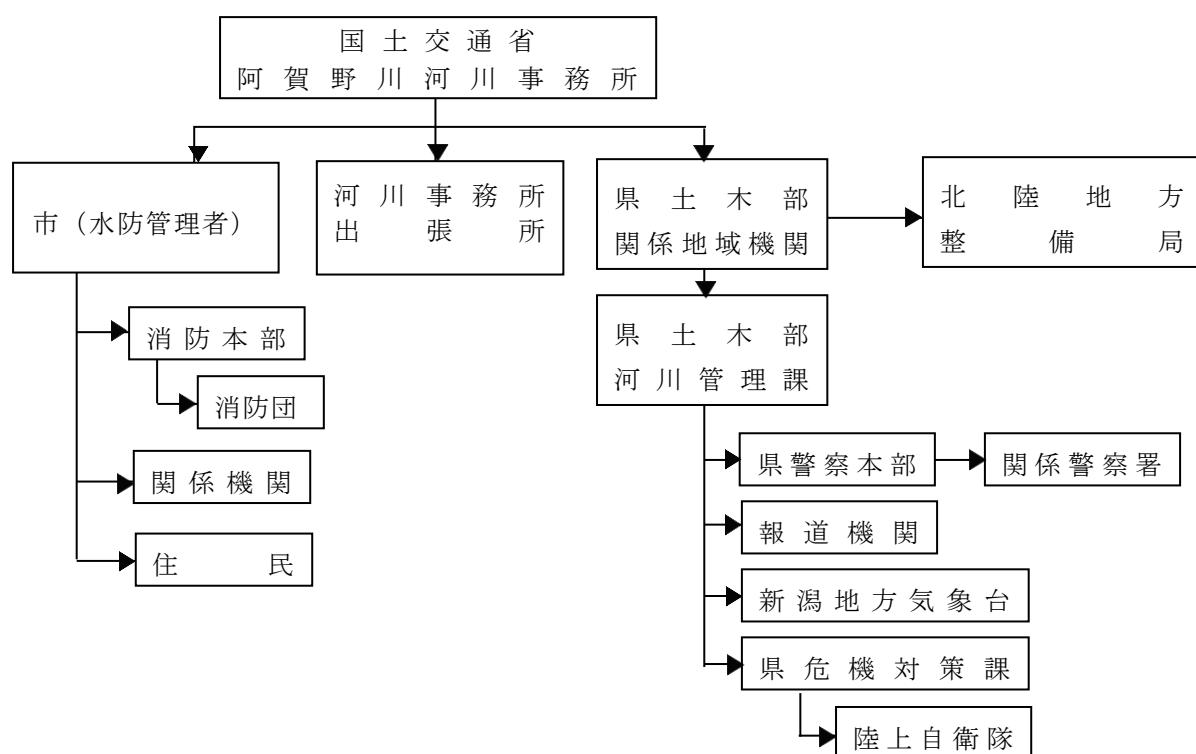
4 業務の体系

量水標管理者からの伝達フロー図

（1）量水標管理者→「県の地域機関」からの場合



(2) 量水標管理者→「国の河川事務所」からの場合



5 業務の内容

実施主体	内 容	協力依頼先
市	水防団（消防団）の準備・出動	水防団（消防団）
	避難勧告等の発令	報道機関

(1) 市の業務

ア 市の水防責任

水防管理者として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

イ 避難勧告等の発令

国・県が伝達する氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、住民に対する避難勧告等発令の時機を迅速かつ的確に判断し、発令及び伝達する。

ウ 水位の通報及び公表

洪水のおそれがあるとき、国又は県から河川の水位が水防団待機水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を、県及び市の水防計画に定めるところにより、関係者に通報する。

エ 水防団（消防団）及び消防本部の出動

水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、市の水防計画に定めるところにより、水防団（消防団）及び消防本部を出動のため準備させ、又は出動させる。

第6節 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民の責務

市が発令する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、自治会や地域住民等と連絡を密にして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

イ 市の責務

国、県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難勧告等発令の時機を迅速かつ的確に判断し、伝達する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市	関係行政機関	被害情報、危険箇所の情報

(2) 被災地へ

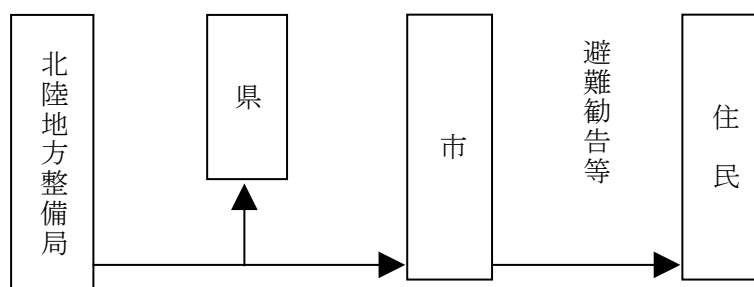
情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市	住民	避難情報
県（地域機関）	市	土砂災害緊急情報
国	県、市	〃

3 業務の体系

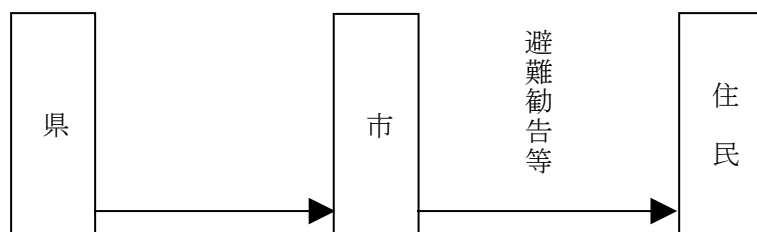
(1) 土砂災害緊急情報の伝達フロー図

ア 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



- イ 県が緊急調査を行う場合
地すべりの場合、県が行う。



(2) 土砂災害警戒情報の伝達フロー図

土砂災害警戒情報を発表した際、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。

4 業務の内容

実施主体	内 容	協力依頼先
市	避難勧告等の発令	報道機関

第7節 災害時の通信確保

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における被災状況の把握や被災者救助活動の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。市は、全国瞬時警報システム（Jアラート）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。

被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

ア 市の責務

(ア) 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

(イ) 自力で通信手段を確保できない場合は、県に支援を要請する。

イ 達成目標

災害発生後1時間以内に通信の状態を確認する。被災による通信の途絶を確認した場合、おおむね3時間以内に県災害対策本部と被災地間及び防災関係機関等との通信を確保する。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後おおむね6時間以内に確保する。

2 情報の流れ

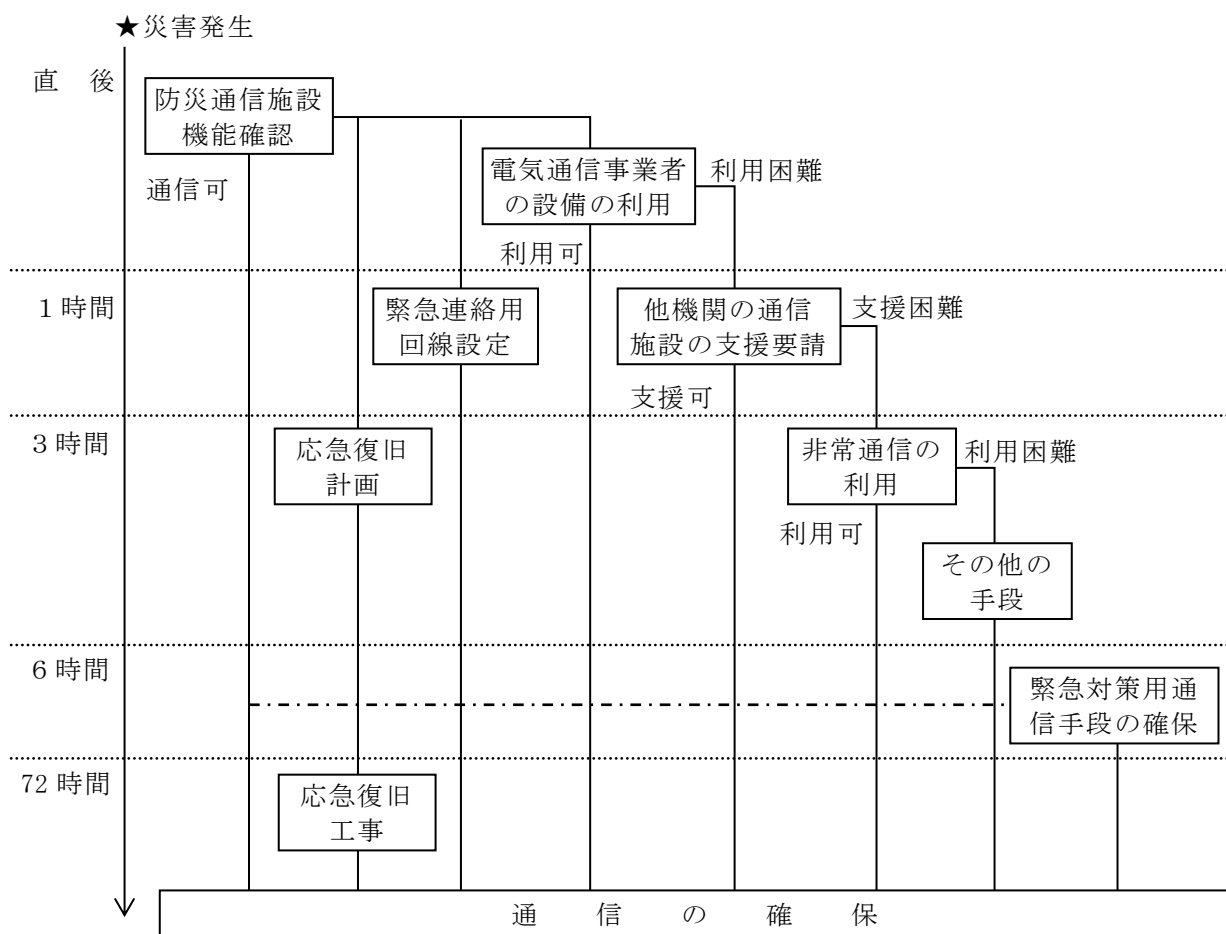
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市	県	通信施設の状況 非常時に利用する通信手段の通知 通信手段確保の要請
市	防災関係機関等	通信手段確保の要請

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	通信施設の状況 復旧の見込み 非常時に利用する通信手段の通知 提供可能な通信手段の情報
防災関係機関等	市	提供可能な通信手段の情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 防災通信施設機能確認

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 所管する防災行政無線設備の状況を確認する。 ・ 所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。 ・ 新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。	

(2) 電気通信事業者の設備の利用

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 ・ 災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることをないように、電話番号の秘匿に努める。 ・ 携帯電話、電子メール（インターネット、L G W A N 等）を利用して通信を確保する。	電気通信事業者

(3) 緊急連絡用回線設定

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。	電 気 通 信 事 業 者、通信機器販売者等

(4) 他機関の通信施設の支援要請

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 ・県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。	電 気 通 信 事 業 者、防災関係機関等、自衛隊

(5) 応急復旧計画の策定

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・所管する防災行政無線設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況をもとに復旧計画を策定する。	

(6) 非常通信の利用

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・非常通信協議会に対し非常通信を要請する。非常通信は地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会

(7) その他の手段

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 ・通信の確保ができない場合、使者を派遣する。	一般社団法人日本アマチュア無線連盟新潟県支部

(8) 応急復旧工事

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	

(9) 緊急対策用通信手段の確保

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 ・必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。 ・通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。	総務省（信越総合通信局）、通信事業者、防災関係機関等

第8節 被災状況等収集伝達計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害情報の収集・伝達・共有は災害対応の要であることから、一定規模以上の風水害が発生した場合は、速やかに情報収集活動を開始し、相互に職位レベルに応じた情報の伝達を行うとともに、地理空間情報（GIS・GPS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

ア 各主体の責務

(ア) 住民及び企業等の役割

災害発生前後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては、携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。

(イ) 市及び消防本部の役割

災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集に当たっては、消防団、自主防災組織、自治会等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

イ 活動の調整

平常時から情報の共有化に努め、画像電送情報等を相互に交換するなど災害時における情報の共有化を図る。

ウ 達成目標

災害関連情報等を集約し、防災関係機関等に逐次還元し、災害応急対策を進めるとともに報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対する情報伝達として、消防団、自主防災組織、自治会等の避難誘導体制の整備を進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図り、また、避難所において手話通訳や文字情報などに配慮する。

(3) 積雪期の対応

災害の発生時期においてそれぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪地域においては、避難時の携帯ラジオの携行について住民に啓発するとともに、孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段を確保する。

(4) 孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と併せ、県等へ報告する。

また、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な人など、要配慮者の有無の把握に努める。

2 情報の流れ

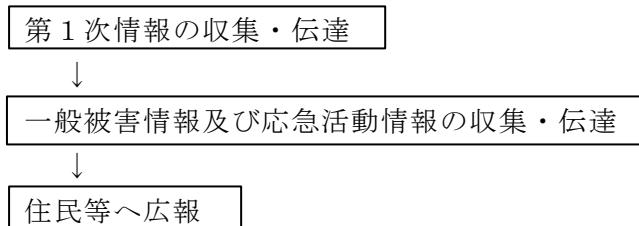
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
自治会、住民等	市、消防本部、警察等	地域の状況、被害状況等
市、消防本部、警察等	県、報道機関	〃

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市、防災関係機関、報道機関	地域の状況、被害状況等
市、消防本部、警察等	自治会、住民	〃

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 詳細な被害状況を調査する。 ・ 避難所を開設したとき、自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。	消防本部、警察

(2) 連絡体制

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 県に被害状況を報告する。 ・ 避難勧告等を発令したときは、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。	

第9節 広報計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

被害の拡大を防ぎ住民等の安全を確保するため、県・防災関係機関・報道機関等と相互に協力して、多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

ア 各主体の責務

(ア) 市

県からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、住民の安心感を高めるとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

(イ) 住民及び企業等

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

イ 達成目標

多様な手段を活用しながら、時機を失することなく広報する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

イ 視覚、聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組合せ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

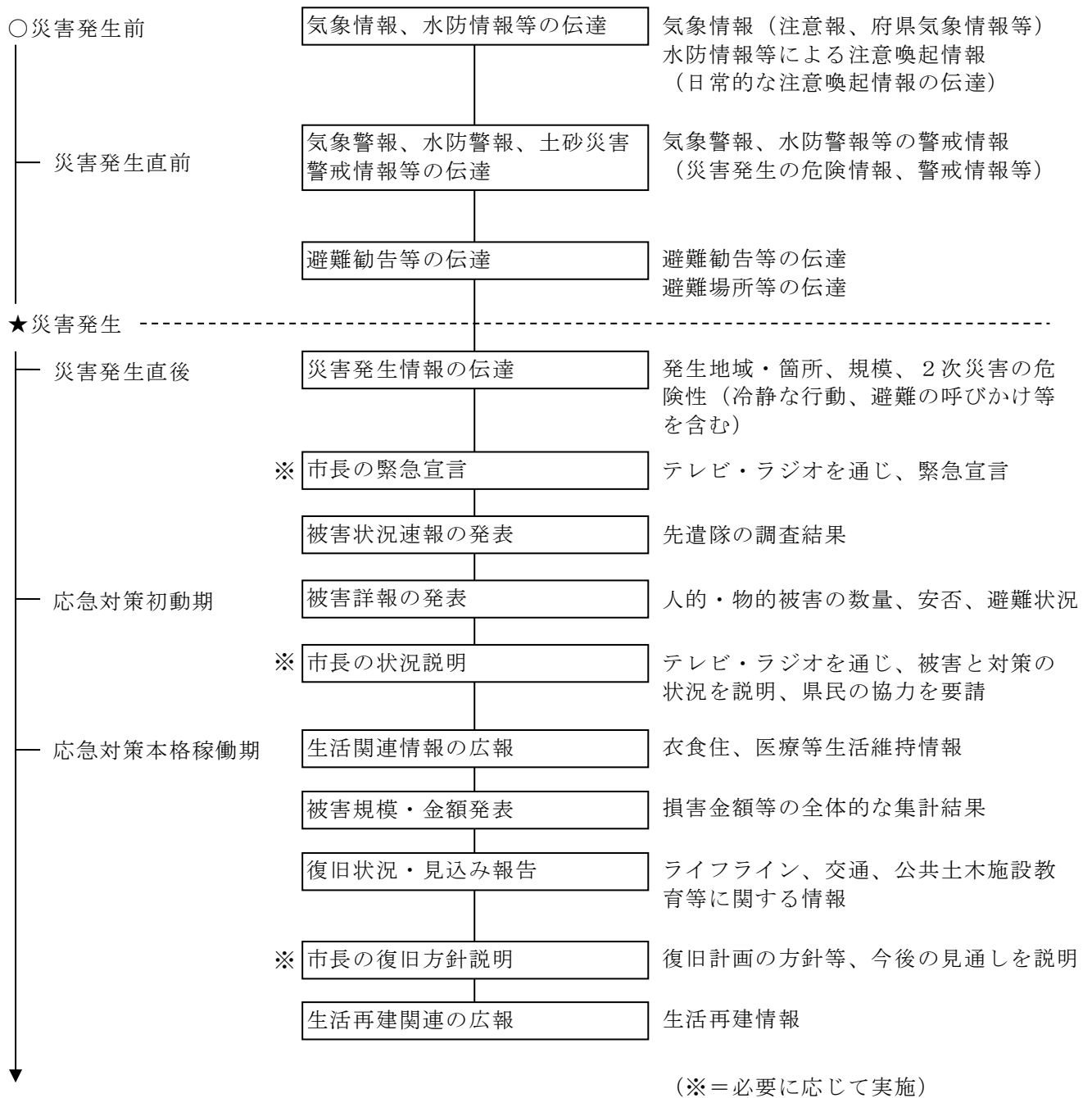
ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。

エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

オ 高齢者、障がい者等地域の要配慮者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。

カ 地域情報に不案内な観光客、遠距離通勤・通学者等に対し、企業等、学校を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

2 業務の体系



3 各機関の役割

(1) 市

ア 役割

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報・広聴活動を行う。

イ 広報・広聴すべき項目

- (ア) 避難、対策本部、医療、救護、衛生及び健康（こころのケアを含む。）に関する情報
- (イ) 人的被害（行方不明者の数を含む。）、建築物等の被害等の情報
- (ウ) 給水、炊き出し及び生活必需品の配給の実施に関する情報
- (エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育、保育及び復旧計画に関する情報
- (オ) 自主防災組織及び自治会等からの相談・要望・意見
- (カ) 被災者、避難者の相談・要望・意見
- (キ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

ウ 手段

- (ア) 電話・安心安全メール、個別訪問、広報車による呼び掛け、印刷物の配布・掲示
- (イ) 住民相談窓口の開設
- (ウ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- (エ) 防災行政無線による情報発信
- (オ) 緊急速報メールによる情報発信
- (カ) コミュニティ放送等コミュニティメディアによる情報発信
- (キ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）
- (ク) 新潟県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者（放送事業者等）への情報提供

(2) インターネットによる情報発信における連携

各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

4 災害発生時の各段階における広報

(1) 災害発生直前

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・災害が発生するおそれがある場合には、避難勧告等を広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織並びに自治会等と協力して漏れなく伝達する。 ・緊急速報メール等により住民及び旅行者等に避難勧告等を伝達する。	消防団、自主防災組織、自治会等

(2) 災害発生直後

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・危険地域の住民に、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等により広報するとともに、引き続き避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 ・消防団、自主防災組織並びに自治会等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。	消防団、自主防災組織、自治会等

(3) 災害応急対策初動期

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・継続中の避難情報 ・避難所の開設等 ・医療、救護、衛生及び健康に関する情報 ・給水・炊き出しの実施及び物資の配給	

(4) 災害応急対策本格稼働期

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・消毒・衛生・医療救護、健康（こころのケアを含む。）に関する情報 ・学校等の再開予定 ・仮設住宅への入居	

(5) 復旧対策期

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・罹災証明書の交付 ・生活再建支援金の貸付け ・災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 ・その他生活再建に関する情報	

5 広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、適切な措置をとるとともに、災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、災害対応の参考とする。

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 自主防災組織及び自治会等からの相談・要望等の受け付け ・ 被災者、避難者のための相談窓口の設置	

6 住民等からの問い合わせに対する対応

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、防災関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、家庭内暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある人等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第 10 節 住民等避難計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

豪雨、暴風等、災害発生のおそれがある気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難勧告等の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

ア 各主体の責務

(ア) 住民及び企業等の責務

- a 自らの身は自ら守るため、気象情報や市からの情報等に注意し、風雨等の状況を自ら確認する。また、避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。
- b 市が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。
 - (a) 【警戒レベル 3】避難準備・高齢者等避難開始
いつでも避難できるよう準備を整える。避難に時間のかかる人は、避難施設等の安全な場所へ避難する。
 - (b) 【警戒レベル 4】避難勧告
原則全ての住民は避難施設等へ避難する。
 - (c) 【警戒レベル 4】避難指示（緊急）
その場にとどまることが危険であり、直ちに避難する。
 - (d) 警戒区域設定→当該区域へ立ち入らない、又は当該区域から退去する。
- c 異状を発見した場合は、直ちに市、消防本部及び警察に通報する。
- d 危険を感じた場合は、地域住民等とともに自主的に避難する。
- e 浸水等で移動避難が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じた救助を要請する。

(イ) 市

- a 気象情報、河川水位、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報に関する情報等を的確に入手・把握し、早い段階から住民に注意喚起の広報を行う。
- b 河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難勧告等を発令する。
- c 避難勧告等の伝達は、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者等の協力を得つつ、防災行政無線、サイレン、半鐘、電子メール、ソーシャルメディアなど、多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。危険が急迫した状況で、通常の手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が、全県放送局に緊急情報を提供する場合

は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

- d 危険の切迫性に応じた伝達文の工夫、対象者の明確化等により積極的な避難行動の喚起に努める。
- e 消防本部及び警察の協力を得て、避難住民の誘導に当たり、必要に応じて県に応援を要請する。
- f 避難勧告等を発令した場合は、直ちに避難所を開設する。避難勧告等発令前に住民が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し必要な対応を行う。
- g 避難勧告等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。

イ 達成目標

浸水、土砂崩れ等の被害事象発生前に、住民の避難を完了する。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 情報伝達及び避難行動に制約がある要配慮者については、避難準備・高齢者等避難開始の発令等により、一般の住民よりも早く、車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。
- イ 消防本部、警察、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている要配慮者がいないか確認する。
- ウ 避難先で必要なケアを提供できるよう手配する。

(3) 積雪期の対応

- ア 屋外では音声情報が伝わりにくくなるため、無雪期よりも確実に避難勧告等を伝達するよう留意する。
- イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。
- ウ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

(4) 広域避難への対応

ア 市による協議等

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該都道府県との協議を求める。

イ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有に努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県、防災機関等	市	河川情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報、気象情報等
市	自治会、住民等	避難勧告等
自治会、住民等		避難行動

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
自治会、住民等	市、消防本部、警察	地域の状況、安否情報、被害情報、被災地ニーズ
市	県、警察	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ

(3) 救助活動等（被災地へ）

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	活動範囲、部隊規模、受入体制
市	自治会（自主防災組織）、住民等	避難所の開設、運営協力要請、支援規模等の情報
自治会、住民等	その他の被災地域	支援体制

3 業務の体系

地域の状況（気象警報、河川情報等）
危険地域からの自主避難



【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の発令
住民及び県、報道機関への情報伝達
避難行動要支援者の把握及び避難誘導支援避難所の準備及び開設（それ以外の住民については、避難の準備又は避難行動）



【警戒レベル4】避難勧告、避難指示（緊急）
住民の安否確認、孤立者等への救助活動（必要に応じて警戒区域の設定）



避難
避難者ニーズの取りまとめ

4 業務の内容

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

実施主体	内 容	協力依頼先
自治会（自主防災組織）、住民	・地域の状況の連絡 ・自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握、避難誘導及び救助要請	市、消防本部、警察
市	・避難所の開設と避難状況の収集 ・県及び報道機関への情報提供と発信 ・要配慮者への対応	指定避難所設置者、消防本部、警察、報道機関等

(2) 避難勧告又は避難指示（緊急）等

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・住民等への伝達と避難の指示 ・避難の広報、避難誘導 ・避難路の安全確保及び避難所の開設 ・報道機関、消防本部、警察等関係機関への連絡	報道機関、消防本部、警察

(3) 避難誘導及び救助

実施主体	内 容	協力依頼先
被災者、自主防災組織	・自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握及び避難誘導及び救助要請	
市	・被害状況の収集と避難所の開設及び避難者の概数把握 ・被害情報の提供と発信 ・県に対する自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要求	指定避難所設置者、消防本部、警察

【避難勧告等の種類】

要配慮者など、避難に時間がかかる人へ早めの避難を促す「避難準備・高齢者等避難開始」、通常の避難行動ができる人へ避難を促す「避難勧告」、危険が切迫し早急な避難を促す「避難指示（緊急）」の３段階に分かれている。緊急性や避難の拘束力は「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の順に高くなる。

避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

また、時機を失することなく避難勧告等を発令できるよう、関係機関から積極的に助言を受けるとともに、平常時からマニュアル等を整備しておく。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内安全確保等の安全確保措置を指示する。

警戒レベル	住民が とるべき行動	住民に行動を 促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
			洪水に関する情報		土砂災害に 関する情報
			水位情報が ある場合	水位情報が ない場合	
警戒レベル 5	・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・災害発生情報	・氾濫情報	・大雨特別警報（浸水害）	・大雨特別警報（土砂災害）
警戒レベル 4	・指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急）	・氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）
警戒レベル 3	・要配慮者等は避難する。 ・要配慮者以外の者は、避難の準備をし、自発的に避難する。	・避難準備・高齢者等避難開始	・氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル 2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	・氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル 1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報			

第 11 節 避難所運営計画

1 計画の方針

風水害の場合の指定避難所は、当該地域への避難勧告等発令後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難勧告等の発令がなくても、住民等が避難所施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受入れ、必要な対応を行う。

避難所の開設・運営は市が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア及び男女の視点の違いに十分に配慮する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。
- (イ) 市は、指定避難所を開設し、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。
- (ウ) 避難所施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市に協力する。

イ 達成目標

- (ア) 避難に関する最初の情報の発令後速やかに開設する。（施設の安全確認、職員配置）
- (イ) 開設 6 時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、要配慮者の把握と初期的な対応を行う。
- (ウ) 開設 12 時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。
- (エ) 開設からおおむね 3 日以内に、避難者の入浴の機会を確保する。
- (オ) 避難所での生活をおおむね開設から 2 か月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅のあっせん等を行う。

(2) 避難所運営の留意点

ア 一般的事項

- (ア) 避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。
- (イ) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意する。
- (ウ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。
- (エ) 避難者に食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。
- (オ) 避難者 1 人当たり 2.0 m²のスペースが確保できるよう注意する。
- (カ) 風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。

- (キ) トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、和式、洋式両方の配置に努める。
- (ク) テレビ、ラジオ、みえるラジオ等の文字放送、臨時公衆電話、インターネット端末等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
- (ケ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。
- (コ) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
- (サ) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
- (シ) 巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性を確保する。

イ 男女共同参画の視点に立った避難所運営

避難生活において人権を尊重することは、男性にとっても、女性にとっても必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人一人の人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

- (ア) 男女それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。
- (イ) 避難所への職員配置は、男女共同参画に配慮する。
- (ウ) 避難住民による避難所運営組織に対しては、特定の性別に偏った体制にしないなどの配慮を求める。
- (エ) 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。
- (オ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。
- (カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。

(3) 要配慮者への配慮

ア 避難所での配慮

- (ア) 避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。
- (イ) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。
- (ウ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

イ 福祉避難所の開設

- (ア) 施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、指定避難所からの誘導を図る。
- (イ) 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

(4) 積雪地域での対応

ア 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。

イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに暖かい食事の早期提供に配慮する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

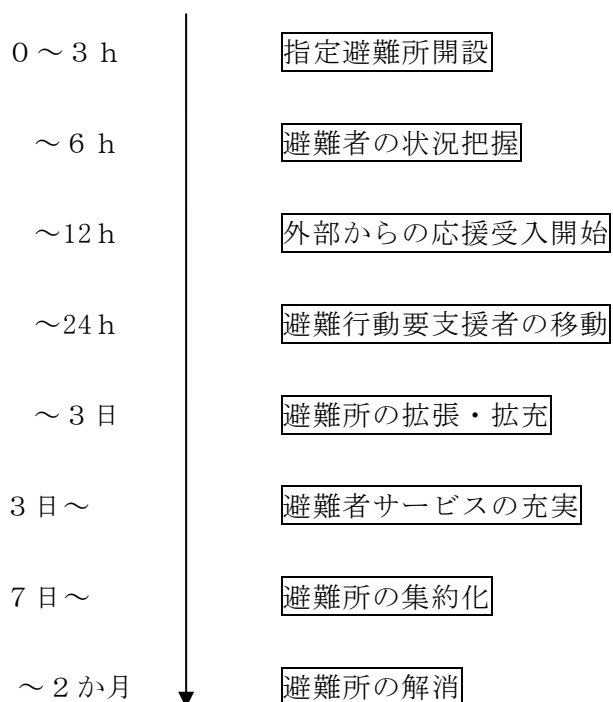
情報発信者	情報受信者	主な情報内容
避難所配置職員	市	避難者数、ニーズ
市	県	避難所・避難者数、ニーズ
	災害ボランティアセンター	

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	支援・供給情報
市	避難所	

3 業務の体系

★災害発生のおそれ（避難勧告等の発令）



4 業務の内容

(1) 避難所開設後 24 時間以内の業務

実施主体	内 容	協力依頼先
市	○指定避難所開設時の支援（～3 h） ・福祉避難所の開設、避難行動要支援者受入れ ・職員配置及び避難所開設報告 ・施設の安全確認 ○避難者の状況把握（～6 h） ・避難者数・ニーズの把握及び報告 ・備蓄物資等の提供 ○外部からの応援受入開始（～12 h） ・避難所運営応援職員の受入れ ・ボランティアの配置 ・食料・生活必需品の提供 ・仮設トイレ設置 ・冷房器具の手配（夏期） ・暖房器具及び燃料の手配（冬期） ・医療救護班及び歯科医療救護班の派遣 ・避難行動要支援者支援要員の配置 ○避難行動要支援者の移動（～24 h） ・傷病者等の医療機関への搬送 ・福祉施設等への緊急入所	介護事業者等 県災害対策本部 施設管理者 避難者 〃 県災害対策本部 災害ボランティアセンター 県災害対策本部 〃 〃 〃 郡市医師会、郡市歯科医師会、保健所 消防本部、保健所 福祉施設
避難所施設の管理者	・施設の安全確認（開設～3 h） ・避難所開設作業への協力	

(2) 避難所開設後 3 日目以内の業務

実施主体	内 容	協力依頼先
市	○避難所の拡張・充実 ・屋外避難者へのテント等提供 ・避難所環境の改善（緩衝材、間仕切り等設置） ・避難者による自治組織編成	県災害対策本部 避難者

(3) 避難所開設後3日目以降の業務

実施主体	内 容	協力依頼先
市	○避難者サービスの充実（3日～） ・入浴機会の確保 ・避難所での炊飯開始 ・避難者の随伴ペットの保護及び飼育用資機材、飼料の手配 ・臨時公衆電話等の設置要請	県災害対策本部 災害ボランティアセンター 県獣医師会、県動物愛護協会、災害ボランティアセンター等 電気通信事業者

第 12 節 避難所外避難者の支援計画

1 計画の方針

避難所外避難者（指定避難所の屋外及び指定避難所以外の施設等に避難した避難者をいう。）に対し、物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援を行う。

（１）基本方針

ア 各主体の責務

（ア）避難所外避難者は、市、消防本部、警察又は最寄りの公的避難所に、現況を連絡する。

（イ）市は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配給、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

（ウ）民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市へ提供する。

イ 達成目標

避難所外避難者の状況は、避難開始後 3 日以内に把握し、必要な支援を開始する。

（２）要配慮者に対する配慮

指定避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

（３）積雪地域での対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

2 情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
避難所外避難者	市	避難所外避難者の状況
市	県	避難所外避難者の支援ニーズ

（２）被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	避難所外避難者の支援に関する情報
市	避難所外避難者	避難所外避難者の支援に関する情報

3 業務の体系

指定避難所外避難者の状況調査

↓

必要な支援の実施

4 業務の内容

(1) 避難所開設後 24 時間以内の業務

実施主体	内 容	協力依頼先
市	指定避難所外での住民の避難状況の調査 (場所、人数、支援の要否・内容等)	自治会等
避難者	避難状況の市への連絡	避難所管理者

(2) 避難所開設後 3 日目以内の業務

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・新たな避難先の提供(避難施設、テント、ユニットハウスなど) ・食料・物資の供給 ・避難者の健康管理、健康指導	自治会等、災害ボランティアセンター、NPO

第 13 節 自衛隊の災害派遣計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入体制等について定める。

(2) 自衛隊の災害派遣基準

ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。（公共性の原則）

イ 差し迫った必要があること。（緊急性の原則）

ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

2 災害派遣要請手続

自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を県防災局危機対策課経由で県知事に提出する。ただし、急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

県知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨、市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。なお、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を県知事に通知する。

県の災害派遣担当窓口	住 所 等
防災局 危機対策課 危機対策第 1	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 電話 025-285-5511(代表)(内線 6434、6435、6436) 025-282-1638(直通) 防災行政無線(発信番号)-401-20-6434、6435、6436 N T T F A X 025-282-1640 衛星 F A X (発信番号) 401-881

3 派遣部隊の受入体制

派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

(1) 派遣部隊との連絡窓口及び責任者の決定

(2) 作業計画の協議、調整及び資機材の準備

(3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

(4) 派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

4 業務の内容

(1) 救助、応急復旧、偵察業務

実施主体	内 容	協力依頼先
市	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入体制整備	

(2) 給食、医療等民生支援業務

実施主体	内 容	協力依頼先
市	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入体制整備	自治会等
自治会等	民生支援に対する協力及び各避難所等での協力体制の構築	地域住民

5 災害派遣部隊の撤収

災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民生の安定等に支障がないよう県知事、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、決定する。

6 救援活動費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として市の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

- (1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- (3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- (4) 災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に関わる運搬費

7 派遣要請先

災害派遣の要請先	住 所 等
○陸上自衛隊新発田駐屯地司令 (第30普通科連隊長)	連絡窓口 第30普通科連隊第3科 〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号 電 話 0254-22-3151 内線 230、236 NTTFAX 0254-22-3151 FAX 切替 内線 537

災害派遣の要請先	住 所 等
○海上自衛隊舞鶴地方総監	〒625-0087 京都府舞鶴市余部下 1190 舞鶴地方総監部防衛部オペレーション 電 話 0773-62-2250 内線 2222、2223 NTTFAX 0773-62-2255 FAX 切替 連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町 1 番 1 号 電 話 025-273-7771 内線 431 NTTFAX 025-273-7771 FAX 切替
○航空自衛隊航空支援集団司令官	連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町 3 丁目 135 電 話 025-273-9211 内線 218、221 NTTFAX 025-273-9211 FAX 切替 内線 227

第 14 節 輸送計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うため、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク、輸送施設、物資輸送拠点、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワークなどの輸送体制を確保し、緊急輸送を実施する。

ア 市の責務

- (ア) 災害発生のおそれがあり、住民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター、船艇等により、住民等を安全な地域へ輸送する。
- (イ) 車両、船艇等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を開設し、県等関係機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。
- (ウ) 車両、船艇等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

イ 達成目標

（輸送手段の確保）

車両等の輸送手段は、おおむね 6 時間以内に確保する。

（緊急輸送ネットワークの確保）

緊急輸送ネットワークは、おおむね 24 時間以内に確保する。

（輸送活動）

輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。

(ア) 総括的に優先されるもの

- a 人命の救助、安全の確保
- b 被害の拡大防止
- c 災害応急対策の円滑な実施

(イ) 災害発生後の各段階において優先されるもの

a 第 1 段階（災害発生直後の初動期）

- (a) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (b) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (c) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- (d) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- (e) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

- b 第2段階(応急対策活動期)
 - (a) 上記 a の続行
 - (b) 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資
 - (c) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
 - (d) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- c 第3段階(復旧活動期)
 - (a) 上記 b の続行
 - (b) 災害復旧に必要な人員及び物資
 - (c) 生活用品
 - (d) 郵便物
 - (e) 廃棄物の搬出

(2) 積雪期の対応

ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

2 情報の流れ

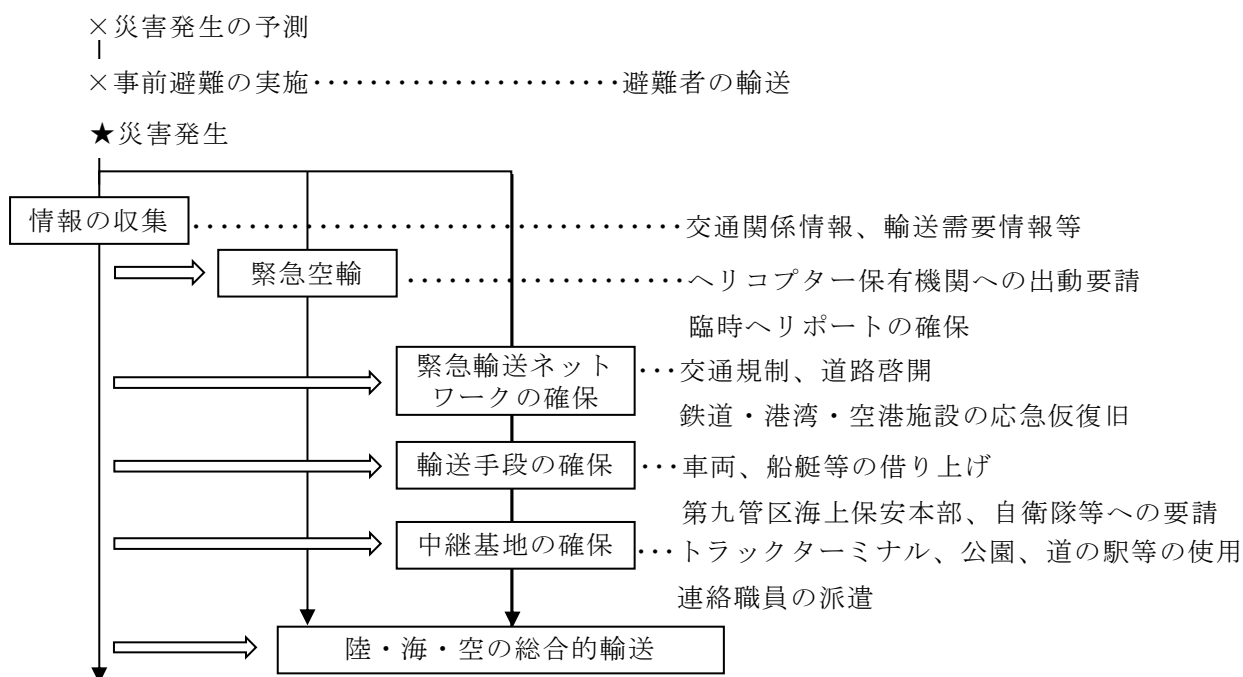
(1) 被災地から

実施主体	内 容	協力依頼先
輸送施設管理者	市、県	・ 輸送施設の被災状況 ・ 交通規制等の状況
市	県	・ 輸送施設の被災状況 ・ 臨時ヘリポートの確保状況 ・ 応援要員及び物資等の輸送需要

(2) 被災地へ

実施主体	内 容	協力依頼先
県	市	・ 輸送体制確保についての応援の内容 ・ 輸送施設の被災状況（収集した広域的情報）
警察 道路管理者	関係機関 住民	・ 交通の確保及び交通規制の実施状況 ・ 渋滞の状況

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 事前避難の実施

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 事前避難の実施	県災害対策本部 (統括調整部)

(2) 緊急輸送ネットワークの確保

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 発災初期のヘリコプターによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。	

(3) 輸送手段の確保

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 平常時から車両、船艇等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な数を確保する。 ・ 災害時に必要とする車両、船艇等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあつせんを要請する。	他市町村、県災害対策本部 (統括調整部)

(4) 物資輸送拠点の確保

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する。	県、施設管理者

<広域物資輸送拠点の機能>

ア 国、他都道府県及び関係機関等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管

イ 地域内輸送拠点等への物資の配送

※ 配送に当たっては、輸送車両やヘリコプター等への積み込みを行う。

<地域内輸送拠点の機能>

ア 広域物資輸送拠点等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管

イ 避難所等への物資の配送

※ 配送に当たっては、小型車両等への積み込みを行う。

<物資輸送拠点の開設に係る県及び市の業務>

ア 物資輸送拠点の施設管理者との調整

イ 物資輸送拠点への職員等の派遣連絡調整、搬入、仕分け、搬出、管理作業要員や物流業者等の専門家等

ウ 物資輸送拠点への資機材等の配備

エ 対策本部との連絡体制の確保

(5) 応援要請

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・車両、船艇等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。	県災害対策本部（統括調整部）、他市町村

(6) 輸送の実施

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・輸送計画に基づき、輸送を実施する。 ・配送、保管に当たり衛生面に配慮する。	県災害対策本部（食料物資部）、他市町村

第 15 節 警備・保安及び交通規制計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、非常事態に対処するため、市は、阿賀野警察署並びに関係機関と緊密な連絡の下に、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、地域住民の安全確保を図るため、的確な災害警備活動を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

住民の避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行う。

(3) 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておく。

2 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等のため必要な交通規制を実施する。併せて交通情報、車両の使用の抑制、その他運転者のとるべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合には、法第 76 条の 3 の規定により、直ちに立退き又は撤去の広報又は指示を行う。著しく妨害となる物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じる。

3 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認手続

法第 76 条の規定により、公安委員会が道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令第 33 条の規定に基づく県知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災局又は県警察本部交通規制課等において実施される。

(2) 確認の実施責任者

緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により公安委員会（阿賀野警察署）が行う。

(3) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策の次の業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難・救護、救助その他保護に関する事項

- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 被災地の施設及び設備の応急復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ 上記のほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(4) 緊急通行車両の申出

緊急通行車両の申出は、所定の様式により行い、その都度車両の確認を行う。ただし、あらかじめ災害応急対策用として届出のあった車両については、事前に確認できる。

(5) 緊急通行車両の標章等の交付

緊急通行車両の標章等の交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面左側に標章を提示するとともに、証明書を携帯する。

4 自動車運転者のとるべき措置

平常時から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、大規模災害発生時にとるべき措置について、次に定める事項の周知徹底を図る。

(1) 走行中のとき

- ア できる限り安全な方法により車両を左側に停車させること。
- イ 停車後はカーラジオ等により災害に関する情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- エ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 法に基づく交通規制が行われたとき

通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある場合は次の措置をとること。

- ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

(イ) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。（その際、警察官の指示に従わないときや、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）

5 広報活動

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

第 16 節 消火活動計画

1 計画の方針

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民の初期消火による延焼防止及び消防本部等の迅速、効果的な消火活動、応援要請による消防力の増強により災害の拡大を防止する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 住民及び企業等並びに学校は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防本部に通報しなければならない。
- (イ) 消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防御活動に当たる。
- (ウ) 消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力に対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

イ 達成目標

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民の初期消火による延焼防止及び消防本部等の迅速・効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(2) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア団体、施設管理者等は、要配慮者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(3) 積雪期における対策

ア 住民等の対応

- (ア) 消防隊の速やかな到着が困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。
- (イ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず直ちに掘り起こす。

イ 消防本部の対応

- (ア) 火災発生現場への消防用車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。
- (イ) 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者、現場への人員、資機材等の輸送に対する協力を要請する。
- (ウ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

2 情報の流れ

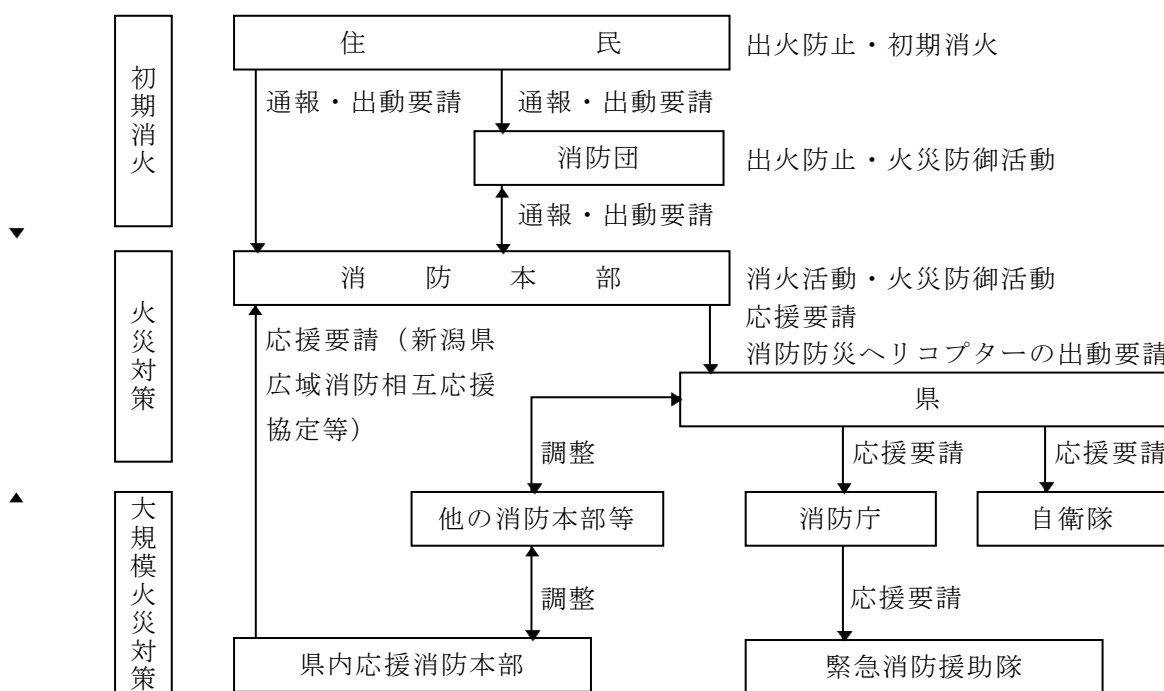
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
住民	消防本部、消防団	出火・延焼の通報
消防本部、消防団	市	出火・延焼等被害状況、消火活動・応援要請
市、消防本部	被災地外消防本部 又は地域代表消防本部（大規模火災の場合） 県	出火・延焼等被害状況、消火活動 応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
消防本部、消防団	住民	出火・延焼等被害状況、避難・消火活動
被災地外消防本部 又は地域代表消防本部（大規模火災の場合）	市、消防本部、県	県内広域消防応援部隊出動
県	市、消防本部	緊急消防援助隊出動 自衛隊出動

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 初期消火

実施主体	内 容	協力依頼先
住民	住民（各家庭、企業等）は、家庭及び職場等において、出火防止、初期消火に努めるとともに、速やかに消防本部に火災発生を通報しなければならない。 ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す。 イ 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。 ウ 消防本部へ迅速に火災発生を通報する。	消防本部、消防団
自主防災組織	自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防隊の到着までの間、極力自力で消火・救助活動を行う。	消防本部、消防団
消防団	消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下で火災防御活動に当たる。 ア 消防団の参集 参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団に参集し、消防資機材等を準備する。 イ 初期消火の広報 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼び掛ける。 ウ 情報の収集、伝達 現地の火災状況等を消防本部へ電話、無線等により連絡する。 エ 消火活動 消防隊が到着するまでの間、住民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。 消防隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。	消防本部

(2) 広域応援の要請

実施主体	内 容	協力依頼先
市	緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。	県（防災局）、自衛隊

第 17 節 救急・救助活動計画

1 計画の方針

災害により、被災した住民等に対し、地域住民、自主防災組織、消防団、消防本部、警察、医療機関等と連携・協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 被災地の地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防本部等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動に当たる。
- (イ) 市は、直ちに本計画の定めるところにより、郡市医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。
- (ウ) 消防署員及び消防団員は本計画の定めるところにより、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、消防本部及び消防団は直ちに救助隊を編成し、指揮者の下で救急・救助活動を行う。
- (エ) 救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。
- (オ) 市及び消防本部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び緊急消防援助隊受援計画並びに本計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

イ 達成目標

- (ア) 住民又は住民の自主防災組織等により迅速な初動対応ができる。
- (イ) 消防署員及び消防団員による救助隊等が迅速に活動を実施できる。
- (ウ) 新潟DMAT（新潟災害派遣医療チーム）、救護所及び最寄りの医療機関等、現地で迅速に負傷者等の手当が実施できる。
- (エ) 市が他機関等への応援要請を行い、迅速に必要な救急・救助体制を確立する。
- (オ) ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施できる。

(2) 要配慮者に対する配慮策

地域住民、市及び消防本部等は、避難行動要支援者の適切な安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

(3) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、消防団、自主防災組織等による速やかな初動対応が重要であり、市は地域の実情に応じた適切な措置をとる。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
住民、消防団など	消防本部、警察	被災状況、救急・救助要請

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
消防本部、警察	住民、消防団など	救急・救助活動

3 業務の体系

関係機関は、次の活動について必要が生じたとき又は必要とされる間、実施する。

住民、消防団、県、警察等、地域における初動対応



消防本部、警察等の救急救助隊等による救急・救助



新潟DMAT、救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護



県警察ヘリコプター、県消防防災ヘリコプター等による救急・救助活動



広域応援等の要請



広域応援部隊及び関係機関の総合調整



航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

4 業務の内容

(1) 住民、消防団等及び地域における初動活動

実施主体	内 容	協力依頼先
住民	ア 救助すべき者を発見した者は、直ちに消防本部等関係機関に通報する。 イ 電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。 ウ 災害の現場で消防本部等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応じる。	消防本部、消防団、警察、自主防災組織、市、県

実施主体	内 容	協力依頼先
消防団	消防団員は、直ちに自発的に参集して、指揮者は救助隊を編成し、住民の協力を得て初動時の救急・救助活動を実施する。	消防本部、警察、市、住民（自主防災組織含む）等
市、消防本部	消防団等から現地被災状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。	消防団、警察、県

（２）救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

実施主体	内 容	協力依頼先
市	ア 郡市医師会と協力して救護所を直ちに開設し、負傷者等の救護に当たる。 イ 負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関や救護所等、現地で行う。 ウ 重傷者を病院へ搬送する必要がある場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。	郡市医師会、医療機関、医療資器材業者、警察

（３）県警察ヘリコプター、県消防防災ヘリコプター等による救急・救助活動

実施主体	内 容	協力依頼先
市、消防本部、医療機関、その他	市、消防本部、医療機関等は、救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプター等による搬送を要請する。 ただし、医療機関等その他関係機関は、やむを得ない場合を除き、原則として、消防本部、警察等を通じて要請する。	県、警察、県消防防災航空隊

（４）ドクターヘリコプターによる救命救急活動

実施主体	内 容	協力依頼先
市、消防本部、医療機関、その他	市、消防本部、医療機関等は、必要があるときはドクターヘリコプターの派遣を要請する。	県、ドクターヘリコプター基地病院

（５）広域応援の要請

実施主体	内 容	協力依頼先
市	緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	県、自衛隊

(6) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	内 容	協力依頼先
市、消防本部、緊急消防援助隊、警察、自衛隊、ドクターヘリコプター基地病院、他県のドクターヘリコプター、新潟DMA T	災害現場で活動する関係機関の部隊は、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する新潟DMA T等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。	

(7) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

実施主体	内 容	協力依頼先
市、消防本部	市及び消防本部は、ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県又は県警察等に要請を行う。	県、警察

第 18 節 医療救護活動計画

1 計画の方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制のもとに、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護活動を行う。

（１）基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市は、県と情報共有し、地域住民の生命及び健康を守るため医療救護活動を行う。

(イ) 医療機関は、作成しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

(ウ) 拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段（衛星携帯電話など）の確保に配慮する。

イ 達成目標

市、県、医療機関及び医療関係団体が、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療救護活動を行う。

（２）要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

2 情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市、代表消防本部 ※、災害拠点病院	県医務薬事課	新潟DMA T派遣要請
市、消防本部、医療機関	県医務薬事課	ドクターヘリコプター派遣要請
市	保健所	救護センター設置要請 医療救護班等派遣要請

※ 新潟県広域消防相互応援協定に定める地域の代表消防本部

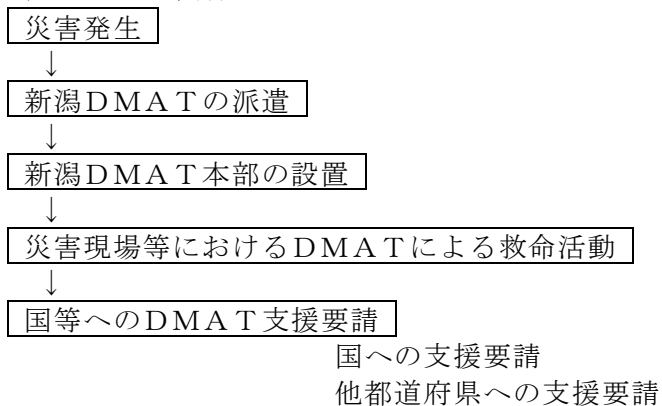
（２）被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県医務薬事課	市、代表消防本部、 災害拠点病院	新潟DMA Tの派遣

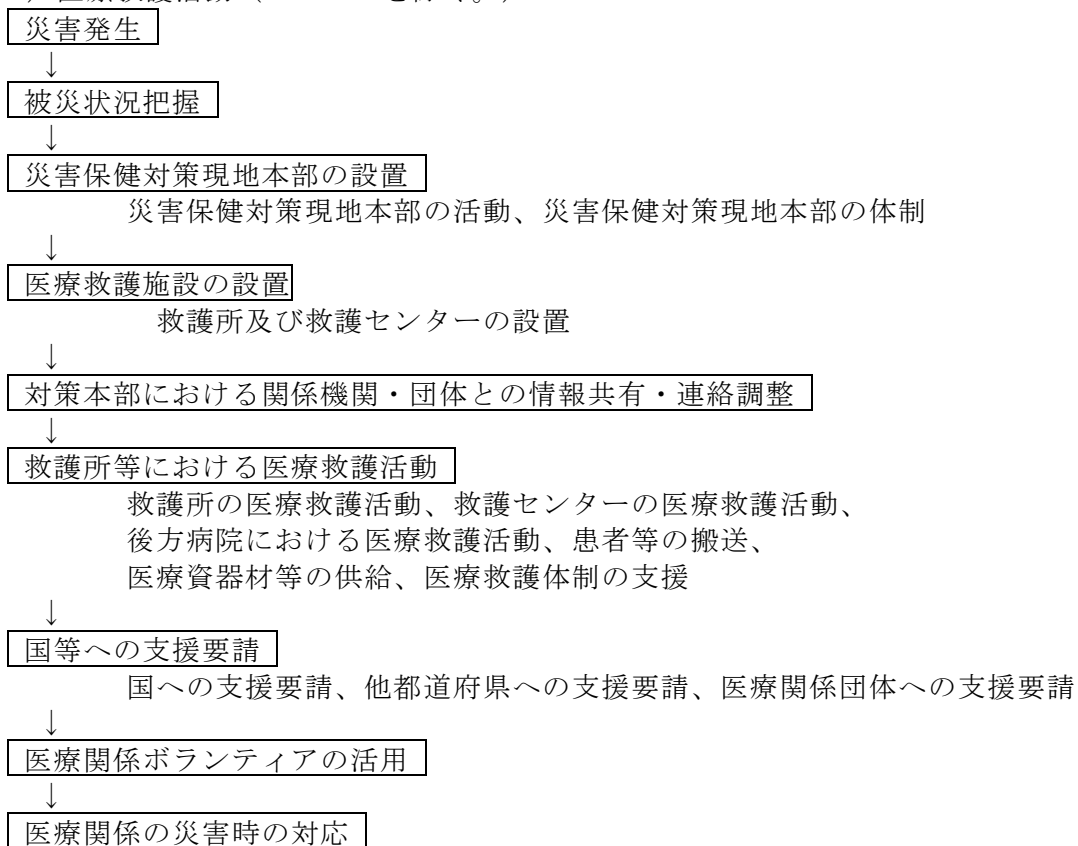
情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県医務薬事課	市、消防本部、医療機関	ドクターヘリコプターの派遣
保健所	市	救護センター設置 医療救護班等派遣

3 業務の体系

(1) DMA T関係



(2) 医療救護活動（DMA Tを除く。）



4 業務の内容

(1) 医療救護施設の設置

実施主体	内 容	協力依頼先
市	被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。	郡市医師会、郡市歯科医師会

(2) 医療救護活動

実施主体	内 容	協力依頼先
市	ア 救護所の医療救護活動 設置した救護所において次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 (ア) 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動） (イ) 災害拠点病院等への移送手配 (ウ) 医療救護活動の記録 (エ) 死亡の確認 (オ) 救護所の患者収容状況等の活動状況報告 イ 患者等の搬送 搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 ウ 医療資器材等の供給 医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。	郡市医師会、郡市歯科医師会、県

(3) 支援要請

実施主体	内 容	協力依頼先
市	郡市医師会又は郡市歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	郡市医師会、郡市歯科医師会

(4) 医療関係ボランティアの活用

実施主体	内 容	協力依頼先
市	災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	災害ボランティアセンター

第 19 節 防疫及び保健衛生計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

イ 住民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努める。

ウ 市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとる。

(2) 要配慮者に対する配慮

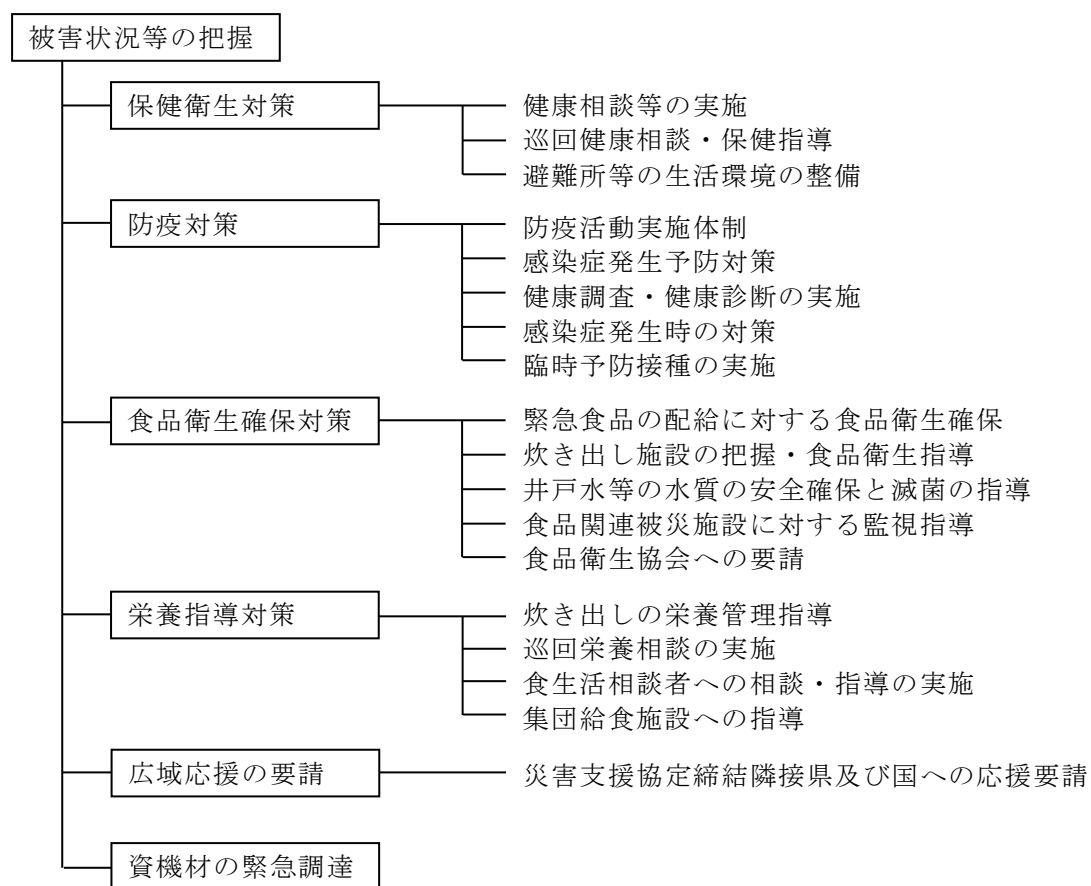
避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

(3) 積雪期の対応

積雪期は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、避難所等の採暖に配慮する。

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪や道路の状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期する。

2 業務の体系



※ 各業務は必要に応じて共同で実施する。

3 業務の内容

(1) 保健衛生対策

実施主体	内 容	協力依頼先
市	ア 被災者の避難状況把握、県への報告 イ 避難所等の整備、健康相談等の実施 ウ 避難所等の生活環境整備 (ア) 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） (イ) 衣類及び寝具の清潔の保持 (ウ) 身体の清潔の保持 (エ) 室温、換気等の環境 (オ) 睡眠及び休養の確保 (カ) 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔 (キ) プライバシーの保護	

(2) 防疫対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	ア 防疫活動実施体制 迅速な防疫活動に備え、災害の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。 イ 感染症発生予防対策の実施 (ア) 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に実施 (イ) 飲み水、食物の注意、手洗い及びうがいの勧奨を指導。台所、便所及び家の周囲の清潔及び消毒方法を指導 (ウ) 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔を維持。なお、ごみの処理及びし尿の処理を重点に実施 (エ) 便所、台所等を中心に消毒を実施 (オ) ねずみ族及び昆虫等の駆除（県が定めた地域内） ウ 感染症発生時の対策実施 台所、便所、排水口等の消毒実施。汚物、し尿は消毒後に処理	

(3) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	内 容	協力依頼先
市	ア 防疫資器材等の備蓄及び調達についての計画策定及び実施 イ 防疫資器材等の整備状況を県新発田地域振興局健康福祉環境部に報告 ウ 緊急時、防疫資器材等の不足による確保要請（県新発田地域振興局健康福祉（環境）部へ）	県

第20節 こころのケア対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

⑦ 住民の責務

被災住民は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生じることを認識し、自身はもとより要配慮者に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

⑧ 市の責務

a 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

b 必要に応じてこころのケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

(2) 要配慮者への配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者及び災害遺族等に対してこころのケアチーム等の支援を行うに際しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
被災者、避難所等	市	・被災後の生活状況・ニーズ ・精神障がい者の医療状況等について
市	保健所、児童相談所	・こころのケアチーム派遣の要否 ・ケアに係る情報及びニーズ ・精神障がい者の医療状況等について ・医療チームの活動状況

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
保健所、児童相談所	市	・こころのケア対策情報 ・こころのケアチーム派遣・活動状況 ・こころのケアホットライン設置 ・災害時精神科医療体制 ・啓発普及 ・関係者への研修
報道機関・市	被災者	〃

第 21 節 児童・生徒等に対するこころのケア対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市教育委員会の責務

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にした上で確実に通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

(イ) 学校の責務

- a 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童・生徒等への説明及び保護者への説明会を実施する。
- b カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングの実施
- c 教員による児童・生徒等への早期カウンセリングの実施

イ 達成目標

- (ア) 災害救助法が適用された場合、学校に対して、災害発生から 1 週間後を目途に「該当学校教員への説明会」を実施
- (イ) 災害救助法が適用された場合、学校に対して、災害発生から 2 週間後を目途にカウンセラー派遣を開始

(2) 要配慮者に対する配慮

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配布する。

2 情報の流れ

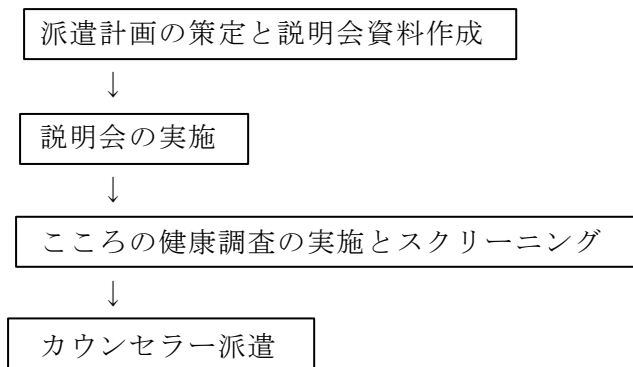
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
学校	県教育委員会	カウンセラーによるこころのケアが必要な児童・生徒等及び実施人数及び個別相談票の報告
市教育委員会	県教育委員会	こころのケアに係る必要な情報

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県教育委員会	市教育委員会	カウンセリング実施日 説明会実施日
市教育委員会	学校	〃

3 情報の体系



4 業務の内容

実施主体	内 容	協力依頼先
市	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画送付 及び実態把握	

第 22 節 災害廃棄物処理計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 住民の責務

a ごみ処理

- (a) 避難所での生活ごみについて、市が指示する分別等のごみの排出に協力する。
- (b) 家庭からの生活ごみ及び粗大ごみについて、市が指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。
- (c) ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（水害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等は行わない。

b し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

(イ) 市の責務

a ごみ処理

- (a) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置する等、復旧までの処理体制を整備する。
- (b) 避難者の衛生面での支障が生じないように、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- (c) あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- (d) ごみの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。
- (e) ごみの収集方法を決定し、速やかに住民に周知する。この際、排出時の分別について十分周知を行う。
- (f) ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。
- (g) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講じる。
- (h) 腐敗が早くかつ重量がある泥水を被った災害ごみが路上に一時に大量に排出されることが予想される場合は、自衛隊の協力を得て、まず幹線道路の確保を行い、次に、路地等に排出された災害ごみの早期収集に努める。

(i) 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）を得て、仮置場までの運搬ルート確保を行う。

(j) ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

b し尿処理

(a) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。

(b) 避難所等の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況の把握を行い、収集体制を整備する。

(c) あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。

(d) し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

c 災害がれき処理

(a) 隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。

(b) あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。

(c) 災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。

(d) 災害がれきの処理方法を決定し、速やかに住民に周知する。

(e) 災害がれきの処理に当たっては、減量化及び適切な分別を行うことにより減量化とリサイクルに努める。

(f) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化により飛散防止の措置を講じる。

(g) 損壊家屋が多数に上る場合は、住民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者のあっせん、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。

(h) 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

イ 達成目標

(7) 生活ごみ等の収集は、おおむね2日～3日以内に開始する。災害ごみの収集は、おおむね2日～3日以内に開始し、5日～7日以内での収集完了に努める。

- (イ) し尿の収集は、おおむね 24 時間以内に開始する。
- (ウ) 災害がれきの収集は、おおむね 1 か月以内に開始する。

(2) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者の家庭からのごみ収集等へのボランティアの派遣について、災害ボランティアセンターとの調整を図る。

2 情報の流れ

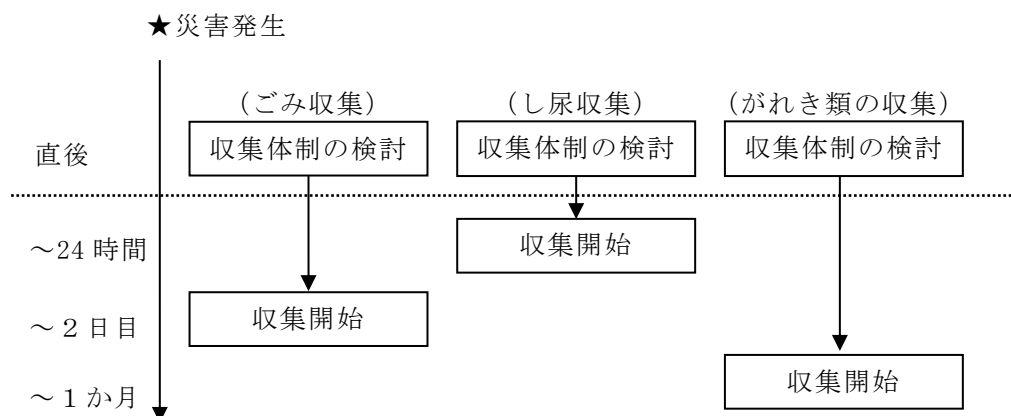
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市	ごみ・し尿収集のニーズ
市	県	広域支援の必要性

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	広域支援の情報
市	避難所、避難者	ごみ・し尿の収集情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) ごみ処理の対応

実施主体	内 容	協力依頼先
被災者	- 市が行う避難所等のごみの分別及び排出に協力する。 - 各家庭においては、市の指示に従い、ごみの分別及び排出を行う。	市

実施主体	内 容	協力依頼先
市	- 生活ごみ及び粗大ごみ処理の実行計画を策定する。 - 避難所のごみ収集体制を整備する。 - 家庭からのごみの分別、排出方法等について住民に周知する。 - 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村及び県に要請する。 - 必要に応じ、仮置場の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確保する。 - 必要に応じ、ごみ収集のためボランティア派遣の調整を図る。	県 災 害 対 策 本 部、近隣市町村、 関係団体、災害 ボランティアセ ンター

(2) し尿処理の対応

実施主体	内 容	協力依頼先
被災者	仮設トイレの維持管理に協力し、市のし尿収集に協力する。	市
市	- し尿処理の実行計画を策定する。 - 住民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 - し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村及び県に要請する。	県、災害支援協 定締結団体等

(3) 災害がれき処理の対応

実施主体	内 容	協力依頼先
被災者	市の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれきの処理に協力する。	市
市	- 災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ県を通じて自衛隊に要請する。 - 災害がれきの発生量を推計し、処理の実行計画を策定する。 - 住民に災害がれき処理の方法を周知する。 - 災害がれきの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村及び県に要請する。 - 必要に応じ、災害がれきの仮置場を設置し管理する。	県、災害支援協 定締結団体等、 自衛隊

第 23 節 トイレ対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 住民及び企業等の責務

災害発生から最低 3 日間分（推奨 1 週間分）必要な携帯トイレは、原則として住民（各家庭）及び企業等における備蓄で賄う。

(イ) 市の責務

- a 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレを確保する。（被災者への供給を行う。）
- b 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。
- c 自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。
- d 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

イ 達成目標

(ア) トイレ利用の確保は、おおむね次の表を目安とする。

災害発生後～12 時間	・ 避難所公共トイレの使用 ・ 備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレによるトイレ確保
〃 ～1 日目程度	・ 企業等から仮設トイレを調達（県内流通在庫）
〃 12 時間～2 日目程度	・ 企業等から仮設トイレを調達（県外流通在庫）
〃 2 日目程度～	・ 需要に応じてトイレ追加・再配置 ・ 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給

(イ) トイレトペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握からおおむね 24 時間以内に行う。

(ウ) トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、おおむね 24 時間以内に確立する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、おおむね 24 時間以内に要配慮者用の簡易トイレを配備する。

イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用時の介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

ウ 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(3) 快適な利用の確保

ア 避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ・簡易トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的に清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

ウ 避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

エ 避難所の運営が長期にわたる場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。

オ 利用しやすいトイレの設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

2 情報の流れ

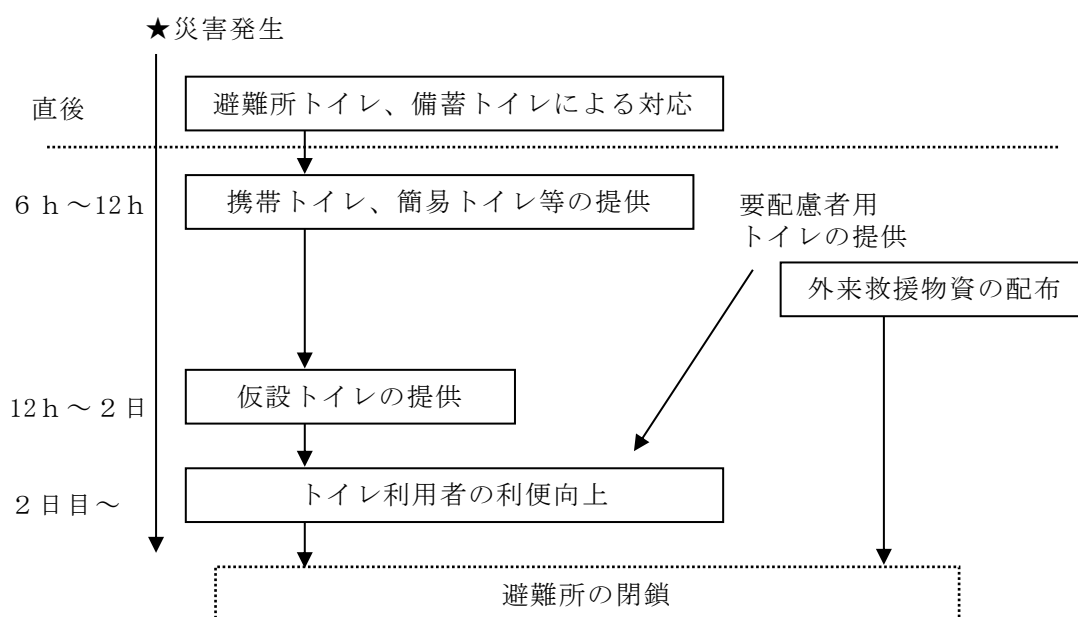
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	避難所、避難者	〃

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレによる対応

実施主体	内 容	協力依頼先
市	- 避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。 - 避難者に対して、携帯トイレ・簡易トイレ及びマンホールトイレの適切な利用方法を周知する。 - 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。 - 市社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たる災害ボランティア派遣を要請する。	県災害対策本部、市社会福祉協議会、災害ボランティアセンター

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	内 容	協力依頼先
市	- 避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類ごとの概数を把握する。 - 企業等にトイレ等の供給を依頼する。 - 義援物資提供の申出へ対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける）する。 - 調達が困難な場合は、県に調達の代行を依頼する。	自治会等、企業等、県

第 24 節 入浴対策計画

1 計画の方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

(1) 基本方針

ア 市の責務

- (ア) 被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請
- (イ) 入浴施設を有する他市町村への協力要請
- (ウ) 県への支援要請

イ 達成目標

入浴機会の確保は、災害の発生からおおむね 3 日以内に実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 入浴施設までの交通手段の確保

イ 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保

ウ 要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底

エ 乳幼児に対する配慮

- (ア) 沐浴に必要な物品の確保
- (イ) 乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため助産師、助産師会への協力要請
- (ウ) 乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底

(3) 冬期の対応

冬期は特に入浴後の保温対策に配慮し、県生活衛生同業組合連合会への協力要請の強化を図る。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

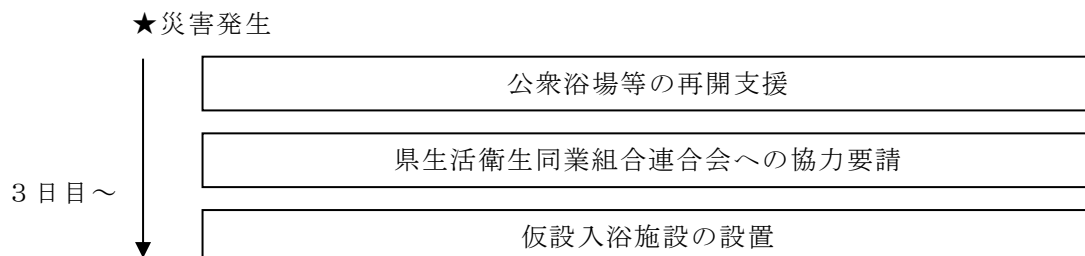
情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市	県	仮設入浴施設設置要請 入浴施設確保要請

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	入浴施設確保情報

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 公衆浴場の再開支援

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い入浴環境を確保する。 ・要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。 ・避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。	県生活衛生同業組合連合会（入浴施設管理者等）

(2) 仮設入浴施設の設置

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等への仮設入浴施設設置を県に要請する。	県災害対策本部

(3) 県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請を行う。 ・市のみでは入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。	県旅館ホテル生活衛生同業組合等

第 25 節 食料・生活必需品等供給計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害による災害発生時は、着衣が濡れたままの避難者、衛生状態の悪化、物資等の多くを浸水によって失っていることなどを想定して、物資等の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

ア 各主体の責務

(ア) 住民の責務

住民は、避難に当たり、最低 3 日間分（推奨 1 週間分）の物資等を携行するよう心掛ける。

(イ) 市の責務

- a 被災者への物資等の供給を行う。
- b 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。
- c 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県や災害支援協定締結業者等に支援を要請する。
- d 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

イ 達成目標

(ア) 食料・飲料水

食料の供給はおおむね次の表を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として 1 日 3 回提供する。

避難から 12 時間以内	住民による自己確保又は市備蓄食料
避難 12 時間後から	おにぎり、パン等簡単な調達物
避難 24 時間後から	自衛隊、日本赤十字社等による配送食（暖かいもの）
避難 72 時間後から	自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、住民等による現地炊飯（炊き出し）
避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、調理器具等を提供する。	

(イ) 生活必需品

タオル、着替え、衛生用品、医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）及び衛生材料（ガーゼ、清浄綿、緊急手当用品等）、乳児用ミルクと使い捨て哺乳瓶、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレなどの供給は需要の把握からおおむね 12 時間以内に、その他一般的な物資の供給はおおむね 24 時間以内を行うことを目標とする。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（避難 24 時間後～）
- イ 要配慮者用の生活必需品供給への配慮（避難 24 時間後～）

(3) 積雪期の対応

- ア 現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。
- イ 防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等）、寝具、燃料等避難所生活に必要な物資を他に優先して供給する。

2 情報の流れ

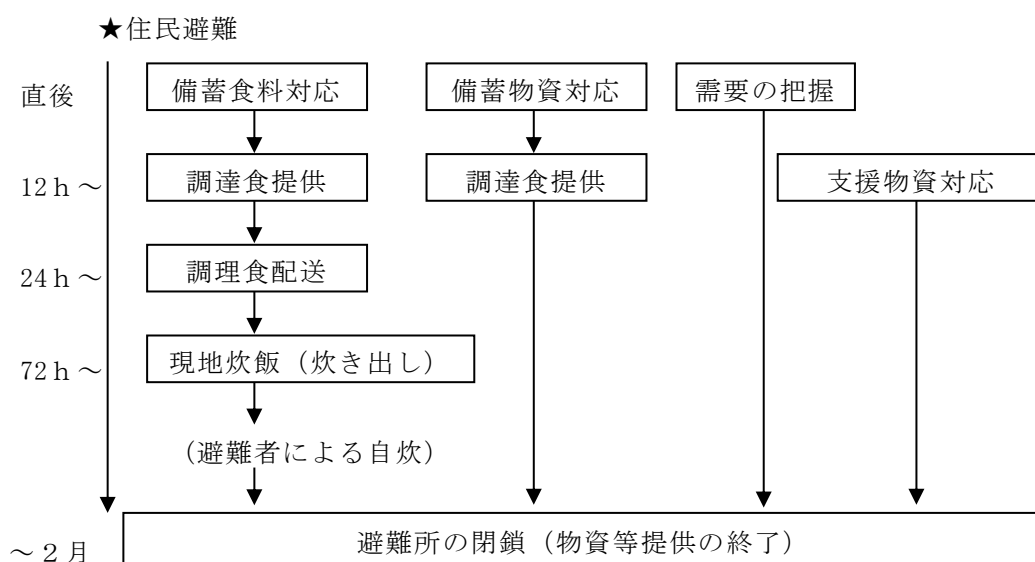
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	避難所、避難者	〃

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 物資等による対応（住民避難～おおむね 12 時間程度）

実施主体	内 容	協力依頼先
被災者、自主防災組織	・市の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市
市	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供	県、日本赤十字社新潟県支部、市社会福祉協議会、災害ボランティアセンター、自治会等

(2) 物資等の提供（住民避難からおおむね 12 時間～24 時間程度）

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・避難者のニーズ把握 ・避難所内外の避難者で物資等の供給を要する人に、物資等を提供する。 ・災害支援協定締結業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。 ・調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。	県、日本赤十字社新潟県支部、市社会福祉協議会、災害ボランティアセンター、自治会等、災害支援協定締結業者等

(3) 調理食配送による提供（住民避難からおおむね 24 時間～72 時間程度）

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・避難者のニーズを把握し、必要食数を県に報告する。 ・日本赤十字社・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 ・避難所内外の被災者への給食方法を調整する。	県、自衛隊、日本赤十字社新潟県支部、市社会福祉協議会、災害ボランティアセンター、自治会等、災害支援協定締結業者等

(4) 現地炊飯による提供（住民避難からおおむね 72 時間以降）

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。 ・ 自衛隊の炊飯部隊駐留場所を確保し、食材を供給する。 ・ ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。	県、自衛隊、日本赤十字社新潟県支部、市社会福祉協議会、災害ボランティアセンター、自治会等、災害支援協定締結業者等

(5) 被災者による自炊（住民避難から 2 週間後以降）

実施主体	内 容	協力依頼先
避難者	・ 市の滞在・自炊希望調査に対して、避難所担当職員に今後の避難所での滞在見込みと自炊の意思を伝える。	市
市	・ 被災者の自炊の希望を取りまとめ、県に報告する。 ・ 調理器具の貸付け及び食材、燃料等の提供を行う。	県、災害支援協定締結業者等

(6) 物資等の供給及び運送の要請等

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 災害応急対策の実施に当たって、備蓄する物資又は資機材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講じるよう要請する。	県

(7) 義援物資の配布

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 受入物資を配布する。 ・ 物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。	災害ボランティアセンター、自治会等、報道機関

(8) 燃料の調達・供給

実施主体	内 容	協力依頼先
市、重要施設（病院等）	・ 災害対応や住民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、県に対し燃料の緊急供給を要請する。	県

第 26 節 要配慮者の応急対策

1 計画の方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、災害発生前の避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。市と日頃、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との協働のもと支援を行う。

（1）基本方針

ア 各主体の責務

（ア）市の責務

市は、災害発生直後は地域住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保する。必要によっては県、防災関係機関に協力要請や要配慮者情報の共有を行う。また、要配慮者本人の同意の有無に関わらず、要配慮者名簿を効果的に利用し、要配慮者について避難支援や安否確認を迅速に行う。避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

外国人、視聴覚障がい者等に対して、適切な情報提供等を行う。

（イ）介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の要配慮者の安全確保の協力を努める。

（ロ）企業等の責務

要配慮者を雇用している企業等及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導し、安否確認を迅速に行う。

（ハ）地域住民、自治会、自主防災組織等の責務

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

（ニ）要配慮者及び保護責任者の責務

要配慮者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。

イ 達成目標

（ア）避難誘導対策

要配慮者を漏れなく避難誘導する。

（イ）避難所※の設置・運営 ※以下「避難所」には福祉避難所を含む。

避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院により避難させる。

(ウ) 生活の場の確保

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

(エ) 保健・福祉対策

要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

(オ) 外国人支援

- a 外国人の被災・避難状況を確認する。
- b 多言語支援窓口を設置し、情報提供、相談等を行う。

(2) 積雪期の対応

必要により要配慮者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

2 情報の流れ

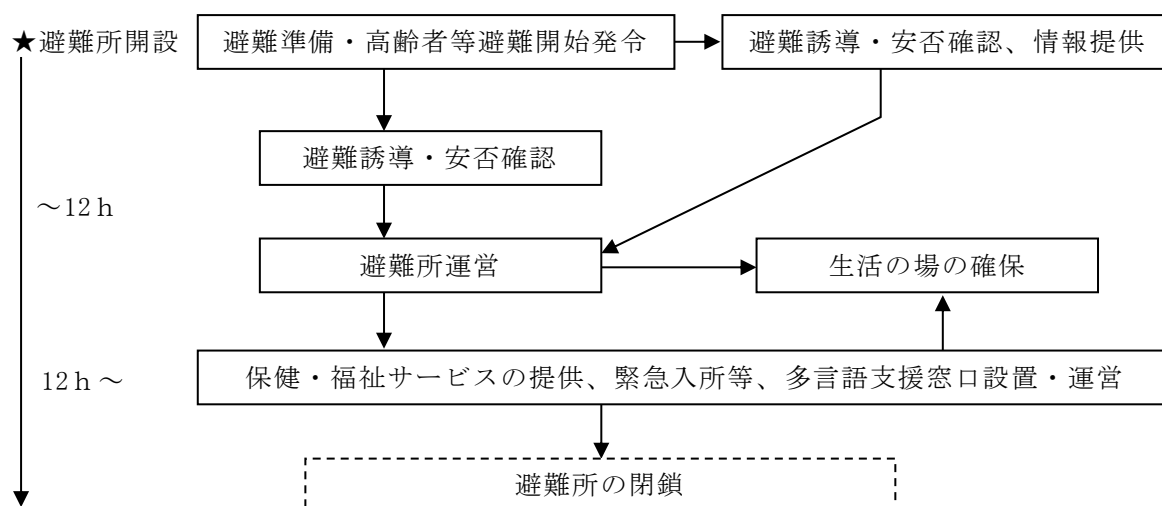
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者、民生委員・児童委員、自治会、介護保険事業者、福祉関係者等	市	要配慮者の安否や保健・福祉等のニーズ
市	県、他市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	要配慮者の集約された各種ニーズ、職員、災害福祉支援チーム等応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	サービス、派遣予定等の情報
市、社会福祉施設等	避難所、避難者等	〃

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導対策

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき避難準備・高齢者等避難開始を発令・伝達	自治会等、民生委員・児童委員等
市	・避難行動要支援者の避難所への誘導及び移送	消防本部、介護保険事業者、自治会等
市	・避難所での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保	介護保険事業者、自治会等、ボランティア等
市	・社会福祉施設等への緊急入所	介護保険事業者、消防本部、社会福祉施設等

(2) 生活の場の確保

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・公的宿泊施設での一時収容	公的宿泊施設等
市、県	・公営住宅等の確保	他市町村・都道府県等
市、県	・応急仮設住宅の確保	国、建設業者、(一社)県宅地建物取引業協会

(3) 保健・福祉対策

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により要配慮者の健康を確保	県、保健関係団体、他市町村・都道府県等
市	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により要配慮者の福祉を確保	県、保健関係団体、他市町村・都道府県等
介護保険事業者、社会福祉施設等	・避難所、応急仮設住宅等での治療及び介護の必要な要配慮者の緊急入所	市、県等

(4) 情報提供

実施主体	内 容	協力依頼先
市、県	・要配慮者への的確な情報提供	報道機関、ボランティア等

(5) 外国人支援

実施主体	内 容	協力依頼先
市、県	・外国人の被災・避難状況の確認	外国人雇用企業等
市、県	・多言語支援窓口の設置及び情報提供、相談等の実施	外国人雇用企業等

第 27 節 学校における応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 学校の責務

あらかじめ定めていた学校防災計画、マニュアルに従い、児童・生徒等の在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、児童・生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

指定避難所に指定されている学校又は臨時に指定された学校にあっては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあっては、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡の上、できる限り保護する。

被災後は、状況を見ながら関係機関と協力し、児童・生徒等のこころのケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

(イ) 市の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

イ 達成目標

平成 16 年の 7.13 新潟福島豪雨クラスの風水害に際しても、被災後、1 週間以内に全学校で教育活動を再開する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

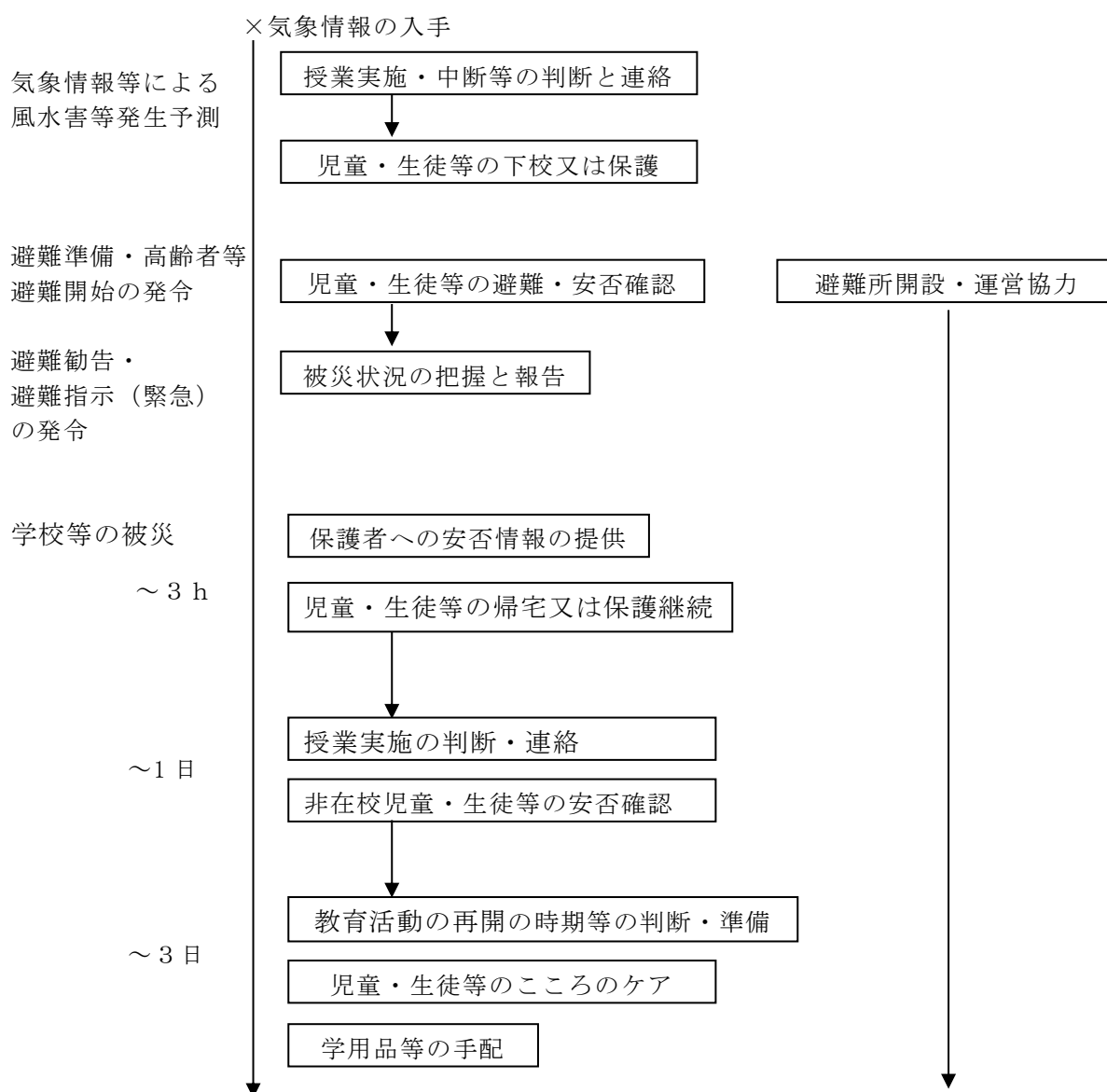
情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市立学校	市教育委員会	被害状況、臨時休校等
市教育委員会	県教育事務所 → 県教育委員会	集約された被害状況、臨時休校等

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県教育事務所 → 県教育委員会	市教育委員会	指導、助言等
市教育委員会	市立学校	〃
市立学校	児童・生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休校等

※ 緊急を要する場合や、市教育委員会、県教育事務所等に何らかの事情で連絡ができない場合には、県教育委員会から直接市教育委員会や市立学校又は市立学校から直接県教育事務所や県教育委員会に連絡する。

3 学校における業務の体系



4 業務の内容

(1) 風水害等発生のおそれがある場合の措置

ア 授業実施・中断の判断と連絡

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、臨時休校や授業短縮による一斉下校、学校での待機等の状況に応じた措置をとるとともに、速やかに保護者に連絡する。

イ 校外活動中の場合

引率教職員は活動を中止して学校に連絡を取り、児童・生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒等の安全を確保した上で学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機に対応を行う。

(イ) 臨時休校、一斉下校等を決定した場合

校長は、上記 2 (1) の経路で県に報告する。県は、報告を受けた内容を報道機関に提供し、報道を要請する。

イ 児童・生徒等の下校又は保護継続

下校措置に当たっては、中学校等については集団下校、幼稚園、小学校等については、必要に応じて保護者と連絡を取った上で、教職員による引率又は学校での保護者への直接引渡しにより安全を確保する。

なお、保護者と連絡がつかない児童・生徒等又は帰宅しても保護者が家にいない児童・生徒等については、保護者に引渡せる状況になるまで学校で保護する。災害の状況によって全校児童・生徒等を学校で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。

(2) 災害が発生した場合の措置

ア 児童・生徒等の避難・安否確認

(ア) 児童・生徒等が在校している場合

a 児童・生徒等の掌握・避難

学校は、避難勧告等の発令、学校の被災等により学校から退避する必要性が生じた場合は、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況をみて安全な場所に避難させる。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持出品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいたものが適切に対応する。）。

b 避難児童・生徒等の安全確保等

児童・生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防本部、警察に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び搜索活動を行う。

(イ) 登下校時間帯の場合

a 児童・生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している児童・生徒等及び学校に避難してきた児童・生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持出品の携行、避難児童・生徒等の安全確保については、上記(ア)と同様に対応する。

b 児童・生徒等の安否確認

避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、遭難した児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防本部、警察に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校に情報が入ってこなかった児童・生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(ウ) 夜間・休日等の場合

a 教職員の参集

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b 児童・生徒等の安否確認

災害により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、児童・生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

イ 被災状況の把握と報告

学校は、児童・生徒等の避難、児童・生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。

ウ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

エ 児童・生徒等の下校又は保護継続

避難させた児童・生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

幼稚園、小学校については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡がつかない児童・生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない児童・生徒等は、保護者に引渡せる場合になるまで避難場所で学校の保護下に置く。

オ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、児童・生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、授業を実施するか否かを判断する。

決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で児童・生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに県に報告する。

カ 非在校児童・生徒等の安否確認

災害でかなりの被害が発生した場合において、被害発生時に欠席等で在校していなかった児童・生徒等については、連絡をとって安否及び所在等を確認する。

(3) 教育活動の再開に向けた措置

ア 教育活動の再開時期等の判断・準備

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、児童・生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、教育活動の再開時期の目途を立て、再開に向けて準備を進める。

イ 児童・生徒等のこころのケア

臨時休校が続く場合は、教職員が分担して児童・生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、こころのケア対策にも留意する。

教育活動の再開後においても、市教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、こころのケア対策を継続する。

ウ 学用品等の手配

学校は、児童・生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市立学校にあっては市教育委員会に、県立学校にあっては県教育委員会に、その他の学校にあっては学校設置者に報告する。

(4) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、市長から指示又は依頼があったとき若しくは地域住民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

市職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ア) 校長

施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

(イ) 教頭

校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ウ) 主幹教諭・教諭

校長等の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。

(エ) 養護教諭

学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。

(オ) 栄養教諭・学校栄養職員等

学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(カ) 事務職員等

市との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ 校舎等を避難所として使用するときの注意

(ア) 教育活動の再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。

(イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは普通教室も開放する。

(ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

(エ) 障がい者等特別な支援が必要な避難者がいる場合は、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設等に移れるよう依頼する。

5 市の業務内容

(1) 情報の集約・伝達

市立学校の被害状況、ニーズ、臨時休校の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を市立学校に伝達する。

また、学校の被害の状況、児童・生徒等の安否、臨時休校、児童・生徒等の下校措置などの情報について、市の広報媒体やコミュニティFM放送などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校への支援

次の点について、学校の取組を支援する。

ア 必要に応じて、教職員に児童・生徒等のこころのケアについて指導し、またこころのケアの専門家を各学校に派遣する等により支援する。

イ 避難等で通学が困難になった児童・生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等を検討する。

(3) 学用品等の支給

学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

第 28 節 文化財応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、災害により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
- イ 文化財所有者は市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような措置を講じる。
- ウ 市は文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講じる。

(2) 文化財の種別ごとの対策

ア 建造物

文化財所有者は、二次災害等により被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品及び有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊・浸水又はそのおそれがある場合には、市、県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講じる。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 住民及び地域等の役割

(1) 住民の役割

文化財に被害がみられた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財の救出活動等への協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を仰ぐ。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼び掛けるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

第 29 節 障害物の処理計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等の災害により発生した落石、倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点、輸送施設、物資輸送拠点及び防災備蓄拠点を連絡する緊急交通路を確保する。

ア 各主体の責務

(ア) 道路管理者等の責務（国、県、市及び東日本高速道路㈱）

- a 道路管理者等は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告するとともに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。
- b あらかじめ締結している民間団体等との災害時の応援協定などにより、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。
- c 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、警察等の協力を得て排除する。
- d 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、県の協力を得て排除する。

(イ) 河川等の責務（国、県及び市）

河川管理者は、その所管する河川について、漂流物等により二次災害の危険が認められる場合には、県災害対策本部生活基盤対策部に情報を報告するとともに、可能な限り障害物を除去する。

(ウ) 市の責務

災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。

イ 達成目標

緊急交通路等の障害物の処理は、おおむね次の表を目安とする。

緊急交通路等の障害物情報収集	避難勧告等解除後 1 日以内
緊急交通路等の障害物の除去	避難勧告等解除後 1 日以内
その他の輸送路等の障害物の除去	避難勧告等解除後 1 日以内

ただし、人命救助等に必要な緊急交通路等については、関係機関が協力し、可能な限り早期に障害物を処理する。

(2) 積雪期の対応

積雪期における災害時の輸送路を確保するため、市は、県等の関係機関とともに、道路管理者があらかじめ整備している除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定し、その実施に当たる。

2 情報の流れ

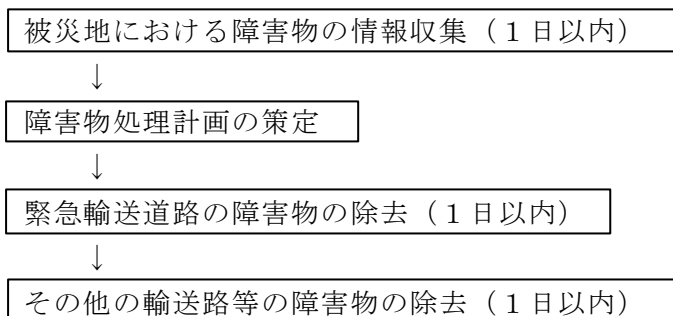
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市	県（施設管理者）	被災地における障害物の情報

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県災害対策本部	市	障害物除去に関する情報

3 業務の体系（避難勧告等解除後の達成目標の目安）



4 業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・管理区域の道路上等の障害物の状況の把握に努め、 県災害対策本部（生活基盤対策部）に報告する。	

(2) 緊急交通路上の障害物の撤去、その他の障害物の撤去

実施主体	内 容	協力依頼先
道路管理者等	・管理区域の道路の障害物を除去する。 ・特に、あらかじめ定められた緊急交通路については、 最優先に実施する。 ・あらかじめ民間団体等との間に災害時の応援協定を 結んでおくなど、障害物の除去に必要な人員、資機材 等の確保に努める。	民間団体等

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。	

第 30 節 遺体の搜索・処理・埋葬計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等により、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等が発生し、多くの死者が出た場合、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定されている場合を含む。）の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行うため、市を中心とした関係機関相互の連携強化を図る。

ア 市の責務

遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を行うに当たり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止する。

イ 業務内容

遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の搜索	防災関係機関と協力した搜索活動
遺体の収容	遺体を車両又はヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案・処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(2) 関係者に対する配慮

一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

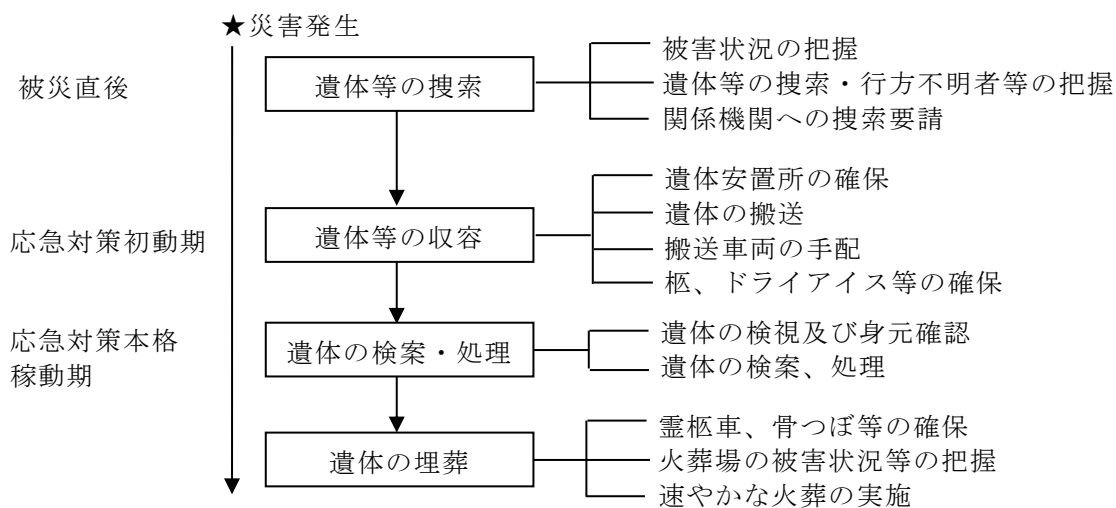
2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市	県	・ 搜索状況の報告 ・ 自衛隊への応援要請依頼 ・ 搬送車両不足分の手配依頼 ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・ 霊柩車が不足する場合の手配依頼 ・ 骨つぼ等が不足する場合の手配依頼 ・ 死亡者多数の場合における火葬許可手続の簡略化依頼 ・ 火葬場の被災状況の報告 ・ 広域火葬の応援要請 ・ 近隣市町村への応援要請

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	火葬場設置者	・ 広域火葬の協力要請 ・ 火葬場の割振りの通知

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 遺体等の搜索

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 警察、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の搜索を行う。 ・ 県に搜索状況を報告する。	警察、自衛隊等関係機関

(2) 遺体の収容

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短期間に埋葬できない場合は、遺体の安置場所（寺院、市公共施設、学校敷地等）を確保し、関係機関に連絡する。 ・ 搬送車両が不足する場合は、（公社）県トラック協会に車両を手配するよう県に要請する。 ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。	寺院、学校等

(3) 遺体の検案及び処理

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・日本赤十字社新潟県支部及び（一社）県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保する。 ・警察及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。	日本赤十字社新潟県支部、（一社）県医師会等、警察、（一社）県歯科医師会等

(4) 遺体の埋葬

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・搬送車両が不足する場合は、（公社）県トラック協会に手配するよう県に要請する。 ・骨つぼ等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請する。 ・死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。	厚生労働省、県、（公社）県トラック協会、葬祭関係団体
火葬場設置者	・災害時の火葬体制を確立しておく。 ・被災状況等を報告するとともに、速やかに火葬を行う。	

5 身元不明遺体の取扱い

(1) 身元不明遺体の身元調査

身元不明の遺体については、市が阿賀野警察署その他関係機関に連絡し、調査に当たる。

(2) 身元が判明しない者の埋葬

被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱う。

6 広域応援体制

自ら遺体の捜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市町村又は県に応援要請を行うこととし、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。

第 31 節 愛玩動物の保護対策

1 計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

2 飼い主の役割

- (1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
- (2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

3 市の役割

- (1) 県と協働し、県が関係団体等と設置する「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。
- (2) 避難所の開設に当たり、動物同伴の避難者を受入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。
- (3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

第 32 節 災害時の放送

1 緊急放送の要請

(1) 緊急放送の要請

市は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第 57 条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下、両者を合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

ア 緊急放送を要請できる内容

河川の氾濫、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民への緊急の避難呼び掛けとする。

イ 全県波放送局の連絡先

局 名	情報受信責任者
日本放送協会新潟放送局	放送部長
(株)新潟放送	報道担当部長
(株)N S T 新潟総合テレビ	報道制作部長
(株)テレビ新潟放送網	報道部長
(株)新潟テレビ 21	報道部長
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長
新潟県民エフエム放送(株)	編成制作部長

(2) その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び解除並びにこれに準じて行う避難準備・高齢者等避難開始の発令及び解除とする。

2 コミュニティ放送局等への情報提供

事前の契約又は協定等に基づき、コミュニティ放送局等に、災害に関する情報を逐次提供し、緊急放送を行う。

第 33 節 公衆通信の確保

公衆通信応急対策については、公衆通信事業者の定めるところによる。

第 34 節 電力供給応急対策

電力供給応急対策については、電力供給事業者の定めるところによる。

第 35 節 ガスの安全、供給対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 住民は、ガス栓を閉止する等の災害発生時にとるべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。

(イ) 市は、二次災害防止のための広報を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

避難時に誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

(3) 積雪地域での対応

住民は、積雪期の災害発生時に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認の迅速な実施のため、平常時から L P ガス容器やガスメーター周辺を除雪する。

2 情報の流れ

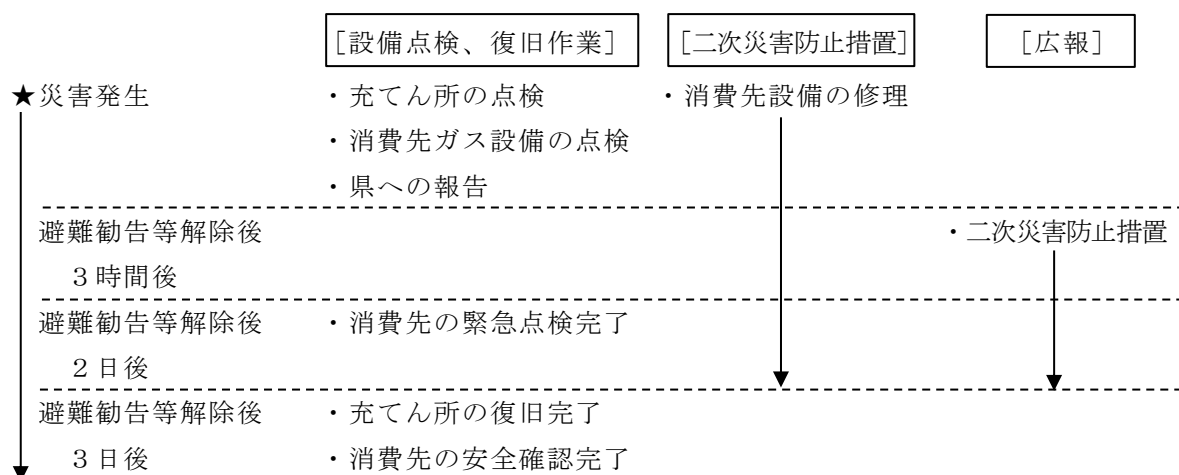
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
ガス事業者	市、県、消防本部、警察	ガス漏れ・事故等発生状況（軽微なガス漏れを除く。）
ガス事業者	市、県	供給支障等状況及び停止状況、復旧状況及び見込み情報

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市、県、新潟地方気象台	ガス事業者	気象情報、河川・ダム情報
ガス事業者、市、県	被災者	二次災害発生防止情報、供給支障等状況、復旧状況及び見込み状況

3 業務の体系



4 業務の内容

実施主体	内 容	協力依頼先
住民	・ 災害発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏えい時は換気及び火気に留意する等）を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 ・ 避難時に避難行動要支援者の誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の安全措置の実施状況を確認する。	消防本部、警察
	・ ガス漏れ、供給支障等の情報をガス事業者に通知する。	ガス事業者
市	・ 二次災害防止のための広報を行う。	報道機関、県

第 36 節 給水・上水道施設の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図る上で極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

住民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、住民の不安解消に努める。

報道機関への対応について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とする。

ア 各主体の責務

(ア) 上水道事業者の責務

上水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により関係機関に応援協力を要請し、応急体制を確立する。

(イ) 市の責務

市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講じる。

(ウ) 住民の責務

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、最低 3 日間分（推奨 1 週間分）に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

イ 達成目標（応急給水目標水量）

災害発生から 3 日以内は 1 人 1 日 3ℓ、1 週間以内に 20～30ℓ、2 週間以内に 100ℓの給水量を確保し、3 週間以内に災害発生前給水量 1 人 1 日 240ℓを確保し、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して、3 週間以内の応急復旧を目標とする。

災害発生からの日数	目標水量	用途等
災害発生～3日目まで	1人1日3ℓ	生命維持に必要な飲料水
1週間以内	1人1日20～30ℓ	炊事、洗面等の最低生活水量
2週間以内	1人1日100ℓ	生活用水の確保
おおむね3週間以内	1人1日240ℓ	平常時の生活用水の平均使用水量

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

(3) 積雪期及び地域性を踏まえた対応

ア 積雪期

積雪期においては、応急対策が困難となるおそれがあるため、必要に応じて県へ自衛隊等の派遣を要請する。

イ 中山間地

(ア) 中山間地ではその地盤条件や周辺の地形条件によって、土砂崩れや河川の増水で水道施設が冠水するおそれがあるため、関係部局等と協議し、効率的な応急対策を図る。

(イ) 河川の増水や土砂崩れ等の影響による原水濁度の極度な上昇に対応するため、浄水機能の低下防止措置等を講じ、給水機能の維持を図る。

(ウ) 中山間地については、応急対策が困難となることが予想されるため、必要に応じて県へ自衛隊等の派遣を要請する。

2 情報の流れ

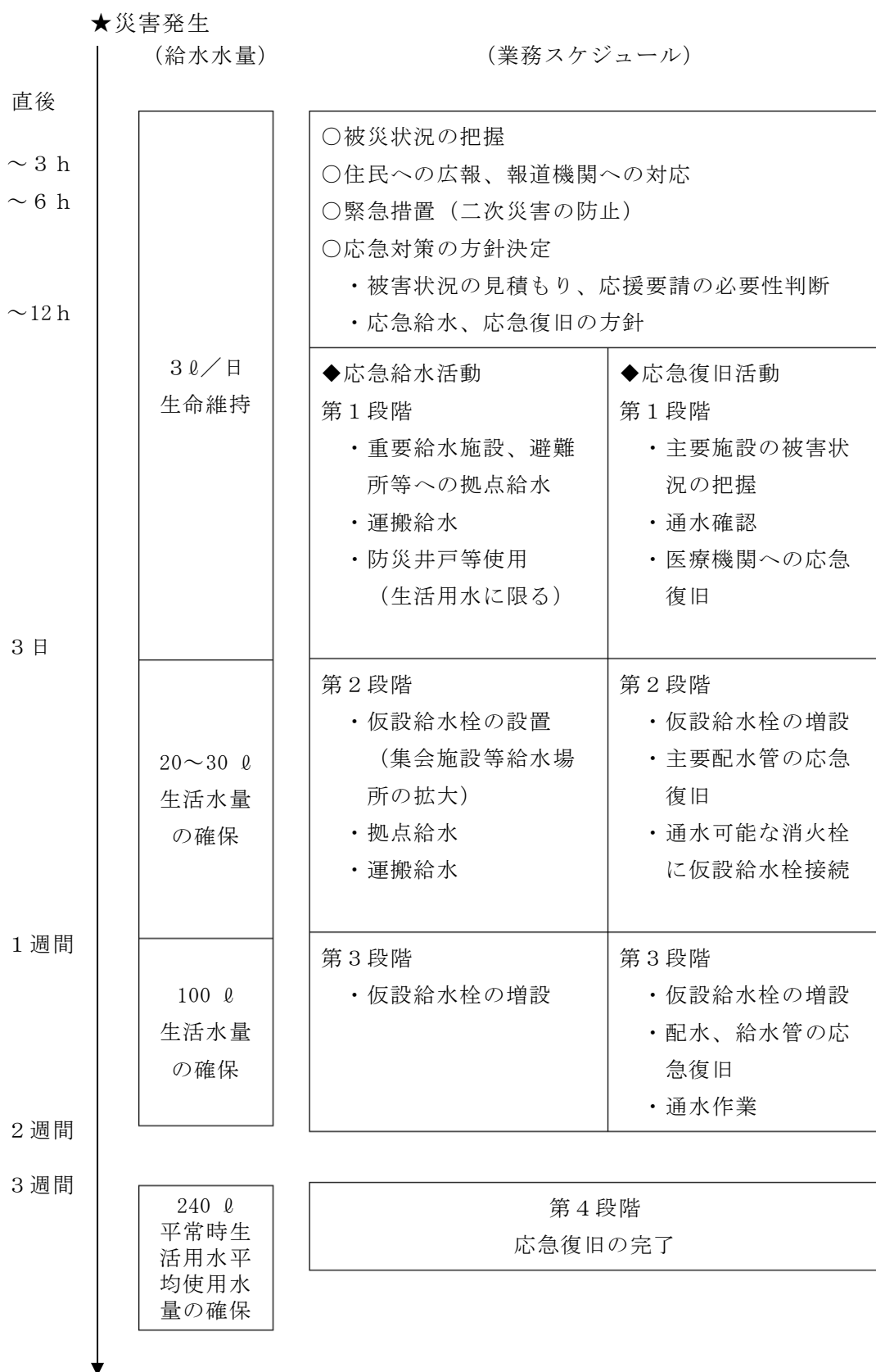
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市、上水道事業者	県、関係機関	自発的に県及び関係機関へ逐次、報告することに努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。 ①被災直後 ・上水道施設の被害、断減水の状況 ・市全域の被害状況（上水道未普及地区の被害状況、孤立集落の発生状況等） ・応援給水等の部隊の要請 ②応急復旧開始後 ・応急対策の実施状況（応援部隊の過不足、応急復旧の進捗状況等） ・復旧の見通し ・他ライフラインの復旧に関する情報

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市、上水道事業者	・広域的な被害情報 ・応援要請に関する助言 ・飲料水の衛生確保対策 ・支援制度に関する情報
市、上水道事業者	住民	・断減水の影響範囲 ・応急給水及び応急復旧の実施方法 ・飲料水の衛生確保対策 ・応急復旧の見通し

3 業務の体系（業務スケジュール）



※避難勧告等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

4 業務の内容

(1) 被害状況の把握

実施主体	内 容	協力依頼先
市、上水道事業者	市は上水道事業者と連絡を取り、居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。 ・テレメータ監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況確認 ・職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録 ・他のライフライン担当部局等から情報収集	水道工事業者、災害等支援協力員

(2) 住民への広報や報道機関への対応

実施主体	内 容	協力依頼先
市、上水道事業者	市は上水道事業者と連絡を取り、被害状況（断減水の影響区域等）や応急給水の方法（浄水場、配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）について住民に広報・周知するため、報道機関へ協力要請する。	報道機関

(3) 緊急措置

実施主体	内 容	協力依頼先
市、上水道事業者	①二次災害の防止措置 ・配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保 ・消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置 ・上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置 ②被害発生地区の分離	浄水施設復旧業者

(4) 応急対策の方針決定

市は、速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実行するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災住民へ逐次広報・周知することにより、不安の解消に努める。

実施主体	内 容	協力依頼先
市、上水道事業者	①被害状況の見積もり ・主要上水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。 ②応援要請の必要性判断 ・動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。	(公社) 日本水道協会新潟県支部、水道工事業者、浄水施設復旧業者

(5) 応急給水活動

実施主体	内 容	協力依頼先
市、上水道事業者	・被害状況に応じて地区別に給水方法を選定する。 ・病院、避難所、社会福祉施設等の重要給水施設の優先順位を明確にする。 ・衛生対策、地域特性や積雪期及び要配慮者等に対して配慮する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。	応援水道事業体

(6) 動員計画

実施主体	内 容	協力依頼先
市、上水道事業者	・取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。 ・病院、避難所、社会福祉施設等の重要給水施設を優先的に通水させるなど優先順位を明確にする。 ・他のライフライン担当部局等と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。 ・積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡・調整する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。	各ライフライン事業者

第 37 節 下水道施設の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 住民及び企業等の責務

住民（各家庭）及び企業等は、災害により、下水道の処理場、ポンプ場及び管渠が被災し、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下し、下水道管理者から下水道の使用の自粛を求められた場合は、協力する。

下水道の被災時においては、下水道に流入する水の量を少なくするため、入浴等をできる限り自粛する。災害発生から、最低 3 日間分（推奨 1 週間分）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うよう努める。

(イ) 市の責務

市は、災害発生時に、直ちに被災調査及び復旧工事に着手する。

災害発生時においては、下水道施設の被害状況を把握するとともに県に報告し、必要な応急処置を講じる。流域関連公共下水道においては流域下水道管理者である県と密接な連絡を取り、必要な応急措置を講じる。

下水道施設が被災を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途を立て、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報する。

携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

イ 達成目標

下水道施設復旧はおおむね次の表を目安にする。

災害発生後～3日目程度	・風水害対応運転、施設の浸水対策 ・住民への情報提供、使用制限の広報 ・処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃 3日目程度～ 1週間程度	・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1か月程度	・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
〃 1か月～	・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

ウ 被災施設の復旧計画を立て、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復及び復旧事業の早期完成を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 避難所に要配慮者用のトイレを設置する。

イ 被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被災を受けないようにする。

(3) 積雪地域での対応

積雪期における下水道施設の被災状況の調査及び応急処置を講じるため、除雪等必要な対応を行う。

2 情報の流れ

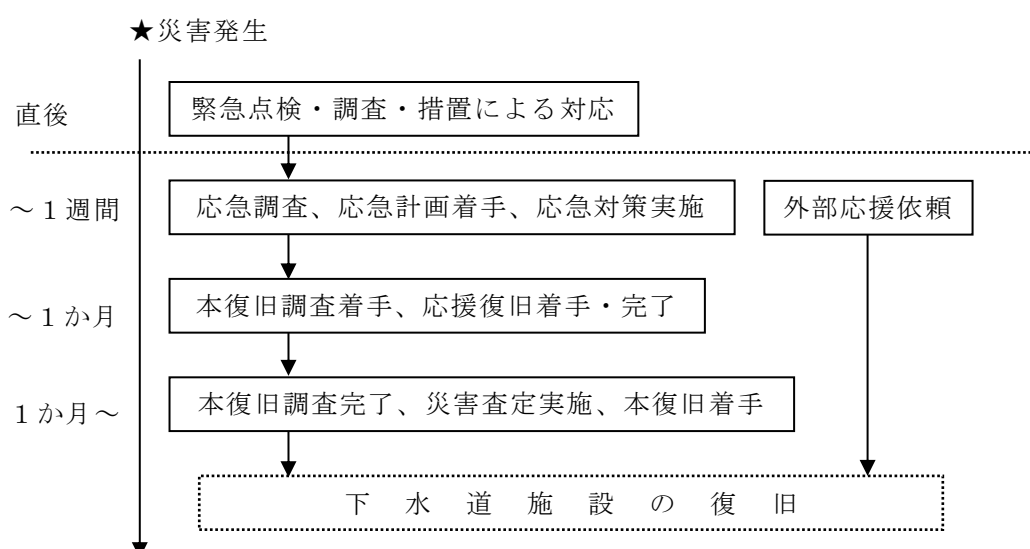
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等
県	市	〃

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	支援情報、流域下水道の被害情報
市	避難所、避難者	復旧予定、供給予定情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応

実施主体	内 容	協力依頼先
被災者	・マンホール、路面状況又は処理場の異状、雨水排水不良等を確認した場合は市へ報告する。	市
市	・下水道施設、市管理施設の緊急点検及び緊急調査の実施並びに県への報告 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 ・流域下水道関連公共下水道の緊急点検及び緊急調査の実施並びに流域下水道施設管理者の県への連絡及び調整	県、地方共同法人日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター協定事業者等

(2) 応急復旧による対応

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、下水道施設の利用を再開する。 ・仮設用資材調達に努める。 ・地域住民等に応急復旧状況等を周知する。 ・県に応急復旧状況等を連絡する。 ・避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。	県、協定市町村、地方共同法人日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター協定事業者等

(3) 外部応援依頼による対応

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・県に支援、応援を依頼する。 ・協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。 ・応援者の受入体制をつくる。	県、協定市町村、協定事業者等

(4) 本復旧による対応

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。 ・災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。 ・本復旧計画に基づき、下水道施設の本復旧を実施する。 ・地域住民等に本復旧状況等を周知する。 ・避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。	県、協定市町村、地方共同法人日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター

第 38 節 危険物等施設の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 事業者等の責務

災害による被害を最小限に抑えるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び災害発生事業所と協力して被害の拡大防止を図る。

イ 消防本部等の責務

災害による危険物等施設の被害状況を把握し、災害発生事業所等の協力を得て被害の拡大防止を図る。

ウ 市の責務

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。

エ 達成目標

災害による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、有害物質取扱施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止するとともに、危険物等の事故から住民の生命及び身体を保護する。

(2) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者の避難等を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

ア 危険物等施設

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
消防本部	市、警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込み等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所	消防本部、市、県、警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込み等

(2) 被災地へ

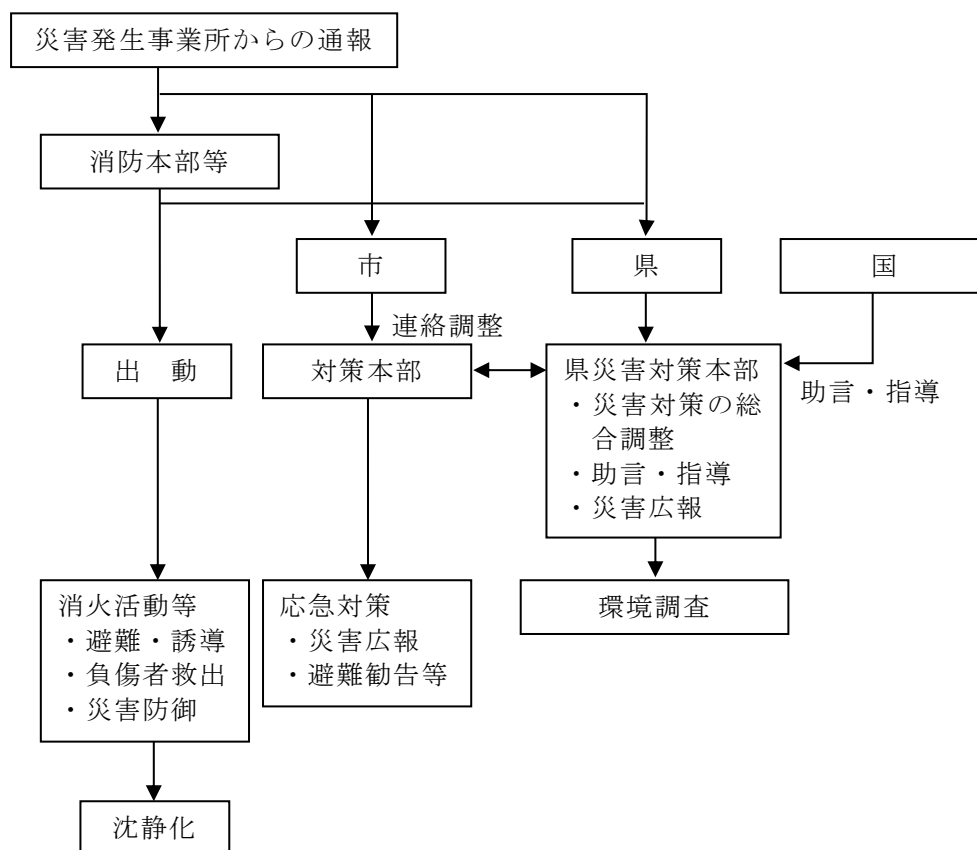
ア 危険物等施設

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	消防本部、市	・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況、緊急消防援助隊の派遣状況等 ・災害広報及び避難誘導の要請

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市、災害発生事業所	・災害広報及び避難誘導の要請 ・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 災害発生時の共通の応急対応

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。	

(2) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・付近住民等に対する火気使用の制限、避難勧告等の必要な措置を講じる。 ・飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講じる。対象となる飲料水が市所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。	

(3) 住民等に対する広報対応

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、広報車及び防災行政無線等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	県、報道機関

第 39 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や救援物資等の緊急輸送などその意義は極めて重要である。

道路管理者等は、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

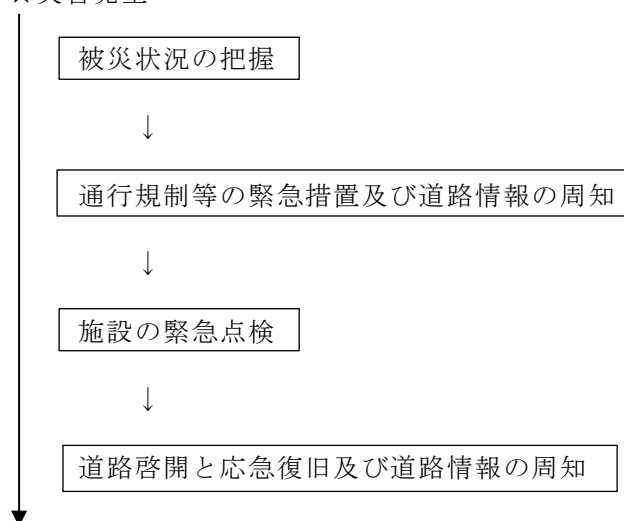
情報発信者	情報受信者	主な情報内容
道路パトロール	道路管理者等	被害の場所、状況、集落孤立等の社会的影響など
地域の民間団体等	道路管理者等	
道路管理者等	市	

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市	道路管理者等	道路管理者等間の連絡情報等
道路管理者等	関係機関	被災状況、復旧見込み
道路管理者等	地域住民	道路情報

3 業務の体系

★災害発生



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

道路管理者は、直ちに道路パトロールを実施するほか、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等のもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。特に緊急輸送道路に指定された路線は最優先に情報収集する。

(2) 通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

ア 通行規制等の緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において警察及び関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

イ 道路情報の周知

(公財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(3) 施設の緊急点検

橋梁やトンネル等の主要な構造物等の緊急点検を行う。

(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

ア 道路啓開

(ア) 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者等が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。

(イ) 関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、県知事に派遣要請を依頼する。

(ウ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者等としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

(エ) 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。

(オ) 道路上の障害物の除去について、道路管理者等と警察、消防本部、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

イ 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。また集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮し取り組む。

ウ 道路情報の周知

(公財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

第 40 節 鉄道事業者の応急対策

鉄道施設の応急対策については、鉄道事業者の定めるところによる。

第 41 節 土砂災害の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民の責務

土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく市、消防本部又は警察等へ連絡する。

イ 市の責務

住民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、避難勧告等の発令及び住民に対する避難誘導等を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

土砂災害等により、要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、該当する施設に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達した上で、必要な避難支援活動を行う。

(3) 積雪地域での対応

地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

2 情報の流れ

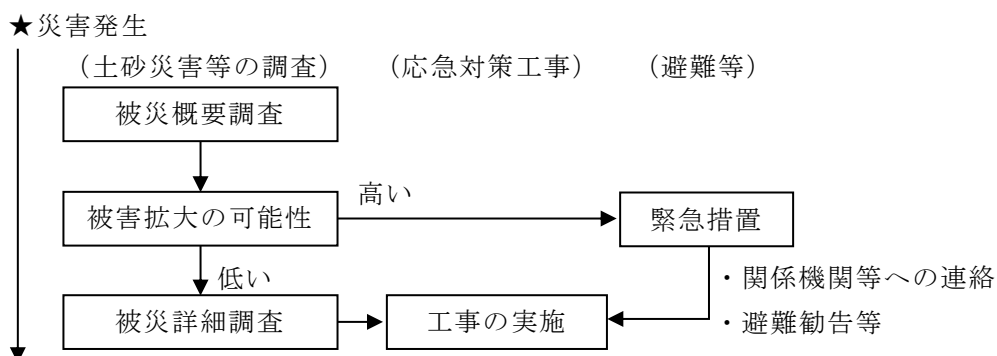
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
住民、消防本部、警察等	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
市、県	工事業者等	調査・応急対策工事指示

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県、国	市	防災情報 危険箇所の調査結果 応急対策工事の実施状況 土砂災害緊急情報
市	住民、消防本部、警察	防災情報 危険箇所の調査結果 応急対策工事の実施状況 避難勧告等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

実施主体	内 容	協力依頼先
市、県、国	- 土砂災害等の状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。 - 被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。 - 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。 - 重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。	県治山ボランティアセンター、 県治山防災ヘルパー、 県砂防ボランティア協会、 北陸地方防災エキスパート、 (一社)県建設業協会、 (一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部、 (一社)県測量設計業協会、 (一社)県地質調査業協会
市	土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。	自治会等

(2) 応急対策工事の実施

実施主体	内 容	協力依頼先
市、県、国	- 被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 - ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。	(一社)県建設業協会、 (一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部、 (一社)県地質調査業協会

(3) 避難勧告・避難指示（緊急）等の発令

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、危険と認められる場合は、関係住民へ調査概要の報告等の関係する情報を提供するとともに、避難勧告等の発令及び住民に対する避難誘導等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。 ・避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動が取りやすい時間帯における準備情報の提供に努める。 ・災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。 ・異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。	

第 42 節 河川施設の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民及び企業等の責務

河川施設の被災を確認したときは、遅滞なく市、消防本部又は警察等へ連絡する。

イ 市の責務

住民及び企業等から河川施設の被災の通報を受けたとき及びパトロール等により河川施設の被災を確認したときは、県へ連絡する。

施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、避難勧告等の発令及び住民に対する避難誘導等を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の利用が想定される施設の応急対策に当たっては、利用に配慮した対応を行う。

要配慮者が利用する施設等に係る地域にあっては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう、情報の収集・伝達に特に配慮する。

(3) 積雪期の対応

融雪出水や冬期風浪に備え、自らの管理する施設の点検を行い、所定の機能を確保していることを確認する。

積雪期の災害復旧作業は、十分に安全確保に努めるものとし、危険箇所については、周辺住民に周知するとともに、立入禁止柵を設けるなどの措置を講じる。

2 情報の流れ

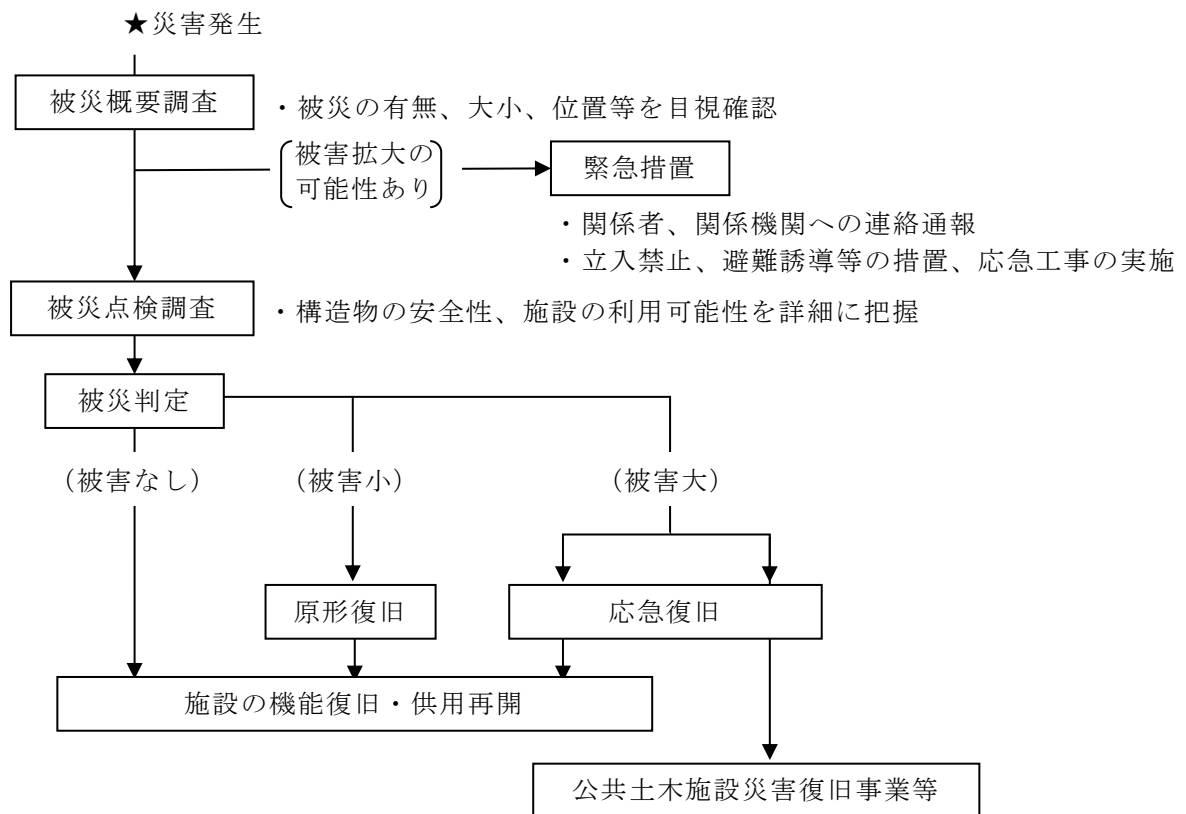
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
住民、消防本部、警察等	市	施設の被災情報
市	県、国	詳細な施設被災情報

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県、国	市、消防本部、警察	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況
市	住民、消防本部、警察	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況 避難勧告等の発令

3 応急対策フロー図



4 業務の内容

(1) 災害の未然防止

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、避難勧告等の発令及び住民に対する避難誘導等を実施する。	

(2) 応急復旧

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。	

(3) 住民に対する広報等

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 各施設の管理者から確認した施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、住民へ逐次連絡する。 ・ 気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、住民、消防本部、警察等へ逐次連絡する。 ・ 被災した施設の被害規模が拡大し、住民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難勧告等を発令する。	

第 43 節 農地・農業用施設等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

(イ) 土地改良区・施設管理者等の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ 達成目標

(ア) 緊急的な被災状況の把握を 24 時間以内に行う。

(イ) 避難勧告等解除後 3 日以内に被害概要調査及び点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講じる。

(ウ) 緊急的に機能回復を行う必要のある施設等においては、災害発生後速やかに応急復旧を行う。

(2) 危険箇所についての住民避難

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、避難勧告等の発令及び住民に対する避難誘導等を実施する。

2 情報の流れ

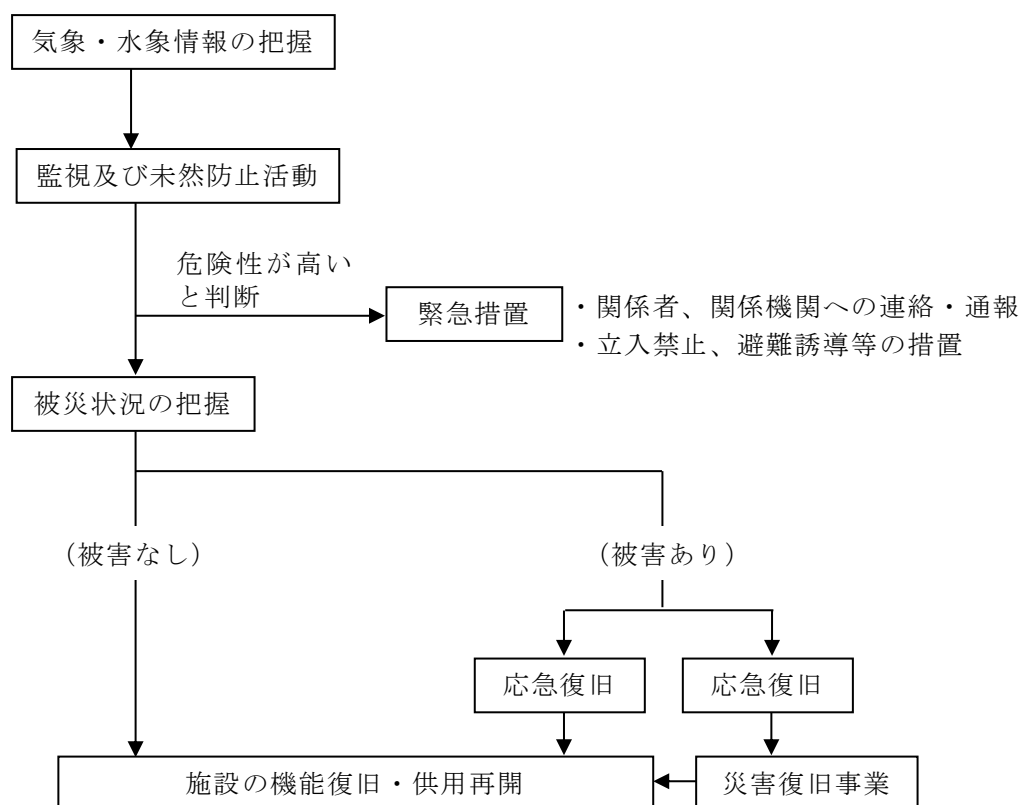
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
土地改良区、施設管理者等	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、避難情報等 危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	県管理施設の被害情報
市	土地改良区、施設管理者等	緊急資材等調達・輸送情報 応急工事の実施予定等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 土砂災害等発生箇所の応急対策の実施

実施主体	内 容	協力依頼先
市、県	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。	北陸農政局、他関係機関、建設業協会、専門技術者等

(2) 主要構造物や建築物（排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を実施する。	県、他関係機関、建設業協会、専門技術者等

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	県、他関係機関、建設業協会等

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・ 通行が危険な道路については県、警察等に通報するとともに通行禁止等の措置を講じる。	県、警察、建設業協会等

第 44 節 農林水産業応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 農林水産業者及び農林水産業用施設の所有者・管理者

- a 風水害等に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等を心掛ける。
- b 風水害等が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講じる。
- c 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに、災害発生時に応急措置を施すことができるよう平常時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。
- d 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市、関係団体等へ速やかに連絡する。

(イ) 市

- a 関係団体の協力を得ながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、県地域振興局等に報告する。
- b 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。
- c 県、関係団体等の協力を得ながら、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

イ 達成目標

- (ア) 24 時間以内に緊急被害状況調査を取りまとめる。
- (イ) 被害状況により、3 日以内に二次災害を防止するための指導及び指示を行う。
- (ウ) 被害状況により、1 週間以内に応急対策を講じるとともに、復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(2) 積雪期の対応

積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

2 情報の流れ

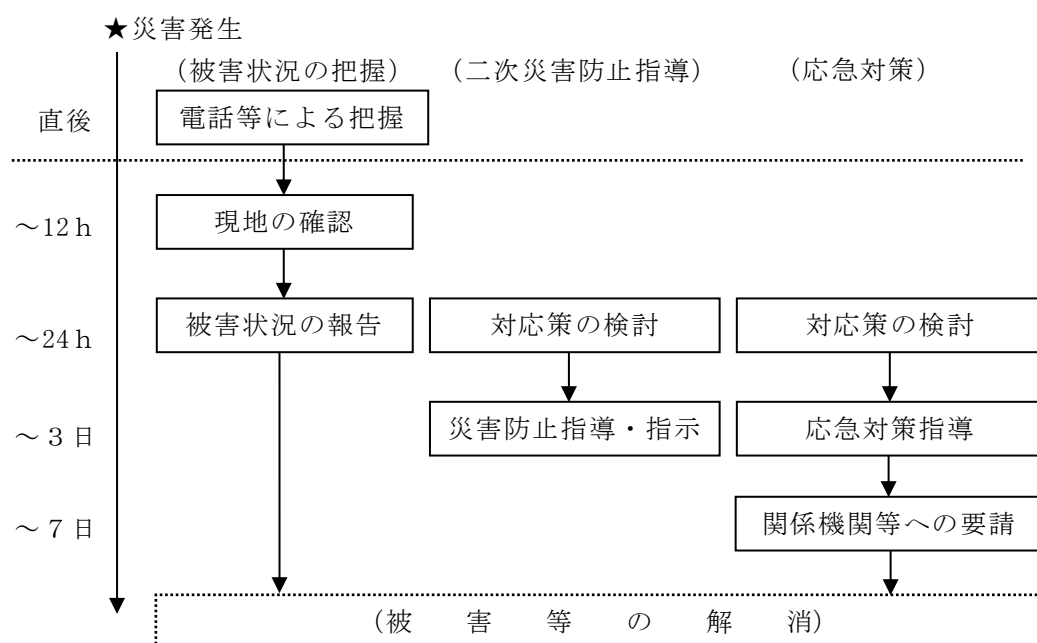
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
生産者、関係団体	市	被害状況、被災者ニーズ
市	県地域振興局	〃

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県地域振興局	市	具体的な指導

3 農林水産業用施設応急対策フロー図



4 業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

ア 被害状況の把握

実施主体	内 容	協力依頼先
市	農業協同組合等の協力を得ながら農作物及び農業用施設の被害状況を把握（積雪期にあっては併せて降雪及び積雪の状況も把握）し、県地域振興局に報告する。	農業協同組合、農業共済組合等

イ 二次災害防止指導

実施主体	内 容	協力依頼先
市	農業用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。 1 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流出防止措置 2 農業用燃料の漏出防止措置 3 土砂崩れ、雪崩等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置 4 農舎、農業施設等の火災防止措置	農業協同組合、農業共済組合等

ウ 応急対策

実施主体	内 容	協力依頼先
市、県地域振興局	農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、又は関係者を指導する。 1 農作物の病虫害発生予防のための措置 2 病虫害発生予防のための薬剤の円滑な供給 3 応急対策用農業用資機材の円滑な供給 4 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導 5 種苗の供給体制の確保 6 消雪促進のための措置 7 農業用施設の応急工事等の措置	農業協同組合、農業共済組合等

(2) 家畜及び家畜飼養施設

ア 被害状況の把握

実施主体	内 容	協力依頼先
市	家畜飼養者の被害状況を調査し、県地域振興局に報告する。	農業協同組合、農業共済組合等

イ 二次災害防止対策

実施主体	内 容	協力依頼先
市	家畜飼養者、農業協同組合等に次の二次災害防止対策を指示する。 1 畜舎の二次倒壊防止措置 2 停電発生農場への電源供給 3 生存家畜の救出 4 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容による住民への危害防止措置	農業協同組合、農業共済組合等

ウ 応急対策

実施主体	内 容	協力依頼先
市	県地域振興局と連絡を取りながら、応急対策の実施及び協力をする。	

(3) 林産物及び林産施設

ア 被害状況の把握

実施主体	内 容	協力依頼先
生産者等	市及び関係団体へ被害状況及び緊急措置を連絡する。 近隣の生産者等、関係団体と協力し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。	関係団体
市	県地域振興局へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 関係団体と連絡を取りながら、被害状況を収集する。	関係団体、県地域振興局

イ 二次災害防止

実施主体	内 容	協力依頼先
生産者等	市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、関係団体
市	緊急に必要があるときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、次の指導等を行う。 1 倒木等の除去 2 林業等関係施設の倒壊防止措置 3 燃料、ガス等漏出防止措置	県地域振興局

ウ 応急対策

実施主体	内 容	協力依頼先
生産者、関係団体	林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講じる。	県地域振興局、関係機関
市、関係団体、県地域振興局	相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、次の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。 1 林地に亀裂又は地すべりが生じている箇所は、シートで覆う等の拡大防止措置 2 病虫害発生予防措置 3 病虫害発生予防のための薬剤の円滑な供給 4 応急対策用資機材の円滑な供給 5 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導	

第 45 節 商工業応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 企業等の責務

災害による事業の中断を最小限に抑えるため、リスクマネジメントの実施に努め、事業継続計画（ＢＣＰ）を作成するなど危機管理体制を構築し、災害時には必要な初動対策を講じる。

(イ) 市の責務

- a 企業等の被害状況を把握する。
- b 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- c 行政その他の支援策について被災中小企業者等に周知する。

2 情報の流れ

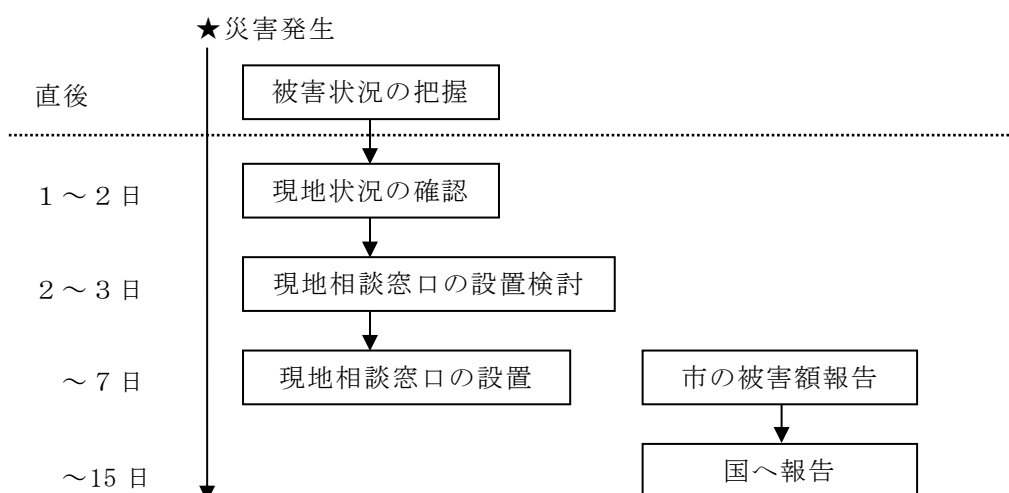
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市	県	被害状況
企業等	市	被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市、商工団体	被災状況、現地相談窓口の設置、支援策
市	企業等	現地相談窓口の設置、支援策

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	内 容	協力依頼先
市	管内の企業等の被害状況を調査し、県に報告する。	企業等、商工団体

第 46 節 応急住宅対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を設置し被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

住家が滅失した被災者には、公営住宅の空家を仮住宅として提供するとともに、民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は物件の情報を提供し、入居に際して便利を図る。

ア 市の責務

被災した住宅及び宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。

応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

市営住宅の空家を仮住宅として提供する。

イ 達成目標

応急仮設住宅の供与等を実施し、避難所等にいる避難者を早期に解消する。

(2) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある人のために、公営住宅等の確保に努める。

(3) 積雪地域における配慮

応急仮設住宅の設置に当たっては、冬期における積雪や寒さ対策、結露の抑制などに努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

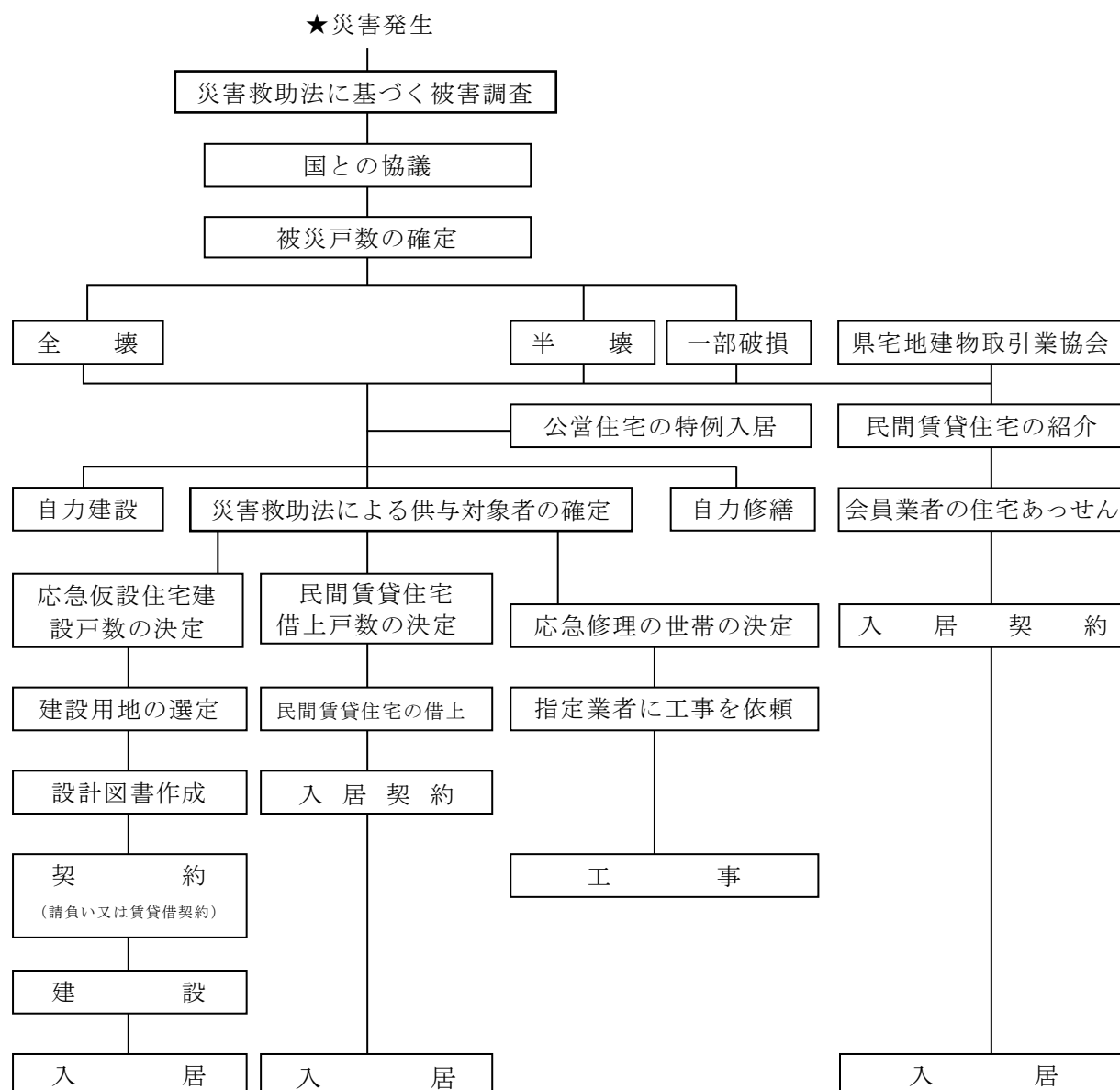
情報発信者	情報受信者	主な情報内容
被災者	市	住宅の被害状況 応急仮設住宅の入居希望 応急修理の希望 公営住宅等の入居希望

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市	県	住宅の被災戸数 応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地 応急修理希望世帯数

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	応急仮設住宅の供与決定 応急修理事務の委任
市	被災者	応急仮設住宅の入居申込手続 応急修理の申込手続

3 業務の流れ



4 業務の内容

(1) 被災住宅調査

実施主体	内 容	協力依頼先
市	災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。(災害発生から1週間以内を目途) ア 住宅及び宅地の被害状況 イ 被災地における住民の動向 ウ 応急住宅対策(応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等)に関する被災者の希望	県

(2) 応急仮設住宅の供与

実施主体	内 容	協力依頼先
市	(1) 建設候補地の選定 (ア) あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。 (イ) 建設時に支障が出ないように、可能な限りライフラインを考慮して選定する。 (2) 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる人は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。 (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した (イ) 居住する住家がない (ウ) 自らの資力では、住宅を確保することができない (3) 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 (4) 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、こころのケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入れ等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。 (5) 供与の期間 入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則2年以内とする。	

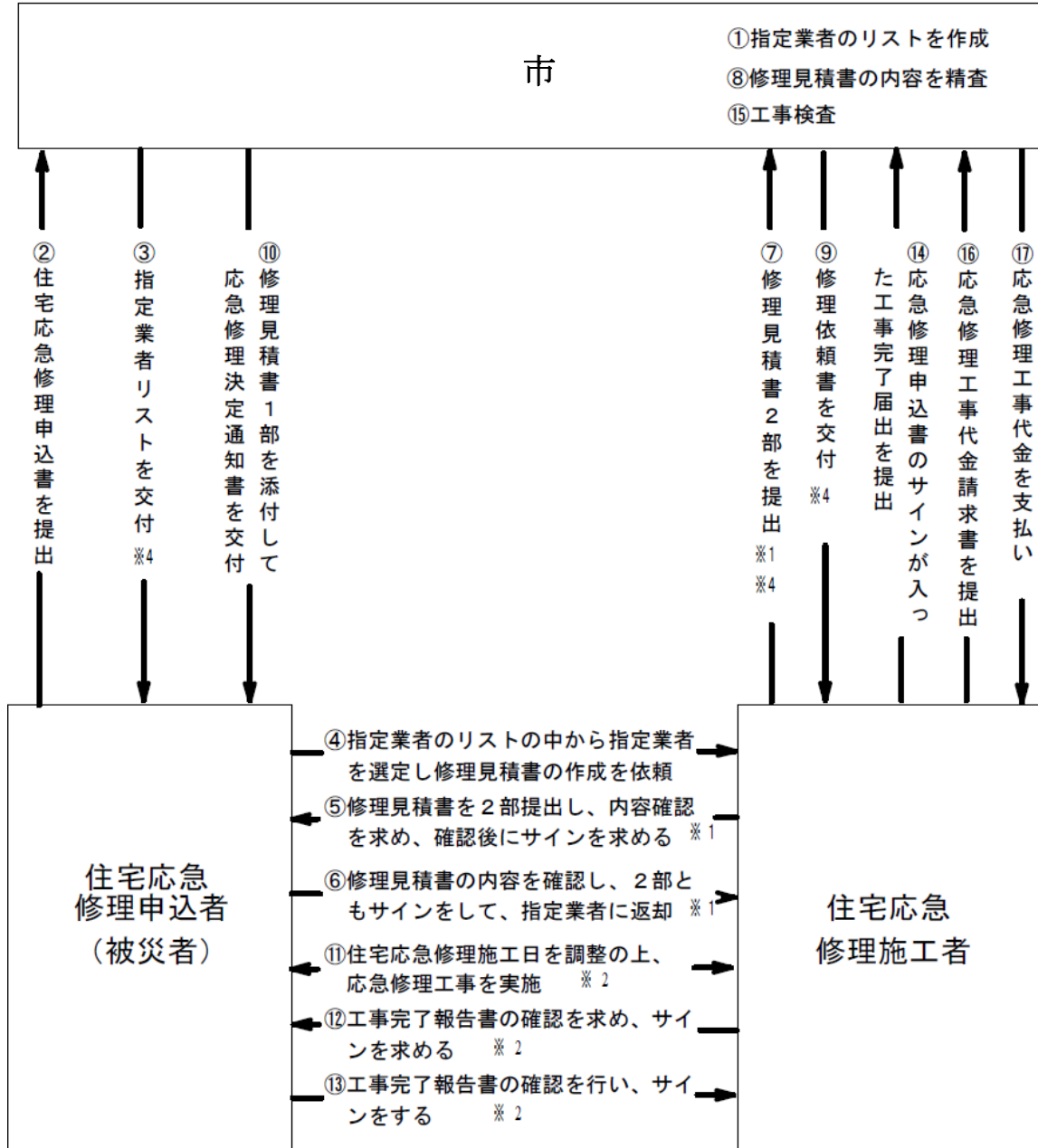
(3) 被災住宅の応急修理の実施

実施主体	内 容	協力依頼先
市	(1) 応急修理の対象者 (ア) 次の全ての要件を満たす世帯 ① 県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。 ② 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと。 ③ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 ④ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用しないこと。 (イ) 所得等の要件(大規模半壊の場合は所得等の要件なし) 災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者については、県又は市において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。 (2) 応急修理の範囲 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施する。 (3) 応急修理の費用 応急修理に要する費用は、県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 (4) 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了する。 ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長する。 (5) 応急修理の手続 別紙「応急修理事務手続」を参照。 (6) 制度の広報 広報紙、ホームページ等を通じ、分かりやすい広報を行う。	

(4) 公営住宅の特例使用

実施主体	内 容	協力依頼先
市、県	(1) 市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する（行政財産の目的外使用許可による。）。 (2) 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、他の都道府県に提供を要請する。	近隣市町村、都道府県

【応急修理事務手続】



※ 1 ⑤、⑥、⑦の修理見積書には、屋根、壁、土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。

※ 2 ⑪、⑫、⑬の工事完了報告書には、施工中及び施工後の工事写真を添付すること。

※ 3 ⑯応急修理工事代金請求書は、国制度、県制度ごとに別葉とすること。

※ 4 市町村の判断により、「③指定業者リストを交付」の段階で「⑨修理依頼書を交付」し、後日、「⑦修理見積書 2部を提出」とすることもできる。

第 47 節 ボランティアの受入計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、災害ボランティアセンターを設置し、迅速な対応を行う。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- a 災害ボランティアセンターの設置に伴い、その運営を支援する。
- b 災害ボランティアセンターを設置・運営する市社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしている N P O ・ N G O 等の様々なボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(イ) 市社会福祉協議会の責務

- a 災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるときは、市と協議の上、災害ボランティアセンターを設置し、運営する。
- b 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため、県外の行政機関、県内外の支援団体などと、災害ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

(ウ) 災害ボランティアセンターの責務

- a 災害ボランティアセンターの運営、避難所などの施設運営等に係るボランティアニーズの把握を行う。
- b 上記の把握に基づいた人員の調整や関係機関などのボランティアニーズに基づいた情報の発信を行う。
- c 災害ボランティアの受入れ及び登録を行う。
- d 災害ボランティア活動を支援する救援物資の確保及び仕分けを行う。
- e その他、ボランティアニーズに基づいた活動を行う。

イ 達成目標

災害ボランティアの受入計画は、おおむね次の表による。

災害発生中	情報の受発信
避難勧告等解除後 24 時間以内	災害ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握
避難勧告等解除後 2 日以内	災害ボランティアの受入広報

2 情報の流れ

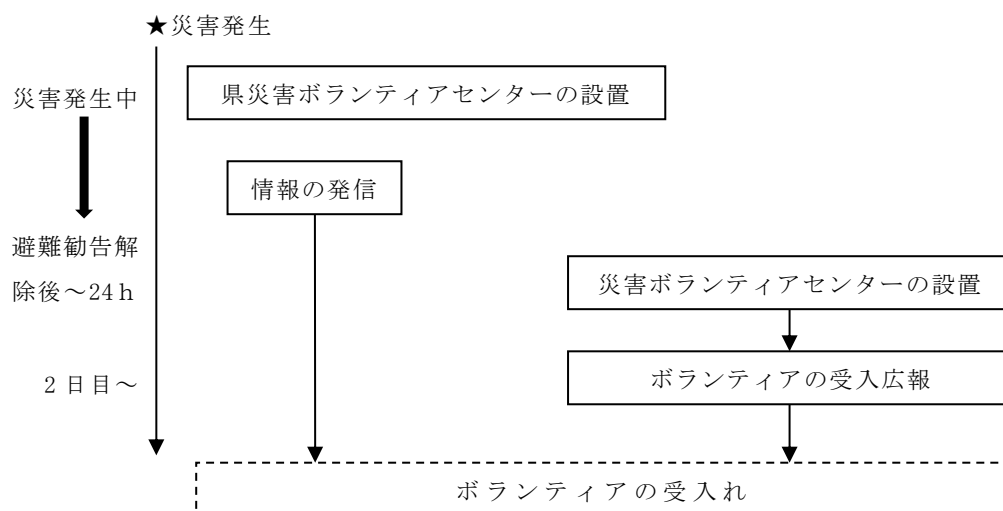
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
避難所、被災者	災害ボランティアセンター	避難所などにおけるボランティアニーズ
災害ボランティアセンター	県災害ボランティアセンター、市	集約された被災地におけるボランティアニーズやボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ
県災害ボランティアセンター、市	県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	〃

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県、他の行政機関、関係団体	県災害ボランティアセンター、市	支援・協力予定情報
県災害ボランティアセンター、市	災害ボランティアセンター	〃
災害ボランティアセンター	避難所、被災者	〃

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 災害ボランティアセンターの運営

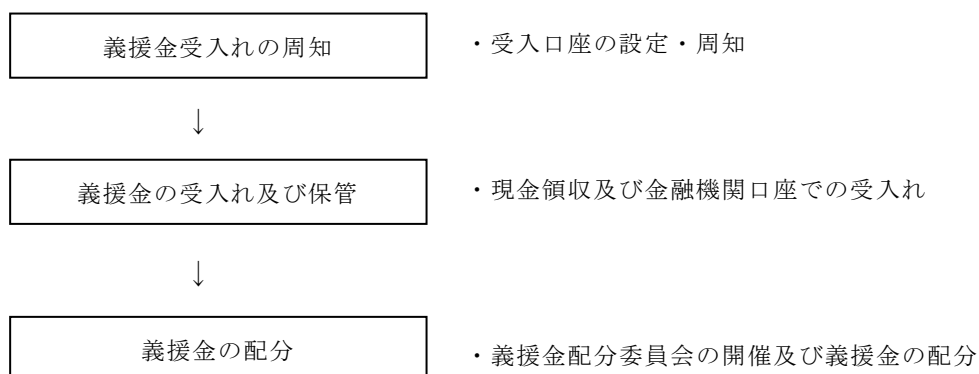
実施主体	内 容	協力依頼先
市社会福祉協議会	・災害ボランティアセンターの設置及び運営 ・災害ボランティアセンターの運営に係る資機材の提供 ・運営に係る統括及び資金管理	被災地以外の県内外の市町村社会福祉協議会
市	・災害ボランティアセンターの運営に係る資機材の提供 ・災害ボランティアセンターの運営を支援	県内外の市町村等

第 48 節 義援金の受入れ・配分計画

1 計画の方針

大規模災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入体制並びに配分方法等を定め、确实、迅速に被災者に配分する。

2 義援金の受入れ、配分フロー図



3 義援金受入れの周知

市は、県及び日本赤十字社新潟県支部と、義援金の受入れについて周知が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部等並びにホームページ及び報道機関を通じて公表する。

(1) 振込銀行口座（銀行名、口座番号、口座名等）

(2) 受入窓口

4 義援金の受入れ及び保管

(1) 一般からの受入窓口を開設する。

(2) 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。

5 義援金の配分

市に寄せられた義援金について、義援金配分委員会を組織し、配分を決定する。

第 49 節 義援物資対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災地が必要としている物資の的確な情報発信や民間業者との連携などにより、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。

ア 市の責務

(ア) 避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、現地に直接送付してもらう。

(イ) 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配布を行う。

(ウ) N P O 等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

イ 達成目標

(ア) 被災地ニーズに沿った物資が、迅速に現地へ配送されること。

(イ) 義援物資が被災地に与える影響について、被災地外の人々に実情を正しく理解してもらうこと。

2 情報の流れ

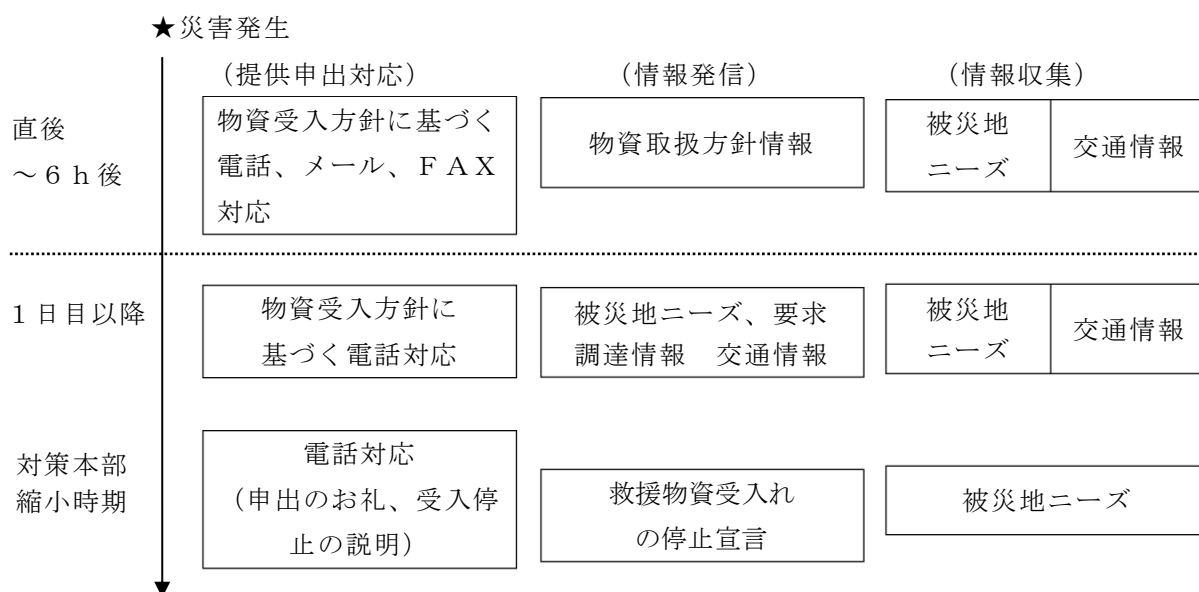
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
被災者、避難所、N P O、災害ボランティア	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
市	災害支援協定締結業者等	調達要請

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	被災者、避難所、N P O、災害ボランティア	供給情報、物資取扱方針

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	内 容	協力依頼先
市	- 最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握 - 配送等に係る道路・交通情報の把握	提供申出者、県、NPO、災害ボランティア

(2) 情報発信

実施主体	内 容	協力依頼先
市、県	物資取扱方針 〔被災地ニーズ 被災地状況 市の受入方針等〕 をいち早く、市及び県のホームページやマスコミを通じて情報発信する。	報道機関

(3) 義援物資提供の受付対応

実施主体	内 容	協力依頼先
市	被災地が必要としているもの、その必要量及び送付希望の被災地、その送付方法を的確に知らせ、被災地が必要とするものの提供を受ける。	提供申出者

(4) 義援物資の配布

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 市へ送付された救援物資を受入れ、保管する。 ・ 避難者の物資需要を把握する。 ・ 避難者に物資を配布する。	

第 50 節 災害救助法による救助

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害救助法（以下「救助法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、救助法適用の必要が認められた場合、速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

市は、県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

(イ) 日本赤十字社

日本赤十字社は、市が実施する救助に協力する。

イ 達成目標

救助法を適用すべき災害が発生した場合は迅速に救助法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

(2) 積雪期の対応

ア 救助法の適用

県の運用基準に基づき、迅速に救助法を適用する。

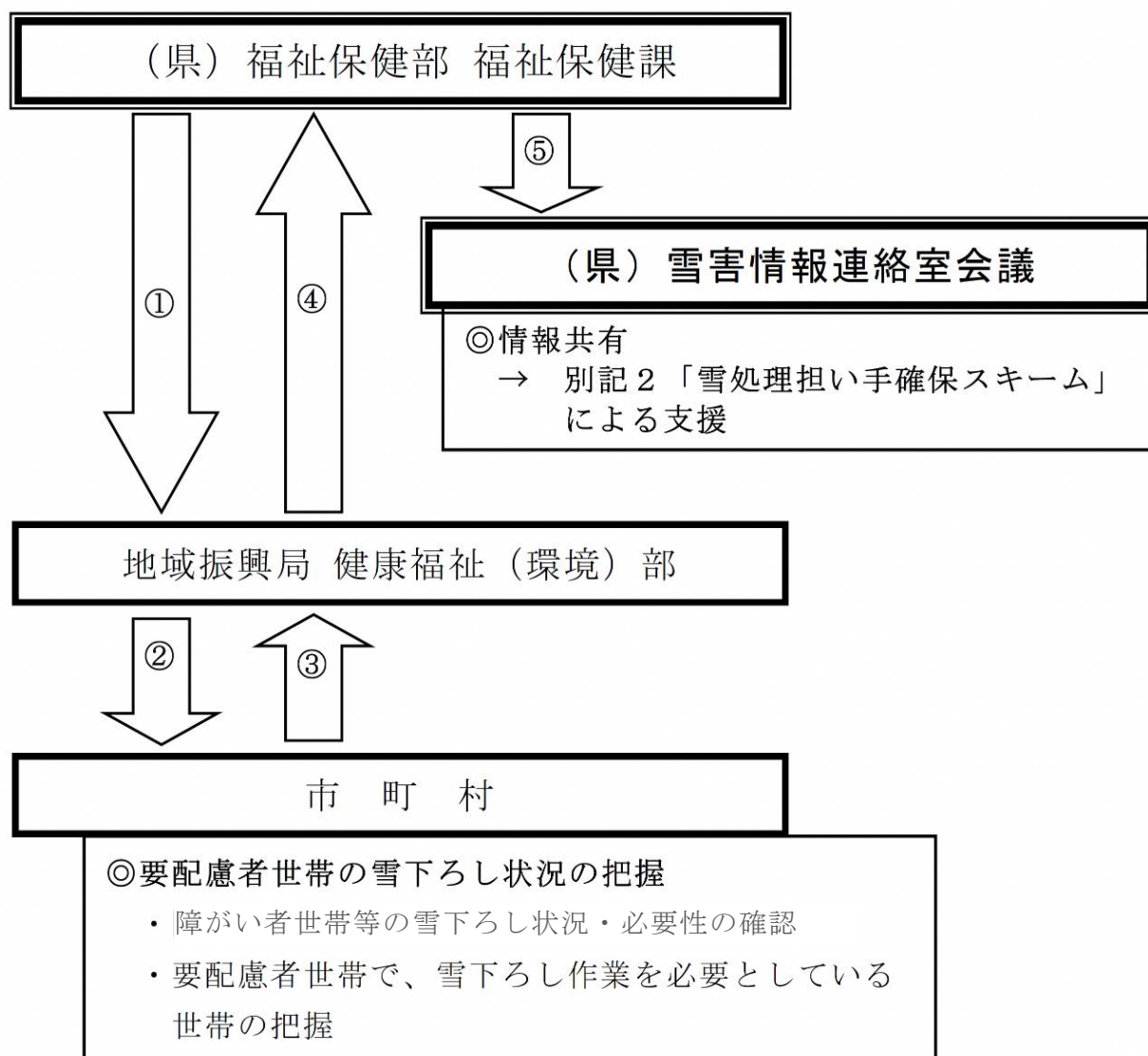
イ 要配慮者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、別記 1 「豪雪対応における要配慮者の状況把握」及び別記 2 「雪処理担い手確保スキーム」により支援を行う。

(3) 広域避難への配慮

被災状況により、他市町村や他県への避難が必要になる場合に、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

【（別記１）豪雪対応における要配慮者の状況把握】



①、②：要配慮者世帯の雪処理対応状況を照会

③、④：支援の必要性の報告

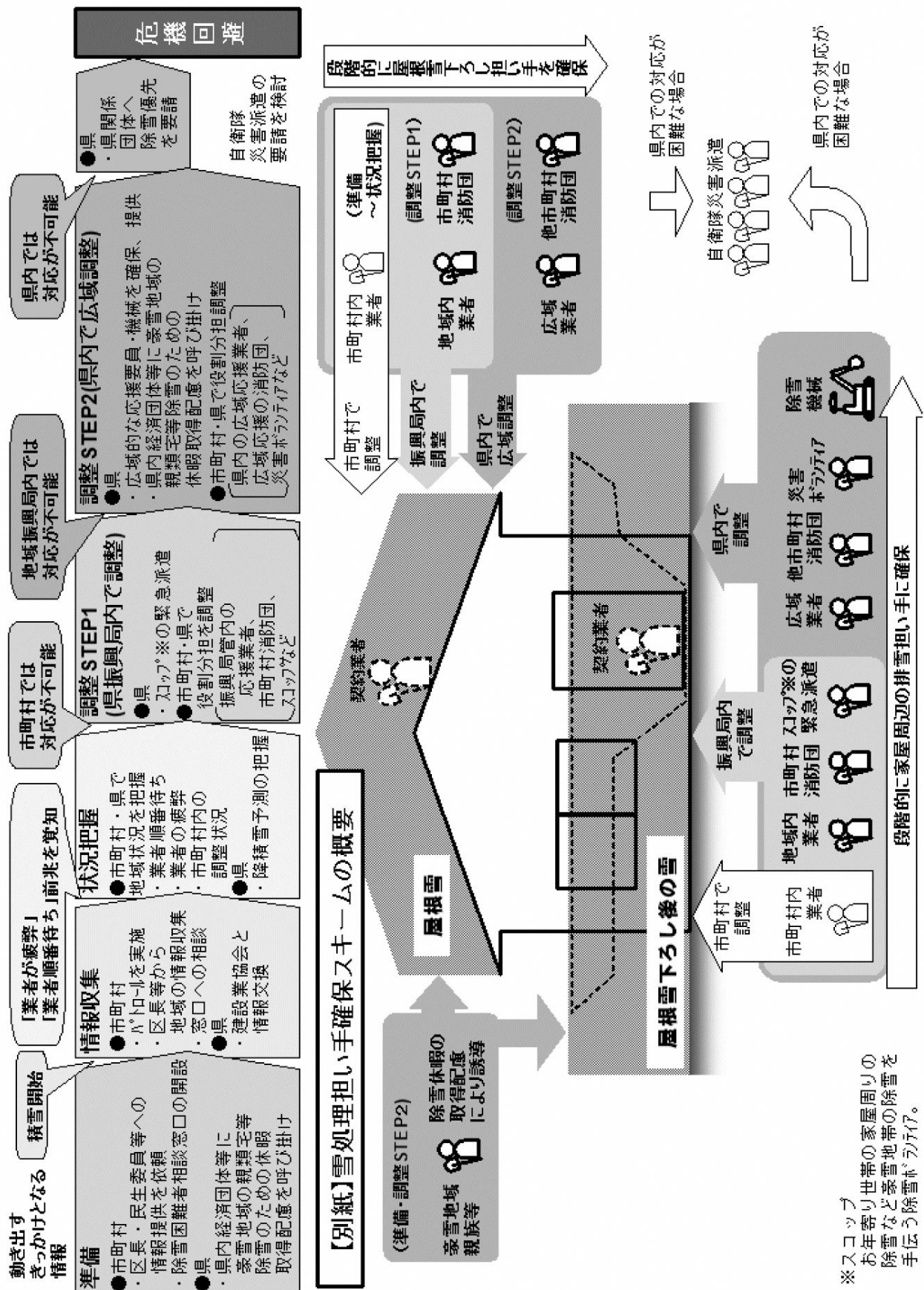
（いつ、何人の人手が必要か）

⑤：県「雪害情報連絡室会議」へ報告

↓

別記２「雪処理担い手確保スキーム」による支援を実施

【（別記2）雪処理担い手確保スキーム】



2 情報の流れ

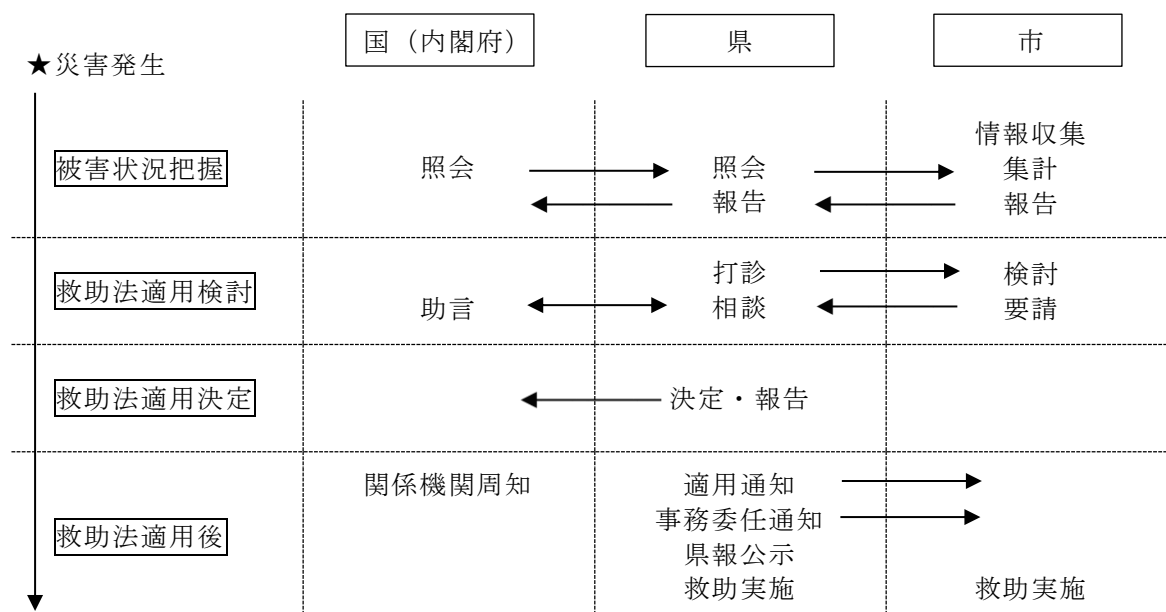
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
被災者	市	被害情報、被災者のニーズ
市	県	被害情報、救助法適用の要請

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	救助法適用決定、救助事務の委任
市	被災者	救助法適用決定

3 業務の体系



4 災害救助法の適用

(1) 救助法の適用

県知事は、県内に救助法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（救助法第2条）

(2) 市長への権限委譲

県知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（救助法第13条第1項、県救助法施行細則第17条）

(3) 救助の補助

市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、県知事が行う救助を補助する。(救助法第30条第2項、県救助法施行細則第17条)

(4) 迅速な対応の協議

市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに県知事に情報提供し、その後の処置に関して県知事に協議する。(県救助法施行細則第3条)

5 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

救助法による救助は次により行う。

ア 適用単位は、市の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とする。
例外として

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、本市の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば救助法適用の対象とする。

ウ 市又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のいずれか一つに該当する場合は救助法を適用する。

ア 市内の住家滅失世帯数が、60世帯以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が30世帯以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

6 災害救助法が適用されない場合の救助

(1) 救助法が適用されない場合の救助については、原則として市長が実施するものとし、救助内容をあらかじめ救助法による救助に準じて、市災害救助条例に定める。

(2) 市長は、被害の程度が条例に定める適用基準に該当し、条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。

(3) 条例適用基準

- ア 県災害救助条例第2条に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合
- イ 県知事が特に必要と認めた場合

第4章 復旧・復興

第1節 民生安定化対策

1 計画の方針

市及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談等の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

2 被災者の更生のための相談、支援

(1) 相談所の開設

被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所及び市役所などにできる限り総合的な相談窓口を設置する。また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(2) 相談所の運営

被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

被災者台帳の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 被災者等の生活再建等の支援

ア 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 被災者の働く場を確保するため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組合せて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ 「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平常時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。

(5) 被災中小企業への相談窓口等の設置

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

3 罹災証明書の交付

災害発生後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に対し速やかに罹災証明書を交付する。

平常時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

4 住宅対策

必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、市及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅建設計画を策定し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

5 保険や共済制度の活用

風水害を対象とした保険や共済制度は、風水害による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段であることから、それらの制度の普及促進に努める。

6 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

災害により被災者の納付すべき地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

7 被災者への制度の周知

被災者に対して各種相談、施策等を実施する場合は、次の手段により広報し、周知を図る。

- (1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等
- (2) 広報紙、チラシ、ホームページ等
- (3) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

第2節 融資・貸付・その他資金等による支援計画

1 計画の方針

災害により被害を受けた住民が、速やかに被災前の生活に戻るよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講じる。

災害により死亡した住民の遺族に弔慰金を、著しい障がいを受けた住民には見舞金を支給する。

2 融資・貸付その他資金等の概要

資料編 ○融資・貸付その他資金等の概要

3 資金の種類

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した住民の遺族に、災害弔慰金を支給する。

資料編 ○災害弔慰金

(2) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた住民に、災害障害見舞金を支給する。

資料編 ○災害障害見舞金

(3) 被災者生活再建支援金

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた住民に、生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

資料編 ○被災者生活再建支援金

(4) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、救助法の適用時は災害援護資金を貸付ける。

資料編 ○災害援護資金

(5) 生活福祉資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、救助法適用時災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない災害の場合には生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金を貸付ける。

資料編 ○生活福祉資金

(6) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

資料編 ○母子父子寡婦福祉資金

(7) その他（特例措置）

資料編 ○その他（特例措置）

(8) 住宅金融公庫資金（災害復興住宅資金の貸付）

市は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

(9) 県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、県知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借入れた住民に対し、金利負担軽減のための利子補給を行う。また、一定額以上の借入を行う住民には、低利の上乗せ融資を行う。

(利子補給)

- ・ 事業主 市
- ・ 利子補給期間 5 年
- ・ 補助対象 被災者が借入れた貸付残高に対して、市が交付する利子補給金
- ・ 補助率 1/2（補給率が 1 %を超える場合は 1 %が限度）

(貸付金)

- ・ 貸付対象

住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上を受けてもなおかつ資金が不足する場合

- ・ 貸付け限度額

建設、購入 800 万円（50 万円以上 10 万円単位）

補 修 400 万円（50 万円以上 10 万円単位）

- ・ 貸付利率

〔当初 10 年〕住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス 1 %

〔11 年目以降〕住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(10) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被害農林漁業者等に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

資料編 ○天災融資制度

(11) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

被害農林漁業者等に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合にはその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資並びに既往貸付期限の延期措置を行う。

資料編 ○日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

(12) 中小企業融資等

資料編 ○中小企業融資等

4 被災者への制度の広報

被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施する。

(1) 相談窓口の周知

金融機関等に確認の上、報道機関の協力により、新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙及びチラシ等の配布により支援制度の相談窓口等を周知する。

(2) 制度内容の周知

金融機関等に確認の上、広報紙及びチラシ等の配布並びに新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、報道機関の協力を得て周知を図る。

ア 市

(ア) 広報紙及びチラシ等の作成、配布（県等の支援制度及び市個別制度の周知）

(イ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

イ 金融機関

広報紙及びチラシ等による所管制度の周知

第3節 公共施設等災害復旧対策

1 計画の方針

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。

激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて住民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報の提供に努める。

2 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

災害により被害が発生した場合、その施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し、各所管課（局、所）にその状況を速やかに報告する。

(2) 被害状況の集計

被害報告を受けた所管する課（局、所）は、その状況を速やかに対策本部総務班に報告し、対策本部総務班は市全体の被害状況を集計するとともに、その結果を速やかに市長に報告する。なお、集計結果の県災害対策本部への報告は、対策本部本部事務局班が行う。

3 復旧の基本方向の決定

市は、被災の状況及び地域の特性並びに被災施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的な復興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。

施設管理者はこの基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を策定し、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を作成する。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

4 災害査定の促進

災害が発生した場合には、市は速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の緊急実施が容易になるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速に行われるよう努める。

5 激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置をする。

市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

6 災害復旧事業の促進

住民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時的に多大な経費を必要とすることから、国・県からの助成を受けるため災害復旧事業制度に基づく必要な措置を講じる。

7 住民及び関係団体等に対する情報提供

住民及び関係団体に対し、掲示板、広報紙、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動に密接に関わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

第4節 災害復興対策

1 計画の方針

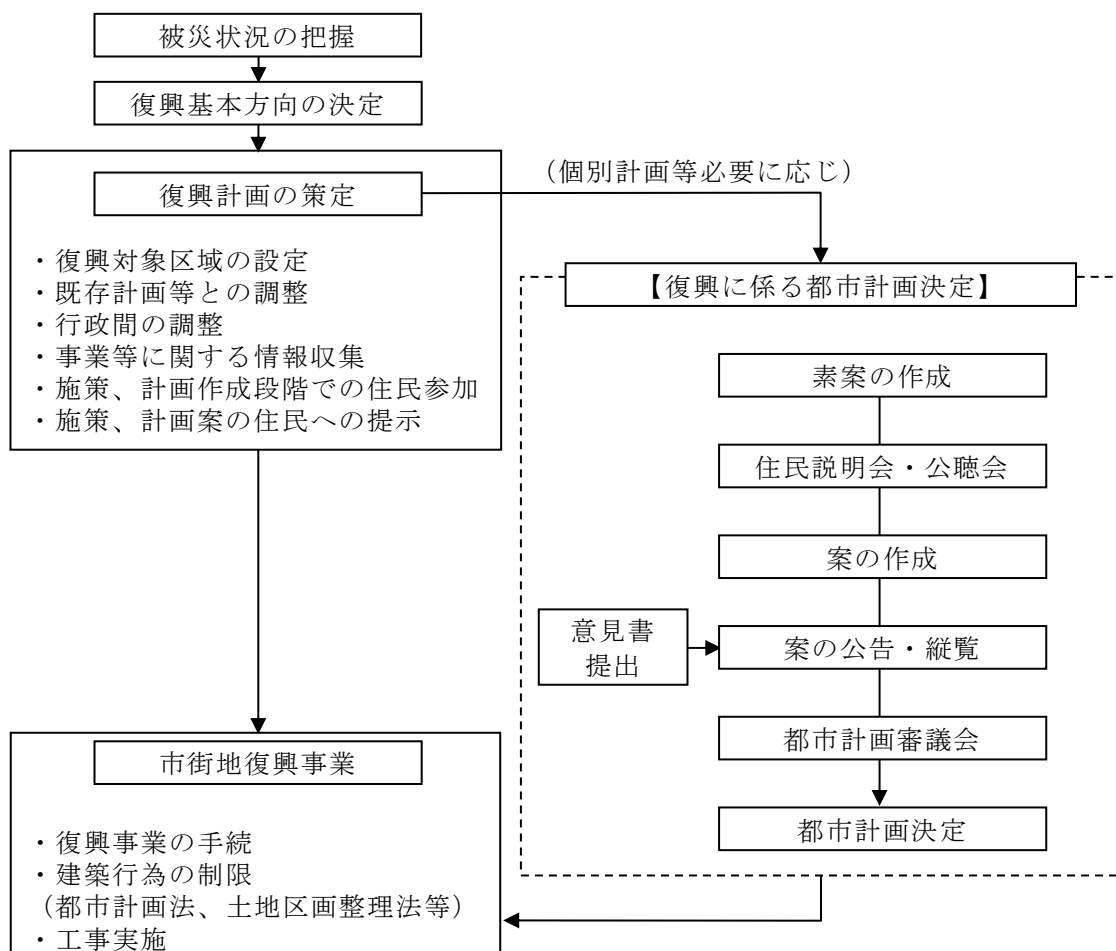
被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑に再建・復興させるため、市は、住民、民間事業者及び関係団体等と協力して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を策定する。

更に、市及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、住民の合意を得るよう努めつつ、災害防止と、より快適な住居環境を目指した効果的な復興対策、防災対策を早急に実施する。

災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

2 復興対策の手順



3 復興基本方向の決定及び復興計画の策定

(1) 組織・体制の整備

ア 組織・体制の整備

被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行できるよう、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

イ 復興計画策定のための検討組織設置

復興対策の円滑な実施を期すため、市内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織の設置を図る。

ウ 他自治体等からの職員派遣

復興対策の遂行に当たり、必要に応じ県、国及び他の自治体からの職員派遣、その他の協力を得る。

(2) 復興基本方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、市が主体となって住民の意向を尊重しつつ協働して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画と、併せて、要配慮者の参画を促進する。

(3) 復興計画の策定

ア 復興計画の策定

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた場合において、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これをできるだけ速やかに実施するため、県と連携して復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

そのため、復興計画の迅速・的確な策定と遂行のための体制整備を行う。

イ 将来を見据えた復興計画の策定

必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を策定し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害のため、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

ウ 上位計画や他の計画等との調整

復興計画策定に当たり、長期計画等の上位計画や他の計画等との調整を図る。

(4) 機動的、弾力的推進手法の検討

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4 防災まちづくり

災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した「防災まちづくり」を実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画策定の初期段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に希望が持てるまちづくりを目指し、住民の理解を得られるよう努める。

被災地の復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、高齢者、障がい者、女性等の意見が反映されるよう、環境の整備を図る。

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、「防災まちづくり」の方向についてできるだけ速やかに住民の同意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (2) 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (3) 「防災まちづくり」に当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。この際、公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所や臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。
- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (5) 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (6) 建築物等の解体等においては、石綿等の有害物質が飛散しないよう、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (7) 住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報等を提供する。

震災対策編

第1章 総 則

第1節 計画策定の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下本編において「法」という。）第42条の規定に基づき阿賀野市防災会議が策定する阿賀野市地域防災計画のうち、地震災害に関する計画であり、本市地域における震災対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

3 関連計画との整合

この計画は、過去における大規模な地震等による災害の経験をもとに、本市の自然条件、社会条件等を踏まえ、本市における震災対策に関する計画を定めるものであり、策定に当たっては、指定行政機関及び指定公共機関の長が策定する「防災業務計画」や「新潟県地域防災計画 震災対策編」等の他の計画との調整を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、法第42条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

5 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整えるものとする。

第2節 住民及び企業等、地域、市、県並びに防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

風水害対策編第1章第2節「住民及び企業等、地域、市、県並びに防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3節 阿賀野市の自然条件と過去の地震災害

1 地形・地質の概要

風水害対策編第1章第3節「阿賀野市の自然条件」の「1 地形・地質の概要」に記載のとおりとする。

2 過去の地震被害

市においては、平成7年4月に発生した新潟県北部地震で住宅及びライフラインが被害を受けており、災害救助法の適用を受けている。

また、古地震跡として遺跡の発掘により、都辺田遺跡（約5000年前、約3600年前）、野中遺跡（約4000年前）、腰廻遺跡（約1000年前）頃に、地震があったことが推測され、五頭山麓地域では、計4回の地割れや液状化を起こすほどの強い地震があったとみなされている。

近年の地震災害履歴は次のとおりである。

日付	名称	地域	内 容
昭和 39 年 6 月 16 日	新潟地震 (M7.5)	安田地区	全壊住宅 3 棟、非住宅 5 棟、半壊住宅 15 棟、非住宅 23 棟、瓦半製品、陶管等 175 万円相当の被害
		京ヶ瀬地区 北部	住宅全壊 11 棟、半壊 25 棟、非住家全半壊 69 棟、被害額 116,000 千円
		水原地区	瓢湖周辺から西外城・北新町・本町北側の軟弱地盤家屋で全半壊が多発し、激甚災害法が適用された。 本町通などの家屋密集地で家屋が将棋倒しのようになり、隣接家屋に被害が波及した。 水原町の震度 5、全壊 85 棟、半壊 205 棟
平成 7 年 4 月 1 日	新潟県 北部地震 (北蒲直下型地震、 M5.0)	京ヶ瀬地区 (震度 4)	軽症 2 名、住家一部破損 1 棟、非住家半壊 1 棟、上水道被害 20 件、ブロック塀等倒壊 2 件 被害総額 1,834 千円
		水原地区 (震度 5)	天神堂・千原・沖通り地区に被害が集中 全壊 1 棟、半壊 48 棟
		笹神地区 (震度 5)	重症 2 名、軽症 40 名、全壊住家 52 棟、半壊住家 98 棟、水道断水 4 件 被害総額 4,748,595 千円 災害救助法適用
平成 16 年 10 月 23 日	新潟県 中越地震 (M6.8)	新潟県 (震度 7)	死者 68 人、重傷者 632 人、軽傷者 4,163 人 全壊 3,175 棟、半壊 13,810 棟、一部損壊 104,619 棟
平成 19 年 7 月 16 日	新潟県 中越沖地震 (M6.8)	新潟県 (震度 6 強)	死者 15 人、重傷者 341 人、軽傷者 1,975 人 全壊 1,331 棟、半壊 5,710 棟（うち大規模半壊は 856 棟）、一部損壊 37,277 棟
平成 23 年 3 月 12 日	長野県 北部地震 (M6.7)	新潟県 (震度 6 弱)	重傷者 1 名、軽傷者 44 名 全壊 39 棟、半壊 258 棟、一部損壊 2,089 棟

※ 平成 16 年以降の地震の震度表記は、県内における最大震度

第4節 複合災害時の対策

積雪は、地震の被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因となることが考えられる。

このため、市は、震災対策を検討する上では、積雪期の地震を想定し、対策を検討しておく必要がある。

1 被害拡大要因

(1) 家屋被害の拡大

屋根上の積雪加重により、倒壊家屋が多く発生するおそれがある。

(2) 火災の発生

家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、火災発生件数が増大するおそれがある。
また、各建物は多量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすおそれがある。

(3) 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発するおそれがある。特に、降雪が多く積雪が不安定な場合は、表層雪崩の発生も懸念される。

(4) 人的被害の多発

家屋倒壊、火災による人的被害が増大するおそれがある。また、屋根雪の落下や後述の雪壁の崩落等のため、道路通行中の歩行者、自動車等に被害が及ぶおそれがある。

2 応急対策阻害要因

(1) 情報活動の阻害

道路や通信施設の寸断、復旧の遅延等により、孤立集落が多発するおそれがあり、また、積雪により被害状況の把握が困難になることが予想される。

(2) 緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっている上、除雪により道路両側に積み上げられた雪壁が同時多発的に崩落するおそれがあり、交通まひにより緊急輸送活動が著しく困難になることが予想される。

(3) 消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動が著しく困難になることが予想される。

(4) 救出活動の阻害

倒壊家屋の屋根の雪で、下敷きとなった人の発見・救出が困難になることが予想される。

(5) 重要施設における応急復旧活動の阻害

積雪により除雪しないと被害箇所には到達できない、また、被害を受けた地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間の復旧が極めて困難になることが予想される。

3 応急対策需要増加要因

(1) 被災者、避難者の生活確保

被災者、避難者の収容施設に対する暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要がある。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となり、避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための対策も長期化することが予想される。

(2) 除雪

全ての応急対策は、毎日の除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

4 積雪期の地震対策の基本方針

積雪期の地震は、無雪期の地震と全く異なる様相を呈することから、より大きくより長期に及ぶ地震被害を地域社会に与えることとなる。

防災関係機関は、積雪期の地震という最悪の事態を想定し地震対策を講じる必要がある。

本編では、次に掲げる基本方針をもとに、関係する業務の各節において具体的な災害予防・応急対策を定める。

- (1) 救助・消火活動の迅速な実施が困難であることを前提に、各建物の被害発生防止策を推進する（耐震化、屋根の無雪化、室内の地震対策の徹底、出火防止対策の徹底等）。
- (2) 積雪・寒冷、悪天候等を想定した応急対策実施方法を工夫する（全被災者の屋内への収容、暖房対策、早期の温食供給、ヘリコプター飛行不能に備えた対策等）。
- (3) 雪に強い輸送経路・輸送手段の確保と早期回復力の整備に努める（装軌車両の確保、緊急除雪体制の整備等）。

第5節 地震被害の想定

1 地震被害想定調査における地域の危険性

県は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年から平成10年にかけて「新潟県地震被害想定調査」を実施し、その結果を、平成10年3月に「新潟県地震被害想定調査報告書」にまとめた。

新潟県地震被害想定調査では、秋田沖地震、新潟県南西沖地震、下越地域の地震、中越地域の地震、上越地域の地震、栗島付近の地震の6つの地震発生に対し、「春夏秋冬」の季節別での被害想定を行っている。

特に、本市に影響のある地震として、下越地方の地震、栗島付近の地震があり、次のような被害予想（本市では、福島潟放水路を遡上する津波により圃場浸水が想定されているが、直接的な津波被害はないものとして除外）が挙げられる。

なお、想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを意味するものではない。

【想定震源断層の緒元】

震源諸元 想定地震		マグニ チュード	長さ	幅	傾斜	上端深＊	位置等
海 域 の 地 震	秋田沖地震	7.6	80 km	40 km	30° E	1 km	秋田県西方沖合の震源
	新潟県南西沖 地震	7.7	100 km	38 km	35° E	2 km	佐渡西方から糸魚川市沖 合にかけての震源
	栗島付近の 地震	7.5	80 km	30 km	56° W	6 km	1964年新潟地震と同程度 の地震
内 陸 の 地 震	下越地域の 地震	7	32 km	12 km	90°	6 km	新潟市中央区から南区に かけての断層
	中越地域の 地震	7	20 km	10 km	90°	4 km	見附市から長岡市にかけ ての断層
	上越地域の 地震	7	20 km	10 km	90°	6 km	上越市から妙高市にかけ ての断層

＊断層上端から地表面までの距離

（1）人的被害

		春	夏	秋	冬
秋田沖地震	死者数	0	0	0	0
	重傷者数	0	0	0	0
	軽傷者数	0	0	0	0
	避難者数	0	0	0	0
	死者数	0	0	0	0

		春	夏	秋	冬
新潟県 南西沖地震	重傷者数	0	0	0	0
	軽傷者数	3	3	3	3
	避難者数	0	0	0	0
下越地域の地震	死者数	20	27	20	27
	重傷者数	61	61	61	61
	軽傷者数	1, 186	1, 186	1, 186	1, 186
	避難者数	4, 732	4, 732	4, 736	4, 737
中越地域の地震	死者数	0	0	0	0
	重傷者数	0	0	0	0
	軽傷者数	2	2	2	2
	避難者数	0	0	0	0
上越地域の地震	死者数	0	0	0	0
	重傷者数	0	0	0	0
	軽傷者数	0	0	0	0
	避難者数	0	0	0	0
粟島付近の地震	死者数	0	0	0	0
	重傷者数	15	15	15	15
	軽傷者数	305	305	305	305
	避難者数	726	726	726	726

(2) 建物被害

	木造被害数 (棟)		非木造被害数 (棟)					
			R C 造		S 造		軽量鉄骨造	
	全壊	半壊	大破	中破	大破	中破	大破	中破
下越地方の 地震	1, 022	2, 897	9	72	20	10	14	34
粟島付近 地震	13	579	0	22	0	0	1	1

	非木造被害数 (棟)				合計 (棟)	
	その他		計		木造全壊 非木造大破	木造半壊 非木造中破
	大破	中破	大破	中破		
下越地方の 地震	7	23	50	139	1, 072	3, 036
粟島付近 地震	0	0	1	23	14	602

(3) 上水道

	給水人口 (人)	給水世帯 (世帯)	配水管延長 (km)	配水管被害		給水管被害箇所数 (箇所)	供給支障	
				箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)		支障率	断水戸数 (世帯)
下越地方の地震	47,961	11,927	372	593	1.60	3,439	90.4%	10,779
栗島付近の地震				59	0.16	359	41.9%	5,000

(4) 下水道

	排水管延長 (km)	箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)
下越地方の地震	10	119	11.41
栗島付近の地震		3	0.25

(5) 電力

	支持物件数 (基)	供給世帯数 (世帯)	地震動液状化 (基)	火災 (基)	合計	地震動液状化 (%)	火災 (%)	合計	機能支障率	停電世帯数
下越地方の地震	9,610	12,138	38	1	39	0.40%	0.01%	0.41%	14.25%	1,730
栗島付近の地震	9,610	12,138	33	1	34	0.34%	0.01%	0.35%	13.43%	1,630

(6) 通信施設

	支持物件数 (基)	地中ケーブル (m)	加入回線 (世帯)	地震動液状化 (基)	火災 (基)	合計
下越地方の地震	6,835	4,909	17,073	30	0	30
栗島付近の地震	6,835	4,909	17,073	17	0	17

	地中ケーブル被害延長 (m)	地震動液状化 (%)	火災 (%)	合計	地中ケーブル被害率	機能支障率	機能支障世帯数 (世帯)
下越地方の地震	56	0.44%	0.00%	0.44%	1.14%	7.30%	1,247
栗島付近の地震	56	0.25%	0.00%	0.25%	1.14%	2.44%	416

(7) 重要防災施設等

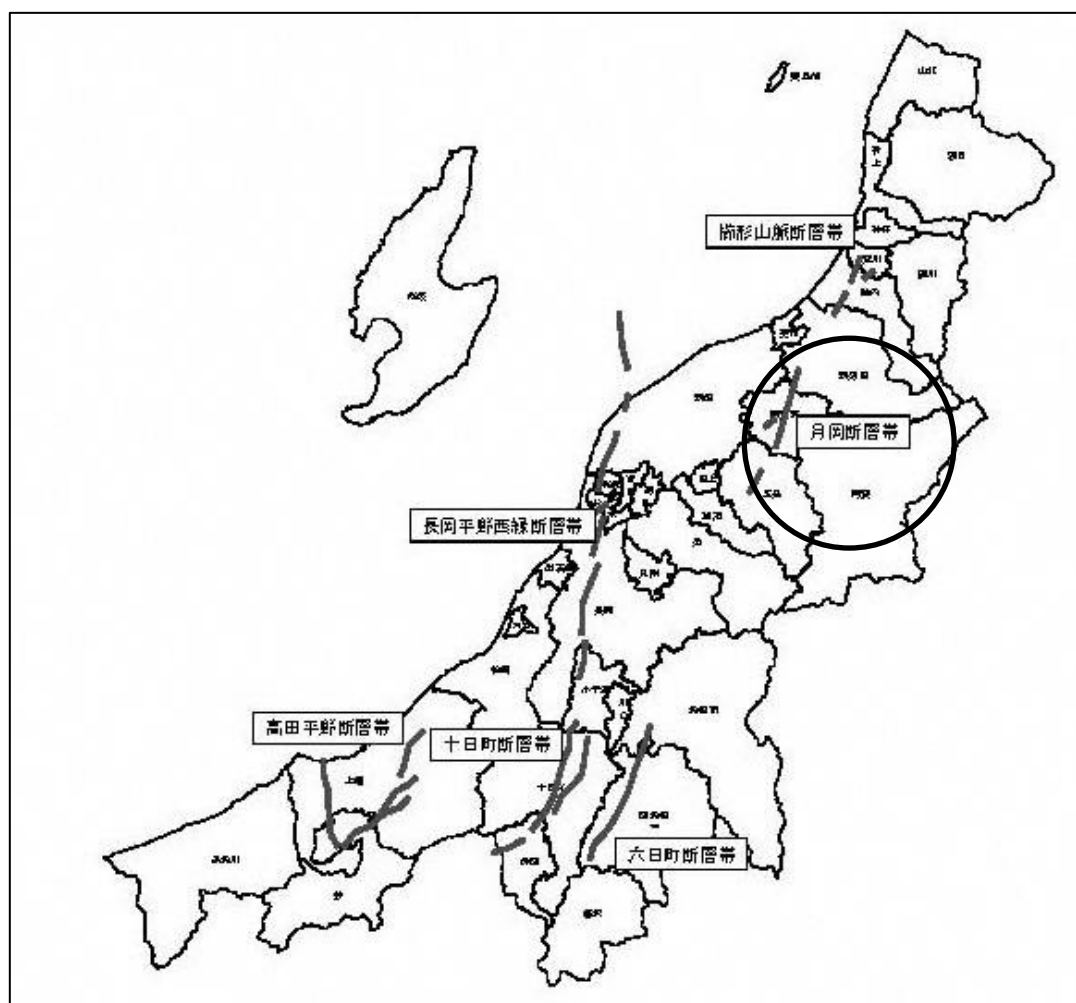
		機能に支障を来す可能性 がある施設件数	おおむね使用可であるが、 一部使用制限される可能性 がある施設件数
災害対策本部関係 施設（市役所等）	新潟県南西沖地震	0	1
	下越地方の地震	3	1
	粟島付近の地震	2	1
警察署・消防署	新潟県南西沖地震	0	1
	下越地方の地震	8	1
	粟島付近の地震	5	1
公民館・小中学校 体育館等	新潟県南西沖地震	0	2
	下越地方の地震	90	16
	粟島付近の地震	38	13

2 活断層の長期評価

国の地震調査研究推進本部が、社会的、経済的に大きな影響を与えると考えられ調査対象とした全国の 98 活断層帯のうち、県内には、楡形山脈断層帯、月岡断層帯、長岡平野西縁断層帯、十日町断層帯が存在しているほか、新たに六日町断層帯及び高田平野断層帯が調査対象に加わった。

特に、本市に影響のある活断層帯として、月岡断層帯が挙げられる。

【県内の活断層帯】



【月岡断層帯の長期評価】

	予想地震規模 (M)	地震発生確率 (今後 30 年以内)	最新活動時期
			平均活動間隔
月岡断層帯	7.3 程度	ほぼ 0 % ～ 1 %	約 6500 年～900 年前
			7500 年以上

(地震調査研究推進本部地震調査委員会)

第6節 緊急地震速報と地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（Jアラート）経由による市の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

情報の入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・慌てて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けたままにして避難路を確保する。
集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・慌てて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。ビル等丈夫な建物のそばであればその中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、慌ててスピードを落とすことはしない。ハザードランプを点灯するなどして、周りの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4) 普及啓発の促進

緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合があること。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応などについての普及・啓発に努める。

2 地震情報の種類とその内容

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分、新潟県は上越、中越、下越、佐渡の 4 区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表

そのほか、「遠地地震に関する情報」として国外でマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合等に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

(1) 地震解説資料

担当区域の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや震度4以上の揺れを観測したときなどに、防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

(2) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方气象台等で月ごと又は週ごとに作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁、管区气象台は週ごとの資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

第2章 地震災害予防

第1節 防災教育計画

風水害対策編第2章第1節「防災教育計画」を準用する。

第2節 防災訓練計画

風水害対策編第2章第2節「防災訓練計画」を準用する。

第3節 自主防災組織育成計画

風水害対策編第2章第3節「自主防災組織育成計画」を準用する。

第4節 防災都市計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強い「防災まちづくり」を推進するには、市、県及び国等の都市整備に関する各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開する。

ア 災害に強い「防災まちづくり」の計画的な推進

イ 計画的な土地利用の規制・誘導

ウ 防災上危険な市街地の解消

エ 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

オ 災害に強い宅地造成の推進

カ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせる「防災まちづくり」を推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

(3) 積雪地域での対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 住民及び企業等の役割

(1) 住民の役割

都市防災の基本は、個々の建築物の耐震性確保であることを理解し、自らの責任で住宅等の耐震化に努める。

また、効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められる。

ア 地域の防災上の課題等の把握

イ 災害に強い「防災まちづくり」を実現するためのアイデアを、住民一人一人が出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2) 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強い「防災まちづくり」を推進する。

(3) 企業等の役割

ア 宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

- イ 企業等は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。
- ウ 土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないようにする。ただし、やむを得ず含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

3 市の役割

(1) 災害に強い「防災まちづくり」の計画的な推進

災害に強い「防災まちづくり」を進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画が重要である。このため、都市防災に配慮した総合計画や都市計画マスタープラン等との整合を図り、公園・広場と物資等の備蓄、緊急時の避難など総合的な対応を推進する。

(2) 計画的な土地利用への誘導

県とともに、道路等の公共施設用地の確保と地域地区等の都市計画制度の組合せにより、安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行うとともに、住宅等の耐震性を確保し災害に強い「防災まちづくり」を推進する。

ア 地域地区（用途地域、防火・準防火地域等）による火災に強い市街地の整備

用途地域により、住居、商業、工業等の適正な配置を誘導するとともに、準防火地域や防火地域により、既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域における耐火性の高い建築物の誘導や火災に強い市街地の整備を図る。

イ 地区計画等による災害に強い市街地の整備

地区計画等を定めることにより道路用地及び公園用地の確保並びに建築物の適正な誘導により一体的に災害に強い市街地整備を図る。

ウ 災害のおそれのある区域での開発抑制

無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

(3) 防災上危険な市街地の解消

県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(4) 災害に強い宅地造成の推進

必要に応じて液状化マップの作成、公表を行い、災害防止及び被害の軽減を図る。

(5) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア 避難路ネットワークの形成

震災時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して避難路ネットワークを形成する。また、避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

イ ライフラインの耐震性の確保

県とともに、災害時の電気・電話・ガス・上水道・下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

ウ 避難場所等の整備

県の協力を得て、公園緑地、広場等のオープンスペースを活用した震災等から身を守る避難場所の整備や災害時の避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性を確保する。また、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

エ 防災公園の整備

食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難場所や広域避難場所となる公園（防災公園）及び防災活動の拠点となる道の駅について、関係機関等と連携を図りながらその整備を行う。

第 5 節 集落孤立対策計画

風水害対策編第 2 章第 5 節「集落孤立対策計画」を準用する。

第6節 地盤災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の地震活動・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。

このため予防計画は、①地震が発生する前に行うもの、②地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するものからなる。地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に対策を実施する必要がある。

ア 住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払う。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂を発見したら、速やかに市、消防本部又は警察等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように簡易な対策に努める。

イ 市は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を住民に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄や住宅地の安全立地に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

平常時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(3) 積雪地域での対応

地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

2 住民及び企業等の役割

(1) 住民の役割

平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、消防本部又は警察等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・避難場所の位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる関係の構築に努める。

更に、土砂災害警戒情報発表に伴い、その内容を理解し自主避難等、自ら避難行動ができるように努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3) 企業等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないようにする。

また、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関等の協力を得て、避難確保計画を作成し、それに基づき、避難訓練を実施する。

3 市の役割

(1) 住民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域内又はがけ地に近接する住宅の移転促進を図る。

(4) 情報伝達体制の整備

ア 住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線等の適切な維持管理及び運用に努める。

ウ 土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難勧告等の判断に当たり活用するよう努める。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

イ 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布することなどにより、住民の円滑な警戒避難に必要な措置を講じる。

(6) 二次災害の予防

ア 土砂災害危険箇所等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、県が行う土砂災害危険箇所等及び対策施設の調査点検に協力するとともに、異状が発見された場合、県及び関係機関へ報告し、直ちに避難を含めた対策を講じる。

イ 避難勧告等の発令

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制の構築又は避難勧告等を発令する。

ウ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害危険箇所等は、植生等で覆われていて崩壊・亀裂等が発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、関係機関と連携して地震発生後の監視を強める。

第7節 建築物等災害予防計画

1 計画の方針

大規模な地震によって、建築物等に甚大な被害が発生した場合、住民の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きい。地震発生後の建築物等による二次被害も予想されるため、防災上重要な建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

ア 指定避難所又は復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(イ) 防災上重要な公共建築物等を次のとおり位置づける。

- a 災害対策本部が設置される施設（市役所本庁、安田交流センター）
- b 医療救護活動の施設（あがの市民病院等）
- c 応急対策活動の施設（消防本部、警察、市の出先庁舎）
- d 避難収容の施設（小・中学校、体育館、公民館等）
- e 社会福祉施設等（特別養護老人ホームはぐろの里等）

(ロ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を次のとおり実施する。

a 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから、非構造部材を含む耐震対策等、順次改修などを推進する。

また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じる。

b 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

- (a) 飲料水の基本水量の確保
- (b) 非常用電源の基本能力の確保
- (c) 配管設備類の耐震性強化
- (d) 防災設備の充実

c 耐震性の高い施設整備

防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年）」を参考に耐震性等に配慮した施設づくりを行う。

d 施設の維持管理の重要性

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

- (a) 法令に基づく点検等の台帳
- (b) 建設時の図面及び防災関連図面
- (c) 施設の維持管理の手引き

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設における災害予防

- (ア) 不特定多数の人が出入りし、震災時に多大な被害の発生するおそれのある多様な施設を次のとおり位置づける。
 - a 大規模店舗、遊戯施設、駅舎等
- (イ) 次項ウの一般建築物の災害予防に加え、共同防火管理体制の確立を図るとともに、不特定多数の人が出入りする多様な施設の防災対策を次のとおり実施する。
 - a 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
 - b 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
 - c 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業施設における各テナントによる避難等の協力の徹底
 - d 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための効果的な広報の徹底
 - e 当該施設の管理実態を把握するための防災設備等の日常点検の励行
 - f 個々のテナントに対する震災時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

ウ 一般建築物の災害予防

(ア) 現状

建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、更にその安全の実効性が図られてきた。

しかしながら、現行法の耐震基準に適合しない建築物については、地震に対する安全性を向上させる必要がある。また、ガラスや天井等非構造部材の破損による内部被害を防止する必要がある。更に、密集市街地等においては、建築物の一層の不燃化等を図り、震災時の大火の発生を防止する必要がある。

(イ) 計画

地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等の協力を得て次の対策を計画的に講じる。

- a 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき、防災上必要な指導・助言を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止の措置がとられるよう啓発・指導する。
- b 特殊建築物のうち、不特定多数の人が使用するものについては、査察を行い、

結果に応じて耐震診断、改修、大規模空間における天井の落下防止等の必要な指導・助言を行う。

- c 新耐震設計基準施行（昭和 56 年）以前に建築された住宅・建築物については、巡回指導等の機会を利用して耐震診断及び改修について啓発・指導する。
- d 地震時による建築物の窓ガラスや看板、煙突の折損等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の管理者等に対し、安全確保について啓発・指導する。また、住宅、宅地の液状化対策について啓発等を図る。
- e 地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導する。
- f がけ地等における安全立地については、建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。
- g 工事中の建築物において、地震時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。

（２）要配慮者に対する配慮

- ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身体障がい者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。
- イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難の協力等の徹底を図る。

（３）積雪地域での対応

- ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。
- イ 住宅等、一般建築物においては積雪期の地震による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

2 住民及び企業等の役割

（１）住民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市の指導・助言を参考に耐震化や、非構造部材による被害防止等、安全性の向上を図る。

（２）地域の役割

地域内で著しく老朽化した建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握するとともに、当該建築物等の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言する。

（３）企業等、学校、病院、社会福祉施設等の役割

- ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。
- イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全・避難誘導體制の整備を図る。
- ウ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

3 市の役割

- (1) 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策
 - ア 市が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。
 - イ 企業等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。
- (2) 一般建築物の安全確保対策
 - 所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。
- (3) 建築物の耐震化の推進
 - 建築関係団体等の協力を得て、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに、普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。
- (4) 老朽化した建築物の長寿命化計画
 - 老朽化した建築物について、長寿命化計画の策定・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第8節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路など、その意義は極めて重要である。

道路管理者等は、耐震性の確保などの道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保に当たる体制を整備する。

(2) 計画の重点

ア 緊急輸送道路ネットワークの形成

高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と県知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路を、1次から3次の緊急輸送道路として指定する。

(ア) 1次緊急輸送道路

高速自動車国道と防災拠点（県庁所在地、地方中心都市等）を連絡する一般国道

(イ) 2次緊急輸送道路

1次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

(ウ) 3次緊急輸送道路

1次、2次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

イ 道路施設の防災性の確保と関係機関等の相互連絡体制の整備

(ア) 道路管理者等は法面や盛土等の「斜面」の強化など、道路施設の地震に対する防災性を計画的に強化・維持する。

(イ) 緊急輸送道路は特に重点的に強化する。橋梁やトンネル等の重要構造物の補強・修繕のほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。

(ウ) 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋についても、震災時の落橋等による重大事故や道路の閉鎖を防ぐため、重点的に補強・修繕を行う。

(エ) 震災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平常時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

2 市が行う地震対策

(1) 道路施設の整備・強化

市が管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

災害や道路情報の収集・伝達・提供のための通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 道路通行規制

震災時の構造物や法面の安全点検等のための道路通行規制に関する震度の基準等（路線又は区間ごと）を関係機関等と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

ウ 道路利用者への広報

震災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平常時から防災知識の啓発活動を推進する。

第 9 節 鉄道事業者の地震対策

風水害対策編第 2 章第 8 節「鉄道事業者の風水害対策」を準用する。

第 10 節 土砂災害予防計画

風水害対策編第 2 章第 9 節「土砂災害予防計画」を準用する。

第 11 節 河川施設の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民は、地震発生時に河川施設の破損による河川からの出水に備え、平常時から、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

地震発生時には、新潟地方気象台や市からの地震情報等を収集するとともに、避難勧告等に対して的確に行動する。

イ 市は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平常時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し、適切に情報提供できるような体制及び施設の整備を図る。

2 住民及び企業等の役割

(1) 住民及び企業等の役割

平常時より堤防や護岸などの河川管理施設の漏水や亀裂などの前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、消防本部又は警察等へ連絡する。

また、地震発生時に的確に避難できるよう、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所について確認しておく。

(2) 地域の役割

住民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる関係の構築に努める。また、地震を想定した避難訓練等の実施に努める。

3 市の役割

(1) 河川管理施設等の災害予防

ア 施設点検、耐震性の強化

(ア) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(イ) 橋梁、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備（準用河川、普通河川）

震災時に一貫した対応がとれるよう関係機関等との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

ウ 防災体制等の整備

- (ア) 河川施設の破損による、出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。
- (イ) 地震発生後は、緊急車両用道路、避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

第 12 節 農地・農業用施設等の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 頭首工、樋門、樋管等の農業用施設の管理については、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の策定・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(イ) 建築物、土木構造物、防災関係施設などの耐震性を確保する必要がある、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

(ウ) 震災時に応急措置を施すことができるよう平常時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに、緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(エ) 基幹農道、頭首工、樋門、樋管、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設ける。

ウ 用排水施設の災害予防

新潟地震以後の主要な頭首工・樋門・樋管・揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準等に基づき、その向上を図る。

エ ため池施設の災害予防

ため池の老朽化の甚だしいもの、耐震構造に不安のあるものについては、計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果をもとに、計画的に施設の改善に努める。

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(2) 応急措置の実施

地震により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施す。

2 市の役割

(1) 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等及び農業協同組合への情報等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難勧告等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関等の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きを取り災害査定前に復旧工事に着手する。

第 13 節 防災通信施設の整備と地震対策

風水害対策編第 2 章第 12 節「防災通信施設の整備と風水害対策」を準用する。なお、地震災害予防として、次についても配慮する。

1 市の役割

通信設備が揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。

第 14 節 放送事業者の地震対策

風水害対策編第 2 章第 13 節「放送事業者の風水害対策」を準用する。

第 15 節 電気通信事業者の地震対策

風水害対策編第 2 章第 14 節「電気通信事業者の風水害対策」を準用する。

第 16 節 電力供給事業者の地震対策

風水害対策編第 2 章第 15 節「電力供給事業者の風水害対策」を準用する。

第 17 節 ガス事業者等の地震対策

風水害対策編第 2 章第 16 節「ガス事業者等の風水害対策」を準用する。

第 18 節 上水道事業者の地震対策

風水害対策編第 2 章第 17 節「上水道事業者の風水害対策」を準用する。

第 19 節 下水道事業者の地震対策

風水害対策編第 2 章第 18 節「下水道事業者の風水害対策」を準用する。

第 20 節 危険物等施設の地震対策

風水害対策編第 2 章第 19 節「危険物等施設の風水害対策」を準用する。

第 21 節 地震火災予防計画

1 計画の方針

地震及び防火に関する知識の普及に努めるとともに、地震発生時の火災の発生を防止するため、住民（各家庭）、地域、企業等、学校、市並びに消防本部は、火災予防体制等の充実を図る。また、耐震自動消火装置付火気器具の使用の啓発等必要な対策を講じる。

（１）基本方針

ア 住民（各家庭）、地域、企業等並びに学校は、耐震自動消火装置付火気器具を使用する等、地震発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ 市及び消防本部は、住民等への地震及び防火に関する知識の普及に努め、消防署員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ 市及び消防本部は、木造建物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関等との連携による迅速な延焼防止、避難誘導體制の整備に努める。

（２）要配慮者に対する配慮

ア 市は、要配慮者等と接する機会の多い、介護保険事業者、民生委員・児童委員等の福祉関係者等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働き掛ける。

イ 避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の設置普及を図る。

（３）積雪地域での対応

積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握する。

2 住民及び企業等の役割

（１）住民の役割

ア 耐震自動消火装置付火気器具の使用に努める。

イ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置を行う。

ウ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

エ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。

オ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。

カ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

キ 家具類の転倒・落下防止措置に努める。

ク 自治会、市及び消防本部等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から防火意識の高揚に努める。

(3) 企業等の役割

ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務がある企業等は、自衛消防の組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備を行う。

ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講じる。

エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の人が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3 市の役割

風水害対策編第2章第20節「火災予防計画」の「3 市の役割」を準用する。

第 22 節 災害廃棄物処理体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 住民（各家庭）は、市の広報、防災訓練等を通じて、地震により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。
- イ 住民（各家庭）は、家屋の倒壊による災害がれきの大量発生を防止するため、住宅の耐震化に努める。
- ウ 市は、震災時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。
- エ 市は、一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧対策の整備に努める。

2 住民等の役割

- (1) 各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定など、地震による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努める。
- (2) 市が周知する震災時の廃棄物の排出方法等を理解し、震災時の廃棄物処理に協力できるよう努める。

3 市の役割

(1) 災害廃棄物の適正な処理

- ア 阿賀野市災害廃棄物の処理計画に基づき、震災時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関等との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、適正なごみ・し尿の収集・処理に努める。
- イ 住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

(2) 一般廃棄物処理施設の耐震化等

- ア 施設の更新時等に耐震化を図るとともに、震災時の廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。併せて、震災時の稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

(3) 協力体制の整備

近隣市町、関係機関等の災害時応援協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

第 23 節 救急・救助体制の整備

風水害対策編第 2 章第 23 節「救急・救助体制の整備」を準用する。

第 24 節 医療救護体制の整備

風水害対策編第 2 章第 24 節「医療救護体制の整備」を準用する。

第 25 節 避難体制の整備

風水害対策編第 2 章第 25 節「避難体制の整備」を準用する。

第 26 節 要配慮者の安全確保計画

風水害対策編第 2 章第 26 節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

第 27 節 食料・生活必需品等の確保計画

風水害対策編第 2 章第 27 節「食料・生活必需品等の確保計画」を準用する。

第 28 節 学校の地震対策

風水害対策編第 2 章第 28 節「学校の風水害対策」を準用する。

第 29 節 文化財の地震防災対策

風水害対策編第 2 章第 29 節「文化財の風水害対策」を準用する。

第 30 節 ボランティアの受入体制の整備

風水害対策編第 2 章第 30 節「ボランティアの受入体制の整備」を準用する。ただし、地震災害予防として、「1 計画の方針」の「(2) 事前体制整備」の「イ 災害ボランティアの受入計画」については、次の表のとおりとする。

発災後 6 時間以内	情報の受発信
発災後 24 時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握
発災後 2 日以内	災害ボランティア受入広報

第 31 節 企業等の事業継続

風水害対策編第 2 章第 31 節「企業等の事業継続」を準用する。

第 32 節 行政機関等の業務継続計画

風水害対策編第 2 章第 32 節「行政機関等の業務継続計画」を準用する。

第3章 災害応急対策

〈災害応急対策共通スケジュール〉

時間・空間は有限の資源であるため、地震発生後の各段階に応じた作業の優先順位を、住民も防災関係機関もともに理解し、行動しなければならない。

地震発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に示すと、次のとおりである。

1 地震発生から1時間以内

- (1) 初期消火、消火活動
- (2) 危険な建物・場所からの避難
- (3) 建物等の下敷きになった人の救出（地域の住民等の共助による）
- (4) 要配慮者の安全確保
- (5) 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
- (6) 市災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- (7) 概括的被害情報の収集
- (8) 自衛隊等の出動準備要請又は派遣要請、広域応援の要請
- (9) 市長等の緊急記者会見

2 地震発生から3時間以内

- (1) 被害情報の収集
- (2) 避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
- (3) 緊急道路の啓開作業開始
- (4) 交通規制の実施
- (5) 被災地への救護所の設置
- (6) 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- (7) 市ボランティアセンターの設置
- (8) ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置

3 地震発生から6時間以内

- (1) 災害救助法の適用
- (2) 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- (3) 避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
- (4) 市等の被害状況の把握
- (5) 被災地外からの医療救護班の派遣
- (6) 輸送用車両の確保

4 地震発生から12時間以内

- (1) 各種施設の被災状況の把握
- (2) 避難所等への仮設トイレの設置
- (3) 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- (4) 避難所での要配慮者支援対策の実施

5 地震発生から24時間以内

- (1) 避難所外避難者の状況の把握
- (2) 被災建築物応急危険度判定
- (3) ボランティアの受入れ
- (4) 義援金の受付

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

1 計画の方針

大規模な地震が発生し、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、市は、法第23条の2に基づき市災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、災害の応急対策業務の迅速かつ的確な推進を図るとともに、県及び防災関係機関と連携し被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

本節では、市の対策本部の組織及び運営計画について定める。

なお、本章において「市」は、対策本部設置後においては、「対策本部」と読み替えるものとする。

2 対策本部等全体組織図

風水害対策編第3章第1節「対策本部の組織・運営計画」の「2 対策本部等全体組織図」を準用する。

3 対策本部の設置

（1）設置基準

市長は、次のいずれかに該当する場合に、対策本部を設置する。

ア 次のいずれかに該当する場合で、市長が必要と認めるとき。

（ア） 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

（イ） 地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。

（ウ） 市の地域において、震度5強以上の地震による揺れが観測されたとき。

イ 市長が特に必要であると認めるとき

（2）解散基準

本部長は、当該災害に係る応急対策がおおむね完了した場合又は予想された災害の危険性が解消されたと認めた場合は、対策本部を解散する。

（3）対策本部設置場所

対策本部は、市役所本庁 402 会議室に設置する。

対策本部を設置しようとするとき又は対策本部が設置された場合の本部員に対する連絡は次の伝達方法による。

ア 対策本部設置の庁内周知

対策本部を設置しようとするとき、又は対策本部が設置された場合の各課（局、所）への周知は、庁内放送及びメール若しくは電話により行う。

イ 対策本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への通知等

危機管理課長は、対策本部が設置された場合又は廃止された場合は、直ちにその旨を次に掲げる機関に連絡し、また住民に対して通知する。

（ア）新潟県防災局

新潟県総合防災情報システム

- (イ) 新潟県新発田地域振興局
県防災行政無線、電話、FAX、メール
- (ウ) 阿賀野警察署
電話、FAX
- (エ) 住民及び企業等
市防災行政無線、緊急告知FMラジオ、安全安心メール、市ホームページ、その他

4 本部の組織、運営等

風水害対策編第3章第1節「対策本部の組織・運営計画」の「4 対策本部の組織、運営等」を準用する。

5 会議の開催

風水害対策編第3章第1節「対策本部の組織・運営計画」の「5 会議の開催」を準用する。

6 職員の服務基準

風水害対策編第3章第1節「対策本部の組織・運営計画」の「6 職員の服務基準」を準用する。

7 現地災害対策本部

地震、土砂崩れ、雪崩等により、局地的に人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合、本部長は、必要に応じ災害現場で本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」(以下「現地本部」という。)を置く。

(1) 現地本部の設置期間

現地本部は、現地での主要な災害応急対策がおおむね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間設置する。

(2) 現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場等に設置する。

(3) 現地本部の組織

ア 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置く。

イ 現地本部長及び現地本部員は、副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する。

ウ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

8 本部組織の整備と所掌事務

風水害対策編第3章第1節「対策本部の組織・運営計画」の「8 本部組織の整備と所掌事務」を準用する。

9 被害の発生及び拡大防止体制

風水害対策編第3章第1節「対策本部の組織・運営計画」の「9 被害の発生及び拡大防止体制」を準用する。

第2節 職員の配備体制及び動員計画

1 計画の方針

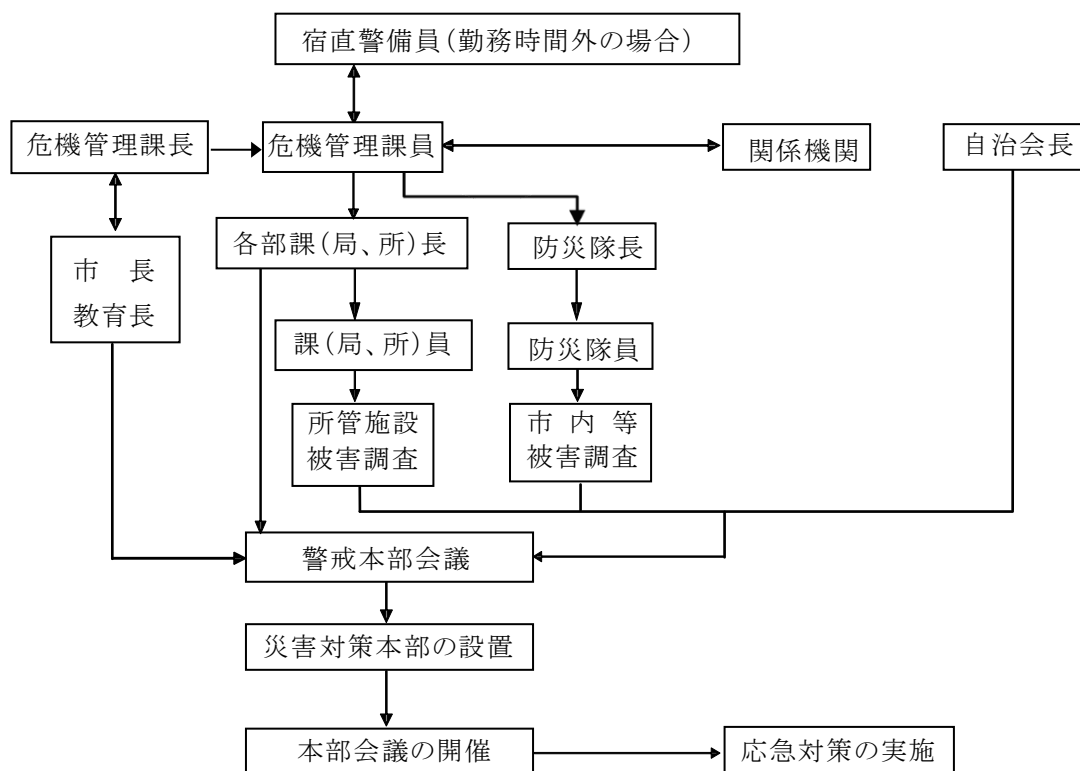
予期せず発生する地震災害では、初期段階での対応がその後の応急対策を左右することとなる。市による災害応急対策を迅速に行うため、情報の伝達及び職員招集体制等を次のとおり定める。

2 地震発生時における配備体制

地震が発生した場合、災害応急対策等が必要となる各課（局、所）にあつては、迅速に職員を配備する。

3 地震発生時における対応

（1）震度5弱以上の地震を観測した場合、次の経路により地震情報を伝達し市内の震災状況調査を行う。



（2）各課（局、所）長は、上記（1）又は他の方法で地震等の情報を得たときは、速やかに被害状況等の把握に努める。

（3）警戒本部会議の開催

総務部長は、必要に応じて、市長、教育長、総務部長、民生部長、産業建設部長、市長政策・市民協働課長、総務課長、危機管理課長、建設課長、消防長、消防団長を構成員とする警戒本部会議を開催し、迅速な応急対策について協議する。

(4) 勤務時間外において、市職員は自らの判断により、災害発生が必至と認められるとき又は災害発生を察知したとき若しくは震度5強以上の地震を観測したときは自発的に登庁するものとする。

(5) 上記(1)の体制に該当する職員は、次に留意し、速やかに登庁する。

ア 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置を取った後に登庁するものとする。

イ 登庁する際は、付近の被害状況をできる限り調査し、応急対策実施時に迅速かつ的確に活動できるよう努める。

(6) 警備員の連絡

警備員は、災害が発生した情報又は災害発生のおそれがある情報を収受したときは、危機管理課員に連絡する。

(7) 登庁職員等による応急対策の実施

登庁した職員は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容について、権限を有する者に報告する。

(8) 平常時からの準備

職員は、速やかに参集できるよう必要な用具を平常時から準備しておく。

夜間・休日等の勤務時間外における職員登庁基準

地震の場合

区 分		配 備 基 準	職員配備体制	主な活動内容
警戒体制	警戒配備体制	震度 4 (3.5～4.4)	・危機管理課全職員 ・応急対応が必要な課（局、所）長	1 災害状況の把握 2 災害の警戒及び応急対策上必要な活動 3 必要に応じ、第 1 次配備体制に移行
警戒本部	第 1 配備体制	震度 5 弱 (4.5～4.9)	警戒配備体制に加えて ・市長 ・教育長 ・全部課（局、所）長 ・総務課全職員 ・建設課であらかじめ指定された職員 ・上下水道局全職員 ・防災隊全隊員 ・応急対策が必要な課（局、所）であらかじめ指定された職員 ・指定する避難所担当職員	1 必要な職員の配備 2 必要に応じた避難者の受入準備 3 市有施設等の緊急点検の実施及び被害状況の把握 4 必要に応じた応急活動の実施 5 必要に応じた広報体制の確立 6 必要に応じ、第 2 配備体制に移行
対策本部	第 2 配備体制	震度 5 強以上 (5.0～5.4)	・全職員	1 全職員の配備 2 情報収集、伝達及び処理 3 避難者の受入れ 4 応急活動の実施 5 広報活動の実施 6 災害応急対策が最大限機能する体制の確立 7 各種マニュアルに基づいた応急対策

第3節 防災関係機関の相互協力体制

風水害対策編第3章第3節「防災関係機関の相互協力体制」を準用する。

第4節 災害時の通信確保

風水害対策編第3章第7節「災害時の通信確保」を準用する。

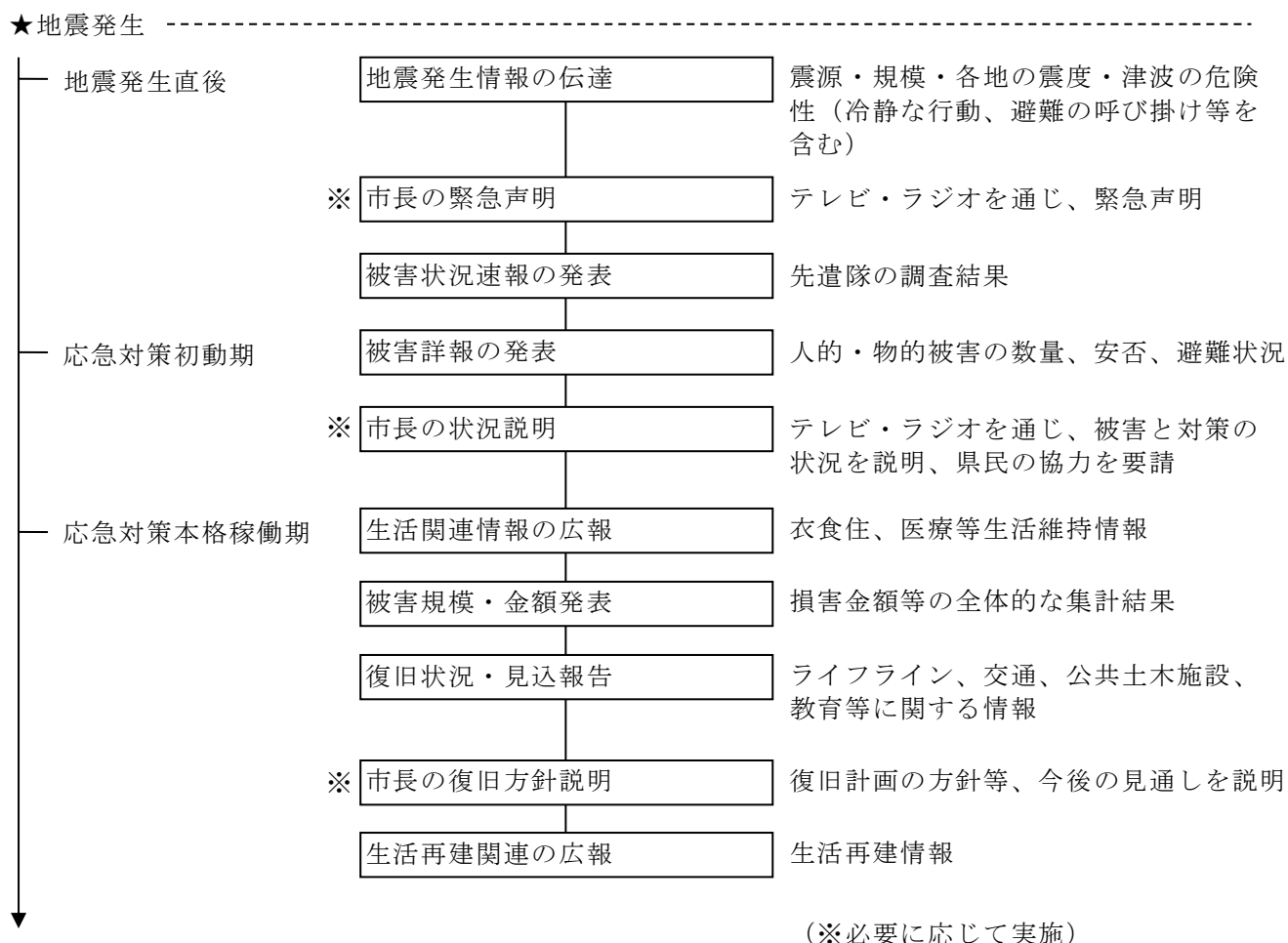
第5節 被災状況等収集伝達計画

風水害対策編第3章第8節「被災状況等収集伝達計画」を準用する。

第6節 広報計画

風水害対策編第3章第9節「広報計画」を準用する。なお、地震災害応急対応として、次について配慮する。

1 業務の体系



2 法第57条に基づく報道要請

災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会及び民間放送各社に報道を要請する。

実施主体	内 容	協力依頼先
市、県	・放送申込書により日本放送協会及び民間放送各社に報道を要請する。	日本放送協会及び民間放送各社
報道機関	・報道要請に基づき報道する。	

(1) 要請内容

津波の来襲、火災の延焼、危険物の流出等住民に危険が及ぶおそれがある場合の避難の呼び掛け

(2) 各報道機関の連絡先

機関名	所在地	電話(昼間)	電話(夜間)	責任者
日本放送協会新潟放送局	新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141	同左	放送部長
(株)新潟放送	新潟市中央区川岸町 3-18	025-230-1532	025-267-3469	報道担当部長
(株)NST新潟総合テレビ	新潟市中央区八千代 2-3-1	025-248-7234	025-249-8850	報道部長
(株)テレビ新潟放送網	新潟市中央区新光町 1-11	025-283-8152	同左	報道部長
(株)新潟テレビ 21	新潟市中央区下大川前通六ノ町 2230-19	025-223-8608	同左	報道部長
(株)エフエム新津	新潟市秋葉区新津東町 2-5-6	0250-23-5000	0250-23-5100	企画営業部長
(株)エムエムラジオ新潟	新潟市中央区幸西 4-3-5	025-246-2311	025-246-2314	放送営業部次長
新潟県民エフエム放送(株)	新潟市中央区万代 2-1-1	025-240-0079	025-246-5190	編成制作部長

第7節 住民等避難計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時は、住民等は、緊急地震速報等に基づき自らの判断で地震の第一撃から身を守り、危険な建物・場所から避難する。

ア 各主体の責務

(ア) 住民

- a 自らの責任において自身及びその保護する人の安全を確保する。
- b 火災の発生を防止し、出火した場合は直ちに初期消火に当たる。
- c 家族及び近隣住民の安否を確認し、協力して救出活動を行う。
- d 避難する場合は、隣近所で声を掛け合って集団で行動する。
- e 指定避難所以外の場所に避難する場合は市に避難先を連絡する。

(イ) 企業等

- a 不特定多数の人が利用する施設においては、利用者を適切に避難・誘導する。
- b 必要に応じて、施設を緊急避難場所として提供する。
- c 近隣での住民の救助活動に協力する。

(ウ) 市

- a 地震後速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる。
- b 指定避難所以外への避難者の状況を確認する。
- c 避難者の状況及びニーズを把握し、県に報告する。
- d 二次災害*の危険がある場合は、速やかに当該地区の住民等に避難を指示又は勧告する。

※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏えい等

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 情報伝達及び避難行動に制約がある避難行動要支援者は、地域住民や自主防災組織等が直接避難を呼び掛け、住民等の介助の下、安全な場所に避難させる。

イ 市は、避難行動要支援者避難支援全体計画に基づき、消防本部、警察、自主防災組織、民生委員・児童委員や福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている要配慮者がいないか点検する。

ウ 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

(3) 積雪期の対応

ア 屋外では音声情報が伝わりにくくなるため、市は、無雪期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。

イ 積雪により、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ 倒壊家屋の増加、屋根雪の落雪等により生き埋めになる人が発生する可能性があるため、地域住民による捜索・救助活動を強化する。

エ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

(4) 広域避難への対応

ア 市による協議等

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該都道府県との協議を求める。

イ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有に努める。

2 情報の流れ

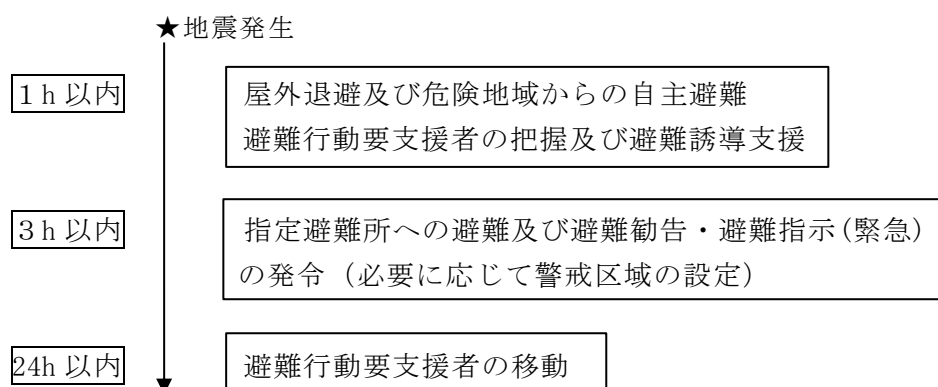
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
被災者、地域等	消防本部、警察、市	安否情報、被害情報、被災地ニーズ
市	県	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ

(2) 救助活動等（被災地へ）

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	活動範囲、部隊規模、受入体制
市	自治会（自主防災組織）、住民等	指定避難所の開設、運営協力要請、支援体制等の情報
自治会、住民	その他の被災地域	支援体制

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導及び救助

実施主体	内 容	協力依頼先
被災者、自主防災組織	・ 自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握、避難誘導及び救助要請	
市	・ 指定避難所の開設と被害状況の収集 ・ 情報の提供と発信 ・ 自衛隊及び緊急消防援助隊の派遣要請	指定避難所設置者、消防本部、警察等

(2) 勧告又は指示等

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 住民等への伝達と避難の指示 ・ 避難の広報及び避難誘導 ・ 避難路の安全確保及び避難所の開設 ・ 報道機関、消防本部、警察等関係機関への連絡	報道機関、消防本部、警察等

第8節 避難所運営計画

風水害対策編第3章第11節「避難所運営計画」を準用する。なお、地震災害応急対策として、次について配慮する。

1 計画の方針

指定避難所は、地震発生後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難所の開設・運営は市が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア及び男女の視点の違いに十分に配慮する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。
- (イ) 市は、指定避難所を開設し、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。
- (ウ) 避難所施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市に協力する。

イ 達成目標

- (ア) 地震発生後3時間以内に開設する。（施設の安全確認、職員配置）
- (イ) 地震発生後6時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、要配慮者の把握と初期的な対応を行う。
- (ウ) 地震発生後12時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。
- (エ) 地震発生後おおむね3日以内に、避難者の入浴の機会を確保する。
- (オ) 避難所での生活をおおむね開設から2か月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅のあっせん等を行う。

第 9 節 避難所外避難者の支援計画

風水害対策編第 3 章第 12 節「避難所外避難者の支援計画」を準用する。

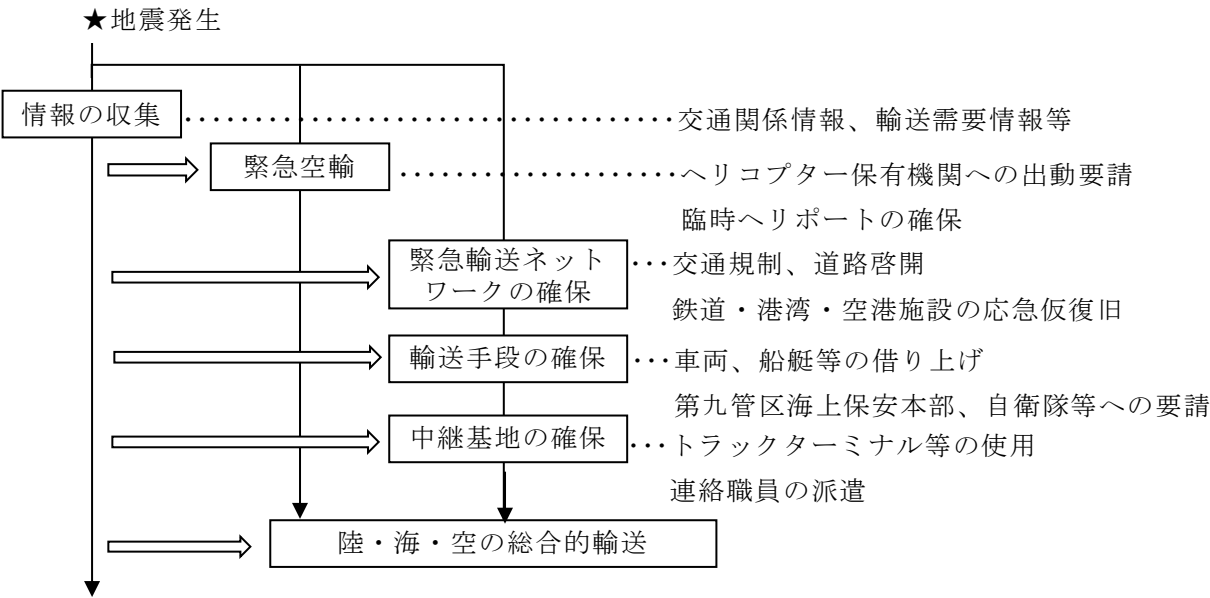
第 10 節 自衛隊の災害派遣計画

風水害対策編第 3 章第 13 節「自衛隊の災害派遣計画」を準用する。

第 11 節 輸送計画

風水害対策編第 3 章第 14 節「輸送計画」を準用する。なお、地震応急対策として、次について配慮する。

1 業務の体系



第 12 節 警備・保安及び交通規制計画

風水害対策編第 3 章第 15 節「警備・保安及び交通規制計画」を準用する。

第 13 節 消火活動計画

風水害対策編第 3 章第 16 節「消火活動計画」を準用する。

第 14 節 救急・救助活動計画

風水害対策編第 3 章第 17 節「救急・救助活動計画」を準用する。

第 15 節 医療救護活動計画

風水害対策編第 3 章第 18 節「医療救護活動計画」を準用する。

第 16 節 防疫及び保健衛生計画

風水害対策編第 3 章第 19 節「防疫及び保健衛生計画」を準用する。

第 17 節 こころのケア対策計画

風水害対策編第 3 章第 20 節「こころのケア対策計画」を準用する。

第 18 節 児童・生徒等に対するこころのケア対策計画

風水害対策編第 3 章第 21 節「児童・生徒等に対するこころのケア対策計画」を準用する。

第 19 節 災害廃棄物処理計画

風水害対策編第 3 章第 22 節「災害廃棄物処理計画」を準用する。

第 20 節 トイレ対策計画

風水害対策編第 3 章第 23 節「トイレ対策計画」を準用する。

第 21 節 入浴対策計画

風水害対策編第 3 章第 24 節「入浴対策計画」を準用する。

第 22 節 食料・生活必需品等供給計画

風水害対策編第 3 章第 25 節「食料・生活必需品等供給計画」を準用する。

第 23 節 要配慮者の応急対策

風水害対策編第 3 章第 26 節「要配慮者の応急対策」を準用する。

第 24 節 建物の応急危険度判定計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。

全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「協議会」という。）が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 住民及び企業等の責務

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用に当たっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

(イ) 市の責務

- a 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の可否を決定する。
- b 実施本部を設置し、判定を実施する。
- c 自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援を要請する。
- d 判定結果の集計を行い県に報告する。
- e 応急危険度判定の目的の周知徹底を図る（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の地震保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する）。
- f 判定結果に対する相談窓口を設置する。

(ウ) 応急危険度判定士の責務

- a 地震発生時の災害状況等の情報提供に協力する。
- b 判定士への情報連絡に協力する。
- c 実施本部及び支援本部の要請により、応急危険度判定業務を行う。

イ 達成目標

地震発生後 1 日	県内判定士による判定活動の開始
〃 3 日	県外判定士による判定活動の開始
〃 10 日	判定活動の終了
〃 10 日～	判定結果に対する相談業務への移行

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 応急危険度判定の目的を周知徹底する（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の地震保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明）。

イ 判定結果に対する相談窓口を設置する。

2 情報の流れ

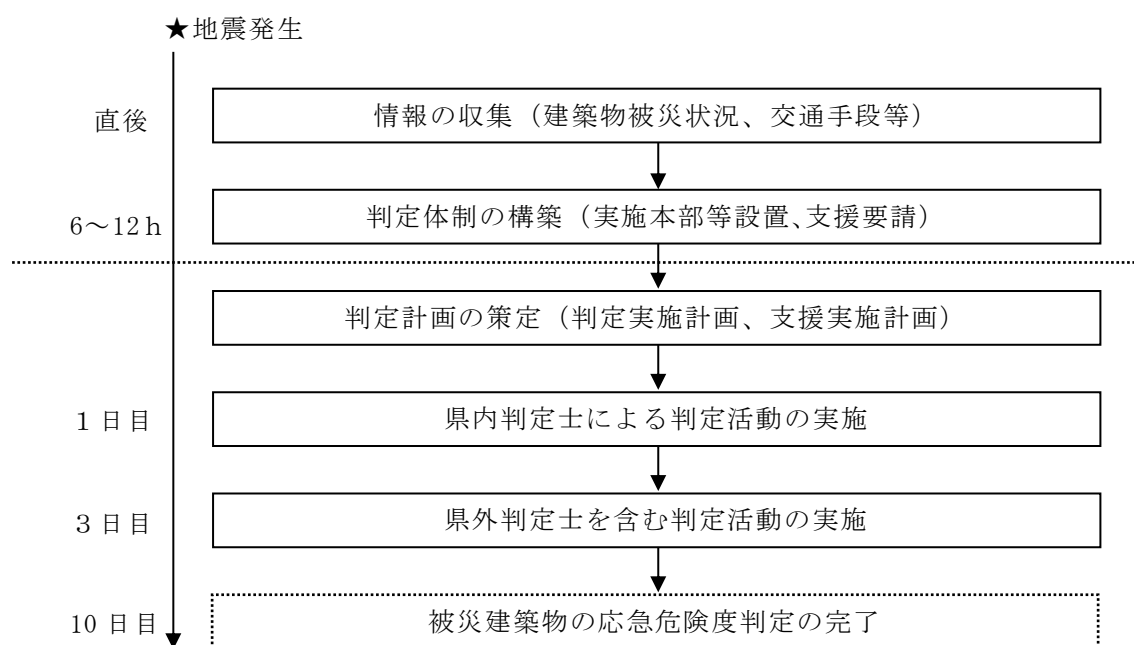
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
判定士	市（実施本部）	建築物の被災状況
市（実施本部）	県（支援本部）	判定実施の要否、実施計画 判定支援要請の有無及び内容

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市（実施本部）	住民	判定実施状況等の広報
県（支援本部）	市（実施本部）	支援予定情報 被災地及び周辺の被害状況等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 情報の収集

実施主体	内 容	協力依頼先
判定士	・ 建築物等の被害状況を市に連絡する。	
市（実施本部）	・ 建築物等の被害状況を調査する。 ・ 得られた情報から、建築物被害の予測を行う。	建築関係団体、 県

(2) 判定体制の構築

実施主体	内 容	協力依頼先
市（実施本部）	・実施本部、判定拠点を設置する。 ・判定コーディネーターを配置する。 ・県に支援要請を行う。	県

(3) 判定計画の策定

実施主体	内 容	協力依頼先
市（実施本部）	・判定実施の可否を決定する。 ・判定実施計画を策定する。 ・地元判定士を参集する。 ・住民への周知及び広報を行う。	

(4) 判定・支援の実施

実施主体	内 容	協力依頼先
市（実施本部）	・判定士の受入れを行う。 ・判定資機材を判定士に供給する。 ・判定士を実施地区に誘導する。 ・判定結果を県に報告する。	
判定士	・判定拠点への移動手段、食料、宿泊先等を確保する。 ・判定業務を行う。	

第 25 節 宅地等の応急危険度判定計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の責務

- a 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。
- b 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市が行う体制整備に協力するよう努める。

(イ) 市の責務

- a 市長は、地震発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。
- b 市長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
- c 市長は、地震の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を県知事に要請する。
- d 市長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
- e 市長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

イ 達成目標

(ア) 実施の決定

市長は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施をおおむね 24 時間以内に決定する。

(イ) 対象区域及び宅地の決定

市長は、危険度判定の実施を決定した場合は、おおむね 72 時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

(ウ) 実施体制の調整

市長は、危険度判定の実施に際し、おおむね 72 時間以内に宅地判定士に協力を要請するなどの実施体制を調整する。

(エ) 危険度判定の実施

市長は、実施体制の調整後速やかに宅地判定士の協力のもと、危険度判定を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
宅地管理者 (地権者)	市	宅地の被災情報
市	県	宅地の被災情報 支援要請の有無

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
宅地判定士	市	被災宅地の危険度判定結果

3 業務の内容

実施主体	内 容	協力依頼先
宅地判定士	・危険度判定の円滑な実施のため、県及び市が行う体制整備に協力するよう努める。	
市	・大地震発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。 ・危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。 ・地震の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施等のための支援を県知事に要請する。 ・宅地判定士の協力のもと、危険度判定を実施する。 ・二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。 ・必要に応じ、判定結果に対する相談窓口を設置する。	県 宅地判定士 宅地判定士 県

第 26 節 学校における応急対策

1 計画の方針

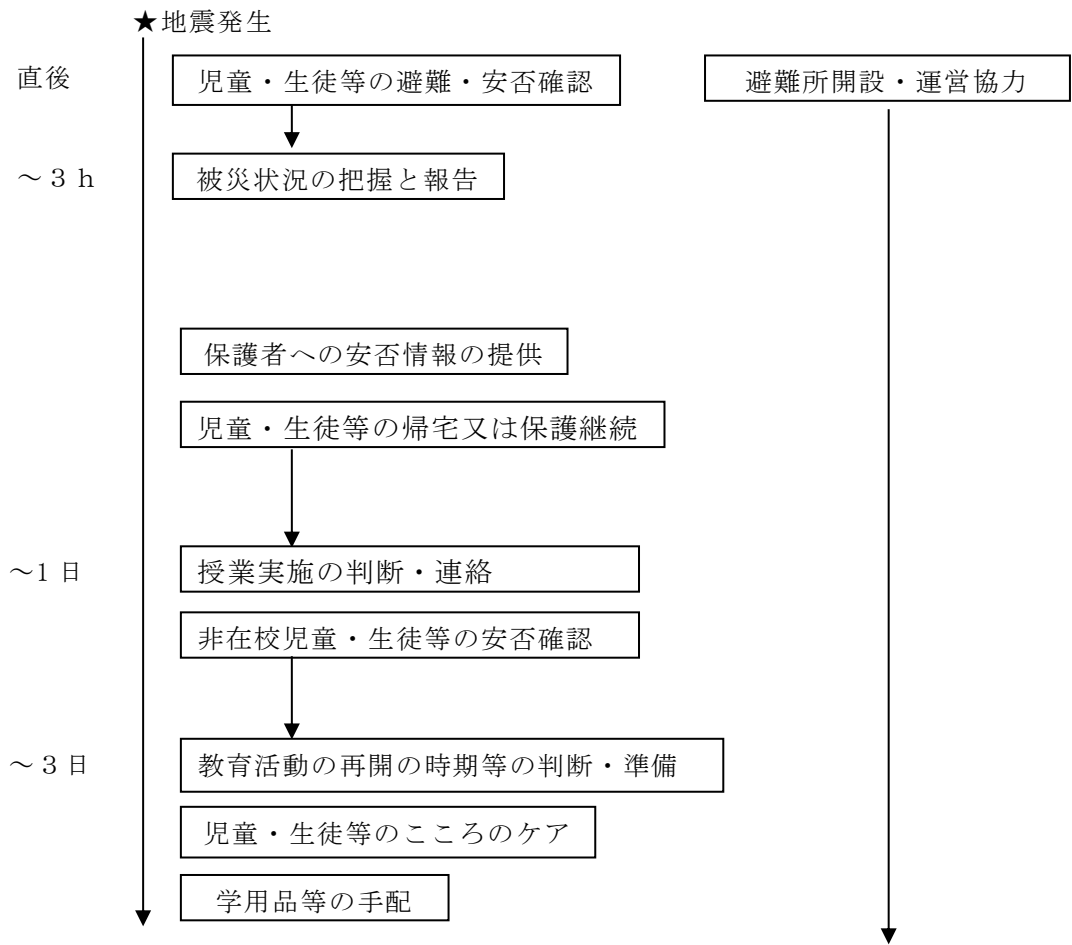
風水害対策編第 3 章第 27 節「学校における応急対策」の「1 計画の方針」を準用する。ただし、「(1) 基本方針」の「イ 達成目標」は、次のとおりとする。

達成目標
中越大震災クラスの地震に際しても、地震後おおむね 2 週間以内に全学校で教育活動を再開する。

2 情報の流れ

風水害対策編第 3 章第 27 節「学校における応急対策」の「2 情報の流れ」を準用する。

3 学校における業務の体系



4 学校における業務の内容

(1) 児童・生徒等の安全確保のための措置

ア 児童・生徒等の避難・安否確認

(ア) 児童・生徒等が在校している場合

a 児童・生徒等の把握・避難

直ちに全教職員で児童・生徒等を把握し、状況をみて安全な場所に避難させる。その際、あらかじめ指定された教職員が点呼用の名簿や防災用具等の非常持出品を携行する（あらかじめ指定された教職員が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいる教職員が適切に対応する。）。

b 避難児童・生徒等の安全確保等

児童・生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者がいる場合は手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防本部や警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(イ) 登下校時間帯の場合

a 児童・生徒等の把握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している児童・生徒等及び学校に避難してきた児童・生徒等を把握し、安全な場所に避難させる。その際、非常持出品の携行、避難児童・生徒等の安全確保については、上記(ア)と同様に対応する。

b 児童・生徒等の安否確認

避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、遭難した児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防本部又は警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校に情報が入ってこなかった児童・生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(ウ) 夜間・休日等の場合

a 教職員の参集

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b 児童・生徒等の安否確認

地震により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、児童・生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

イ 被災状況の把握と報告

学校は、震度4以上の地震が観測された場合は、児童・生徒等の避難の状況、児童・生徒等及び教職員の安否並びに学校施設の被災状況をあらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。

ウ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

エ 児童・生徒等の下校又は保護継続

避難させた児童・生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、幼稚園、小学校等については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡がつかない児童・生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない児童・生徒等は、保護者に引渡せる状況になるまで学校で保護する。

オ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、児童・生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否かを判断する。

決定した内容は、あらかじめ定めている連絡手段で児童・生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに県に報告する。

カ 非在校児童・生徒等の安否確認

地震でかなりの被害が発生した場合において、地震発生時に欠席等で在校していなかった児童・生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(2) 教育活動の再開に向けた措置

ア 教育活動の再開時期等の判断・準備

校長は、施設の応急危険度判定の結果、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、児童・生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、教育活動の再開時期の目途を立て、再開に向けて準備を進める。

イ 児童・生徒等のこころのケア

臨時休校が続く場合は、教職員が分担して児童・生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、こころのケア対策にも留意する。教育活動の再開後においても、市教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、こころのケア対策を継続する。

ウ 学用品等の手配

学校は、児童・生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を損失して就学に支障が生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市立学校にあっては市教育委員会に、県立学校にあっては県教育委員会に、その他の学校にあっては学校設置者に報告する。

(3) 学校施設を避難所として開放する場合の措置

校長は、市長から指示又は依頼があったとき若しくは地域住民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

市職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応等、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ア) 校長

施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

(イ) 教頭

校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ウ) 主幹教諭・教諭

校長等の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。

(エ) 養護教諭

学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。

(オ) 栄養教諭・学校栄養職員等

学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(カ) 事務職員等

市との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ 校舎等を避難所として使用するときの注意

(ア) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。

(イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは普通教室も開放する。

(ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

(エ) 障がい者等特別な支援が必要な避難者がいる場合は、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設等に移動できるよう依頼する。

5 市の業務内容

風水害対策編第3章第27節「学校における応急対応」の「5 市の業務内容」を準用する。

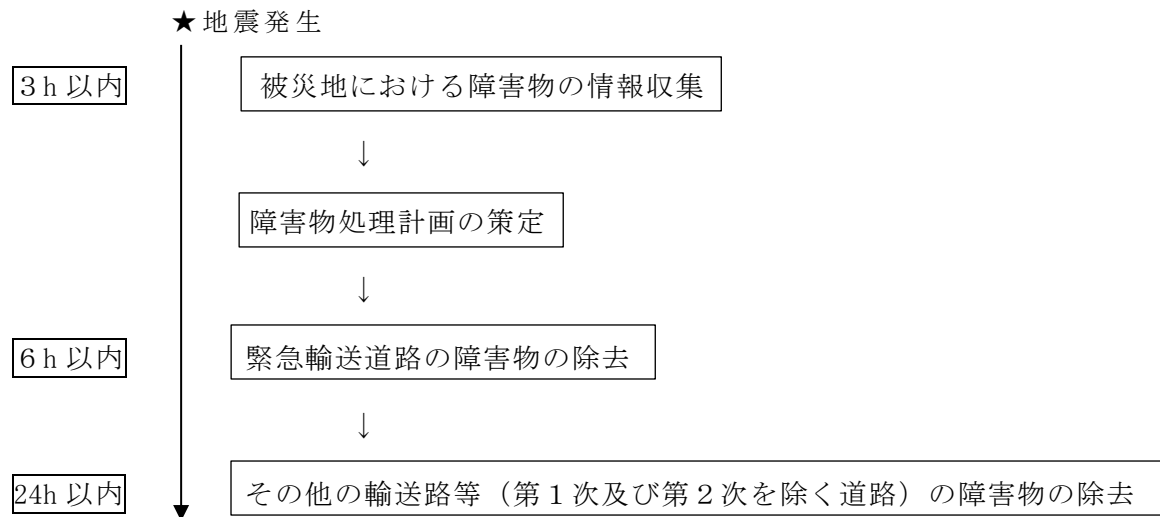
第 27 節 文化財応急対策

風水害対策編第 3 章第 28 節「文化財応急対策」を準用する。

第 28 節 障害物の処理計画

風水害対策編第 3 章第 29 節「障害物の処理計画」を準用する。なお、震災応急対策として、次について配慮する。

1 業務の体系



第 29 節 遺体の捜索・処理・埋葬計画

風水害対策編第 3 章第 30 節「遺体の捜索・処理・埋葬計画」を準用する。

第 30 節 愛玩動物の保護対策

風水害対策編第 3 章第 31 節「愛玩動物の保護対策」を準用する。

第 31 節 災害時の放送

風水害対策編第 3 章第 32 節「災害時の放送」を準用する。

第 32 節 公衆通信の確保

風水害対策編第 3 章第 33 節「公衆通信の確保」を準用する。

第 33 節 電力供給応急対策

風水害対策編第 3 章第 34 節「電力供給応急対策」を準用する。

第 34 節 ガスの安全、供給対策

風水害対策編第 3 章第 35 節「ガスの安全、供給対策」を準用する。

第 35 節 給水・上水道施設の応急対策

風水害対策編第 3 章第 36 節「給水・上水道施設の応急対策」を準用する。

第 36 節 下水道施設の応急対策

風水害対策編第 3 章第 37 節「下水道施設の応急対策」を準用する。

第 37 節 危険物等施設の応急対策

風水害対策編第 3 章第 38 節「危険物等施設の応急対策」を準用する。

第 38 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

風水害対策編第 3 章第 39 節「道路・橋梁・トンネル等の応急対策」を準用する。

第 39 節 鉄道事業者の応急対策

風水害対策編第 3 章第 40 節「鉄道事業者の応急対策」を準用する。

第 40 節 土砂災害の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民の責務

治山、砂防施設の被災、また、土砂災害やその前兆現象等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく市、消防本部又は警察等へ連絡する。

イ 市の責務

住民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関等へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難勧告等の発令及び避難誘導等を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、自治会及び地域の自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難勧告等を発令し、避難支援活動を行う。

(3) 積雪期の対応

自治会及び地域の自主防災組織等と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

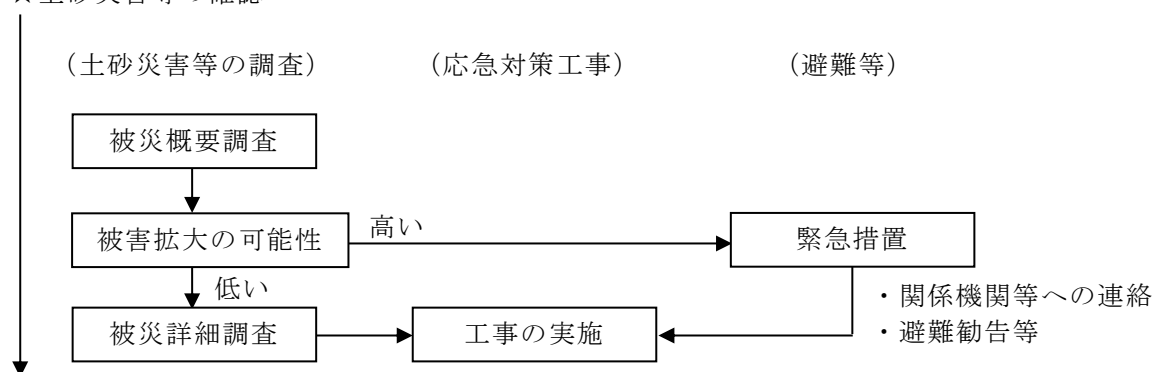
情報発信者	情報受信者	主な情報内容
住民、消防本部、警察等	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
県・市	工事業者等	調査・応急対策工事指示

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県・国	市	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 土砂災害緊急情報
市	住民、消防本部、警察等	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難勧告等

3 業務の体系

★土砂災害等の確認



4 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。	

(2) 応急対策工事の実施

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。 ・異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。	

第 41 節 河川施設の応急対策

風水害対策編第 3 章第 42 節「河川施設の応急対策」を準用する。

第 42 節 農地・農業用施設等の応急対策

風水害対策編第 3 章第 43 節「農地・農業用施設等の応急対策」を準用する。

第 43 節 農林水産業応急対策

風水害対策編第 3 章第 44 節「農林水産業応急対策」を準用する。

第 44 節 商工業応急対策

風水害対策編第 3 章第 45 節「商工業応急対策」を準用する。

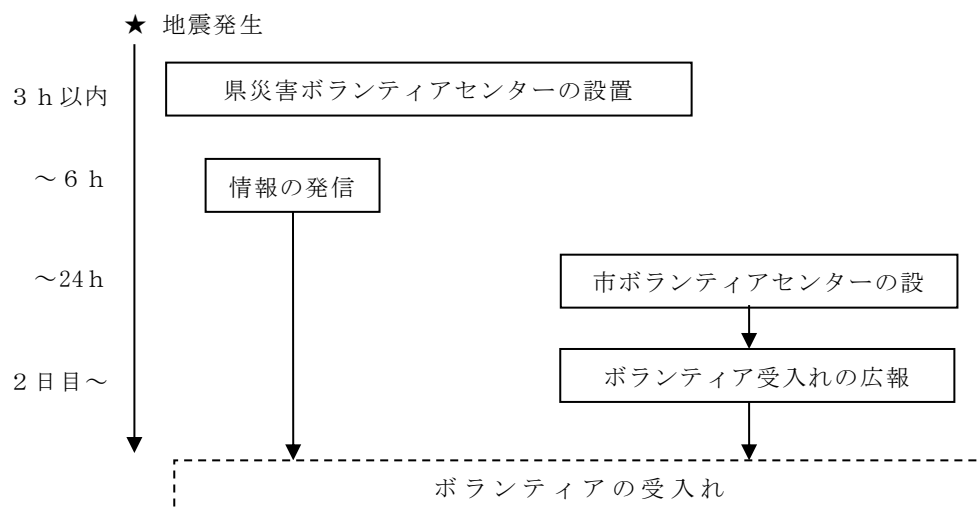
第 45 節 応急住宅対策

風水害対策編第 3 章第 46 節「応急住宅対策」を準用する。

第 46 節 ボランティアの受入計画

風水害対策編第 3 章第 47 節「ボランティアの受入計画」を準用する。なお、地震応急対策として、次について配慮する。

1 業務の体系



第 47 節 義援金の受入れ・配分計画

風水害対策編第 3 章第 48 節「義援金の受入れ・配分計画」を準用する。

第 48 節 義援物資対策

風水害対策編第 3 章第 49 節「義援物資対策」を準用する。

第 49 節 災害救助法による救助

風水害対策編第 3 章第 50 節「災害救助法による救助」を準用する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

風水害対策編第4章第1節「民生安定化対策」を準用する。

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

風水害対策編第4章第2節「融資・貸付・その他資金等による支援計画」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

風水害対策編第4章第3節「公共施設等災害復旧対策」を準用する。

第4節 災害復興対策

風水害対策編第4章第4節「災害復興対策」を準用する。

原子力災害対策

第 1 章 総則

第 1 節 計画策定の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者となる東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）から、放射性物質又は放射線が異常な水準で発電所外へ放出されること及び放射性物質の発電所外運搬中において、放射性物質又は放射線が輸送容器外へ異常な水準で放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務及び業務の遂行によって住民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の基礎とするべき災害の想定

この計画の基礎となる災害は、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常放出により生じる原子力災害を想定する。また、市は、原災法第 10 条に規定する特定事象に該当しない事故や発電所周辺での大規模自然災害等発生時においても、住民の不安や動揺及び社会的影響等を鑑み、国、県及び防災関係機関と連携し、迅速かつ的確に対応する。

第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲の区分

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策を実施すべき地域の範囲を県内全域とし、次のとおり発電所の中心からの距離等に応じて区域等を区分している。

区 域	基本の対応
即時避難区域（PAZ） 〔Precautionary Action Zone〕	発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）おおむね5キロメートル圏については、主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準（以下「EAL」という。）による全面緊急事態の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。 避難は、即時避難区域（PAZ）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径おおむね30キロメートル圏外への避難を実施する。 また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用する。 なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。
避難準備区域（UPZ） 〔Urgent Protective action planning Zone〕	半径おおむね5～30キロメートル圏については、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。 全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、避難の準備を進める区域とする。 緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径おおむね30キロメートル圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。

区 域	基本の対応
放射線量監視地域（U P Z 外）	U P Z の外の地域については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。

2 市における原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

市における原子力災害対策を実施すべき地域は、次のとおりとする。

区 域	対象地区名
放射線量監視地域（U P Z 外）	阿賀野市全域

第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、市地域防災計画の「風水害対策編」及び「震災対策編」によるほか、次のとおりとする。

1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
市	1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること 2 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること 3 住民等に対する原子力災害対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 4 事故状況の把握及び連絡に関すること 5 市原子力災害対策本部の設置に関すること 6 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること 7 緊急時モニタリングへの協力に関すること 8 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること 9 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること 10 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること 11 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること 12 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること 13 市道の通行確保に関すること 14 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること 15 物資等の供給に関すること 16 防災業務関係者の被ばく管理に関すること 17 汚染物質の除去及び除染に関すること 18 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること 19 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること 20 風評被害等の影響の軽減に関すること 21 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること 22 心身の健康相談に関すること 23 児童・生徒等の退避及び避難に関すること 24 学校施設を、避難施設としての使用協力に関すること 25 教職員、児童・生徒等への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
県	1 新潟県防災会議原子力防災部会に関する事 2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関の職員等に対する教育訓練に関する事 3 原子力防災に関する訓練の実施に関する事 4 通信連絡網の整備に関する事 5 原子力災害対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事 6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関する事 7 原子力事業者からの報告の聴取、立入検査に関する事 8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関する事 9 県原子力警戒本部の設置・廃止に関する事 10 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関する事 11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関する事 12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関する事 13 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れに関する事 14 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入れに関する事 15 住民等からの問い合わせに対する対応に関する事 16 環境放射線モニタリングに関する事 17 住民等の退避、避難及び立入制限に関する事 18 原子力災害医療措置に関する事 19 飲食物の摂取制限等に関する事 20 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関する事 21 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関する事 22 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関する事 23 物資等の供給に関する事 24 防災業務関係者の被ばく管理に関する事 25 汚染物質の除去及び除染に関する事 26 各種制限措置の解除に関する事 27 市町村の原子力災害対策に対する指示指導及び助言に関する事 28 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関する事 29 損害賠償請求等に必要な資料の取りまとめに関する事 30 風評被害等の軽減に関する事 31 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関する事 32 心身の健康相談に関する事 33 物価の監視に関する事

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
(教育庁)		34 教職員、児童・生徒等への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること
(警察)		35 児童・生徒等の退避及び避難に関すること
		36 学校施設を、避難施設としての使用協力に関すること
		37 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること
		38 警戒区域、防護対策を講じるべき区域における警戒警備に関すること
		39 交通規制、緊急交通路の確保に関すること
		40 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること
消防本部		1 住民等に対する広報に関すること
		2 住民等の避難、屋内退避の誘導に関すること
		3 緊急時医療活動に対する協力に関すること
		4 救急活動の実施に関すること
指定地方 行政機関	北陸農政局	1 農地、家畜、農林水産物等への影響に関する情報収集及び報告に関すること
		2 農林水産物の安全性に係る風評被害の防止に関すること
	東北経済産業局	1 電気の安定供給に関すること
		2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること
自衛隊		1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること
		2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること
		3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること
		4 緊急時モニタリングへの協力に関すること

2 原子力事業者が処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東京電力ホールディングス株式会社	1 原子力施設の防災管理に関すること 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること 3 防災関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力災害対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害発生時における通報連絡体制の整備に関すること 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関すること 8 国、県、市町村及び防災関係機関が実施する防災活動に対する協力に関すること 9 汚染物質の除去等に関すること

第4節 用語の解説

本編における主な用語の解説は、次のとおりである。

用 語	解 説
安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部（ぜんけいぶ）に位置し、喉頭（こうとう）の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
スクリーニング	原子力災害が起きた場合に、住民等に放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。
プルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団。
モニタリングポスト	放射線の連続モニタを備えた測定設備のこと。（据え付け型と追加測定用の可搬型の2種類がある。）
放射性物質拡散予測計算システム	周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量予測を計算するシステム。大量の放射性物質が放出される事態が発生、又は発生のおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討するために使用される。
環境放射線モニタリング	原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能測定のこと。原子力発電所周辺の監視を目的とした平常時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリングがある。
緊急時対策支援システム（ERSS）	原子力災害が発生した場合、原子力発電所から送られてくる情報に基づき、事故の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて事故の状態を判断し、その後の事故進展をコンピュータにより解析・予測するシステムのこと。
警戒事態	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原子力災害指針で定める施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。

用 語	解 説
施設敷地緊急事態	発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。
全面緊急事態	発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。

第2章 災害事前計画

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と防災関係機関との相互の連携体制の確保

警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、原子力事業者から、直ちに通報を受けることができる体制を整備する。

(2) 機動的な情報収集体制

機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

(4) 非常通信協議会との連携

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用体制

防災関係機関と連携し、防災行政無線、携帯電話及び業務用移動通信等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じて関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について防災関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

(3) 災害対策上必要とされる資料

市は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策を的確に実施するため、人口・世帯等の社会環境に関する基礎的情報等を整理するとともに、原災法に基づき原子力事業者が策定する原子力事業者防災業務計画を備え付けるなど、災害対策上必要とする資料を整理する。

3 通信手段・経路の多様化

(1) 災害に強い伝送路の構築

国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(2) 機動性のある緊急通信手段の確保

通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話等の活用を努める。

(3) 災害時優先電話等の活用

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を努める。

(4) 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

(5) 非常用電源等の確保

庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）する。なお、整備に当たっては、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水対策を図る。

(6) 保守点検の実施

通信設備、非常用電源設備等について、定期的に保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第2節 緊急事態応急体制の整備

1 緊急時モニタリング体制の整備

市は、県の実施する原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備に対して協力する。

第3節 原子力災害に関する知識の普及啓発及び人材育成

1 住民等に対する普及啓発項目

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 原子力災害時に市等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 避難経路・避難所及び屋内退避所に関すること
- (7) 原子力災害時にとるべき行動、留意事項及び問い合わせ先に関すること

2 教育機関における普及啓発

市は、県、教育機関、民間団体等と連携し、防災教育を実施する。また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

3 要配慮者への配慮

防災知識の普及と啓発に際して、要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、十分に配慮するよう努める。

4 防災業務関係者の人材育成

市は、国、県及び防災関係機関の協力を得て、緊急時に原子力防災の円滑な実施を図るため、市職員、消防団、自主防災組織のリーダーを含めた防災業務関係者に対し、必要に応じて研修を実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 発電所等の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時モニタリング等の実施方法及び機器に関すること
- (6) 原子力防災上の設備、機材及びその操作に関すること
- (7) 緊急時に市、県、国等が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む。）に関すること
- (10) 緊急時の広報に関すること
- (11) その他必要と認めること

第4節 屋内退避・避難体制の整備

1 住民の避難状況等の確認体制の整備

退避・避難のための立退きの勧告等を行った場合において、住民の退避・避難状況を的確に把握するため、消防本部、警察等防災関係機関とあらかじめ必要な体制の整備に努める。

2 屋内退避・避難の住民等への事前周知

- (1) 原子力災害発生後の経過に応じて、住民、在勤・在学者、観光客、地域外からの応急対応応援者及び仕事等での一時滞在者等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理・準備する。
- (2) 屋内退避の方法、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。
- (3) 他市町村の避難者を受け入れる際の住民等への広報内容について、あらかじめ整理する。

3 避難所の確保・調整

- (1) 市は、重点区域を含む市町村と協力し、長期避難となった場合の情報伝達方法、問い合わせ窓口の設置、生活環境設備の整備等について、あらかじめ計画を定める。
なお、重点区域を含む市町村と協議し、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地域コミュニティ単位を考慮して避難所を割り当てる。
- (2) 市は、屋内退避が必要となる場合に備え、退避所となるコンクリート建物や自宅等をあらかじめ決める。

第5節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 情報伝達体制及び設備の整備

- (1) 市は、県、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、総合防災情報システム、防災行政無線、広報車両等の広報設備及び機器等の整備やインターネット、コミュニティ放送、ソーシャルメディア等多様なメディアの活用を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び実施者、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめ定める等必要な体制を整備する。また、市は、民生委員・児童委員や社会福祉施設等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達体制の整備に努める。
- (2) 市は、県、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織、自治会等の協力を得ながら、平常時より要配慮者及び一時滞在者等、通常的手段では情報の入手が困難と考えられる人に対する情報伝達体制を整備する。
- (3) 市は、電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用を促進する。

2 地域コミュニティによる共助意識の醸成

原子力災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地域コミュニティの果たす役割に鑑み、民生委員・児童委員、自主防災組織及び自治会等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 情報の収集・連絡・緊急連絡体制及び通信の確保

1 方針

市は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

2 通報・連絡

市は、県や原子力事業者等から通報があったときは、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

第2節 緊急事態応急対応

1 緊急時モニタリング結果の報告と公表

市は、県、緊急時モニタリングセンター、関係機関等と観測データを共有し、速やかにホームページや様々な媒体を通じて住民等に緊急時モニタリング結果を周知する。

2 応援に係る留意事項

応援を実施する場合は、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、その内容について、十分協議する。

第3節 住民等への的確な情報伝達活動

1 迅速かつ的確な情報提供

(1) 迅速かつ的確な情報提供

原子力事業者が迅速に公表する事実及び国、県が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。

広報に当たっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合であってもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないように配慮する。

(2) 市内外への情報提供

市は、県及びその他関係機関等と協力し、周辺住民のみならず市内外の住民等に対して、社会的な混乱や風評被害の未然防止のため、積極的な情報提供を行う。

(3) 定期的な情報提供

住民等への情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。

(4) 住民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮

役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等（発電所等の事故の状況、モニタリングの結果、農林水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報）を適切に提供する。

その際、広報車、防災行政無線、マスコミ等を活用して、要配慮者、一時滞在者、屋内退避者及び広域避難者等に対しても情報が届くよう十分配慮する。

(5) 多様な媒体の活用

情報伝達に当たって、総合防災情報システム、防災行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、避難場所にいる被災者は、情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(6) 指定避難所外避難者への周知

指定避難所以外に避難した住民の所在の把握し、適切な情報提供に努める。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置、人員の配置等体制を整備する。

また、住民等のニーズを見極め、情報の収集・整理・発信を行う。

第4節 屋内退避、避難、受入れ等の防護活動

1 屋内退避・避難等の指標

放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから住民等を防護するため、状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して屋内退避・避難等の措置を講じる。

これらの屋内退避・避難等の措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原子力災害対策指針に定められているOILの基準のほか、事故の状況、気象状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果によるものとする。

2 屋内退避・避難等の実施

(1) 住民等の屋内退避・避難等の指示

必要に応じてUPZと同様に屋内退避及び避難等の対応を実施する。

(2) 屋内退避の実施における留意点

ア 自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう、速やかに住民等に周知する。

イ 屋内退避者は、屋内退避所、自宅等に備蓄してある物資等により生活を維持するよう努める。

(3) 避難者の受入れ、情報提供等

ア 選定された避難経由所及び避難所を開設するほか、主要道路から避難経由所及び避難所までの誘導や避難経由所及び避難所の運営など、避難元市町村等と連携して避難住民を支援する。

イ 避難経由所及び避難所の運営に当たり、保健衛生面、男女の違い、人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能な限り配慮した対策を講じるよう努める。

ウ 市は、県、警察及び避難元市町村と協力し避難所に避難者のための相談所を速やかに開設するとともに相談業務を実施する。

エ 避難経由所及び避難所の管理者を通じて県と協力し、避難者の動向を把握する。

オ 避難者の流入により避難経由所・避難所の許容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難経由所・避難所又は新たに開設した避難経由所・避難所で受入れ、避難経由所・避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両を手配する。

3 要配慮者等の支援

避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

4 避難・屋内退避の解除

(1) 避難指示の解除

内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避解除又は避難のための立退きの勧告解除、又は指示解除等を行う。

(2) 屋内退避指示の解除

緊急時モニタリング結果のほか、気象条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

第5節 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の採取、出荷制限

1 飲料水、飲食物の摂取制限

汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限の措置の内容について、住民等への周知徹底及び注意喚起を実施する。

2 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、県からの指示内容について周知するとともに農林水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、次の措置を講じるよう指示する。

(1) 農作物の作付け制限

(2) 農林水産物等の採取、漁獲の禁止

(3) 農林水産物等の出荷制限

(4) 肥料・土壌改良材・培土・飼料及びきのこ用原木等の施用・使用・生産・流通制限

(5) その他必要な措置

3 飲料水及び飲食物の供給

飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を実施した場合、必要に応じて、住民等に対し飲料水及び飲食物を供給する。

第6節 防災業務関係者の安全確保

1 防護対策

市は、県や防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資器材の調達の協力を要請する。

2 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- (2) 市は、県と連携して、職員等の被ばく管理を行う。
- (3) 応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資器材を確保する。
- (4) 応急対策を行う職員等の安全確保のため、原子力防災センター等において、国、県、他市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第7節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

1 方針

核燃料物質等の運搬中の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

2 市及び関係機関等の活動

- (1) 事故の状況の把握に努めるとともに、国、県の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる。
- (2) 事故の通報を受けた阿賀野市消防本部は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、署員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。
- (3) 事故の通報を受けた阿賀野警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、署員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第4章 災害中長期対策

第1節 復旧・復興対応

1 避難区域等の設定

市は、国及び県と協議の上、状況に応じて避難区域等を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

2 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関等とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

3 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

4 災害地域住民に係る記録等の作成

(1) 市は、屋内退避及び避難措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

(2) 県及び市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

1 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

2 生活資金等の支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援に努める。

3 相談窓口体制の整備

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。市外に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

4 支援制度の整備

市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第3節 産業等への支援

1 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県、県内市町村及び関係機関・団体等と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適切な流通の確保、観光客の誘致等のための取組を実施する。

2 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ、設備復旧資金、運転資金の貸付けなどの支援措置を行う。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報する。

雪害対策

第1節 雪害対策総則

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 雪害予防対策

積雪期においても安全な日常生活や円滑な経済活動が確保されるよう、建物除雪の確保、医療・教育等の公共サービスの確保、通信・交通網の確保、雪崩災害の防止、雪処理の担い手の確保や地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備等に努める。

イ 雪に起因する大規模災害対策

豪雪、雪崩、土砂崩れ、地吹雪、着雪等により、住民生活に重大な支障を及ぼす事象の発生時において、県及び防災関係機関と連携し、必要な応急対策を実施する。

(2) 公的な援護を要する世帯への支援

個人情報に配慮しつつ、地域における要配慮者世帯及び除雪困難世帯の情報共有を進めるとともに、これら除雪対応のための見守りを必要とする世帯（以下「除雪困難世帯等」という。）については、地域（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）や福祉団体等による日常の訪問活動の強化などを通じ、屋根雪の処理状況等について確認するとともに、必要に応じて県地域振興局の協力を得ながら雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

(3) 老朽化施設の長寿命化計画

市が設置・管理する老朽化した施設について、長寿命化計画の策定・実施によりその適切な管理に努める。

2 住民及び地域の役割

(1) 住民の役割

住民は、積雪期を安全に過ごすため食料や燃料及び自宅除雪に係る費用や装備などの備えを行うとともに、屋根雪や雪処理中の事故防止を心掛ける。

(2) 地域の役割

地域（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）では、除雪困難世帯等に対して、日常の訪問活動を強化し雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

3 市の役割

(1) 地域道路除排雪の円滑な実施

市除雪会議を開催し、地域道路除排雪の円滑化を図る。

(2) 積雪情報の収集

毎年初雪から雪消えまで、消防本部において観測している積雪量を記録する。

(3) 公的な援護を要する人の状況把握等

- ア 要配慮者世帯の名簿を平常時から整備し、地域（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）、市福祉関係課及び市危機管理課間の情報の共有化に努める。
- イ 除雪困難世帯の名簿を降雪期前に整備し、地域（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）及び市福祉関係課の情報の共有化に努める。
- ウ 地域（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）や福祉団体等とともに除雪困難世帯等の積雪期における見守り体制の整備に努める。

(4) 市の活動体制

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、県、他の市町村、指定地方行政機関、公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

ア 組織及び活動体制

災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておく。平常時から、災害情報等の応急対策に必要な情報の共有化の推進に努める。

イ 警戒本部及び豪雪対策本部の設置

(ア) 積雪により住民の生活に重大な影響が出るおそれがある場合、警戒本部を設置する。

(イ) 積雪により住民の生命、身体及び財産に甚大な被害が発生するおそれがある場合、豪雪対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県危機対策課へ報告するとともに、消防本部、警察等関係機関に通報する。

ウ 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合は、県知事の委任を受けて、災害救助法に基づく事務を行う。

4 雪処理の担い手の確保

市は、過疎・高齢化に伴う雪処理の担い手不足や豪雪時における雪処理の担い手不足に対応するため、県が平成23年12月から運用を開始している「雪処理担い手確保スキーム」を基本に、豪雪時における雪下ろし等除排雪作業の担い手の円滑な確保について連携・協力するとともに、除雪ボランティアの受入環境の整備を推進する。

市は、除雪困難世帯等の見守りに努めるとともに、必要に応じて市社会福祉協議会や除雪ボランティア等と協働した除雪困難世帯等の除雪支援に努める。

5 地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備

地域の実情に応じて、自治会等が中心となり、地域住民等が日時を決めての一斉雪下ろしや敷地内積雪を排雪する活動を行うなどの安全で円滑な雪処理を図る取組を推進する。

6 住宅の屋根雪対策

市及び企業等並びに住民は、新潟県住宅の屋根雪対策条例に基づき、積雪期に住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境を整備するため、住宅の屋根雪対策を推進する。

個人資産である住宅の屋根雪対策は、所有者自らが取組むことを前提とするが、関係者は、相互の連携、協力により、主に次の取組について必要な施策の展開に努める。

- (1) 屋根の雪下ろしが不要な克雪住宅の普及
- (2) 屋根の雪下ろしを行う際の安全確保
- (3) 空き家の屋根の雪下ろし等に関する取組

7 除雪作業中の事故防止対策

住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会等を行うとともに、事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。更に、気温が上がって雪が解けやすくなったときなど、事故が起こりやすい時期に合わせて、安全対策実施注意喚起を行う。

第2節 降雪等に関する特別警報・警報・注意報及び予報

1 計画の方針

新潟地方気象台が雪害予防活動の円滑な推進を図るため発表する、降雪等に関する気象特別警報・警報・注意報及び予報等について定める。

2 降雪等に関する特別警報・警報・注意報の概要

特別警報・警報・注意報の種類は風水害対策編第3章第4節「気象情報等伝達計画」を準用し、発表基準は資料編に示すとおりとする。

第3節 職員の配備体制及び動員計画

1 計画の方針

風水害対策編第3章第2節「職員の配備体制及び動員計画」の「1 計画の方針」を準用する。

2 警戒本部

風水害対策編第3章第2節「職員の配備体制及び動員計画」の「2 警戒本部」を準用する。

3 配備体制

(1) 配備基準

区分		配備基準	職員配備体制	主な活動内容
警戒体制	警戒配備体制	大雪等の注意報・警報が発令され、積雪により被害が発生するおそれがあるとき	・建設課担当職員	1 関係機関等への情報収集、伝達及び処理 2 気象情報の収集及び積雪状況等の把握 3 必要に応じ第1配備体制に移行
警戒本部	第1配備体制	大雪等の警報が発令され、積雪による被害が発生するおそれがあり、かつ住民の生活に重大な影響が出るおそれがあるとき	警戒配備体制に加えて ・全部長 ・危機管理課全職員 ・建設課全職員 ・応急対策が必要な課（局、所）であらかじめ指定された職員	1 被害状況の把握 2 必要な職員の配備 3 必要に応じた応急活動 4 必要に応じた広報活動 5 必要に応じ第2配備体制に移行
対策本部	第2配備体制	積雪により住民の生命、身体及び財産に甚大な被害が発生、又は発生するおそれがあり、強力な組織をもって雪害応急対策を実施する必要があるとき	第1配備体制に加えて ・市長 ・教育長 ・全課（局、所）長 ・総務課全職員 ・防災隊全隊員 ・応急対策が必要な課（局、所）であらかじめ指定された職員 ・指定する避難所担当職員	1 必要に応じた、避難者の受入準備及び受入れ 2 雪害への応急対策が最大限機能する体制の確立 3 各種マニュアルに基づいた応急対策

第4節 建築物の雪害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

積雪による建築物の倒壊、屋根雪落下及び屋根雪処理による事故等を防止するため、克雪住宅の普及、雪処理事故防止の啓発等について定める。

(2) 達成目標

克雪住宅の普及や屋根雪処理等の事故防止啓発により、屋根雪処理等に係る事故を減少させる。

(3) 除雪困難世帯等への配慮

除雪困難世帯等に対し、地域（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）や福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況の把握に努める。

これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組がなされるよう配慮する。

2 住民の役割

建築物等の新築、改良工事等に当たっては、屋根雪処理の軽減や周辺への影響に十分配慮した屋根雪処理方式とするよう努める。

屋根雪処理作業を実施する際には、複数人での実施やヘルメット、命綱等の安全対策のための器具、装備の使用に努め、落下事故等に留意する。

3 市の役割

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

建築物等の所有者に対して新築、改良工事等に際し、屋根雪処理の軽減や周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及

屋根雪処理における事故防止・省労力化には住宅の克雪化が有効なため、克雪住宅の普及に向けた情報提供等に努める。

ア 住宅の克雪化に関する情報提供等による普及啓発

イ 屋根雪の処理方法の特徴や工夫等

(3) 除雪困難世帯等に対する除雪支援

ア 除雪困難世帯等に対し、地域（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）や福祉団体等による訪問等の見守りを行い、積雪状況の把握に努める。これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組がなされるよう配慮する。

イ 除雪困難世帯等に対する除雪支援制度

(ア) 高齢者等の自力除雪不可能世帯に対する支援

労力的又は経済的に自力で除雪等が困難な要配慮者世帯に対して、除雪等の支援制度の確立に努める。

(イ) 生活保護世帯に対する除雪費

一冬期間につき保護基準表に定める範囲において支給できるよう措置する。

(4) 屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故や高齢者等の雪処理事故の防止について、住民に対する啓発に努める。

ア こまめな雪下ろしの励行

イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

ウ 雪下ろし中の屋根やハシゴからの転落による事故防止

エ 非常時における出入口の確保

第5節 電力・通信の確保計画

1 電力供給確保対策

電力供給対策については、電力供給事業者の定めるところによる。

2 公衆通信確保対策

公衆通信確保対策については、公衆通信事業者の定めるところによる。

第6節 積雪期の交通確保計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 道路管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪を実施し、積雪期の交通路を確保する。
- イ 市、県及び関係機関等において、災害発生時の除雪、交通規制の実施、交通状況の情報発信等について、広域的な連携・調整を行う体制の整備を図る。
- ウ 道路管理者は、立ち往生等の発生が懸念される箇所をあらかじめ把握し、予防的な通行規制区間を設定する。

(2) 市の責務

毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪体制を整備し、雪害予防に努める。

(3) 住民及び道路利用者への広報等

積雪期における交通の混乱防止、雪害による被害の防止、軽減を図るため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について適時適切な広報を行う。

また、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控えることや冬期の運転時には車内に必要なものを準備するよう啓発を行う。

2 市の役割

(1) 除雪体制の確立

市内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

(2) 市除雪会議の開催

- ア 冬期間における地域道路除排雪の円滑な実施を期するため、市除雪会議を開催し、国、県等の道路管理者相互の緊密な連携を図る。
- イ 市除雪会議は、市、国、県の出先機関、警察、消防本部、商工団体、観光協会、建設業者、運輸業者、自治会等の各代表をもって構成する。

(3) 除雪路線の選定

路線の選定に当たっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定する。

(4) 除雪目標の設定

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

(5) 市街地等除雪時の屋根の雪下ろし及び通行規制

降雪が続き屋根の雪下ろしが必要となったときは、自治会、道路管理者、警察等の関係機関で除雪作業に伴う作業員及び作業機械等の確保並びに通行規制等について十分協議し、屋根の雪下ろし一斉作業完了後、道路除雪作業を実施する。

(6) 鉄道輸送障害時の乗客の安全確保

駅間停車等が発生し、運行再開までに長時間を要すと見込まれる場合であって、鉄道事業者から乗客の安全確保のための支援要請があった場合は、次のとおり支援を行う。

ア 鉄道事業者が、乗客を車内に留めると判断した場合、物資等の提供を行う。

イ 鉄道事業者が、乗客を車外へ降ろすと判断した場合

(ア) 関係事業者等と調整し、運送道路確保のための除雪を行う。

(イ) 関係機関等及び関係事業者等と調整し、運送車両の提供を行う。

(ウ) 鉄道事業者が、停車車両から下車し、上記(イ)により避難した乗客のための避難所が必要と判断した場合は、避難所の開設と物資等の提供を行う。

第7節 雪崩防止施設等の整備

1 計画の方針

市は、山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を実現するため、雪崩防止等の施設を整備し、雪崩の発生及び雪崩による被害の発生を防止する。

雪崩防止施設等を計画する場合は、施設等の機能を十分に発揮できるよう、地形、植生、雪崩の発生位置及び種類等を考慮し、保全対象の種類に応じた適切な施設を選定する。

2 市の役割

(1) 雪崩危険箇所の周知

市は、雪崩災害防止のため、住民に雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、県と協力し、雪崩危険箇所図等を用いて雪崩危険箇所の周知を図る。

(2) 雪崩防止施設等の整備

ア 雪崩防止施設等の整備

市管理道路及び道路の附属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

イ 雪崩防止施設等の点検整備

雪崩防止施設等の機能を有効に発揮させるため、点検・整備に努める。

また、降雪時には、積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等により点検・整備を行い、必要に応じ雪底処理等の緊急対策を実施する。

第8節 雪崩事故の防止と応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

市及び関係機関等は、雪崩による事故を回避するため、雪崩発生危険箇所（以下「危険箇所」という。）のパトロール及び、住民の事前避難や雪庇落とし等の事前回避措置の実施により雪崩による災害の発生防止に努める。また、雪崩により被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

(2) 各主体の責務

ア 住民の責務

住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩発生から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩や雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、速やかに地域住民及び市、県、警察等へ連絡し、必要に応じて自主的に避難する。

イ 市の責務

- (ア) 雪崩災害防止のため、県と連携して住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。
- (イ) 危険箇所がある集落については、雪崩巡視員を配置する等の措置を講じ、危険箇所の日常監視に努める。
- (ウ) 関係機関等の協力を得て、危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に雪崩監視装置を設置する等適時十分な監視警戒を行い、警戒体制の整備を図る。また、雪崩巡視員との連絡を密にし、関係者に早期に危険の度合を伝達するとともに、適切な措置を講じる。
- (エ) 気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。
- (オ) 雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難勧告等を発令する。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講じる。
- (カ) 自らの巡視、又は他の関係機関等、雪崩巡視員、住民等からの通報により雪崩の発生を確認したときは、直ちに被害の有無を確認し、速やかに関係機関等に報告する。
- (キ) 住民等が被災した場合は、直ちに消防本部、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合等は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。更に、住居を失った住民を公共施設等に受入れ、十分な救援措置を講じる。
- (ク) 雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
住民、警察等	市、県、警察等	雪崩の兆候、雪崩発生等の情報
市	県	雪崩の兆候、雪崩発生等の情報、避難情報
県、市	企業等	調査・応急対策工事指示
市	保健所	医療救護班派遣等の要請

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 医療救護班派遣等
市	住民、警察等	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難勧告等

3 業務の内容

(1) 雪崩事故の防止

実施主体	内 容	協力依頼先
県、市	- 雪崩防止施設等の整備 - 雪崩パトロールの実施 - 雪崩危険箇所の周知	

(2) 雪崩災害等の調査

実施主体	内 容	協力依頼先
市	被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民に連絡する。	

(3) 避難勧告等の発令

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・ 気象情報等により、雪崩による被害が発生するおそれがあるときや、被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難勧告等の発令及び避難誘導等を実施する。 ・ 異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。	

津波災害対策

第1節 総則

1 計画の目的

国が示した断層モデル（秋田・山形沖、県北・山形沖、佐渡北、越佐海峡）及び海域に伸びる長岡断層を加え、県沿岸において津波が発生し、福島潟放水路を遡上した場合、その津波の影響による浸水被害が終息するまでの間、住民の生命と身体の安全を確保することを目的とする。

第2節 避難計画

1 津波浸水避難対象地域

津波浸水想定区域は、平成29年11月に県が公表した「新潟県津波浸水想定区域図」に基づくものであり、本市の場合、海岸に面しておらず内陸部にあるため、津波による直接的な被害は想定されていないが、福島潟放水路を遡上した津波が新井郷川若しくは福島潟に流入し、それが溢れることにより大通川西側の圃場の一部及び藤屋、飯山新、中ノ通集落北西部の圃場の一部への浸水（浸水総面積：35ha）が想定されている。また、遡上した津波は福島潟に流入する折居川の上関口付近（東大橋）まで遡上するものとも想定されている。

浸水域に人家等は含まれていないが、万一を想定して、次のとおり行政区名による避難対象地域を定める。

行政区名
山倉新田、藤屋、飯山新、中ノ通、高田、上高田、榎、しらとり、山倉・上関口

2 浸水被害予定時間と浸水深、最高流速

津波が福島潟放水路を遡上し、市に浸水被害が発生する浸水開始時間及び浸水深、最高流速は次のとおり想定されている。

場所	時間	浸水深	最高流速
中ノ通北西部	11 時間後	0.1m～0.5m	0.01m/s 以上 0.2m/s 未満
折居川への遡上	12 時間後	0.1m～1.8m	0.2m/s 以上 0.5m/s 未満
藤屋・飯山新北西部	27 時間後	0.1m～0.5m	0.01m/s 以上 0.2m/s 未満
大通川西側	50 時間後	0.1m～0.8m	0.01m/s 以上 0.2m/s 未満

※ 折居川の浸水深は、水面上昇を示す。

3 指定避難所、避難経路及び時間等

指定避難所は神山小学校とし、住民は最短距離で避難するものとする。また、指定避難所まで最も遠い場合で約2.6kmあり、健常者であれば歩行により約45分で避難することができる。ただし、要配慮者の場合、歩行による避難は困難であり、この場合は、車両により避難することとする。

4 情報の収集及び伝達

市は、津波情報を国、県からの連絡及び気象庁の注意又は警戒情報等から収集し、住民へは、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ、防災行政無線、市ホームページ、安全安心メール等で伝達する。

第3節 災害応急対策

1 職員の招集及び配備体制等

職員の招集並びに配備体制及び基準等は、次のとおりとする。ただし、津波の発生要因となる地震による被害等の発生が見込まれる場合は、本計画「震災対策編」を優先する。

【職員の招集及び配備体制及び基準等】

区 分		配 備 基 準	職員配備体制
警戒体制	注意配備体制	・情報収集、連絡活動を円滑に行える体制	・危機管理課担当職員
	第1配備体制	・気象庁が新潟県沿岸に津波注意報を発表したとき ・その他市長が必要と認めたとき	・危機管理課全職員
	第2配備体制	・気象庁が新潟県沿岸に津波警報を発表したとき	第1配備体制に加えて ・応急対策が必要な課（局、所）長 ※災害対策本部の設置に備える体制
災害対策本部	第3配備体制	・気象庁が新潟県沿岸に大津波警報を発表し、市の区域内に浸水被害の発生が予想され、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき ・浸水被害の発生により、避難対象地域の住民を避難させなければならないと市長が認めたとき ・浸水被害の発生により、その復旧が必要であると市長が認めたとき	第2配備体制に加えて ・市長 ・教育長 ・全部課（局、所）長 ・総務課全職員 ・農林課全職員 ・建設課全職員 ・防災隊全隊員 ・応急対策が必要な課（局、所）であらかじめ指定された職員 ・指定する避難所担当職員員
		・浸水被害が想定区域を大幅に超え、人家等に被害が及ぶような場合	・全職員

※ 災害対策本部の解散については、本計画「震災対策編」を準用する。

2 避難勧告等の発令及び避難誘導等

(1) 避難勧告等の発令基準等

区分	発令の基準	住民に求める行動
避難勧告	・大津波警報が発表され、福島潟放水路に津波の遡上が確認されたとき ・津波による災害が発生し、避難を開始しなければ危険であると判断されるとき	・通常の避難行動ができる人は、神山小学校への避難行動を開始する。 ・要配慮者等については、自治会の共助において確実に避難させる。
避難指示（緊急）	・大津波警報が発表され、福島潟放水路に津波の遡上が確認され、沿岸部において極めて重大な災害が発生したとき ・津波による災害が発生し、避難を開始しなければ極めて危険であると判断されるとき	・避難勧告発令後であり、住民は確実な避難行動を実施、完了する。 ・避難していない対象住民は、直ちに避難行動をとるとともに、そのいとまがない場合は、近辺の高い場所に避難する。

【参考】津波警報等の種類と発表される津波の高さ

種 類	発表基準	津波高の 予想区分	発表される津波高		とるべき行動
			数値	表現	
大津波 警報	津波の高さが高い ところで3 mを越 える場合	10 m < 高さ	10 m 超	巨大	陸域に津波が浸水 するおそれがある ため、直ちに圃場か ら上がり安全な場 所に避難する。警報 が解除されるまで、 そこから離れない。
		5 m < 高さ ≤ 10 m	10 m		
		3 m < 高さ ≤ 5 m	5 m		
津波 警報	津波の高さが高い ところで1 mを越 え、3 m以下の場 合	1 m < 高さ ≤ 3 m	3 m	高い	
津波 注意報	津波の高さが高い ところで0.2 mを 越え、1 m以下の 場合であって、津 波による災害のお それがある場合	0.2 m < 高さ ≤ 1 m	1 m	—	陸域での避難の必 要はない。注意報が 解除されるまで、福 島潟近辺に近づか ない。

(2) 避難誘導體制

市は、職員、消防本部、消防団員、警察等防災対応や避難誘導、支援等に当たる人の危険を回避するため、津波による浸水が始まるまでの時間内で防災対応や避難誘導、を行うものとし、当該区域において浸水が始まったら、危険のない場所から警戒監視に当たるものとする。

航空機事故災害対策

第1節 航空機事故災害予防計画

1 計画の方針

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空機事故」という。）が発生した場合に、円滑な応急対策が行えるよう防災体制を構築する。

2 市の役割

航空機事故による大規模事故災害が発生した場合における消防本部、警察、医療機関等との連携体制を構築する。

第2節 航空機事故災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

航空機事故が発生した場合、関係機関等は、相互に情報共有を図り、必要な応急対策を迅速かつ的確に実施する。

(2) 市及び関係機関等の役割

ア 事故現場と周辺地域における救助活動及び救助活動及び住民等の避難誘導を行うために、必要な応急対応を行う。

イ 救護所を設置し、事故現場から搬送された負傷者等の初期救急医療（トリアージを含む応急処置）を実施する。

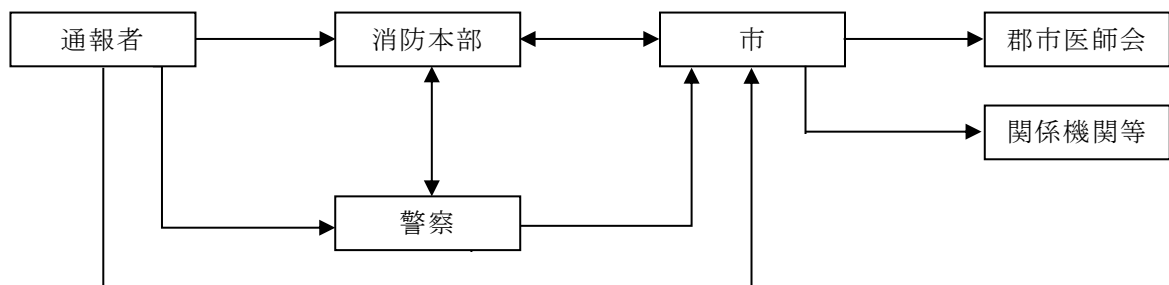
ウ 遺体の収容場所を確保するとともに、関係機関等が行う遺体の検案に必要な協力をする。

(3) 達成目標

消火、救助・救難及び医療救護活動等の応急対策を市及び関係機関等が連携し、迅速かつ的確に実施し、航空機事故による被害の最小限化を図る。

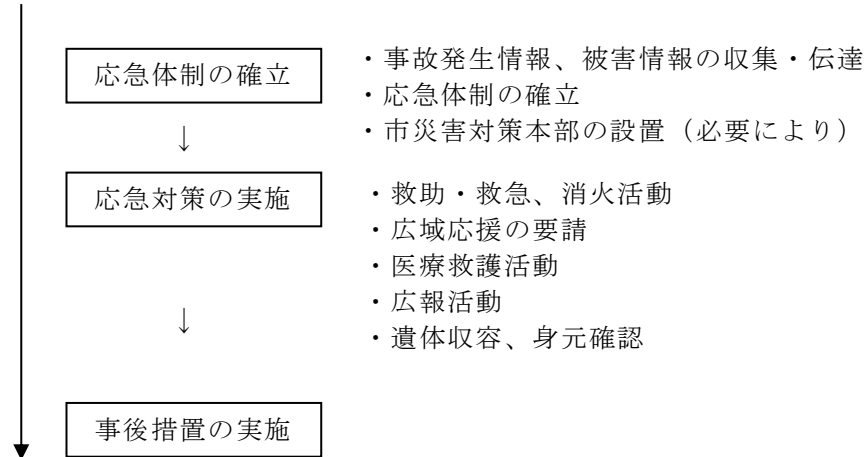
2 情報の流れ

通報を受けたときは直ちに事故現場に職員を派遣し、情報の収集及び発信を行う。



3 業務の体系

★ 航空機事故災害の発生



4 応急体制の確立

事故の態様及び規模により、必要と認めるときは、市災害対策本部等を設置する。

鉄道事故災害対策

第1節 鉄道事故災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等により多数の乗客、乗員、住民等に死傷者が発生又は事故現場周辺住民等に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害が発生した場合、速やかに対処できる体制をあらかじめ整備する。

2 市の役割

鉄道事故による、大規模事故災害が発生した場合における消防本部、警察、医療機関等との連携体制を構築する。

第2節 鉄道事故災害応急対策

1 計画の方針

乗客、乗員、住民等の多数の死傷者が発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害が発生した場合における関係機関等の応急対策の方針等を示す。

(1) 基本方針

市及び関係機関等は、連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

(2) 市及び関係機関等の役割

ア 事故現場と周辺地域における住民等の避難誘導を行うために、必要な応急対応を行う。

イ 救護所を設置し、事故現場から搬送された負傷者等の初期救急医療（トリアージを含む応急処置）を実施する。

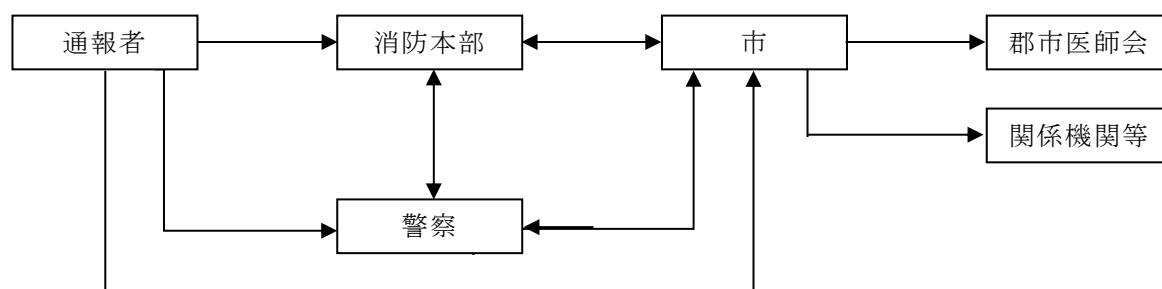
ウ 遺体の収容場所を確保するとともに、関係機関等が行う遺体の検案に必要な協力をする。

(3) 達成目標

消火、救助・救難及び医療救護活動等の応急対策を市及び関係機関等が連携し、迅速かつ的確に実施し、鉄道事故による被害の最小限化を図る。

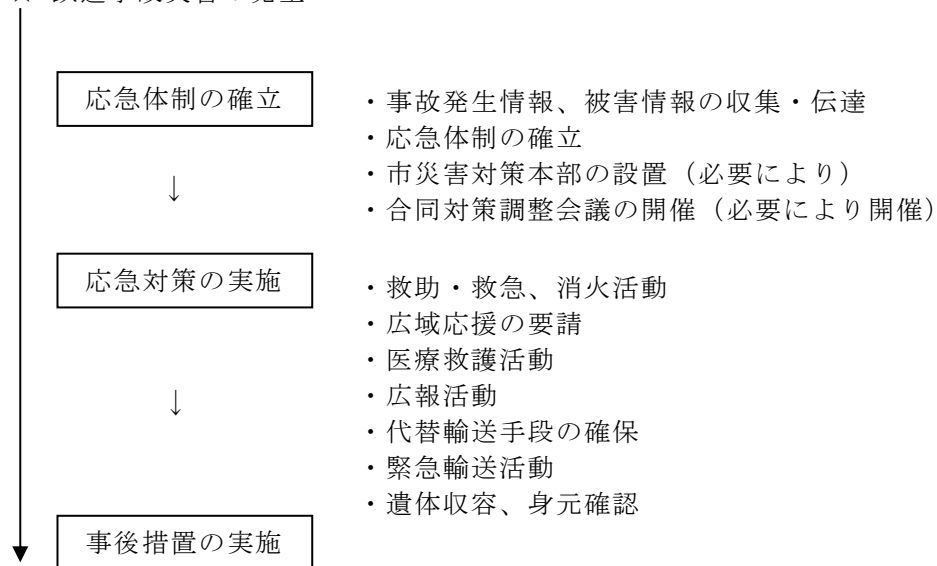
2 情報の流れ

通報を受けたときは直ちに事故現場に職員を派遣し、情報の収集及び発信を行う。



3 業務の体系

★ 鉄道事故災害の発生



4 応急体制の確立等

（１）事故の態様及び規模により、必要と認めるときは、市災害対策本部等を設置する。

（２）合同対策調整会議

必要により合同対策調整会議を開催する。

会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置されたときは、その指示に基づき必要な調整を行う。

道路事故災害対策

第1節 道路事故災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

関係機関等の協力により、道路施設の損傷、崩壊等による道路上での重大事故を未然に防止するとともに、交通事故等により多数の死傷者の発生、危険物の流出・炎上・爆発等の事態が発生した場合、これに速やかに対処できる体制をあらかじめ整備する。

(2) 道路管理者の責務

ア 定期的に道路パトロールを実施するとともに、老朽した道路施設等の修繕・補修、道路改良による安全性の向上、道路周辺環境の改善による危険の除去等を計画的に進める。

イ 事故災害発生情報を通行車両、関係機関等へ迅速に伝達するための設備及び体制の整備に努める。

ウ 事故発生時の救助・救急、医療機関への搬送、交通規制、危険物の処理、事故現場周辺住民の避難等を迅速に実施できるよう関係機関等との連絡体制の構築に努める。

2 市の役割

(1) 道路点検の実施

日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な修繕、補修等の事故予防措置を講じる。

(2) 防災体制の整備

道路パトロールによる発見のほか、道路利用者から警察、消防本部への通報により覚知される場合が多いことから、警察、消防本部との連絡経路を明確にし、事故災害発生時は直ちに作業要員等を現地に派遣できるよう関係業者との連絡体制を整備する。

(3) 連絡窓口の明確化

事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、関係機関等との連絡窓口をあらかじめ定める。

(4) 道路トンネル事故の予防対策

トンネル内での衝突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的・物的被害をもたらすおそれがあることから、事故防止とその処理のための設備及び体制の整備に努める。

第2節 道路事故災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な道路事故災害発生の通報を受けたときは直ちに関係機関等に情報を伝達して現場に出動し、迅速な救助救急活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

(2) 関係機関等の活動調整

ア 活動調整

事故現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関等は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

必要により合同対策調整会議を開催する。

会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置されたときは、その指示に基づき必要な調整を行う。

(3) 市及び関係機関等の役割

ア 危険物流出時の対策

危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、事故現場周辺住民に対して火気の使用制限の措置を講じる。また、必要に応じて、住民等の避難誘導を行う。

イ 救護所を設置し、事故現場から搬送された負傷者等の初期救急医療（トリアージを含む応急処置）を実施する。

ウ 遺体の収容場所を確保するとともに、関係機関等が行う遺体の検案に必要な協力をする。

(4) 達成目標

消火、救助・救難及び医療救護活動等の応急対策を市及び関係機関等が連携し、迅速かつ的確に実施し、道路事故による被害の最小限化を図る。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
消防本部、警察	道路管理者	被害情報、危険物流出の有無

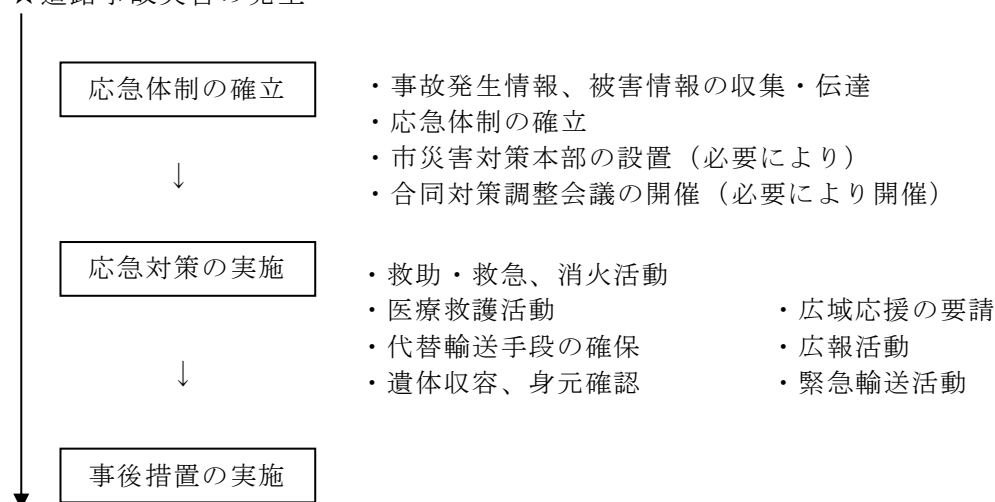
(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
警察	道路管理者	交通規制情報、警戒区域の設定

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	新潟DMA T又は県医療救護班の派遣人数
市	地域住民	避難勧告等

3 業務の体系

★道路事故災害の発生



4 応急体制の確立等

（１）事故の態様及び規模により、必要と認めるときは、市災害対策本部等を設置する。

（２）合同対策調整会議

必要により合同対策調整会議を開催する。

会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置されたときは、その指示に基づき必要な調整を行う。

大規模火災対策

第 1 節 大規模火災予防計画

風水害対策編第 2 章第 20 節「火災予防計画」を準用する。

第 2 節 大規模火災応急対策

風水害対策編第 3 章第 16 節「消火活動計画」を準用する。

その他の災害対策

第1節 危険物等事故災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿を含む。）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下「危険物等」という。）に係る災害について、これらを取扱う事業者による自主保安対策及び行政機関による予防対策並びに事故発生時における応急対策の方針を示す。

2 市及び関係機関等の役割

(1) 危険物等施設の設置状況の把握

(2) 危険物等施設の安全対策の把握

(3) 市、消防本部、警察、医療機関等との連携体制の構築

(4) 学校等における危険物等の安全対策

(5) 火薬類製造施設等、高圧ガス製造施設等、毒物劇物保管貯蔵施設及び有害物質取扱施設等に関する規制事務において、県から権限委譲を受けた事項の実施

第2節 危険物等事故災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物等の火災、爆発、流出等による事故災害が発生した場合、事業者は初動対応を実施するとともに速やかに消防本部、警察に通報する。通報を受けた関係機関等は被害を最小限にするため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 各主体の役割

ア 住民の役割

危険物等による漏えい、火災等による事故の発見者は、速やかに消防本部等に通報する。

イ 市の役割

災害が発生し、又は発生したような状況にある、若しくは発生するおそれがあるときは、直ちに周辺住民に災害の状況や避難の必要性などの広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。また、被災者の安否情報を確認するとともに、被災者の救護、付近住民等に対する避難勧告等の必要な措置を講じる。

飲料水の汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講じる。

2 情報の流れ

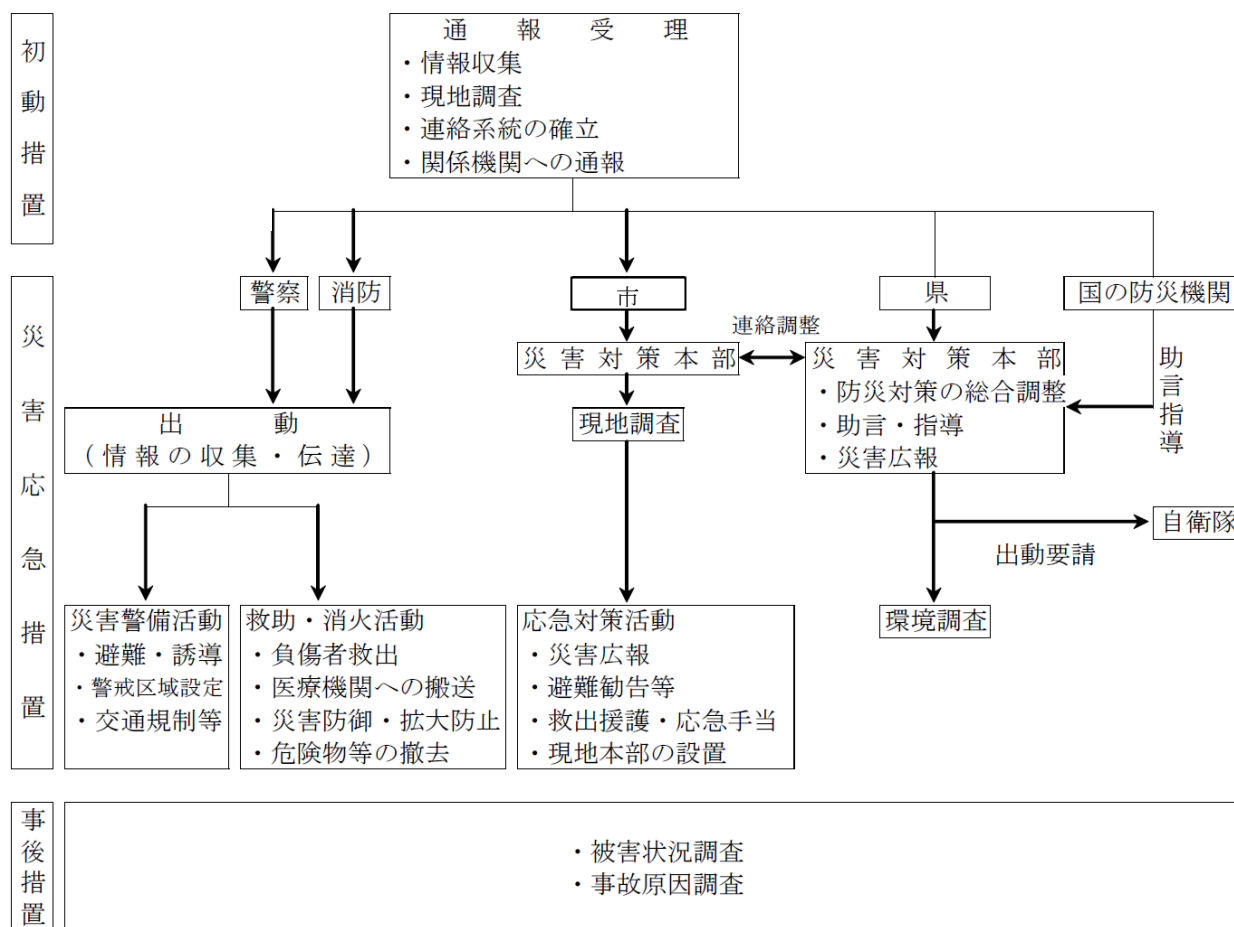
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市、消防本部、警察、事故発生事業所	周辺住民	事故の状況、避難の必要性や避難先等の避難情報、防災活動の状況
消防本部	市、県	事故の状況、避難の必要性、防災活動の状況
市、県	報道機関	事故の状況、避難の必要性、防災活動の状況

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
消防本部	市、県	事故災害の鎮圧状況、負傷者等の情報、広域応援要請
県	市、防災関係機関	事故の状況及び鎮圧状況

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導活動

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・住民の生命、身体に対する危険を防止するため、避難を勧告する等速やかに住民の避難誘導を実施する。	消防本部、事故発生事業所

(2) 災害の広報

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・災害の状況、避難の必要性の有無、鎮圧の見通し	報道機関

(3) 情報の収集と伝達

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・事故状況を把握し、防災関係機関と情報を共有化する。	消防本部、警察

